

博士学位論文

中国租界の保護制度及びその近代建築の保護に関する研究

—日本の外国人居留地と対比して—

令和2年1月

喬 文琪

QIAO WENQI



# 目次

目次.....	1
序章.....	1
はじめに.....	2
1 研究目的と意義.....	3
1-1 研究目的.....	3
1-2 研究意義.....	3
2 先行研究と本研究の位置づけ.....	3
2-1 歴史保護制度に関する研究.....	3
2-2 租界と外国人居留地に関する研究.....	5
2-3 本研究の位置づけ.....	5
3 研究対象と方法.....	6
3-1 資料調査.....	6
3-2 現地調査.....	7
4 関連用語.....	7
5 中国の行政体系.....	8
6 論文の構成.....	9
<b>第一章 中国の租界.....</b>	<b>11</b>
序.....	12
1-1 中国の租界の歴史.....	15
1-1-1 阿片戦争（上海租界の開港）.....	15
1-1-2 第二次阿片戦争（イギリスとフランス租界の拡張）.....	17
1-1-3 日清戦争（日本、ドイツ、ロシア租界の発足）.....	20
1-1-4 義和団事件（多国租界の形成）.....	24
1-1-5 第一次世界戦争（租界の回収）.....	28
1-2 租界としての上海と武漢.....	31
1-2-1 上海租界.....	31
1-2-2 武漢（漢口）租界.....	32
1-2-3 上海市と武漢市において保存されている建造物.....	33
1-3 中国租界と日本外国人居留地の比較.....	35
1-3-1 外国人居留地である函館.....	35
1-3-2 上海市及び武漢市と函館市の比較.....	37
付録.....	39
<b>第二章 歴史保護制度.....</b>	<b>45</b>
序.....	46
2-1 歴史保護制度の形成.....	46
2-1-1 中華人民共和国以前の古物保護（1949年以前）.....	46
2-1-2 「文物保護管理暫時条例」（1961年）.....	47
2-1-3 「中華人民共和国文物保護法」（1982年）.....	49
2-1-4 「中華人民共和国文物保護法」（2002年）.....	52
2-1-5 歴史文化名城名鎮名村保護条例（2008年）.....	54

2-1-6 歴史保護における他の法令。 .....	55
2-2 租界に関する歴史保護制度 .....	57
2-2-1 「点」的な保護である「文物保護単位」 .....	57
2-2-2 「面」的な保護である「歴史文化名城」 .....	65
2-3 日本の歴史保護制度 .....	71
2-3-1 日本の歴史保護制度の形成 .....	71
2-3-2 外国人居留地に関する保護制度 .....	74
2-4 両国の歴史保護制度の比較 .....	82
2-4-1 両国における歴史保護制度の構成 .....	82
2-4-2 「面」的な保護制度 .....	83
2-4-3 「点」的な保護制度 .....	85
付録 .....	89
<b>第三章 租界の保護制度 .....</b>	<b>103</b>
序 .....	104
3-1 租界都市である上海市と武漢市の保護制度 .....	104
3-1-1 上海市の歴史保護条例 .....	104
3-1-2 武漢市の歴史保護条例 .....	107
3-1-3 地方の歴史保護制度の特徴 .....	110
3-2 外国人居留地である函館市の歴史保護制度 .....	111
3-2-1 景観条例と伝統的建造物群保存地区 .....	111
3-2-2 北海道文化財保護条例及び函館市文化財保護条例 .....	113
3-2-3 日本における地方の保護制度の特徴 .....	115
3-3 日中両国における地方の保護制度の対比 .....	116
<b>第四章 近代建築の保存現状 .....</b>	<b>119</b>
序 .....	120
4-1 上海市と武漢市の租界における保護現状 .....	120
4-1-1 歴史地区及び歴史的建造物の数 .....	120
4-1-2 歴史的建造物の保護 .....	122
4-1-3 歴史的景観の整備 .....	125
4-2 函館市の外国人居留地における保存現状 .....	130
4-2-1 伝統的建造物群保存地区及び歴史的建造物の数 .....	130
4-2-2 歴史的建造物の保護 .....	131
4-2-3 歴史的景観の整備 .....	134
4-3 租界と外国人居留地における保護現状の対比 .....	136
付録 .....	138
<b>第五章 歴史保護制度における課題 .....</b>	<b>205</b>
5-1 中国の歴史保護制度の評価 .....	206
5-2 日本の歴史保存制度の評価 .....	206
5-3 中国の歴史保護制度に関する課題と考察 .....	207
<b>図版リスト・出典、表リスト、写真リスト .....</b>	<b>209</b>
<b>参考文献 .....</b>	<b>212</b>

## 序章

### はじめに

都市の個性は「歴史」から生み出されたものである。都市の歴史を守る理由は、単純に人間の記憶を守ることわけではなく、都市の歴史はまた、未来を創り出すために、重要な要素であると考えられる。

近年、都市の急速な発展に伴い、都市の歴史的景観が保存されているエリアは縮小し、歴史的建造物の数も年ごとに減少し続けている。これらの状況は、都市の「発展史」は同時に歴史的景観の「破壊史」だとも言える。特に 20 世紀中期、日本は高度経済成長期に入り、戦争の被災から逃れた歴史的建造物は、都市建設のため多くが破壊され、それまでにあった歴史的景観も急速に変貌し、都市の個性は歴史と共に失われていった。その様な状況は日本だけでなく、中国、韓国、シンガポール、インド等のアジア諸国においても重要な課題となっている。

都市の歴史的遺産が破壊され続けることをくい止めるため、各国もそれぞれの歴史保護に関する法律を実施している。日本では 1950 年から文化財保護法が実施され、現在に至るまで約 70 年の間、四回の改正が行われた。日本の文化財保護法は有形文化財、無形文化財、民俗文化財等七種類の文化財が含まれ、それらを認定、管理、保護、補助等事項が規定されている。文化財保護法の他には、景観法、都市計画法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律及びそれぞれの地方条例があり、相互が関連した制度を形成した。一方、中国では歴史的遺産を保護するため、1982 年の文物保護法、2006 年の風景名勝区条例、2008 年の歴史文化名城名鎮名村保護条例、2011 年の非物質文化遺産法等法令があり、多種類の法律により歴史的遺産を保護している。他のアジアの国々では、歴史的遺産について法律は、例えば韓国では 1962 年から実施された文化財保護法、ベトナムでは 2001 年のベトナム文化遺産法等が挙げられる。以上のように、アジアの各国でも都市の歴史的遺産の保護努力が確認できる。

しかし、都市の歴史的遺産の保護に関する法律や制度が成立している国々においても、その保護と活用において完璧な状況であるとは言えない。時代の変遷に伴い、国々の歴史的遺産における保護と都市再開発の圧力は相互に拮抗しており、その状況は緩和していない。また、日本では、高齢少子化による空き家の増加、地域の活力の低下、伝統的建造物群における保護事業が停滞しつつあること等、新たな課題となっている。一方、中国では、歴史的保護区の周辺でのインフラの整備不足、コミュニティによる建物管理の混乱、住民の収入低下等社会問題も都市の歴史的遺産保護事業が直面する重要な課題となっている。その原因の一つには都市の歴史的遺産を保護する制度そのものに内在する課題があると考えられる。筆者は日本に留学している中国人であり、日中両国の制度及び歴史遺産の保存現状を研究している。その立場から、両国に現行する歴史保護制度を調査し、それら制度の視点から両国での歴史遺産保護の状況を対比し、歴史的遺産の保護における課題を客観的に検討できると考えられる。

近代はアジア諸国での都市形成における最も重要な時期と言っても過言ではない。当時、施行された都市計画及び建設された建造物は、現代においてもその都市の個性を保つのに影響していると言える。日中両国の都市形成史はそれぞれに違いがあるが、中国の上海、武漢等の租界から発展した都市、日本の函館、神戸等の外国人居留地があった都市では、何れもコロニアルな雰囲気を持つ都市であり、外観的に類似している点が多い。中国の租界と日本の外国人居留地における歴史、現状及びそれらを保護する制度を比較することを通して、両国における近代に建設された建造物がどのように保護されているのか、及び現行している歴史保護制度が十分効果があるのかを明らかにしたい。

近代は歴史の全てではない、租界や外国人居留地における近代建築も、現在最も多く残っている歴史的建造物でもない。しかし、租界及び外国人居留地における保護制度及び保護状況が両国の歴史保護制度の事業状況がある程度に反映していると考えられる。

## 1 研究目的と意義

### 1-1 研究目的

中国の急速な経済発展に伴い、租界での歴史的建造物や歴史的建造物群は解体、改修、用途変更等様々な影響を受けており、歴史的建造物の保護と都市再開発の圧力は相互に拮抗しているのが現状である。この様に、都市再開発の影響を受けやすい原因の一つとして中国の歴史環境の保護制度そのものに内在する何らかの課題があるのではないかと本稿では仮説をたてた。

本論文は、中国における租界都市に注目し、中国で現行する歴史保護制度の側面から、現地調査によって租界における歴史的景観、歴史的建造物の保護状況における課題を抽出する。また、日本の歴史保護制度及び外国人居留地の保護状況との対比から、中国の歴史保護制度の課題を検討する。

この目的を果たすため、本稿は、以下の点を行う。

1. 中国租界の形成史と現状を整理し、日本の外国人居留地との対比から、租界及び外国人居留地の特徴及び歴史的な影響を明らかにする。
2. 中国の歴史保護制度において、国レベルの保護制度と地方レベルの保護制度を整理する。日本で現行している歴史保護制度の対比から、両国の歴史保護制度の特徴を明らかにする。
3. 現地調査から、中国租界における歴史的景観、歴史的建造物の課題を明らかにし、日本の外国人居留地の事例との対比から、その課題を検討する。
4. 以上から、保護制度の特徴及び現地調査により解明した課題に基づいて、中国の歴史保護制度課題を明らかにする。

### 1-2 研究意義

1. アジアにおける他国での歴史保護制度やその特徴の評価に関する研究の一方法論となる。
2. 日本の外国人居留地と中国の租界、及びその近代西洋建築の保存・活用に関する研究の基盤となる。
3. 歴史保護制度の今後の在り方を考察する際に資する。特に、日本と中国の歴史保護制度の将来的な改正において、相互に参考となる。
4. 日本と中国の近代都市の再開発における歴史的建造物や建造物群の保存・活用において、資料的価値を有する。

## 2 先行研究と本研究の位置づけ

本論文は、中国の歴史文化名城に関する法律や制度の仕組みと、租界における歴史的建造物の保護実態を関連付け検証することにより、その制度にある課題を明らかにしようとする研究であるため、歴史的建造物に関する制度研究ならびに租界の形成史研究が主な先行研究となる。

### 2-1 歴史保護制度に関する研究

- ① 王景慧・阮儀三・王林、『歴史文化名城保護理論と計画』、同済大学出版社、1999

当該研究の著者は、歴史文化名城の指定及び関係制度の制定に参加しており、歴史文化名城

## 第一章

---

の保護事業の経験者の視点から、歴史文化名城制度の形成と発展及び中国の歴史都市の類型や特徴を整理し、歴史文化名城制度の保護対象、保護方法及び歴史文化名城保護計画の内容を説明している。また、当該研究はイギリス、日本など海外の歴史保護制度を概述し、制度の体系、行政管理体系、保護資金の財源などの側面から中国と対比しており、本論文にとって重要な基礎的研究である。

### ② 張松、『歴史都市保護学導論』、同済大学出版社、2008

当該研究は、中国における新都市の開発における自然環境の破壊、旧城区の更新による歴史的景観や空間形態の変化、各都市の景観の同質化など歴史保護に関する課題を背景とし、都市の自然環境、都市空間の形態、歴史的保護区、スカイライン、都市特色の育成などの側面から歴史的環境の保護内容と方法を提示した。また、当該研究はヨーロッパ、アメリカ、日本の歴史保護制度の歴史沿革、関係法律と政策、計画と管理などについて概述し、特に、日本における近代の歴史的建造物の登録制度、助成の措置及び活用方法が述べられており、それら制度面において本論文では参照した。

### ③ 張松、『当代中国歴史保護読本』、中国建築工業出版社、2016

当該研究は、中国に現行している歴史保護に関する理論について、その内容、特徴、実施方法及び存在している問題点を検討している。これらの理論のうちに、歴史文化名城と歴史地区について重要な内容として紹介されている。当該研究では、歴史文化名城において、歴史文化名城の保護原則、保護内容、保護方法について概述し、デベロッパー、都市の首長、都市計画の従事者、市民の側面から歴史文化名城における保護の課題及びその原因が検討した。歴史文化街区において、当該研究は歴史地区の保護現状、歴史地区と都市計画の関係、歴史地区の保護措置、保護範囲や規模の確定などについて検討されている。

### ④ 葉華、『中国の都市計画における歴史的環境保護に関する研究』、早稲田大学、1998

当該研究は、都市計画の側面から、中国における歴史的環境保護制度の概念及び事業の形成史、制度の実態及びその課題が検討されている。特に当該研究の第三章である「中国の都市計画における歴史的環境保護制度の形成」では、1997年までの中国における歴史保護制度の整備過程が明らかされている。具体的において、当該研究は中国における歴史保護制度の形成史を5つの時期に分け、各時期に公布された主要的な法律・条例、当時における保護制度の特徴及び相応した課題を整理している。その研究結果は本論文における第二章にとって重要な先行研究となっている。本論文では、当該研究を基に、更に2019年までの歴史保護制度の形成を加え整理している。

### ⑤ 馬茲辰・三宅諭、『中国西安市古城區における歴史的環境保全に関する研究』、都市計画論文集、2018

馬らによる研究は、西安古城區を対象に具体的な保護状況や実態調査の結果を提示している。当該研究は西安市に関する国及び地方により公布された法律・条例を整理し、西安市が現行している歴史的環境保全制度の実態を解明した。また、当該研究では西安市における歴史文化街区の現状が検討され、特に歴史地区の高さ制限規制から、歴史的景観や環境の保全における課題を指摘しており本論文と関心や方法が近い。



## 2-2 租界と外国人居留地に関する研究

### ① 費成康、『中国租界史』、上海社会科学院出版社、1991

当該研究は、中国租界の始まり、発展、繁栄、終結の沿革を整理し、中国租界における土地権、地稅、土地契約などの土地制度、立法、司法など法律制度、及び当時の行政制度を概述している。また、費は租界と租借地、避暑地、外国人居留地、通商地などの空間的な区分を検討した上、中国租界の定義、数、分類を議論している。当該研究は、近代の歴史的建造物に関しては多くを言及していないが、社会学的な視点から近代租界の状況を解明しており、本論文の第一章において重要な先行研究となっている。

### ② 大里浩秋・孫安石、『国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海』、御茶の水書房、2006

大里らは日本租界を研究対象として、中国の重慶・漢口・杭州・上海の4つの都市に開かれた租界において、租界の開設、租界に関する歴史的な事件、租界が後世へ与えた影響などについて検証している。また、当該研究は社会学だけでなく、都市計画と建築の側面から中国の近代都市の形成史及び中国と西洋文明が混淆していく建築文化の変化について考察している。

### ③ 田中重光、『近代・中国の都市と建築—広州・黄埔・上海・南京・武漢・重慶、台北』、相模書房、2005

当該研究は、租界のみに注目するものではないが、研究対象とする広州、黄埔、上海など7つの都市の内に、租界に関わるものも広州、上海、武漢、重慶の4つの都市が含まれている。田中は、これらの都市における重大な歴史的な事件、当時の都市計画の構想と実施状況、活躍した建築家や彼らの作品、当時に流行していた建築様式などの側面から、中国の近代都市の実情を考察している。特に、上海と武漢の内容は本論文において重要な先行研究として位置付く。

### ④ 大山梓、『旧条約における開市開港の研究』、鳳書堂、1967

当該研究は、日本安政五国条約及びその附属取極により、長崎、函館、横浜、神戸、大阪、東京、新潟の7つの都市における開市や開港の過程を考察している。その内、開港場である函館において、当該研究は日本が外国と締結した条約と取りきめに基づき、函館における外国人居留地の位置確定、行政・司法・衛生・警備などの状況、幕末及び明治政府が諸外国と交わした居留地の管理についての交渉などの内容を検証した。これらは本論文で対象とする日本及び函館における外国人居留地の形成史において参照した。

### ⑤ 大川三雄・川向正人・初田亨・吉田鋼市、『近代建築の系譜』、彰国社、1997

当該研究は、幕末に出現した近代工業建築、擬洋風建築などから、第二次世界戦争が終結してから出現したモダニズム、構造主義、新ブルータリズムなどまで、日本における近代建築の誕生、発展、建築における思想や意匠の沿革、各時期にこれらの建造物の特徴などの内容を明らかにしている。全般的通史であり外国人居留地に焦点を当てるものではないが、外国人居留地に建設された洋風建築の意匠を解明するにあたって参照した関連研究である。

## 2-3 本研究の位置づけ

以上から、中国における歴史保護制度の形成史に関する研究の殆どは2000年以前のものであり、2000年からの「文物保護法」の改正、「歴史文化名城名鎮名村保護条例」、「非物質文化

## 第一章

遺産法」など重要な法律や条例などについては触れられていない。また、歴史的環境の保護状況において、古代（清王朝以前）から保護されてきた都市（北京、西安、平遥など都市）の研究が比較的多く、近代以降に発展した都市及び保護されている歴史的環境や歴史的建造物を検証する研究は未だ多く無いのが現状であると言える。更に、租界と外国人居留地における研究の殆どは歴史的な考察の視点から行ったものであり、租界や外国人居留地を研究対象としてその保護実態の考察、及び両者の対比について研究は多く無い。そのため、本稿では、これらの既往研究に基づきながら、民国時期の歴史保護制度から 2020 年現在に至るまでに公布された法律・条例につて、中国における歴史保護制度の形成史を再整理する。また、租界における近代の歴史的建造物に注目し、その個々の建築的な保護状況を調査により明らかにし、歴史文化名城制度・文物保護単位制度・租界のある都市が実施する条例を日本（外国人居留地であった函館及びその伝統的建造物群保存地区）と対比させることから、その歴史的建造物の保護における課題を制度面から指摘する研究として位置付く。

### 3 研究対象と方法

中国の近代の都市形成において、租界が都市発展の起点となった都市は 11 ヶ所あり、特に上海市、武漢市（漢口）、天津市は、その代表的な都市である。さらに上海市と武漢市は、都市の規模に違いはあるが、同じ流域にあることから歴史的、文化的にも近く、近代の交易において果たした役割も近い。また、現在ある歴史的建造物に対する保護体制も類似している。以上の背景から、本稿では当該 2 都市を調査対象とした。また、日本では、外国人居留地から発展した都市である函館を事例として、中国租界との比較対象として検証する。

本論文では各都市の分析にあたり、資料調査、現地調査を行った。日中両国での調査結果を比較し、それらのデータに対し詳細に分析することで中国の歴史保護制度における課題について考察する。具体的には、以下の点を行う。

1. 中国租界の形成史及び現状を把握・整理し、日本の外国人居留地との対比から、中国租界と外国人居留地のそれぞれの特徴を明らかにする。
2. 中国の歴史保護制度において、国の歴史保護制度及び地方の保護制度を整理し、日本で現行する歴史保護制度との対比から、両国の歴史保護制度の特徴を明らかにする。
3. 現地調査から、中国租界における歴史的景観、歴史的建造物の課題を明らかにし、日本の外国人居留地の調査結果との対比から、中国の歴史的建造物の保護に関する課題を検証する。
4. 以上の結果に基づいて、中国における歴史保護制度の課題を明らかにする。

#### 3-1 資料調査

本論文で資料調査を行った政府の機関、政府により作成されたウェブサイトなどものは以下の通りである

1. 日本：東京国立図書館、東北大学図書館、東北工業大学図書館
2. 中国：上海市図書館、上海市博物館、上海市都市計画展覽館、武漢市図書館、武漢市博物館、武漢市都市計画展覽館。
3. ウェブサイト：  
函館市公式ホームページ：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>  
上海市地方誌：<http://www.shtong.gov.cn/node2/index.html>  
上海市文物保護単位の名簿：<http://wgj.sh.gov.cn/node2/n2029/n2031/n2062/u1ai153186.html>  
武漢市文物保護単位の名簿：<http://wlj.wuhan.gov.cn/html/wwbhdw/>

武漢市優秀歴史建築：<http://119.97.201.28:7500/index.aspx>

4. 上海華東建築設計研究院により開発された app：「行走上海」

### 3-2 現地調査

現地調査の対象は中国の上海と武漢、日本の函館と選り、調査の時間は以下の通りに行った。

函館の現地調査：2018年2月20日—2月27日

上海の現地調査：2018年5月20日—5月27日

武漢の現地調査：2018年5月28日—6月3日

現地調査では、まず、政府に公開された資料から各近代都市の歴史的建造物及び各歴史的保護区の位置や範囲を確認し、歴史的建造物の分布を示す地図を作る。つぎに、各都市に外国人居留地を保護している重要伝統的建造物群保存地区の各建造物の階数、色彩、用途、屋根の様式など特徴を記録し、建造物の外観を写真の形式で記録した。更に、それらに基づき、歴史的建造物に番号を付け、各都市の政府のホームページで発表された歴史保護区の現状図に従って各建造物の間の位置関係を確定し、各都市の外国人居留地を保護する歴史地区及びそこに存在している建造物の特徴を分析する。

## 4 関連用語

本論文では、主に中国と日本の歴史的建造物を対象とするため、歴史的保護制度及びそれらに関連する用語が両国で異なる。そこで本論文における用語について以下に整理し、これらに従って検証を進めることとする。

- ・ **歴史的遺存**：歴史から遺存された芸術品、器具、建築、遺跡、演劇、音楽、など人類の活動によって生み出された有形・無形の所産を指す。本論文では、中国の文物、歴史文化名城、歴史文化街区、歴史文化名鎮、歴史文化名村、各等級の不可移動文物、各市の歴史建築、非物質文化遺産、風景名勝区、世界遺産、及び日本の各種類の文化財を指す。
- ・ **歴史建築**：中国における「歴史的建造物」を指す。歴史文化名城名鎮名村保護条例により、市県級人民政府に指定する歴史的価値があり、歴史的景観、地方の特色を反映でき、文物保護単位に指定されなく、不可移動文物に登録されない建造物、構造物。本論文では、歴史的建造物と区別するため、歴史建築は、歴史文化名城名鎮名村保護条例に規定されるものを指すこととする。
- ・ **歴史保護制度**：歴史を保護する制度全般を指す。本論文では歴史的遺産を保護するそれぞれの法律、条例などの総称を指すこととする。
- ・ **確定**：本論文では、保護対象における指定、選定、決定、登録等行為の総称を指すこととする。
- ・ **指定**：本論文では、国が制度に従い保護対象を認定することを指すこととする。
- ・ **選定**：本論文では、国が制度に従い地方の申請に基づいて保護対象を認定することを指すこととする。
- ・ **決定**：本論文では、地方が制度に従い保護対象を認定することを指すこととする。
- ・ **近代建築**：近代に建設された歴史的建造物を指す。近代を指す期間については、日本と中国の定義が異なっている。日本では、概ね、江戸時代の終結から（1868年）、第二次世界戦争の終戦（1945年）までを近代とする見方がある。一方、中国では、阿片戦争（1840年）から、中華人民共和国が成立するまで（1949年）を近代とする見

## 第一章

方がある。本稿で、以上に述べた両国のそれぞれの定義に従い、近代の用語を用いる。

- ・ **保護** (conservation) : 危険・破壊・困難などが及ばないように対処すること。本論文では、歴史的遺産において、現状を必要のない変更を施さないよう措置を加えることを指すものとする。
- ・ **保存** (preservation) : 現状を変えないように保っておくこと。本論文では、歴史的遺産に対し、長期に存在できるよう措置を加えることを指すものとする。
- ・ **活用** (effective utilization) : 建物の性質やその働きが十分に発揮できるように利用すること。本論文では、歴史的遺産において、歴史的価値だけでなく、使用上、科学的側面、芸術的価値が発揮できるように歴史的遺産に現状変更を加えることを指すものとする。

## 5 中国の行政体系

中国の憲法により、中国の行政区画は三つの級の区画から構成されている。

第一級行政区画は「直轄市」・「省」・「自治区」、「特別行政区」と規定される<sup>注1</sup>。第二級行政区画は「市」・「自治州」・「県」・直轄市として管轄される「区」と規定される。第三級行政区画は「鎮」・「民族郷」・「郷」と規定される。ただし、実際的に、第二級行政区画の「市」は「地級市」と「県級市」と区別される。「地級市」、「自治州」が「県級市」、「自治県」、「県」より行政レベルが高いとは事実であるため、第二級行政区画は二段階と分かれている。

本論文で言及する「市」は「地級市」、「自治州」と指し、「県」は「県級市」、「自治県」、「県」

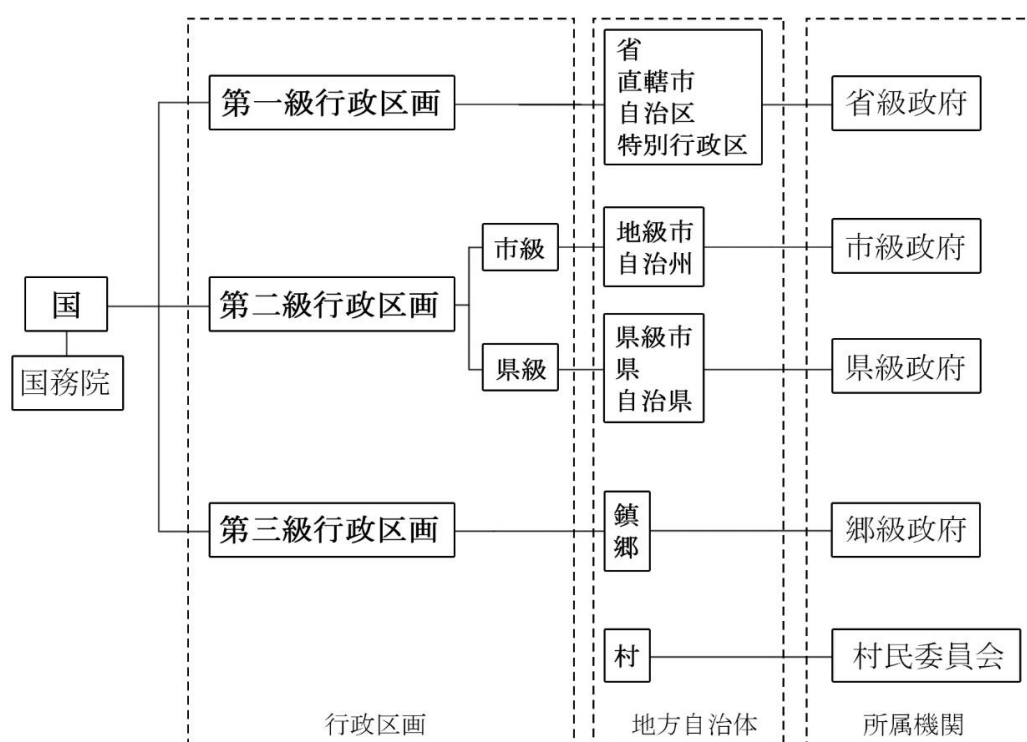


図 0-5-1 中国の行政体系

注1 「直轄市」は北京、上海、天津、重慶、の4つ都市である。その内に北京は首都となされる。「省」は黒龍江省、吉林省、遼寧省、山東省、山西省、河北省、河南省、湖北省、湖南省、江蘇省、浙江省、福建省、安徽省、江西省、広東省、陝西省、四川省、貴州省、青海省、甘肅省、雲南省、海南省、台湾省、の23省がある。「自治区」は内モンゴル自治区、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区、広西チワン族自治区、の5つ自治区がある。「特別行政区」は香港特別行政区、マカオ特別行政区、の2つ行政区がある。

と指すこととする。

また、中国の農村は、村民自治の集落であるため、中国の行政体系には含まれていない。

「人民政府」(略称「政府」。)は、中国の中央と地方の各等級の政権の総称である。「国務院」は最高等級の人民政府であり、或いは中央政府と呼ぶ。第一級行政区画の人民政府は「省級人民政府」、第二級行政区画の人民政府は「市県級人民政府」、第三級行政区画の人民政府は「郷級人民政府」と規定される。省級人民政府、市県級人民政府、郷級人民政府は地方政府である。それらの構成を具体的に図化したものを図 0-5-1 に示す。

本論文の第三章、第四章に言及する上海市は第一級行政区画の直轄市であり、武漢市は第二級行政区画の地級市である。

## 6 論文の構成

第一章：世界における歴史保護制度の理念の変遷を整理する。その上で、日中両国の歴史保護制度における成立の経緯、また日中両国の歴史保護制度の内容、特徴を整理する。両国の歴史保護制度の対比を通じて、その優れた点と課題について検証する。

第二章、第三章：中国の租界及び日本の外国居留地の歴史経緯、そこでの近代洋風建築の特徴を解明する。具体的事例を通して、国レベルの歴史保護制度の下において施行される地方条例の施行状況、及びその特徴について整理する。また、地方の歴史保護条例の側面から、国の全体の歴史保護制度の施行実態を明らかにする。

第四章：中国の租界と日本の外国人居留地とにおける都市景観及び近代洋風建築の保護、活用の状況を解明し、両国の近代都市との対比から、現在の中国の租界と日本の外国人居留地の課題を提出し、その課題の要因に関して検証する。

第五章：日中両国の歴史保護制度についてその内容、特徴、実施効果を対比し、前章に提示した近代都市の歴史的建造物の保護状況から、それらを保護している制度の優れている点と課題について検証し、今後の制度改正に際して課題を提言する。

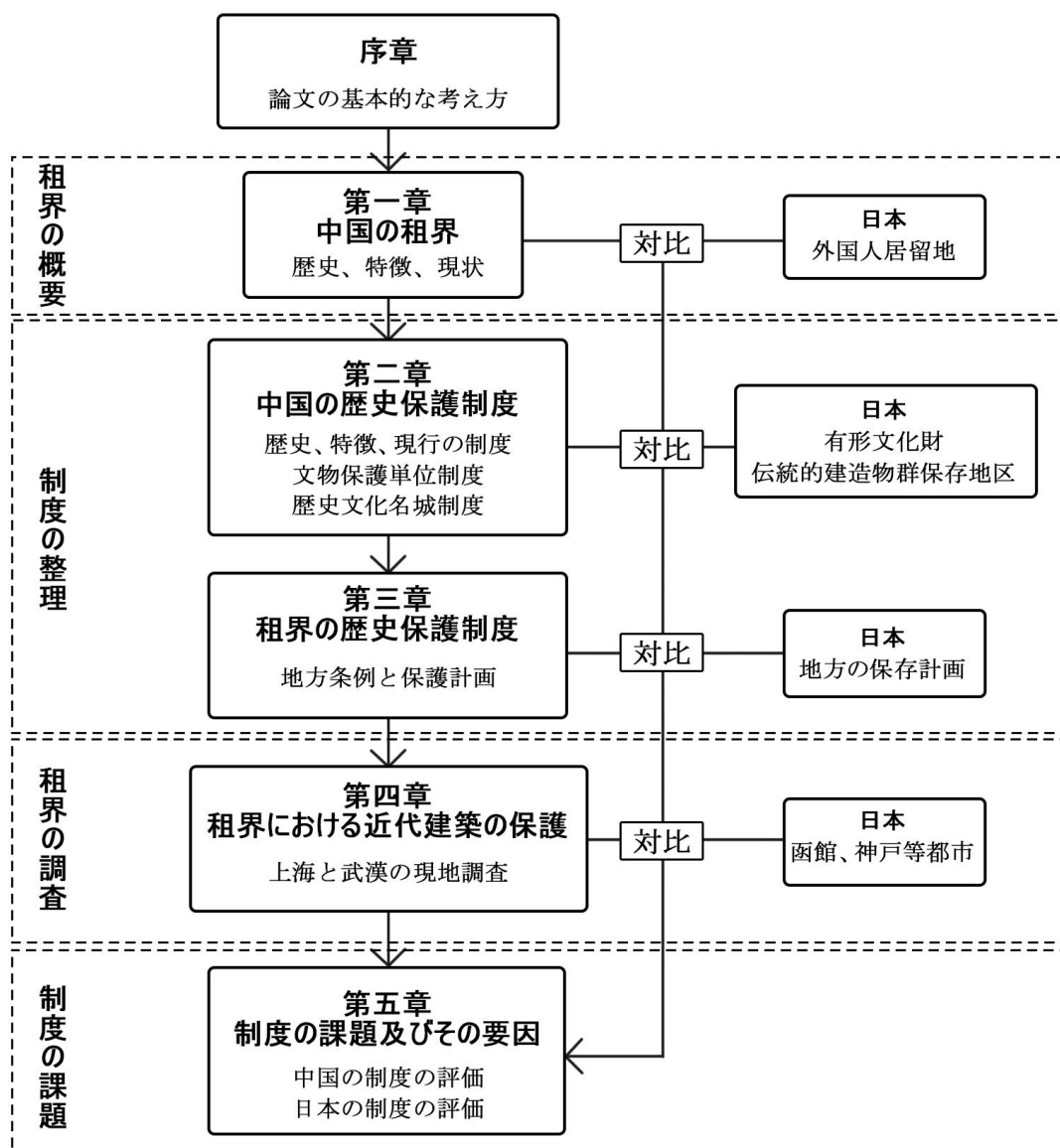


図 0-6-1 論文の構成

## 第一章 中国の租界

### 序

本論文において、租界を研究するため、租界がどのような空間構成であったかは、この段階で整理しておく必要がある。しかし、現在に至るまでの既往研究では、それぞれに異なる定義が提示され、共通した定義が総括されていない。費成康による『中国租界史』では、租界について、後の学界において影響の深い3つの定義を挙げ整理した。

一つ目は『毛沢東選集』に依るものである。『毛沢東選集』出版委員会は、「中国革命及び中国共産党」という文章において、以下の注釈を提示した。

*帝国主義国家は、清政府によって川や海に沿う都市を開港することを承認させた。開港するのに適した区域に占領し「租界」を画定する。「租界」の範囲における行政と法律制度は中国から独立させ、帝国主義的植民地制度の実施が認められた。*

つぎは中国における最も大きな辞書である『辞海』における以下の定義である。

*租界は、帝国主義国家により、半植民地国家（旧中国）における港や都市の範囲において、居留や貿易するために画定された区域を指す。当該区域は、帝国主義国家による半植民地国を侵略し、最悪な活動の拠点である。*

最後は『中国大百科全書』による定義である。『中国大百科全書』の法学巻により、以下の定義が提示されている。

*租界は、帝国主義列強が中国清政府と締結した不平等条約により、居住と貿易を目的として、通商港や都市を永久的に租借した区域である。（中略）領事裁判権の拡大に伴い、租界内には、各国による警察、裁判所、市政管理や税関機関が設置され、それら各国外国人による商社、建築倉庫、埠頭、工場を建設するだけでなく、密輸や毒品販売などの活動も行われたことがある。そのため、租界は中国境内において独立したもう一つの国となり、帝国主義国家が中国を侵略する重要な拠点になった。*

以上の3つの定義から、租界において、1) その画定者は近代帝国主義国家、2) 清政府と条約を締結する方法で永遠に租借される区域である、3) 画定の範囲は海と川に沿う区域である、4) 目的は居留と貿易、5) 侵略の性質を持っていた拠点、6) 独立の領事裁判権、行政管理権、司法管理権がある、等の特徴をまとめることができる。

これらの特徴により、本論文においては「租界」とは、近代帝国主義国家が、清政府と締結された各条約により、居住又は貿易のため、海や川に沿う都市における特定の区域において、**独立的な領事裁判権、行政管理権、司法管理権が行使できる区域**と定義しておく。

以上の定義から、中国における租界は、11都市において25ヶ所（上海イギリス租界とアメリカ租界は「公共租界」と合併するため、1ヶ所とする）となり、具体的な内訳は表1-0-1に示す。



表 1-0-1 中国における租界の位置、存在時間及びその面積

租界都市	租界		存在時間	面積（畝）				
				阿片戦争		第二次 阿片戦争	日清戦争	
上海	イギリス租界		1843-1863	1080	2820	合併		
	アメリカ租界		1848-1863			7856	合併	
		公共租界	1863-1945			10676	16076	33503
	フランス租界		1849-1945	986		1023	2135	15150
広州	イギリス租界		1859-1945			264		
	フランス租界		1861-1945			66		
アモイ	イギリス租界		1844-1930			25		
鼓浪嶼	公共租界		1903-1945					2250
漢口	イギリス租界		1861-1927			458	795	
	フランス租界		1896-1945				187	400
	ドイツ租界		1895-1921				600	630
	ロシア租界		1896-1924				414	
	日本租界		1898-1945				200	622
天津	イギリス租界		1860-1945			460	2090	6491
	アメリカ租界		1862-1902			131		イギリスと合併になった
	フランス租界		1861-1945			439		
	ドイツ租界		1895-1921				1034	4200
	ロシア租界		1901-1924					5474
	日本租界		1898-1945				1667	2150
	ベルギー租界		1902-1931					740
	オーストリア＝ハンガリー租界		1902-1917					1030
	イタリア租界		1902-1945					771
鎮江	イギリス租界		1861-1930			156		
九江	イギリス租界		1861-1927			150		
重慶	日本租界		1901-1937					701
杭州	日本租界		1898-1943				900	
蘇州	日本租界		1898-1945				483	

上表より、中国の近代の都市形成において、租界が都市発展の起点となった都市は11ヶ所ある。特に上海市、武漢市（漢口）、天津市は、これらの租界都市の内に、租界の数が最も多く、面積としても広い都市と言える。さらに上海市と武漢市は、都市の規模に違いはあるが、同じ流域にあることから歴史的、文化的にも近く、近代の交易において果たした役割も近い。また、現在ある歴史的建造物に対する保護体制も類似している。以上の背景から、本論文では上海と武漢の2都市を主要な研究対象とする。

一方、日本においては、中国の租界と同時代に形成された地区として、「外国人居留地」が挙げられる。外国人居留地とは、日本が1858年に締結した日米修好通商条約など欧米5ヶ国との条約により、開港場に設置されたものである。当時、東京の築地居留地、横浜居留地、函

## 第一章

---

館居留地、大阪の川口居留地、神戸居留地、長崎居留地が設置された。現代では川口、築地（つきじ）は居留地の範囲は明らかであるが、当時の様子を引き継ぐ建物等はほとんどない。しかし、函館、神戸、長崎は伝統的建造物群保存地区として保護されている。横浜は、伝統的建造物群保存地区がないが、当時の近代洋風建築が現在も多く残っている。本論文では、歴史保護制度からの影響を検討するため、主に伝統建造物群保存地区が設置された函館を対象として中国の租界とをその保護状況や制度の側面から対比する。また、神戸、長崎も参照として検討する。

なお、中国においても「外国人居留地」という概念があるが、それらの「外国人居留地」において、入植する各国により独立的な領事裁判権、行政管理権、司法管理権等が行使されない点から、日本の「外国人居留地」とは異なるものとする。

## 1-1 中国の租界の歴史

1840年阿片戦争から、1902年義和団運動までの約60年の間、イギリス、フランス、アメリカ、ドイツ、ロシア、日本、ベルギー、イタリア、オーストリア＝ハンガリーにより、上海、アモイ、杭州、天津、鎮江、漢口（現在の武漢）、九江、蘇州、杭州、重慶において、租界が開かれた。しかし、これらの租界は同時期に開かれたのではなく段階的であり、阿片戦争、第二次阿片戦争、日清戦争、義和団事件などの歴史的経緯から、4つの階段に分けることができる。また、1917年、第一次世界戦争を機に、中国が租界を回収しはじめる。その後1945年に至るまで、約30年の間、中国は租界における行政管理権、永租権、市政機関の公共財産を全て回収した。

### 1-1-1 阿片戦争（上海租界の開港）

阿片戦争以前から、既に、イギリスには中国における居留や交易を行うため、広州城や舟山群島の周辺に居留地を開きたいという意志があったとされる。阿片戦争後、戦勝国としてのイギリスは、広州城や舟山群島のような地理的に遠い場所に居留地を開くのでは満足できず、「南京条約」によって、広州、福州、アモイ、寧波、上海の5つの都市に「自由に貿易と通商」<sup>注1</sup>の権利を獲得した。

1843年には、散在していたイギリス人を集中的に管理することの必要性を主張した清政府は、新たな政策を制定した。それにより、イギリス人居留地が画定されることとなった。当該政策を受け入れたイギリスは、上海では東が黄浦江、北が呉淞江、南が洋涇浜、西にある荒地を境界として、1080畝<sup>注2</sup>の居留地を設置し（図1-1-1）、アモイではアモイ城南の「校場」と「水操台」にそれぞれの周長が291丈<sup>注3</sup>、28丈の区域を居留地として設置した。この時期の居留地において、外国人の権利は居住、貿易に限り認められ、居留地の行政管理は、まだ清政府によって行われるものとされた。

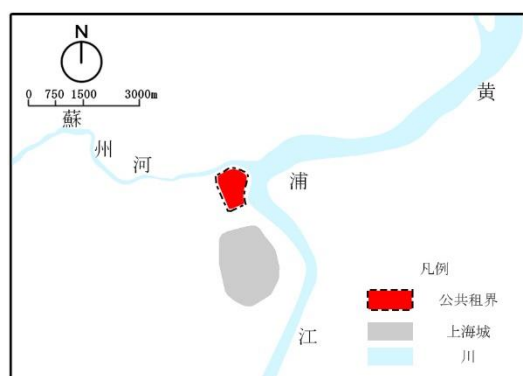


図1-1-1 1843 上海租界

上海におけるイギリス居留地が画定された後、イギリス人は当該区域の土地を租借し始めた。当初は、中国農村において実施されていた土地賃貸制度に従い行われていたが、一年後、イギリスは清政府への許可を得ず、独自の新しい土地賃貸制度を制定して公布した。1845年、イギリスではこの新しい土地賃貸制度を整理し、「上海租地章程」を制定した。当該条約の結

注1 1843年「南京条約」、第三段落目。

注2 当時の1畝は約66.67平方メートル

注3 当時の1丈は約33.3メートル。

## 第一章

果として、1)「中洋分居」の制度が実施され、租界内の中国人は土地の賃借や建造物の新築ができないこととする。2) 租界内の市政施設はイギリスによって建設するものとする。3) 租界内の外国人は、税を徴収する権利をもつ。4) イギリスの領事は行政管理権を部分的に有し、租界内における他国の建築工事は、イギリス領事にその許可を申請しなければならない、とした。これから、居留地におけるイギリス政府の権限が大きく拡大された。但し、租界内における中国人の管理、日常事務、警備人員の設置など事項は、清政府とイギリス政府が共同で管轄した。

1848年、イギリス「居留地」がさらに拡張された。当時、居留する人が100人しかいないイギリス居留地を拡張する必要性や根拠は薄かったが、イギリス領事の脅迫により、清政府はイギリスによる理不尽な要求に同意せざるを得なかった。11月27日、イギリス「居留地」の範囲において、東、南、北の境界はそのまま変更はなかったが、西の境界は「周涇浜」までとすることで、その面積が1080畝から2820畝へと拡張した(図1-1-2)。

同年、フランスは上海清政府に土地を租借する要望を提出し、イギリス居留地と同等の権利を要求した。清政府は、イギリス居留地は全ての外国人のために画定された区域であると主張し、フランスの要求を拒否した。しかし、強硬的なフランスの脅迫の下に、清政府は1849年、その要求に屈し、最終的には、東は広東潮州会館、北は洋涇浜、西は関帝廟、南は上海北門外の川を境界としてフランス居留地として指定するに至り、その面積は986畝となった(図1-1-3)。一方、1848年、アメリカ人の伝教師たちは上海の虹口地区に、キリスト教会を建設する名義で大量の土地を購入する。清政府の役員とアメリカの交渉の下に、この区域は最終的にアメリカ居留地になった。但し、ここでは正式的な条約が締結されなかった。

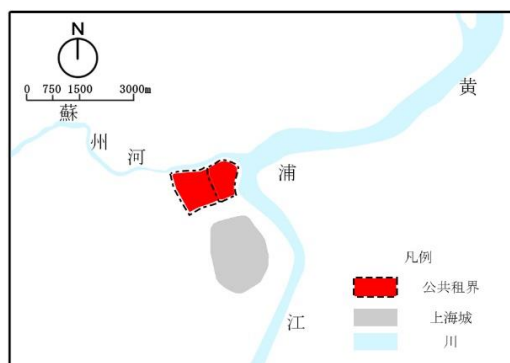


図1-1-2 1848 上海租界

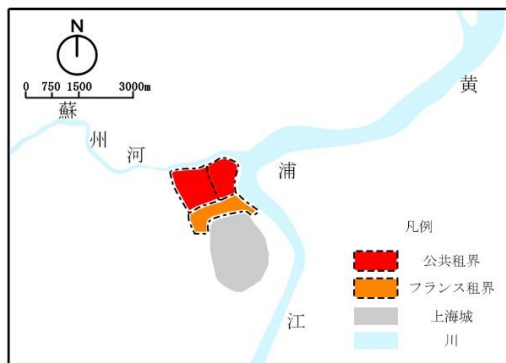


図1-1-3 1849 上海租界

1851年、太平天国の乱が起り、内乱において「中立」的な領域でもあった居留地では、自国防衛の名義で軍隊が組織され、恒久的な防衛のための土木工事も行われた。上海での反乱が鎮圧された後、居留地周辺の清の軍隊は、英米の軍隊に追い払われた。このことにより、居留地内の行政事務は、居留していた各国に完全に掌握され、清政府が介入できない状態となった。1953年、英、仏、米三国が独断で「上海土地章程」を改正した。当該条約において、三国の行政権が統一され、居留地において、独立した市政機関、警察武装が設置され、その行政制度もヨーロッパの制度に従い行われていた。

アモイのイギリス居留地については、以下のような成立経緯がある。1844年以降、その範囲は既に条約によって「校場」と「水操台」の区域において画定されていたが、それらは地理的に辺鄙な場所であり、アモイ中心部から距離が離れていたため、上海と同じく直ちに開発されることはなかった。1852年、イギリス領事が租界を建設する際に、清政府は「校場」が清軍隊の演習場所であることを理由にもう一度イギリスと交渉した結果、「鳥空園」から「頭巾礁」まで55丈×20丈の長方形の砂浜を新しい居留地としてイギリスに対し土地を租借した。しかし、その後、新しいイギリスの領事は、当該区域を開発・運営しようとする意志が低かったた

め、同時期もアモイにおけるイギリス居留地が積極的に開発されることはなかった。

以上から、阿片戦争の後、中国に居留地を租借する国は英、仏、米三国であり、居留地として開発された都市は、上海のみであった。また、同時期の居留地はまだ「租界」とは呼ばれるに至っていなかったが、そこでの行政管理権は居留する外国人に支配され、また同範囲において市政機関と警察・軍隊も整備されていたため、上海の三国居留地は、既に実態的な「租界」に相当していたと言えよう。

### 1-1-2 第二次阿片戦争（イギリスとフランス租界の拡張）

第二次阿片戦争後の1858年、イギリス、フランス、ロシア、アメリカは、清政府と「天津条約」を締結した。上海租界で展開できた同じ都市管理を他の都市にも拡張しようとするイギリスは、「天津条約」において、「新しい通商港において、居住、賃借、建造物の貿易、聖堂、病院、墓の建造等事項は、以前の通商港に実行されている制度に従い規定する」<sup>注4</sup>という内容を入れた。そのため、上海の租界制度は、全国の通商港に展開された。

「天津条約」が締結された後、広州のイギリス、フランス租界が直ちに開かれた。第二次阿片戦争の期に広州を占領したイギリスとフランスは、清政府に「西濠」と「沙面」を居留地として開拓することを要求したが、清政府は「西濠」地区の住民が多い理由で、「沙面」地区だけイギリス、フランスに租借した。これにより、広州においても外国人による租界が開かれることとなった。しかし、「沙面」地区は砂浜地形であるため、建設するための基礎を整備しなければならないため、長い期間をかけ「沙面」地区では基礎整備工事が行われた。そのため、租界としての経営は直ちには行われなかった。

広州に租界が開かれている一方、イギリスは北の天津、長江流域の鎮江、漢口、九江において租界を順次開いていった。1860年、英仏連合軍は北京の隣に位置している天津を占領し、清政府と「北京条約」と締結した。既に天津で大量の土地を租借して家屋、倉庫等建造物を建設したイギリスに対して、清政府は天津における「紫竹林」から「下園」まで460畝の区域を租界としてイギリスに租借した（図1-1-4）。

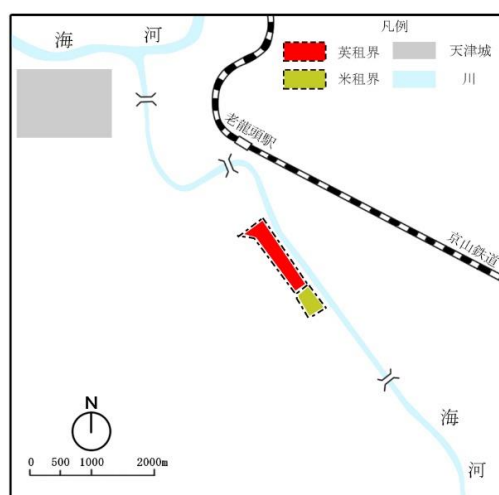


図 1-1-4 1860 天津租界

注4：1958年、「中英天津条約」第十一款。

原文：至于听便居住、赁房、买屋、租地起造礼拜堂、医院、坟墓等事，并另有取益防损诸节，悉照已通商五口无异。

## 第一章

1861年2月23日、イギリスは鎮江に「銀山」の下に140丈×24丈、面積が112畝の区域及び「銀山」の上に約30畝の区域を居留地として画定した。しかし、銀山下部の一部分が24丈に足りないため、「鎮屏山巷」から「銀山門」までの区域を居留地として再画定された。また、鎮江の面積は全部約156畝であった(図1-1-5)。同年3月21日、漢口において、長江沿って「花楼巷」から「甘露寺」まで250丈×110丈、面積が約458畝の区域がイギリス租界として開かれた(図1-1-6)。

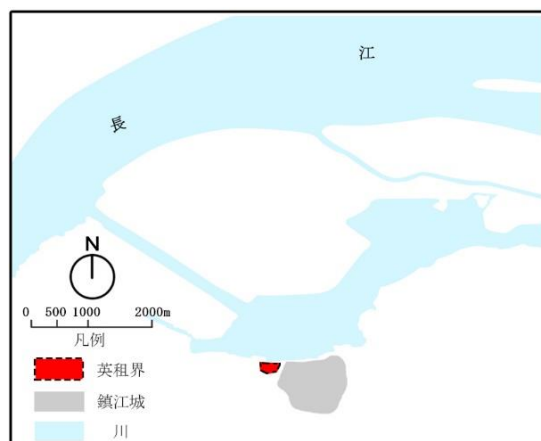


図1-1-5 鎮江租界

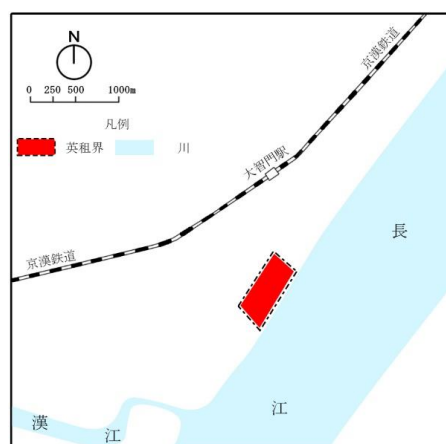


図1-1-6 1861 武漢租界

漢口イギリス租界を画定する条約において、「租界」という呼び名が初めて用いられた。同年3月25日、九江において、「龍開河」の河口から、東に150丈を伸ばし、南に60丈を伸ばし、面積が150畝の区域を選定され、1862年にイギリス租界として開かれた(図1-1-7)。イギリスと清政府と締結された鎮江租界、漢口租界、九江租界における条約では、「一切の事務はイギリス政府に管理される」が規定され、中国によりこれらの租界に介入する権利が完全に失われた。

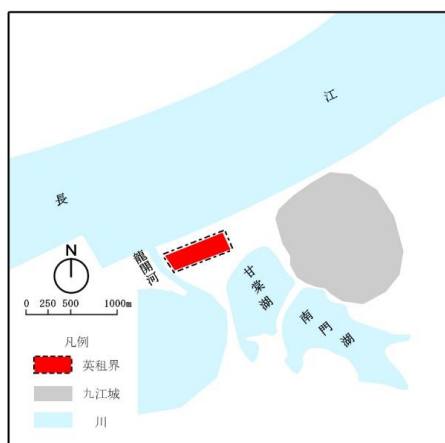


図1-1-7 九江租界

1861年、2年が経ち広州における「沙面」地区の工事がようやく完成する。清政府とイギリス政府との租界条約により、「沙面」地区の西部が租界としてイギリスに租借され、その面積は当該島の五分の一であり、面積は264畝であった。その後、長い期間放置されていたアモイのイギリス租界もようやく開発が開始された。しかし、当時決定された租界範囲において、既に住民の墓地が置かれ、それら住民も自分の土地を外国人に租借したくないため、当該租界範囲を改正しなければならない状態となっていた。清政府とイギリスとの交渉した結果、1862年、清政府は新たに「鳥空園」周辺の国有土地、約25畝の区域を租界としてイギリスに租借する(図1-1-8)。また、同時期、イギリスは遼寧省營口市においても、租界を開発しようとする

意志があったが、地形が複雑であったことと、イギリス人の人口が少なかったため、租界は開かれなかった。

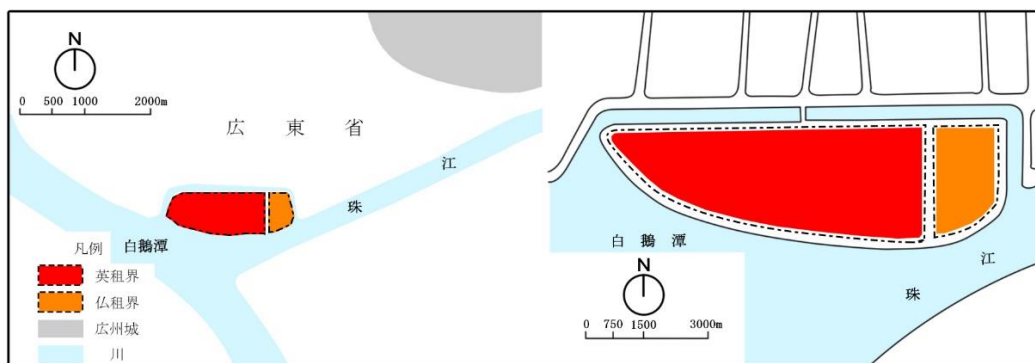


図 1-1-8 広州租界

また、同時期、フランスでも租界の拡張が継続的に行われていた。1861年5月、上海フランス領事は、人口の成長に伴い上海租界の土地が不足しているという理由から、清政府に上海フランス租界を拡張することを要求した。清政府は、フランスが太平天国運動を鎮圧することに賛同した経緯から、この要求に同意した。同年8月、上海フランス租界の黄浦江側の境界が南東方向に650メートルに延長され、拡張された面積は130畝となった。これで、上海フランス租界の面積は1023畝となった（図1-1-9）。

さらに同年6月、フランスは天津においてフランス租界を開く。清政府と「天津紫竹林仏国租地条款」を結び、西は近海大道、南は英租界、東、北は海河を境界としてフランス租界が拡張され、その面積は439畝となった（図1-1-10）。広州においてもフランスは租界を開く。イギリスの「沙面」地区の五分之一をイギリスから譲渡されることで合意したのである。この区域は約66畝の面積であった。上海においては、フランスは「上海租地章程」がフランス皇帝に批准されなかったため、1862年に英・仏・米三国租界から離れ、独立した租界として独自に成立させた。フランスはさらに煙台、寧波、南京においても租界を開きたいと考えていたが、イギリスとアメリカからの反対により、その租界開発を諦めた。

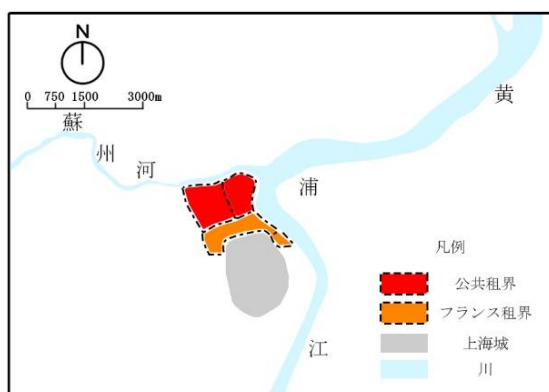


図 1-1-9 1861 上海租界

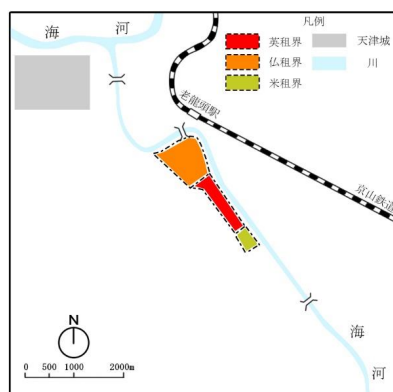


図 1-1-10 1861 天津租界

天津においてイギリスとフランス租界が開かれるに伴い、アメリカも清政府から、131畝の区域を天津アメリカ租界として獲得する。当該区域の境界は、東は海河、北はイギリス租界、西は大沽路、南は開封道とされた。また、上海では、フランスが上海英・仏・米三国租界から離れたため、三国の租界が正式に分裂する。1863年、清政府とアメリカは上海アメリカ租界の範囲について交渉し、アメリカ租界の範囲が画定され、その面積は7856畝になった。翌年、上海アメリカ租界とイギリス租界が再度合併され、上海アメリカ・イギリス租界となる（図1-1-11）。

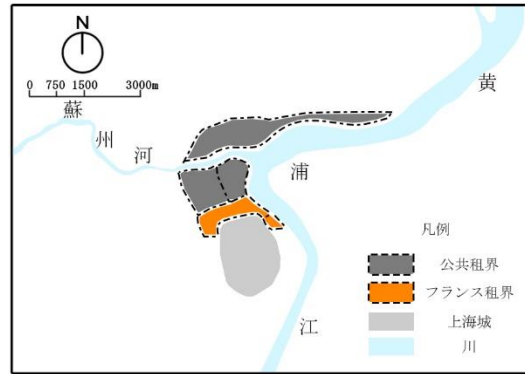


図 1-1-11 1863 上海租界

これから、1894 年までの約 30 年の間、西洋諸国による租界開拓の活動は一旦停止し、これ以上の新しい租界が出現することはなかった。同時期の中国では、廣州イギリス租界、天津イギリス租界、鎮江イギリス租界、漢口イギリス租界、九江イギリス租界、アモイイギリス租界、天津フランス租界、廣州フランス租界、天津アメリカ租界の 9ヶ所が新設され、上海フランス租界が独立し、全部イギリス、フランス、アメリカの三国によって、上海、天津、漢口、鎮江、九江、廣州、アモイに 11 の租界が開かれた。

### 1-1-3 日清戦争（日本、ドイツ、ロシア租界の発足）

1892 年、日清戦争に敗戦した清政府は、台湾、澎湖、遼東半島を日本に割譲した。しかし、日本は、利益が侵犯されたロシアと、ドイツ、フランスから抗議を受け、遼東半島における主権を中国に返還しなければならなかった。ロシア、ドイツは、遼東半島の返還における功労が認められ、租界を開く権利を手に入れる。

具体的な経緯をドイツから見ていくこととする。遼東半島を中国に返還する前、ドイツは既に漢口、天津に租界を開くことを申請した。清政府は感謝の意を表すため、ドイツの申請を直ちに許可した。1895 年 10 月 30 日、天津清政府とドイツは「天津租界合同」を結び、東は海河、北は元アメリカ租界、西は大沽路東、南は小劉庄を境界として、面積 1034 畝の区域をドイツ租界と画定する（図 1-1-12）。更に、同年 10 月 3 日、漢口清政府とドイツは「漢口租界合同」を締結し、漢口イギリス租界の北に位置する 300 丈×120 丈、面積約 600 畝の区域がド

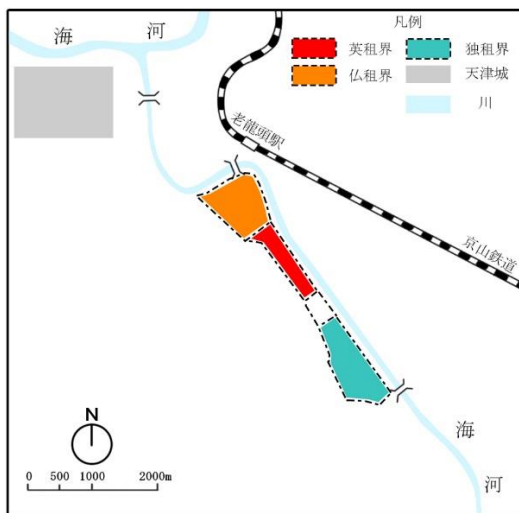


図 1-1-12 1895 天津租界

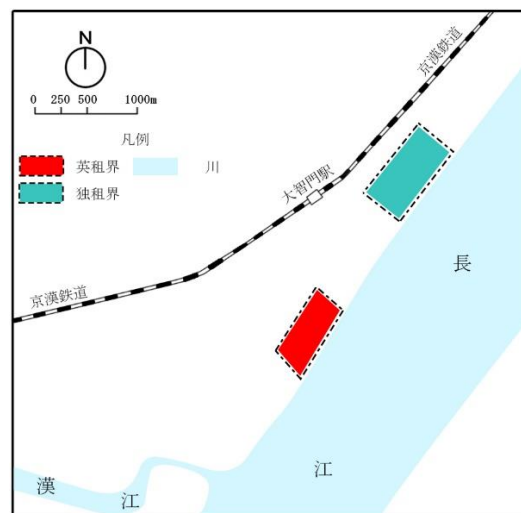


図 1-1-13 1895 武漢租界



イツ租界として画定される(図1-1-13)。また、1898年、ドイツは漢口ドイツ租界とフランス租界を繋ぐため、両租界の間の区域をドイツ租界に編入することを要求し、清政府はそれを許可した。これで、漢口ドイツ租界は面積が630畝となった。ドイツは上海での租界の開拓を試みたが、イギリス、フランス、アメリカの抗議により実現しなかった。

ドイツに続き、ロシアとフランスも漢口に租界を開くことを要求した。1896年6月に漢口清政府とロシアは「ロシア漢口租地條款」を結び、東が長江、北がフランス租界、西が漢口城国有土地、南がイギリス租界を界として、414畝の土地をロシア租界として画定された(図1-1-23)。「ロシア漢口租地條款」が結ばれると同時に、漢口清政府はフランスと「フランス漢口租地條款」を結んだ。当該條款において、フランス租界の範囲は東に長江、北に「通済門」内の国有土地、西に漢口城国有土地、南にロシア租界に至る範囲となり、その面積は187畝であった(図1-1-14)。また、1898年、上海フランス租界においても、同時期にその範囲を更に拡張させた。1898年、フランスは租界内の中国住民の所有土地を無理やり徴収しようとしたため、フランスと中国住民の間に衝突が起こった。それにより、17人の中国人が殺され、20人が傷害を受けた。フランスは清政府に対し、管理不備を非難し、租界の拡張を要求した。この事態を早めに治めたかった清政府は、その要求に同意する。1900年、フランス租界における拡張された部分は、東が「城河浜」、西が「顧家宅」、「関帝廟」、南が「定公橋」、「晏公廟」、「打鉄浜」、北が「北長浜」を界とした区域となった。拡張された部分の面積は1112畝、フランス租界の面積は2135畝となった(図1-1-15)。

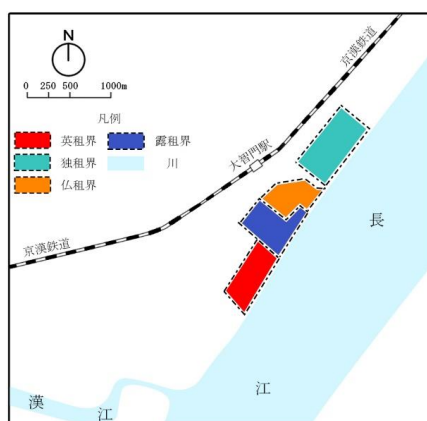


図1-1-14 1896 武漢租界

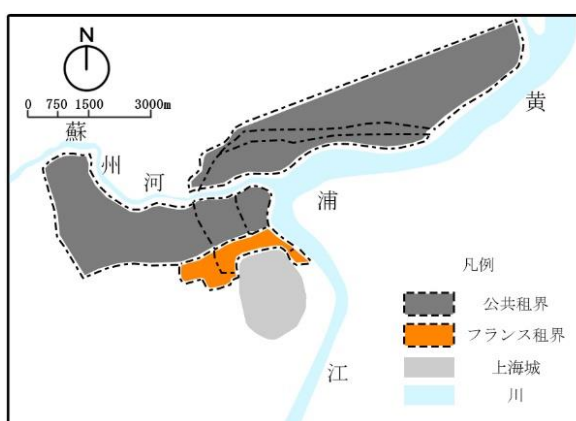


図1-1-15 1900 上海租界

日本租界の成立は、日清戦争に敗戦した清政府によって譲渡された権益であった。歓迎を持ってロシアとフランスに対し、租界を租借した状況とは異なり、清政府は日本における租界の開拓活動に対しては、非常に消極的な姿勢をとった。

1895年、清政府と日本は「下関条約」を締結し、中国が湖北省の沙市、四川省の重慶<sup>注5</sup>、江蘇省の蘇州、浙江省の杭州が通商港として開かれる。但し、「下関条約」において、日本租界について条件や内容における明確な規定が定められなかったため、各通商港における居留地の設置方法についても、まだ規定がなかった。当時の中国においては、居留地の設置方法が三種類あった。一つ目は、外国が独自に管理する専管租界である。例えば、上海のフランス租界、広州のイギリス租界、フランス租界等が挙げられる。二つ目は、上海アメリカ・イギリス租界のように複数の外国によって共同で管理する租界である。三つ目は、寧波市の居留地のように中国人によって管理された外国人「居留地」である。清政府は、下関条約で設定した4つの通商港において、これら何れのパターンで設置するのかについて、日本と繰り返し交渉した。

当初、日本はまだ中国に租界を開くことができなかった。1896年、日中両国は「杭州居住原

注5 当時の重慶は四川の一部であった。重慶市が四川から独立され、直轄市になる時間は1997年6月18日である。

# 第一章

議日本租界章程」を結び、清政府が杭州「武林門」外の運河の東岸に 1809 畝の土地を居留地として日本に租借した。当該居留地においては、清政府がこの区域を管理し、市政施設と警察機関も中国が設置し管理した。しかし、日本は中国における租界設置の計画を推し進めるため、当該章程に調印しなかった。日清両国の交渉の基本となるのは「下関条約」であった。当該条約の内容には、日本商人が通商港に土産を作る工場を建設することできるとあった。そこで、清政府は国内の工業を保護するため、通商港で生産したものに対し 10%の関税を課すことを条件に、日本に租界を開く権利を与える。そのため、日本は、杭州、蘇州、沙市、重慶、更には、既に租界があった上海、天津、漢口、アモイにおいて租界を画定するに至る。

1897 年 3 月 5 日、「蘇州日本租界章程」により、蘇州において、東が「水緑涇」、北が沿河官路、西が商務会社、南が「采蓮涇」を境界として、約 483 畝の土地が日本租界として画定された（図 1-1-16）。同年 5 月 13 日、「杭州日本租界統議章程」により、杭州において、東が「陸家務河」、北が「長公橋河」、西が運河、南が各国の居留地を境界とする約 900 畝の土地が日本租界として画定された（図 1-1-17）。1898 年、日本は沙市日本領事館に火災が発生したことを理由に、福州においても租界を開く権利を獲得する。同年 4 月 28 日、日本と清政府は「福州口日本専用租界条款」を結び、閩江の北岸に 1041 畝の区域を日本租界として画定した。1898 年 7 月 16 日、「漢口日本専用租界条款」により、漢口において、東が長江、北が端江の川口、西が京漢鉄道、南がドイツ租界を界とする約 200 畝の土地を日本租界として画定した（図 1-1-18）。同年 8 月 18 日、「沙市口日本租界章程」により、沙市における長江北東の 80 丈×80 丈及び 300 丈×120 丈の 2 つ区域を日本租界とした。その面積は約 707 畝であった。同年 8 月 29 日、「天津日本租界条款」により、天津における日本租界が、天津条の南東に設定され、北東が海河、南東がフランス租界付近、南が「張子河」を境界とする約 1667 畝の面積があった（図

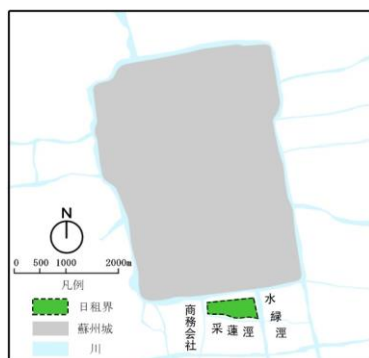


図 1-1-16 蘇州租界

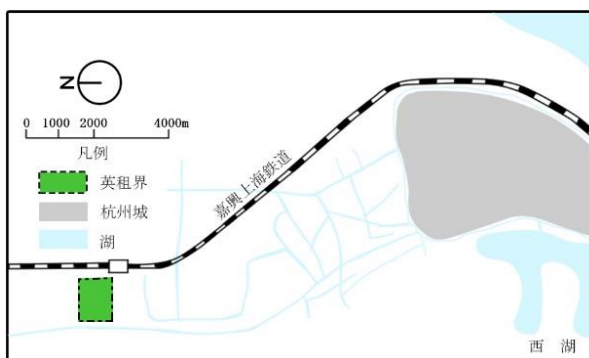


図 1-1-17 杭州租界

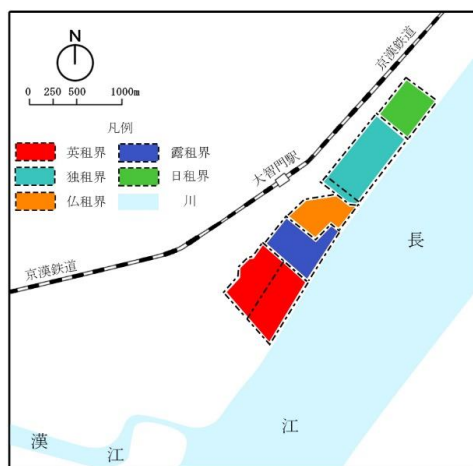


図 1-1-18 1898 武漢租界

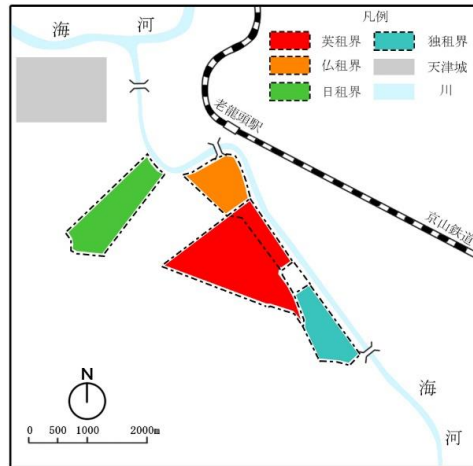


図 1-1-19 1898 天津租界

1-1-19)。1899年10月25日、「アモイ日本専管租界条款」により、アモイにおける日本租界は、虎頭山の麓から、西が「瑞記行」前の砂浜、東が「布洗河」西の道、南が「瑞記行」倉庫前の砂浜に至る約198畝の区域に画定された。更に、日本は上海において独自の租界を開くことを試みたが、イギリス、フランス、アメリカの抗議により実現せず、上海アメリカ・イギリス租界内に属することで限定され、独自の専管租界は開くことはできなかった。また、沙市、福州、アモイにおける日本租界は、最後まで開発されなかった。

日清戦争後、イギリスは天津租界と漢口租界の拡張を開始した。当時のイギリスは、天津租界におけるイギリス商社とイギリス人商人が多く在住していたため、租界地の不足を理由に清政府に対し租界範囲の拡張を要求した。敗戦直後の清政府は、外国人との交渉耐力が衰えていたこともあり当該要求に同意する。1897年3月31日、天津租界は南西方面に「墻子河」まで拡張され、増加した面積は約1630畝であった。これから、天津イギリス租界は約2090畝になった（図1-1-14）。

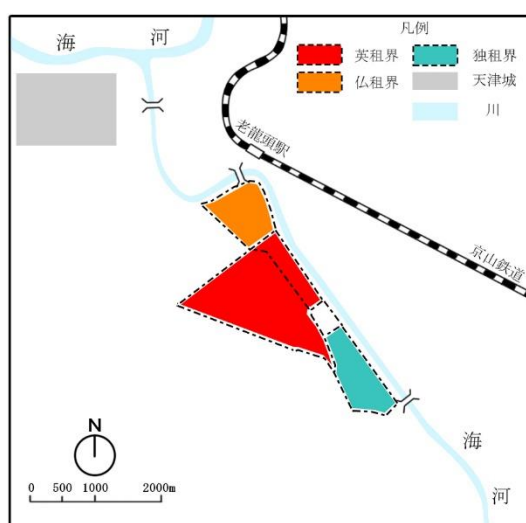


図1-1-20 1897 天津租界

また、漢口ではドイツ、フランス、ロシア租界、日本によって租界が開かれ、イギリスはこの状況に対応するため、漢口イギリス租界を拡張することを清政府に要求する。その結果、1898年、清政府とイギリスは「イギリス漢口新增租地条款」を結び、イギリス租界の西界を西の漢口城まで拡張させる。これにより、漢口イギリス租界は795畝になった（図1-1-22）。

1893年、中国とアメリカは公共租界の範囲について交渉し、その結果、公共租界の東は更に東方へと移動し、その面積が10676畝になった（図1-1-21）。

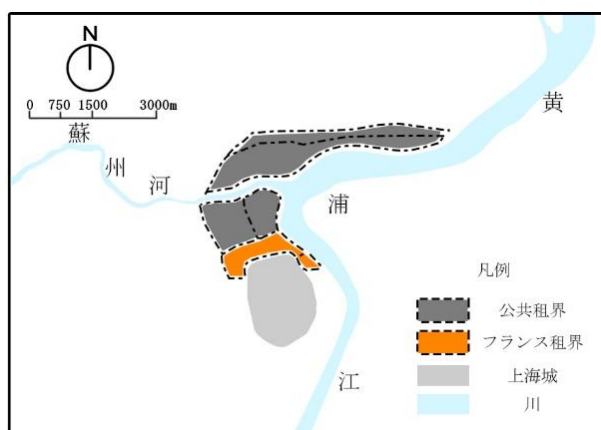


図1-1-21 1893 上海租界

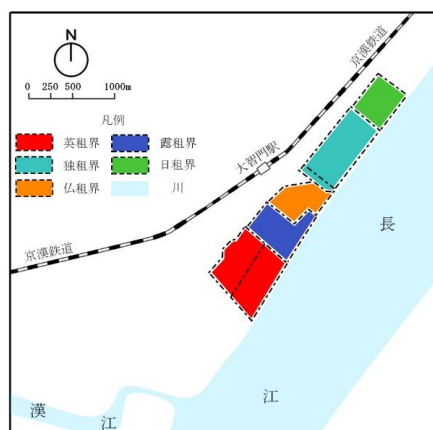


図1-1-22 1898 武漢租界

## 第一章

1899年、上海アメリカ・イギリス租界は公共租界となり、その範囲も拡張した。新しい範囲は、東が楊樹浦から周家嘴まで、西が龍華橋から静安寺までとなった。南は蘇州河南岸の水門まで、北は虹口から宝山と上海県の境を接する範囲までの区域となり、面積は33503畝となった（図1-1-23）。

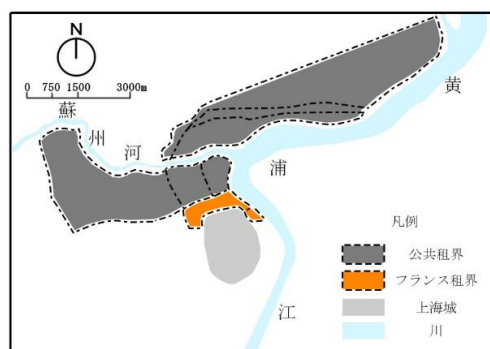


図1-1-23 1899上海租界

同時期の中国において、漢口ドイツ租界、天津ドイツ租界、漢口ロシア租界、漢口フランス租界、蘇州日本租界、杭州日本租界、漢口日本租界、天津日本租界が新設され、全てがイギリス、フランス、アメリカ、日本、ドイツ、ロシアの六国によって、上海、天津、漢口、鎮江、九江、広州、アモイ、蘇州、杭州に19の租界が画定されることとなった。

### 1-1-4 義和団事件（多国租界の形成）

1900年、義和団事件が勃発する。イギリス、ロシア、ドイツ、フランス、アメリカ、日本、イタリア、オーストリア＝ハンガリーの8カ国が連合区を組織し、中国の北京、天津を侵略した。そのため、最初にこの内乱の影響をうけたのは天津であった。

1900年、ロシアが天津に侵略し、天津駅の周辺を占領し、独断で当該区域をロシア租界として画定した。清政府は天津が他の国々も独自の租界がある理由から、ロシア租界の新設に反対できなかった。しかし、天津駅がロシア租界に囲まれたため、アメリカ、イギリス等の他国はこの租界の位置を反対した。そのため、1901年ロシア租界の位置における最終選定は、北東が京榆鉄道、南西が海河、北が賀家胡同、南が田家庄を境界として、面積が5474畝の区域と決まった（図1-1-24）。

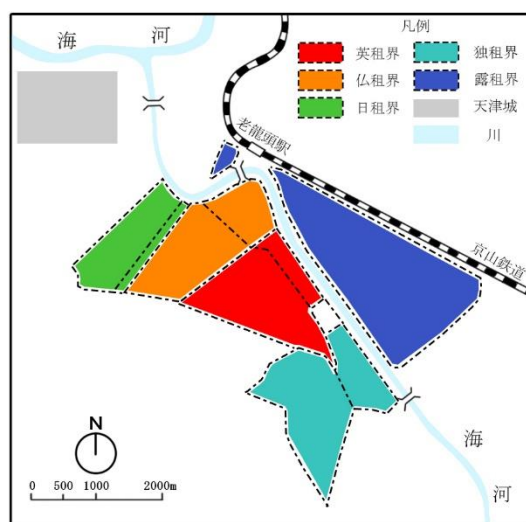


図1-1-24 1901天津租界

義和団事件により、天津に租界を開いた国はロシアだけでなく、ベルギー、イタリア、オーストリア＝ハンガリーも同時期に自国の租界を要求した。ベルギーはロシア租界が設置されてから3日後に、ロシア租界の南に位置する区域を占領し、1902年2月6日に清政府と「天津ベルギー租界合同」を結び、東が「大直沽」、北がロシア租界、西が海河、南が「小孫庄」を境界として、約740畝の区域がベルギー租界として画定される(図1-1-18)。また、イタリアは8カ国連合軍の一員として、イタリア人及びイタリア商務と水上運輸を保護するという理由から、清政府にイタリア租界を開くことを要求し、ロシア租界の西の区域を占領した。1902年6月、清政府とイタリアは「天津イタリア租界章程合同」に調印し、東がロシア租界、北が京榆鉄道、西がオーストリア＝ハンガリー占領区、南が海河を境界として、約771畝の区域がイタリア租界として画定される(図1-1-18)。更に、オーストリア＝ハンガリーも海河の東岸にある区域を占領していた。1902年7月、ロシア、ベルギー、イタリアが既に租界を開いた同じ理由で、オーストリア＝ハンガリーは清政府に租界を開くことを要求した。同年12月、清政府とオーストリア＝ハンガリーは「天津オーストリア＝ハンガリー租界章程合同」を調印し、東が京榆鉄道、北が「金鐘河」、西が海河、南東がイタリア租界を境界として、約1030畝の区域がオーストリア＝ハンガリー租界として画定される(図1-1-25)。これらの経緯から、天津には9ヶ国の租界が存在することとなり、租界の数が最も多い都市となった。

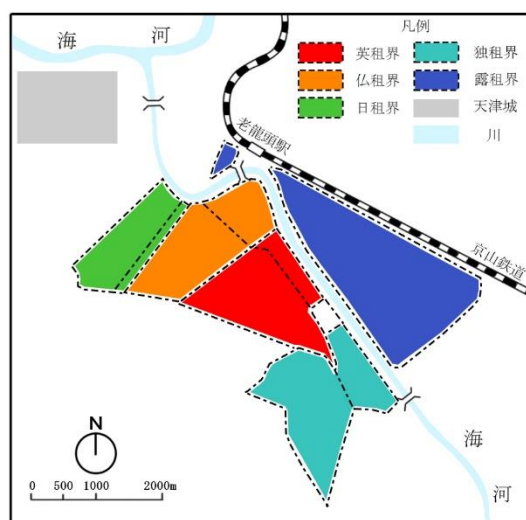


図1-1-25 1902 天津租界

他国が天津に租界を開いた際、日本はアモイを占領した。しかし、この行為はイギリス、アメリカの利益を侵犯した。清政府はイギリス、アメリカの力で台湾、澎湖を手に入れた日本を牽制するため、鼓浪嶼を公共租界として開くことを提案した。1903年1月、複数国により管理される工部局が成立し、同年5月1日、面積が2250畝の鼓浪嶼公共租界が成立する(図1-1-26)。

また、同時期に設置された日本租界には、重慶租界がある。日清戦争期に、日本が重慶に租界を開いたが、清政府の方針としては、重慶が複数国による共同の「居留地」として設置したい意向があったため、日本による独立的な行政管理権の要求を拒否した。しかし、この交渉は義和団事件の後、清政府がついに譲歩し、1901年、「重慶日本商民専界約書」が日本と締結される。当該約書の内容において、日本租界は「王家沱」に位置づけられ、400丈×105丈の区域、面積が約701畝であった(図1-1-28)。これが中国における最後の租界の成立となった。

上述した新設の租界の外、既存の租界も拡張され続けていった。まずは天津におけるイギリス租界、フランス租界、日本租界、ドイツ租界である。1880年、南北戦争に陥ったアメリカは天津の租界を中国に返還したが、1902年、アメリカ側は当該区域を他の国に独占されること

## 第一章

お許さないという理由から、本来のアメリカ租界をイギリス租界と合併した。そのため、8カ国連合軍が天津に侵入する際、イギリスは「墻子河」の南西における区域をイギリス租界の候補として占領した。1903年、イギリス租界の拡張は清政府に承認され、北東が「墻子河」、南西が「海光寺大道」、南東が「馬場道」に沿って「佟楼」まで伸ばした区域がイギリス租界となった。この区域の面積は3920畝、天津イギリス租界の総面積は6149畝になった（図1-1-29）。

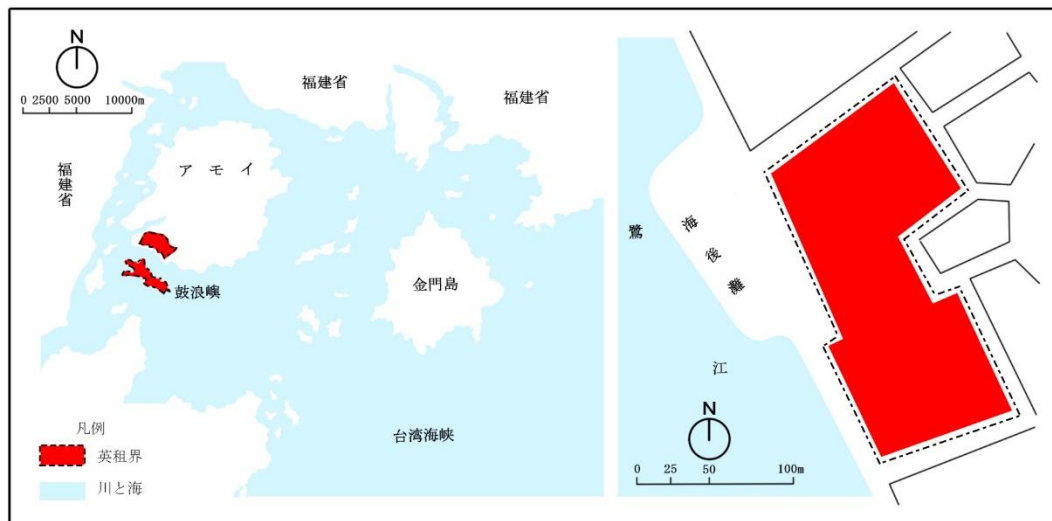


図 1-1-26 鼓浪嶼租界

図 1-1-27 アモイ租界

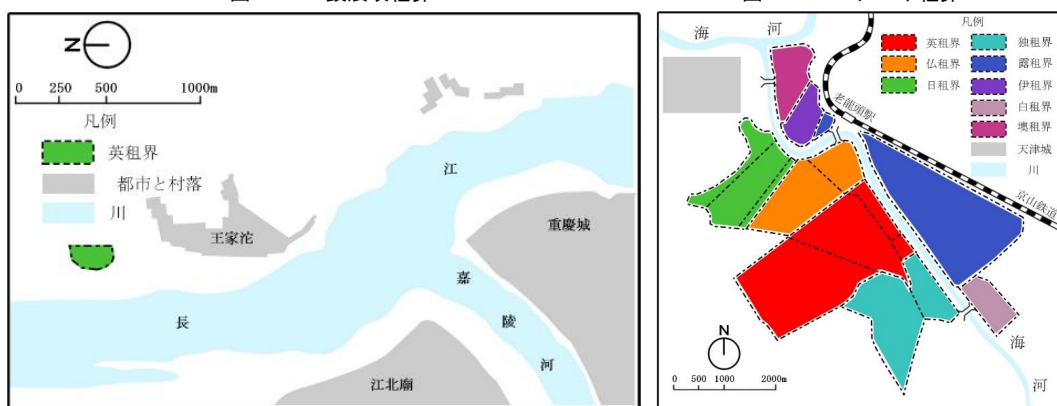


図 1-1-28 重慶租界

図 1-1-29 1903天津租界

1900年から、フランス租界当局は租界外の区域にも道路を建設し始めた。1913年、フランス当局は北洋政府<sup>注6</sup>と新築された道路の警備について交渉した。しかし、この交渉の目的は租界の拡張にあった。当時、袁世凱に反対する革命党の人員が殆ど租界に身を隠し、北洋政府はこれらの犯罪者を捕らえることが難しいと判断し、フランス当局が租界内の革命党人を保護しないという条件の下、フランス租界の拡張を許可する。1914年、北洋政府とフランスは「上海フランス租界推広條款」を結び、北が「南浜路」、西が「徐家匯路」を境界とし、黄浦江に沿った「徐家匯橋」までの区域がフランス租界に編入された。その面積は13000畝であり、上海フランス租界の面積は15150畝になった（図1-1-30）。

注6 辛亥革命により、北洋軍のリーダーである袁世凱は革命軍に協力して清政府を打倒した。そのため、中華民国が成立した際、彼は中華民国の臨時大総統に就任した。その時期、中国は実際に北洋軍閥に支配された。1916年に袁世凱が死ぬと北洋軍閥は、直系（直隸派）、皖系（安徽派）、東北の奉系（奉天派）、晋系（山西派）、馮系（西北派）の各分派に分裂した。中央政権の実権を握った軍閥は、1916年の皖系軍閥、1920年の直系と奉系連合軍閥、1922年の奉系軍閥と挙げられる。本稿では、この段階の中央政権を北洋政府で統一的に称する。また、1926年に蒋介石を中心とする国民革命軍は北伐を開始し、1928年奉系軍閥を破り、北洋政府を消滅した。本稿では、1926年以後の中国における中央政権を国民政府で統一的に称する。

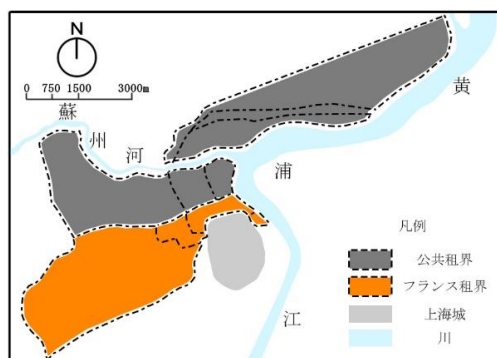


図 1-1-30 1914 上海租界

1900 年、8 カ国連合軍が天津に侵入する際、日本は日本租界の北西に位置する区域を占領し、フランス租界の一部分も日本租界として拡張した<sup>注7</sup>。これにより、本来の日本租界を加え、日本占領区は 2000 畝の面積を超えるまで範囲を広げた。1903 年、中国と日本は「天津日本租界推广条約」を結び、南は朝鮮公館から、北は天津条の水門までその範囲を拡張し、西に曲がって天津城の水路に沿う 18 丈までを延長し、更には南西の海光寺までの区域を日本租界の拡張区とした。また、日本はこれ以前に占領していた他の区域を清政府に返すこととした。2 回の拡張の結果、日本租界は 2150 畝となった (図 1-1-32)。

8 カ国連合軍が天津に侵入する際、ドイツは天津ドイツ租界の西に位置する三義庄、桃園村の区域を占領し、1901 年 4 月 18 日にドイツは中国と協議を調印し、この 3166 畝の区域を天津ドイツ租界に編入し、天津ドイツ租界は 4200 畝となった (図 1-1-31)。

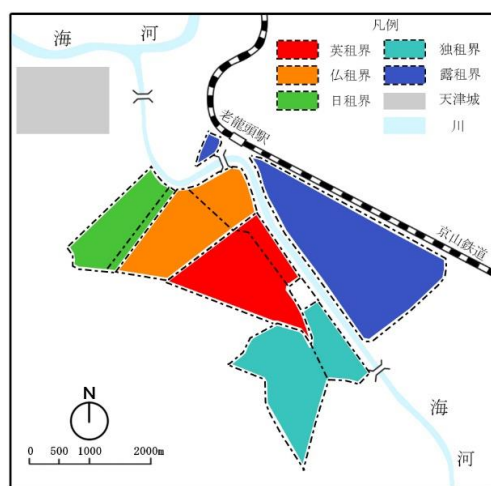


図 1-1-31 1901 天津租界

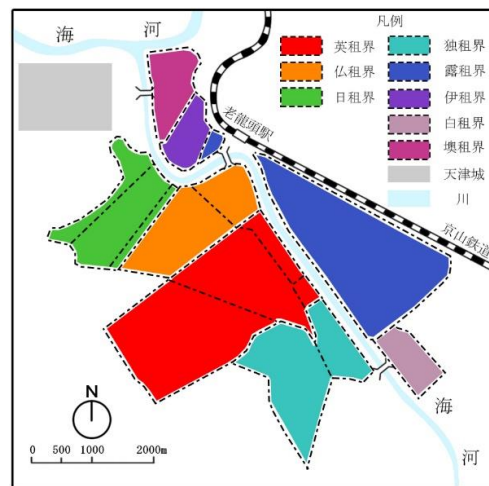


図 1-1-32 1903 天津租界

次に、漢口におけるフランス、日本租界を取り上げる。長江に沿って租界を設置したフランスは、京漢鉄道の開通に伴い、清政府に対し租界を鉄道敷設の範囲まで拡張することを要求した。義和団事件の後、清政府はこの要求を受け入れ、1902 年にフランスと「フランス展拓漢口租界条約」を調印する。当該条約により、フランス租界の西界は西に伸ばされ、漢口城の垣を超え、京漢鉄道に 60 丈の距離のところまで拡張された。拡張された租界は約 100 畝の面積があり、旧租界を加えて漢口フランス租界の総面積は約 400 畝となった (図 1-1-33)。

1907 年、漢口日本租界も拡張される。その理由は 1898 年に調印した「漢口日本専管租界条約」の内容が基となり、「将来租界の面積が足りない場合、北方に拡張することができる」と規定されていた。そのため、1907 年、清政府と日本は「日本展拓漢口租界条約」を締結し、日

注7 当時中国とフランスはフランス租界の拡張境界を密かに交渉しているため、フランス側は日本の拡張行為を抵抗しなかった。

## 第一章

本租界は北へ150丈拡張され、その面積は約622畝となった（図1-1-34）。

同時期に、新設された租界は、天津ロシア租界、天津ベルギー租界、天津イタリア租界、天津オーストリア＝ハンガリー租界、鼓浪嶼公共租界、重慶日本租界が挙げられ、中国歴史上において合計25ヶ所の租界が全て開かれることとなる。

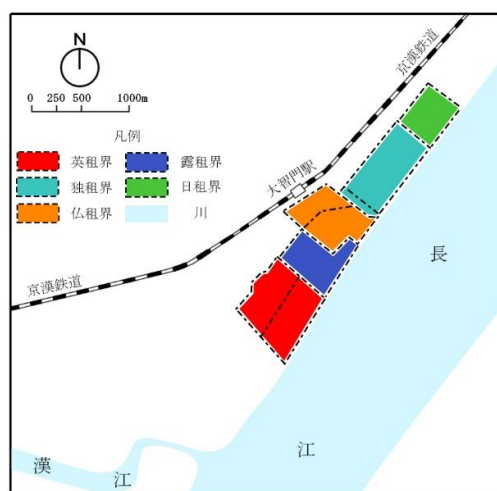


図 1-1-33 1902 武漢租界

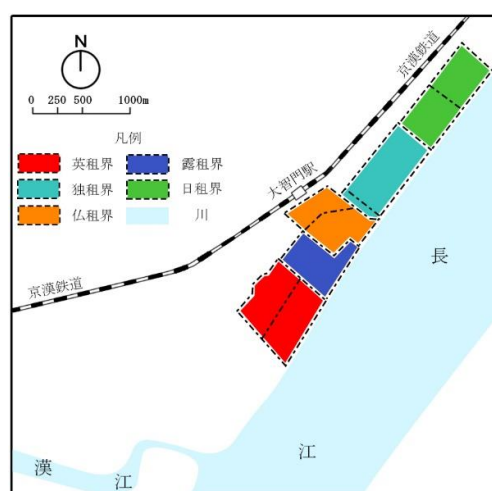


図 1-1-34 1907 武漢租界

### 1-1-5 第一次世界戦争（租界の回収）

1911年、辛亥革命が勃発する。孫文の影響を受けた革命軍が武昌と漢陽を武力制圧し、中華民国軍政府が成立した。同年12月29日、上海で孫文が中華民国大総統に選出され、翌年2月12日に溥儀が退位し、清国は滅亡した。その結果、共和制国家である中華民国が成立した。1914年から第一次世界戦争が勃発することにより、中華民国政府はこの機会に乗じて1917年より段階的に租界を回収し始めた。

1917年、中国は連合国の一員として第一次世界戦争に参戦し、3月14日にはドイツと外交関係を断つ。3月15日、北洋政府における漢口交渉員は200人の警察を指揮し、漢口ドイツ租界に入って当該租界の行政管理権を回収した。3月16日、北洋政府における天津交渉員は300人の警察を指揮し、天津ドイツ租界に入って当該租界の行政管理権を回収した。3月28日、北洋政府の内務部は「管理津漢ドイツ租界暫時章程」を公布し、旧天津ドイツ租界を天津第一特別区、旧漢口ドイツ租界を漢口第二特別区と変更した。特別区において、外国人はある程度の特権を有するが、その行政管理権は北洋政府に把握されることとなった。同年8月14日に北洋政府はドイツ、オーストリア＝ハンガリーに宣戦布告し、ドイツ及びオーストリア＝ハンガリーと締結した条約、合同、協約等ものを全て廃止することを宣言した。同日、北洋政府の軍警は天津オーストリア＝ハンガリー租界に入り、当該租界を回収し、天津第二特別区と変更した。

1918年11月、第一次世界戦争は連合国の勝利を結果として終結され、中国は戦勝国としてパリ講和会議に参加し、ドイツ、オーストリア＝ハンガリー租界を正式回収することを提案する。6月28日、「ヴェルサイユ条約」において、「ドイツは天津、漢口租界における家屋、埠頭、軍需物資、各種の船等公共産業を中国に譲渡し、中国との租界における契約を廃止することが規定された。しかし、青島におけるドイツ権益の譲渡について問題が解決できないため、中国側は「ヴェルサイユ条約」に調印しなかった。1921年5月、ドイツは中国との貿易を回復するため、「ヴェルサイユ条約」におけるドイツ租界に関する規定を承認した。これによって、天津におけるドイツ租界は正式に回収された。また、第一次世界戦争の終結に伴い、オー



ストリア＝ハンガリーは解体され、オーストリア＝ハンガリー租界も正式に回収された。

第一次世界戦争の期に、1917年ロシア国内にてソビエトに主導される十月革命が発生したことでロシア帝政が崩壊する。1922年、ロシア内戦の結果として、史上初の社会主義政権であるソビエト連邦が成立する。1919年7月5日、ソビエト政権は中国の支持を得るため、ロシア帝国が中国と締結した「不平等条約」を全て廃止することを宣言し、中国側も当該宣言により、ロシア租界を回収し始める。しかし、イギリス、フランス等国はこれに反対し、北洋政府に圧力をかける。その結果、北洋政府はロシア租界を回収することはできたが、ロシア租界での管理権は、未だイギリス、フランス等列強により握られていた。1924年、ソビエト連邦と中国の外交関係が回復され、「中露解決懸案大綱協定」が締結された。当該協定により、ソビエト連邦は「前ロシア政府が画定した租界、租借地、貿易圏、兵舎における特権や特許を放棄する」<sup>注8</sup>。これにより、中国は7月1日に漢口ロシア租界、8月6日に天津ロシア租界を正式に回収した。

1924年、中国では、租界を回収する声が高まるに伴い、租界における中国人と外国人の関係矛盾も深刻化していった。1925年5月30日に上海公共租界の警察が、学生や労働者により主導されたデモに対し発砲し、13人の死者と40人余りの負傷者を出す事件を引き起こした。「五卅惨案」と呼ばれるこの事件に続き、一連の反帝国主義運動<sup>注9</sup>が起きた。最も酷い襲撃を受けたのはイギリス租界である。最初はアモイ・イギリス租界において反帝国主義運動は展開する。1925年6月13日、アモイの市民運動に対し、面積が少なく、警備も足りないアモイ・イギリス租界は、北洋政府に保護を求めた。北洋政府側はこの機会に乗り租界の行政管理権、警察権を回収した。これによりアモイ・イギリス租界は実質的には租界ではなくなった。

1926年9月、国民政府の北伐軍は武漢を占領した。1927年1月1日から3日にかけて国民政府は武漢への遷都について記念行事を行い、3日午後2時、武漢中央軍事政治学校宣伝隊がイギリス租界の隣における広場に講演する際、イギリス当局は講演を阻止するために水兵を集め、市民との間に衝突が起こった。その結果として、中国側は2人が重傷、イギリス側も数人が傷を受けた。これから二日間、中国における反イギリス運動がますます激しくなっていった。一方、イギリス側は租界内のイギリス人の安全確保のため、イギリス人の住民、役員、現金、商品等を軍船、商船に移動した。1月5日に国民政府はイギリス租界における混乱した状況を解決するために、漢口イギリス租界臨時管理委員会を成立し、漢口イギリス租界を管理しはじめた。

九江イギリス租界も漢口と同じ状況に直面していた。漢口イギリス租界が中国に管理されたという情報が、九江に伝わったことから、九江イギリス租界当局は当地のイギリス人を上海へ移送した。しかし、イギリス人が撤退する時、中国の労働者を雇ったあるイギリス人とストライキ中の中国労働者との間にもめごとが起こり、最終的にはイギリス水兵と中国市民の衝突にまで拡大した。抗議する中国市民は九江イギリス租界へと突入し、租界の住宅や商店を破壊し略奪を行った。租界の治安を維持できないイギリス租界当局は、国民政府の援助を求め、その結果として、国民政府の軍隊を九江イギリス租界に介入させた。これにより、イギリス租界の管理権は失われる。1月10日に国民政府により九江イギリス租界臨時管理委員会が設立され、イギリスの代わりにこの区域を正式に管理しはじめた。中英両国により半月間の交渉の結果、2月19日、20日に中国とイギリスは「漢口イギリス租界を回収する協定」と「九江イギリス租界を回収する協定」に調印し、3月15日に国民政府は正式に漢口、九江イギリス租界を回収し、漢口イギリス租界を漢口第三特別区、九江イギリス租界を九江特別区とその名称を変更した。

注8 「中露解決懸案大綱協定」第10条

注9 この一連の反帝国主義運動は「五・三〇運動」と呼び、或いは「五卅運動」という

## 第一章

鎮江イギリス租界では、漢口、九江のような衝突事件を免れるように、3月24日に北伐軍と事前交渉し、租界における行政管理権を中国に譲渡した。これにより、鎮江イギリス租界も中国によって実態的に回収されることとなった。1929年10月に租界を回復できないと認識したイギリス政府は、中国と協定を成立させ、鎮江イギリス租界を正式に中国に返還した。また、翌年12月30日、イギリス政府は既得権益を保証するため、鎮江の協定と同じく、アモイ・イギリス租界を正式に中国に返還した。

国民政府とイギリス政府が交渉する際、ベルギーは天津ベルギー租界の財政的要因から、1931年3月に無償で租界及び租界における負債を北洋政府に譲渡した。回収されたベルギー租界は天津第四特別区と名称が変更された。

1931年、満州事変が勃発し、中国と日本の関係が悪化するに従い、中国では、日本、イギリス、フランス、イタリアとの租界回収について交渉が中止された。実際には、1937年から、日本は中国との全面戦争に備えて、重慶、漢口、杭州、蘇州の日本租界における日本住民を帰還させていた。しかし、漢口、杭州、蘇州は当時既に日本に占領されていたため、中国が実際に回収できた日本租界は重慶租界のみであった。

1941年12月、枢軸国の一員である日本は天津、広州のイギリス租界、上海、鼓浪嶼の公共租界を占領した。同時に、イギリス、ソビエト連邦、アメリカ等の連合軍陣営に参加した国民政府は、日本、ドイツ、イタリアに宣戦布告し、中日、中独、中伊の条約や協定等ものを全部廃止することを宣言した。1943年1月、イギリス、アメリカは、連合軍の団結を強めるため、国民政府と「イギリスにおける中国の治外法権及び関連問題の処分に関する条約」及び「アメリカにおける中国の治外法権及び関連問題の処分に関する条約」を調印した。これから、日本の占領区における上海、アモイの公共租界と天津、広州のイギリス租界が、再び実効的に回収することができなかったが、国際関係の側面からは、実態的には中国に返還されることとなった。

1940年に親日的な汪兆銘政権が成立する。日本の側は当該政権を後押しするため、1943年3月9日から27日にかけて、汪兆銘政権に対し、杭州、蘇州、漢口、天津の日本租界を返還した。また、日本との交渉下、イタリア及び当時にドイツに支配されていたフランスやデンマーク等の諸国は上海、鼓浪嶼の公共租界の行政管理権を放棄すると宣言した。汪兆銘政権は、6月5日に天津フランス租界、漢口フランス租界、広州フランス租界、7月30日に上海フランス租界、8月1日に上海公共租界を回収した。

中国最後の租界であった天津イタリア租界において、イタリアと日本は連盟国であったため、日本及び日本に後押しを受けた汪兆銘政権は当該租界に介入することができなかった。1943年7月、イタリア・ムッソリーニ政権が軍事政変により倒れ、イタリア新政府は連合軍に投降した。それに応じて、日本は、天津イタリア租界を強制的に接收管理しはじめた。同年9月、ムッソリーニ政権がドイツに再度支援されたことにより、1944年6月にイタリア租界の行政管理権が汪兆銘政権に返還された。

これにより、中国における租界は全て中国に返還された、当時の汪兆銘政権は世界において非承認の政権であったため、汪兆銘政権に返された租界は、未だに日本に支配される状態が続いた。

1945年に第二次世界戦争が連合軍の勝利を結果に終結した。11月24日に国民政府外交部は正式に「租界及び北平領事館界を回収する方法」を公布し、上海、鼓浪嶼の公共租界、天津、広州のイギリス租界、天津、上海、漢口、広州のフランス租界、天津のイタリア租界、天津、蘇州、杭州、漢口の日本租界を正式に回収した。また、回収された全ての租界は当該都市の行政区に合併され、以後、特別区としては扱わないこととなった。

1917年から1945年の28年の間、中国における25ヶ所の租界が正式に中国に回収された。

## 1-2 租界としての上海と武漢

### 1-2-1 上海租界

上海は、1843年、清政府により居留地が画定されて以降、1945年に国民政府が租界を回収するまで、約100年をかけて、長江の河口の利便性の高い交通環境を背景に、速やかに中国最初の国際都市へと発展した。当時の上海には多くの国による公共租界とフランスが単独で管理したフランス租界があり、その合計は30km<sup>2</sup>を超える規模であった。上海は中国において租界としての成立が最も早く、面積も最大で、存置期間が最長の租界都市と言える。

阿片戦争直後の上海「租界」は、未だ清政府が行政管理権を掌握しており、外国人により建設された道路や埠頭は、清政府による自治的な機関であったため、イギリス、フランス、アメリカにより租借された区域は、まだ租界とは言えない状況であった。

上海は生糸と茶葉の輸出により、速やかに経済発展を遂げ、1848年には上海「租界」が初めて拡張される。当時の上海租界は「中洋分居」の制度が実施され、中国人は租界内に土地を借りて店舗を営むことが禁止されていたため、租界はただ300人の外国人と、500人の中国人が住むに過ぎなかった。1853年、小刀会が太平天国に呼応し、上海、アモイで蜂起、上海城の清兵は小刀会により潰滅された結果、上海租界の行政管理権も失う。大量の中国人が避難するために租界へとなだれ込み、租界内の「中洋分居」の制度も崩れた。一方、中国人と外国人が混在することが外国人にもメリットがあることを知ったイギリス、フランス、アメリカは、中国人の入植を拒否しなかった。そのため、上海「租界」は人口が急速に増加し、直ちに繁栄し、広州を超え中国における最も繁栄する貿易区となった。

第二次阿片戦争の後、上海にはイギリスとアメリカにより管理された公共租界とフランスにより管理されたフランス租界が存在していた。中国の戦乱に対して、上海租界はずっと穏やかな環境を維持し続けた。それ故、上海租界の経済は早急に発展し、1870年には上海の対外貿易量は、中国全国の60%までになった。この時期の上海において、大量の外国資本の商社、商店及び中国の布屋、扇屋、糸屋、茶屋等店が租界において経営されていた。先施会社、永安会社等大規模百貨店も租界内に建設され、中国における初期のショッピングモールを形成していた。また、工業、運輸業においても発展し、大量の工場や汽船会社が建設され、中国最大の工業都市となった。

第一次世界戦争後、中国では租界を回収する群衆運動が全国的に展開された。当時の情勢に対応するため、上海租界の一部分の行政管理権を中国に返還し、それ以前租界外において施工されていた道路建設工事も一旦中止され、中国における一部の法律も租界に適用されて初める。また、1916年、日本が公共租界に入り、中国との戦争を準備する目的として、租界内に軍事基地を建設し始める。それにより上海租界において最早中立的な空間が維持されなくなり、日本は更に上海租界内部に専管区域を画定した。しかし、それらの動きに翻弄されていた上海租界においては、未だその繁栄は継続していた。当時の国民政府は公共租界で中央銀行本部、中国銀行、交通銀行の本部を設置した。これにより、上海は一気に中国の金融の中心地となった。また、ロシアの十月革命、ドイツによるユダヤ人迫害により、大量のロシア人やユダヤ人が租界に入り、上海租界の繁栄を支えた。

1937年から日中戦争が勃発し、上海は直ちに陥落した。上海租界は中立的な区域であったため、戦争による租界内部への影響は少なかった。また、1939年前、大量の中国工場、資本家、難民が中立的な区域であった租界へと避難した。その結果、当時の上海租界には、十分な資金、工業設備、労働力が集中し、逆に最も繁栄した時期となった。しかし、1941年、日本がアメリカに宣戦布告し、太平洋戦争が勃発し、日本軍は上海租界に侵攻した。同盟国であった

## 第一章

ドイツからは「現状維持」の指示があったが、世界的な戦争の拡大により租界の経済は落ち込み、1943年、汪兆銘政権による回収の後、上海租界そのものは存在しないこととなった。

### 1-2-2 武漢（漢口）租界

武漢は、武昌、漢口、漢陽の三鎮が合併し形成された都市であり、現在の武漢租界は当時漢口租界と呼ばれていた。漢口租界の歴史は1856年第二次アヘン戦争に敗戦した清政府が英仏露米と天津条約<sup>注8</sup>、1895年に日本と下関条約<sup>注9</sup>を結んで後、漢口にイギリス、ロシア、フランス、ドイツ、日本が次々と租界を設置し、漢口租界となった。漢口租界は上海よりその規模は小さいが、中国の内陸との貿易拠点として、また欧米諸国と日本にとって交易・交通の要所であったことから発展する。欧米諸国と日本は、長江を介した港運を利用して内陸に商品を運送した。漢口は当時、最も繁栄した内陸都市となった。

第二次阿片戦争の後、漢口が開港された。当時の漢口において、イギリス租界のみ存在していたが、その後、フランスも租界を開発の権限を得るが、租界がまだ開発されなかった。漢口租界は上海に比べ規模は小さいが、利用勝手の良い水路交通と既存にあった商業基盤があったことから速やかに繁栄した。1892年までには、漢口において外国資本の商社は45ヶ所が開設されていた。内陸に位置する漢口では外国商品への需要は多くは無かったが、一方、外国へと輸出するための茶葉、牛皮、綿花等が扱われていた。ロシアの磚茶場、イギリスの磚茶場と製革場が、漢口における最初の工場であった。また、長江の利便の高い水運により、漢口は水上運輸の交通拠点へと開発されていった。その後、漢口は輸出入貿易の総額が上海、広州につぐ第三の都市となった。

日清戦争後、漢口ではドイツ、フランス、ロシア、日本が相次いで租界を開き、漢口租界の総面積が約3000畝まで増加した。漢口租界面積の拡張に伴い、より多くの海外商人が漢口にて商社、銀行、運輸会社等を経営し、大量の卵製品場、錬鉄場、ガラス場、タバコ場、機械場等工場も漢口に建設された。この時期の漢口では、輸出入貿易の総額が天津を超え、上海と同レベルとなった。また、1911年には武昌起義が起き、清政府は革命軍に対抗するため漢口城区に放火したため、大量の店舗が火災により焼失する。一方、中立的な区域である租界は火災の被害から免れた。この事件から、中国商人たちは安全な租界内において店舗を経営し始める。武漢租界においても、これらの経緯から繁栄が続き、多くのホテル、レストラン、バー、映画館、劇場、妓楼が租界内で経営され、武漢が最も繁栄する時期に入った。

1914年、第一次世界戦争が勃発したことにより、イギリス、フランス及び中国は、ドイツとの貿易が中止したため、ドイツ租界での店舗や会社は殆ど倒産する。1917年、中国はドイツに宣戦布告し、ドイツ租界が中国により回収され、その後ロシア租界も中国に回収され、漢口租界は継続しない状態に入る。1927年、武漢で勃発した内乱事件により、面積が最も大きいイギリス租界も中国に回収される。一方、フランス租界は繁栄した状態が続く。また、日本はその勢力を拡張し、1937年には漢口における日本人の総数は、外国人人口総数の半分以上を超えた。しかし、1937年7月7日の盧溝橋事変により、漢口に在留していた日本人は、全員本国に帰還させられ、日本租界はその後、中国に回収される。唯一、残っていたフランス租界はいわば「孤島」のような状態となった。日中戦争により漢口が陥落した後、漢口フランス租界は避難地として位置付き、大量の中国商人が租界に移住した。しかし、フランスがドイツに戦勝した後、フランスは漢口租界を管理することができなくなっていた。続く第二次世界戦争に伴い、フランス租界は日本軍に包囲され、疎開そのものが機能しない状態になり、1943年、汪兆銘政権により回収された。

## 1-2-3 上海市と武漢市において保存されている建造物

本研究では、建造物の建設当時の用途、規模、意匠、構造などの諸要素から、上海市と武漢市において調査した区域において現存する歴史的建造物を分類した。それらの概要を以下に示す。

1. 建設当時、領事館、銀行、百貨店、レストラン、商社として設計された業務系建造物（写真 1-2-1）。これらの建造物は、建物規模が大きく、階数は3階～6階と当時としては高く、ヨーロッパ、アメリカにおいて流行していたモダニズム、折衷主義、新古典主義など様式が採用され、RC造或いは組積造で建設されたものである。現地調査から、これら建造物は何れも現在において建設当時の用途として利用し続けているものが多く、一部の建造物は政府の機関や住宅として利用されているものも確認できる。



写真 1-2-1 上海市と武漢市に保存された歴史的建造物の例 1

2. 建設時代にホテル、マンション、寮として設計された居住系建造物（写真 1-2-2）。これらの建造物の規模は上記 1 の業務系建造物と近く、殆どが3階～6階となっており、一部の建造物は10階以上となるものもある。また、これらの建造物の様式は、モダニズムが採用されているものが多く、折衷主義、新古典主義の様式が採用されたものは少数である。建造物の構造は 1 の業務系建造物と同じく RC造或いは組積造で建設されたものが多い。これら建造物は現在、ホテルや住宅などの用途として利用されるものが多い。



写真 1-2-2 上海市と武漢市に保存された歴史的建造物の例 2

3. 建設当時、住宅として建設された上海「石庫門」と武漢「里份」（写真 1-2-3）。上海市と武漢市における伝統的建造物である「里」は、「回」の字をした形態で建設された高密度な住宅区である。租界が展開した当時、西洋的な建築意匠を伝統的な「里」に付加する意匠が採用された。それらの好例として、上海「石庫門」や武漢「里份」が挙げられる。これらの建造物は、前述の 1 や 2 の建造物と比べると規模は小さく、階数が1階～3階のものが多い。構造は木レンガ造であり、壁と柱はレンガ、床には木材が用いら

## 第一章

---

れている。上海「石庫門」と武漢「里份」の殆どが今も住宅として利用され続けている。少数の建造物は所有者により商業施設としてリノベーションされている。



写真 1-2-3 上海市と武漢市に保存された歴史的建造物の例 3

### 1-3 中国租界と日本外国人居留地の比較

近代の日本において、中国の租界に類似する都市空間として「外国人居留地」がある。外国人居留地とは、江戸幕府が外国人の居留及び日本人との貿易のために設けた特定の区域を指す。1858年、江戸幕府はアメリカと「日米修好通商条約」を締結し、その後、オランダ、ロシア、イギリス、フランスと相次いで条約<sup>注10</sup>を結び、横浜、長崎、函館、神戸、新潟を開港し、大阪の川口、東京の築地の七ヶ所を市場として開放した。そこでは外国人による居留貿易権が認められた。

外国人居留地の設置における当初の目的は、外国人を一か所に集め、日本人との紛争を防止することであり、江戸幕府が容易に管理できるよう対処された側面があるが、上記の条約により外国人居留地では治外法権、領事裁判権があった。明治政府は、上記の条約改正に努力し続けた。1877年には横浜、1879年には長崎が日本に返還される。居留地での維持費が高かったことがその要因であった。1899年、明治政府が行った対外反抗運動により、条約改正がようやく成立し、居留地が一斉に返還された。それ以降、外国人の特権を解除することができた一方、西洋からの外交干渉などの影響は引き続き尾を引いていた。

上記約40年間において、日本の外国人居留地では、外国による治外法権、領事裁判権が認められていたが、居留地での活動は、日本との貿易、キリスト教の伝道、交易物資の補給等が主であった。しかし、日本への影響の最も大きな側面としては、西洋文化が導入されたことにあると言える。日本の外国人居留地が設けられた約40年の間、西洋の様式を持つ建造物が多く建設されたが、それら以外にも洋風と和風が折衷された建造物も建てられている。

以下では、北海道の南部に位置する函館を事例として、そこでの建造物について具体的に説明する。

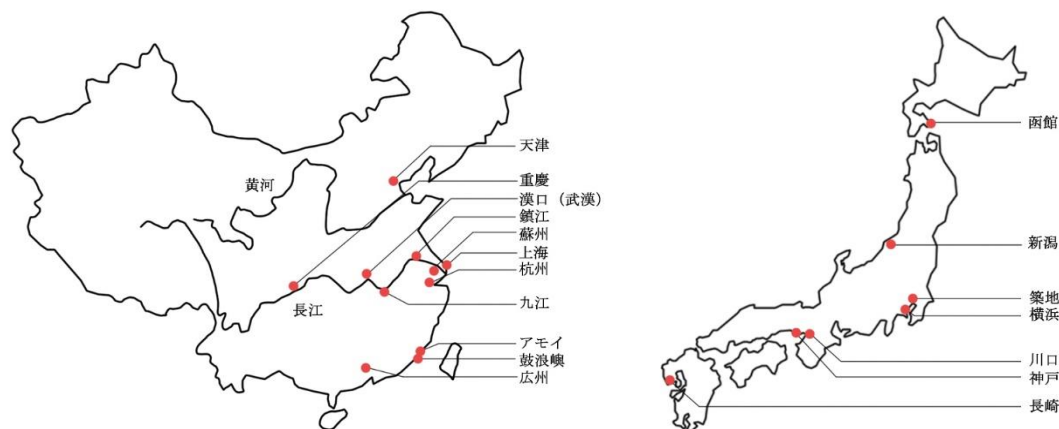


図 1-1-35 中国の租界都市及び日本の外国人居留地の位置

#### 1-3-1 外国人居留地である函館

1858年、日本は5カ国の外国と貿易協定を締結し、函館は、横浜や長崎とともに貿易港として開放された。函館では、アメリカ、イギリス、フランス等欧米諸国との貿易が開始された。それにより西洋文化が函館にも導入されていく。幕末から明治初期にかけ箱館戦争があった

注10 1858年6月19日の「日米修好通商条約」、1858年7月10日の「日蘭修好通商条約」、1858年7月11日の「日露修好通商条約」、1858年7月18日の「日英修好通商条約」、1858年9月3日の「日仏修好通商条約」と指す。これらの不平等条約は「安政五ヶ国条約」と称する。

## 第一章

が、その後、明治政府は函館を北海道開拓の先進基地として開発し、青森との航路も開始され、函館の近代化を推進した。

開港に伴い、外国人水夫による混乱を取締るため、政府は、長崎の出島と同じ方式により外国人居留地を計画し、大町地先の埋立てが行われた<sup>注11</sup>。しかし、1861年11月、暴風により埋立地は被災する。また、1862年2月には高波により再度埋立地が被災する。当該埋立地が居住に良好な地点ではないことから、外国人は当該地点を居留地とすることを拒否し、結果、この計画は未完に終わった。その後、日本政府は地蔵町、仲浜町に居留地を計画するが、外国人がこの地に集中するを好まなかったため、市中に混在することとなった。特に元町の高台において、多くの外国人の公館や教会等の建造物が建設された。1860年に建設されたロシア領事館、領事館に附属する病院、ハリストス正教会復活聖堂、カトリック教会、ミッションスクール等の洋風建築が現在も保存されている。市内には区役所、警察署、税関及び銀行や大商店が建ち並び、にぎやかな都市へと発展した。

1978年、1979年に発生した函館の大火により市街地における近代建築の多くが焼失した。都市火災対策のために、幅員20間の防火線街路が設定され、基坂と二十間坂が整備された。幅員12間、6間の街路も防火戦街路に直通し整備された。これらの道路整備により函館における新しい市街地が構成され、現在もその概形は概ね変わらず維持されている。また、大火からの復興過程において新築された民家や、その他の建造物は、大火以前にあった西洋建築の影響を受け、伝統的な生活空間を維持しながらも、洋風と和風の意匠を持つ和洋折衷様式の建造物が数多く建てられ、函館における独特な景観を構成することになった。

函館では外国人居留地として、領事館、教会、住宅等さまざまな洋風建築が建設された。その影響から、函館では独自の個性を持った異国情緒豊かな町並になる。

1879年から1934年まで、函館は強い海風、不完全な防火措置、可燃性の伝統的建材のため、1000戸以上が被災した大火が10回が発生している。これら大火により当時の街区は殆どなくなった。現在みられる函館の伝建地区の道路と伝統的建造物は、大部分が1907年の大火以後に建設されたものである。

本研究では、函館市が伝統的建造物群保存地区を制定する際に行った調査での分類方法に基づき、函館の洋風建築を材料と意匠により区分する。具体的には、上下和洋折衷建築、木造洋風建築、煉瓦造洋風建築の三分類となる。その内、一部の煉瓦造洋風建築を除くほとんどは所謂「擬洋風建築」に分類される。

上下和洋折衷建築は、函館の代表的な和洋折衷建築であると言える。建造物の1階は伝統的な和風意匠が施され伝統的材料が用いられている。2階は洋風の勾配屋根と縦長窓、下見板張り外壁となっている。上下和洋折衷建築のほとんどは、日本の伝統的な建造物では用いられな

表1-3-1 函館市における歴史的建造物の様式分類及びその特徴

様式	数	分布	特徴	
			2階	1階
上下和洋折衷建造物	20	金森倉庫区域 公会堂区域	屋根、窓では洋風の形式、外壁は下見板張り、色彩は白、灰色、緑、青、ピンクなど色彩と使われる。	開口部、外壁は伝統的な和風の意匠と使われる
1類煉瓦造洋建造物	8	金森倉庫区域 公会堂区域	外壁がレンガ積であり、赤レンガの材質、色彩を維持している。規模が大きい、その屋根が切妻と使われる。	
2類煉瓦造洋建造物	3	公会堂区域	外壁がレンガ積であるが、漆喰塗があるため、レンガの材質と色彩が見えない。規模が大きい。	
木造洋風建造物	14	公会堂区域	上下和洋折衷建築の2階の部分と同じである。	
和風建造物	14	金森倉庫区域 公会堂区域	伝統的な和風の意匠と使われる。	

注11 「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」、第1ページ。



い青や緑など明るい色のペンキが塗装されている。当時、地元の住民たちは洋風の様式を憧れながらも、伝統的様式も同時に好んでいたため、大工たちにより上下和洋折衷建築の様式が生まれ出された。函館の傾斜地の地形特性が有効に活かされた意匠と言え、港から函館山を眺めると、2階部分の洋風様式が連担して一望される。一方、その景観に含まれない1階部分は和風の様式が用いられている。上下和洋折衷建築は、所謂「擬洋風建築」として分類することができるが、函館に特有の独自の意匠と言える。

煉瓦造洋風建築は2つに分類できる。1類煉瓦造洋風建築は、かつて倉庫として利用されていたものを指す。これらの建造物は、近代において輸入された赤レンガで建築され、近代の西洋建築様式となっている。2類煉瓦造洋風建築は、外国人により設計され、日本の職人により建てられた領事館や教会などを指す。これらの建造物はヨーロッパの歴史主義の意匠を反映しているが、屋根や外壁などの部分において和風意匠の要素が確認できる。2類煉瓦造洋風建築は漆喰で壁が仕上げられており、1類煉瓦造洋風建築の様な素材そのものが表れる質感はない。

函館の木造洋風建築は「擬洋風建築」の一種である。日本の職人により設計及び建造された木造洋風建物では、伝統的な建材と技術が用いられ、西洋の建築様式を模倣し建設されている。木造洋風建築は、上下和洋折衷建築の2階部分と類似した様式が用いられ、材料としては木材が用いられ、西洋風の勾配屋根と縦長窓が採用され、白、灰色、青、緑など色彩のペンキが塗装されている。一部の木造洋風建築においては、ペディメントやオーダー等の西洋建築の意匠が用いられていることが確認できる。



写真 1-3-1 函館市における歴史的建造物の事例

### 1-3-2 上海市及び武漢市と函館市の比較

中国租界の前身は、日本の居留地と同じく外国人を集中的に管理するために画定された外国人居留地であった。しかし、各不平等な条約の調印に伴い、租界の行政管理権、治外法権、領事裁判権、関税自主権が全て外国人に譲渡され、完全に「国中の国」となった。そのため、外国人は租界を自分の国の一部分として経営・管理し、自国の都市計画を実施し、西洋意匠の建造物を数多く建設した。そのため、租界内には中国の伝統的な建造物は多くなく、大部分が中国の意匠を持ちながら西洋の構造、意匠、材料、技術で建設されたものとな

## 第一章

---

っている。また、租界に建設された建造物の用途は、貿易のための商店、倉庫、商社、工場等、また行政施設、領事館、公共施設として聖堂、教会、病院等が挙げられ、それらの建造物によって現代の租界に残る歴史的建造物の基盤が形成されている。

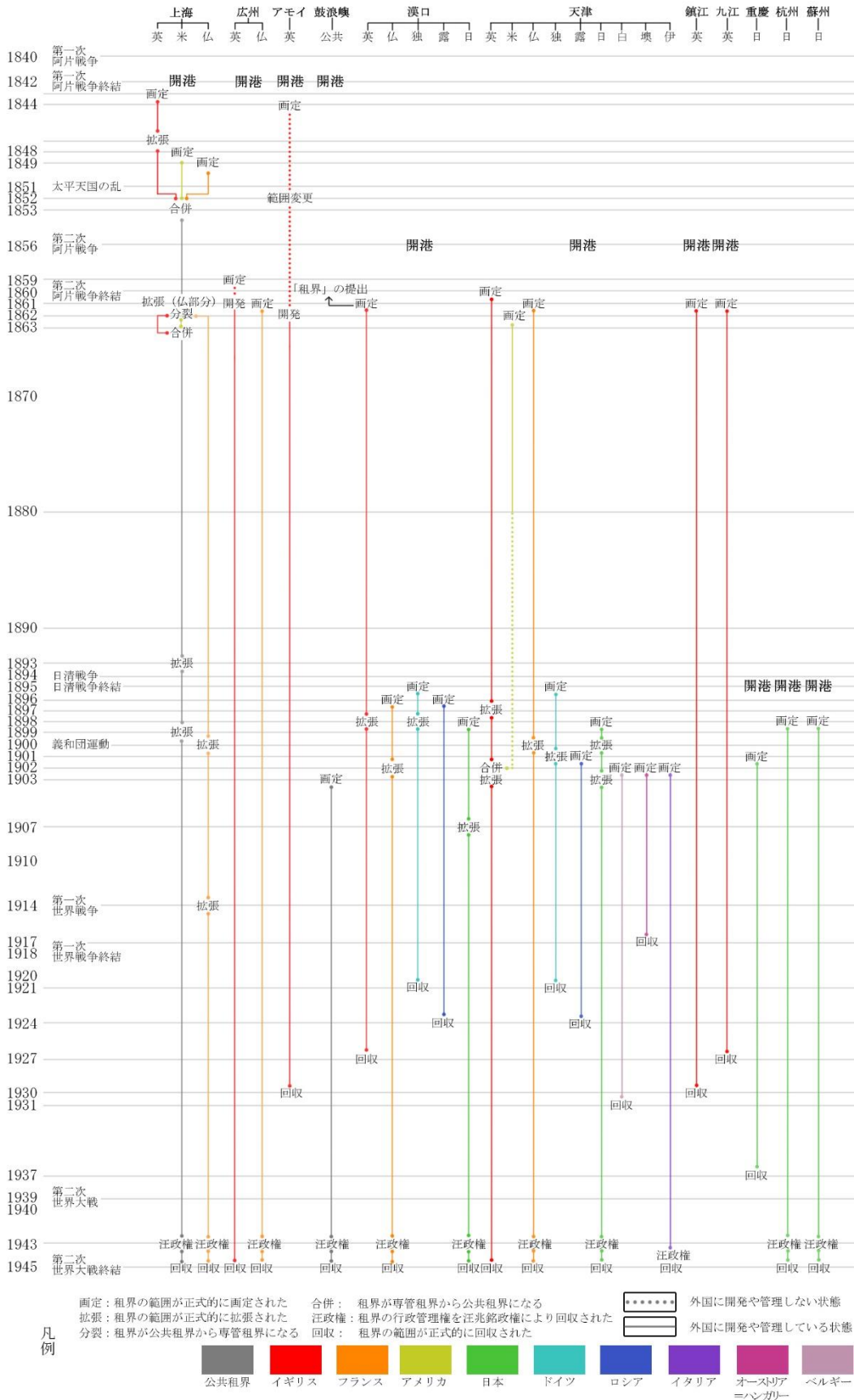
これら中国租界に対し、日本での外国人居留地においては、その領事裁判権、関税自主権は外国に譲渡したが、居留地の行政管理権は日本政府にあった。外国人居留地での目的は、日本で居留と貿易に限られていたため、外国人による都市開発は中国での租界のようには行われなかった。特に函館では、外国人たちを居留地に集中させることができなかったため、長期にわたって外国人と日本人が緩やかに混雑して生活した経緯がある。そのため外国人居留地での建造物は、領事館、商店、倉庫、聖堂、病院等の必要な施設建設のみに留まっており、現代においては、伝統的な和風の建造物と洋風建築が混在的に保存されている。また、外国人居留地が返還されて以降も、西洋からの影響が残り、西洋の様式に対する独自の解釈とともに独自の様式が生み出され、外国人居留地の内部及び周辺には大量の洋風や和洋折衷の住宅が建設されている。この点は、本研究が対象とする中国租界（上海、武漢）と日本居留地（函館）に現存する歴史的建造物における様式構成が、構造的に異なっている点であると言える。

現存している近代の建造物において、中国と日本では用いられる材料、建物規模、構造形式などにおいて異なる点が多いが、両者とも近代の西洋の様式から影響を受けたものであり、その建設地所の選定、建物用途、また租界や居留地が画定された目的は類似していると言える。

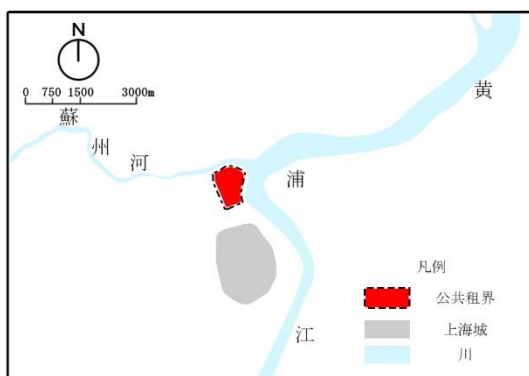
本研究では、以下において、これら現存する歴史的建造物に対する保存措置について、その制度の側面から相互を検証し、その違いを対比的に明らかにする。

付録

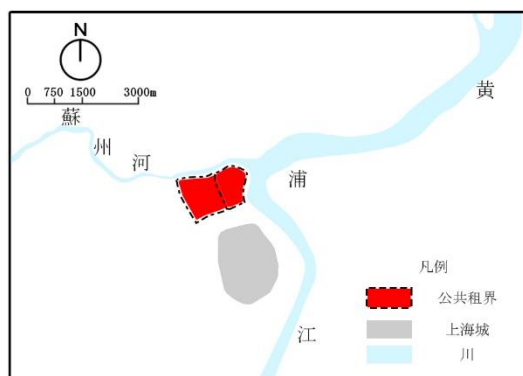
付録 1-1-1 中国における租界の歴史沿革



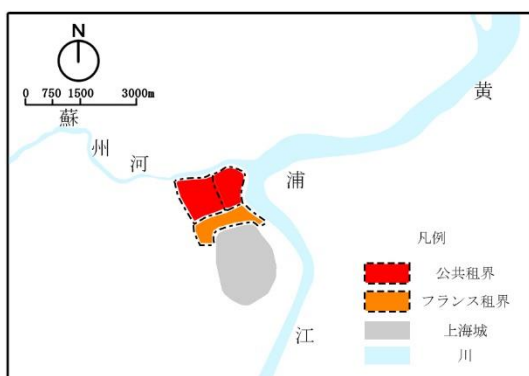
付録 1-1-2 上海租界の変遷



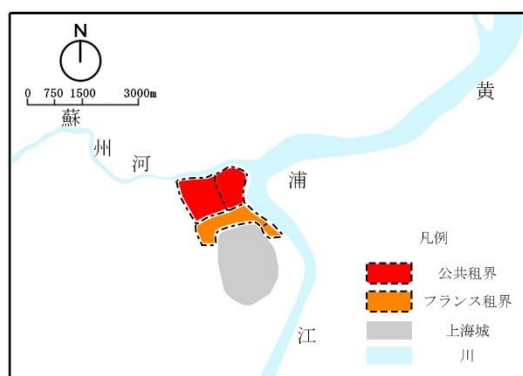
1843 上海租界



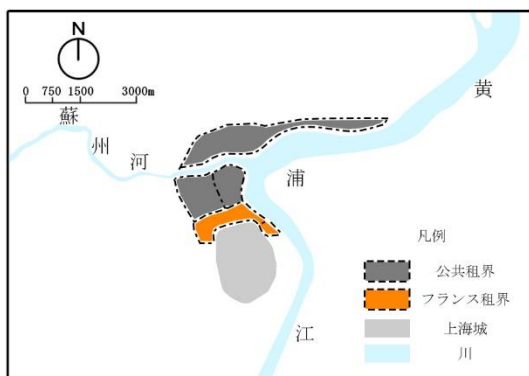
1848 上海租界



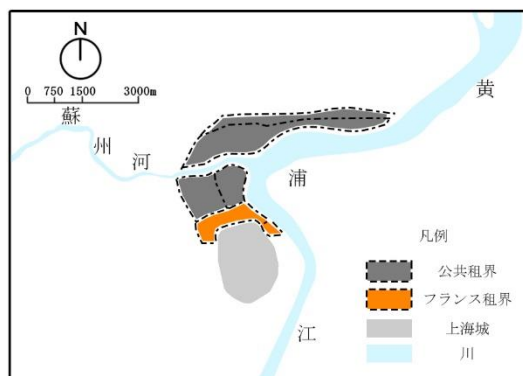
1849 上海租界



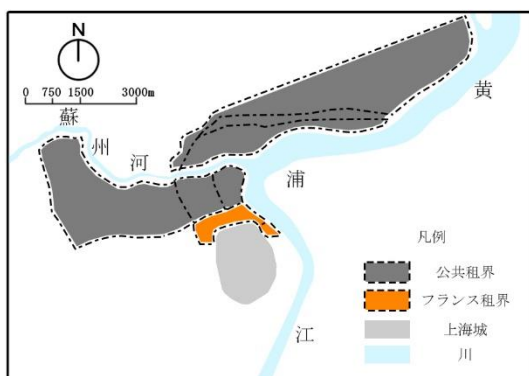
1861 上海租界



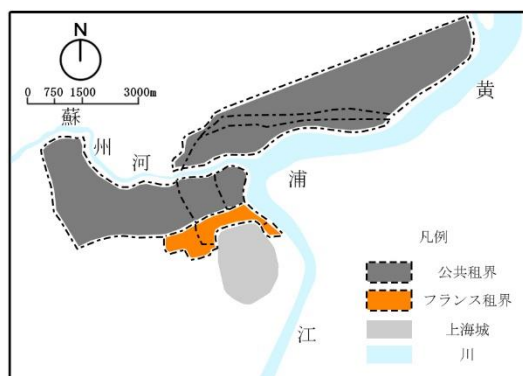
1863 上海租界



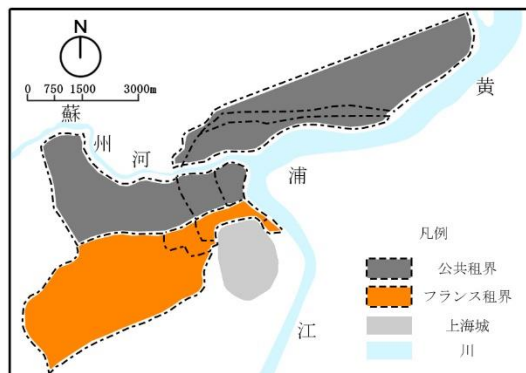
1893 上海租界



1899 上海租界

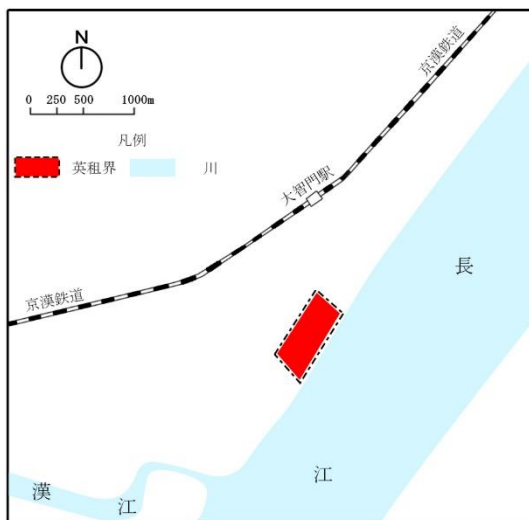


1900 上海租界

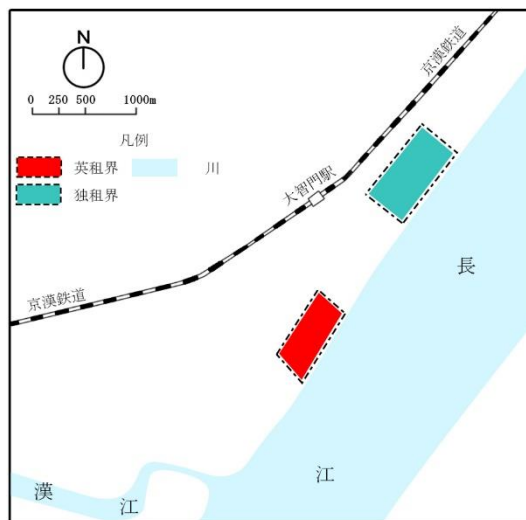


1914 上海租界

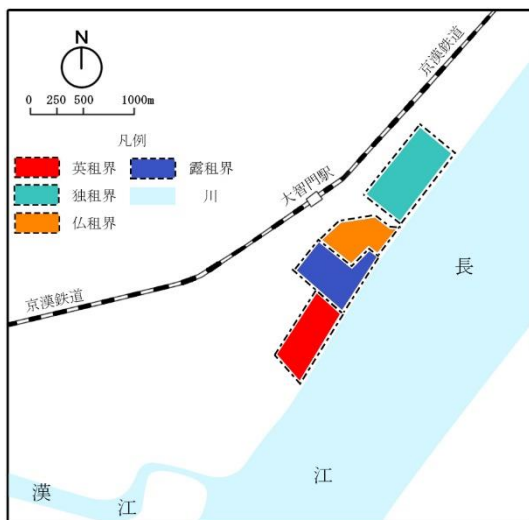
付録 1-1-3 武漢租界の変遷



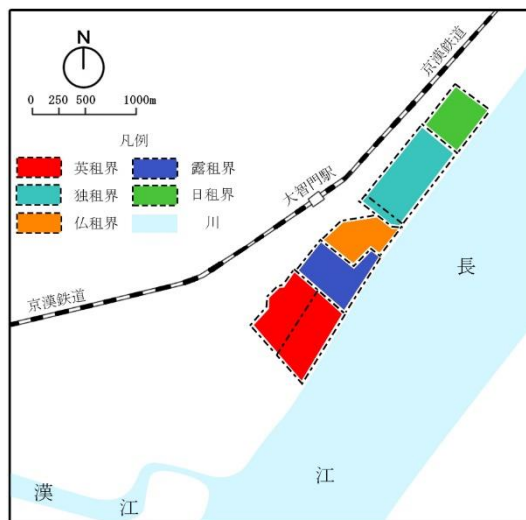
1861 武漢租界



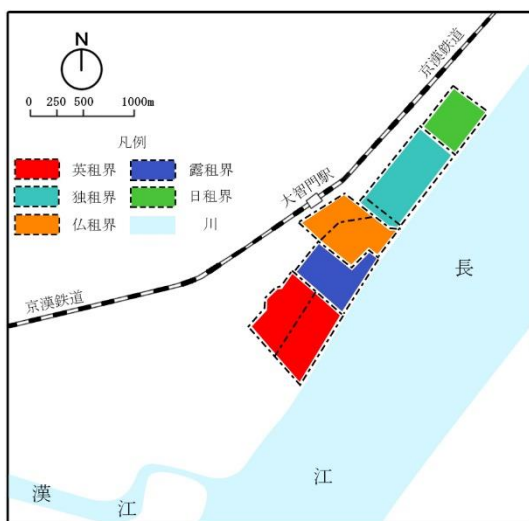
1895 武漢租界



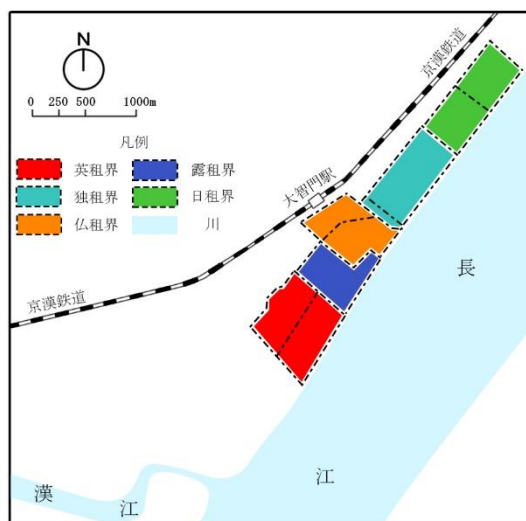
1896 武漢租界



1898 武漢租界

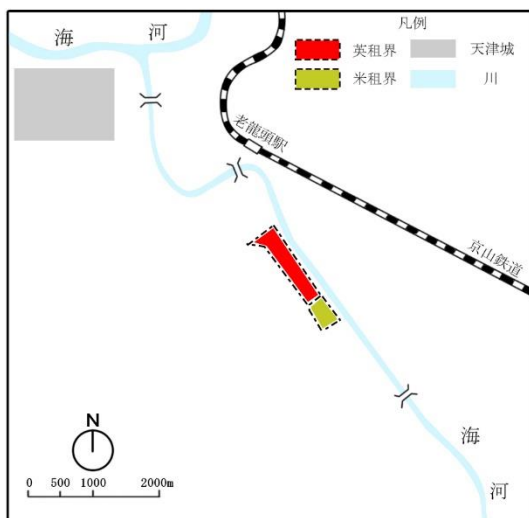


1902 武漢租界

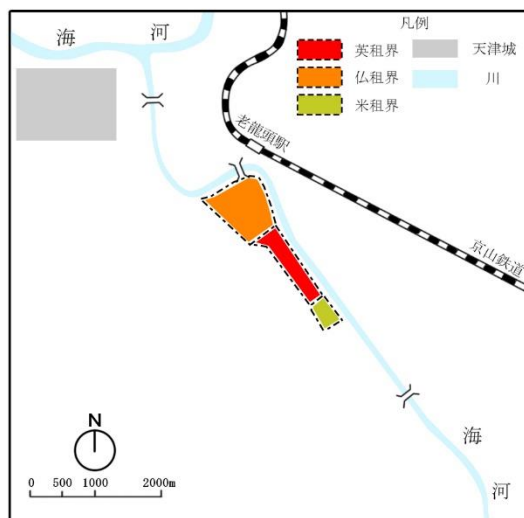


1907 武漢租界

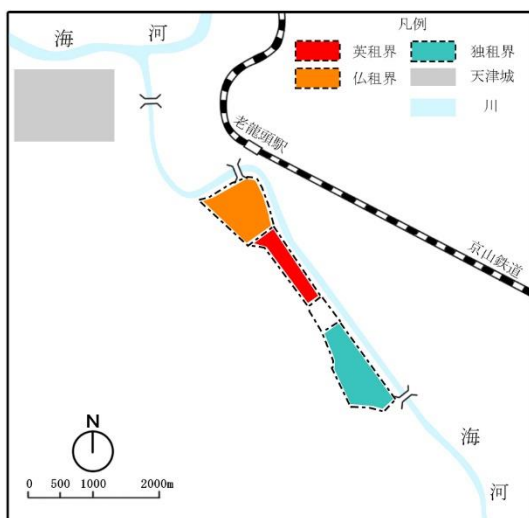
付録 1-1-4 天津租界の変遷



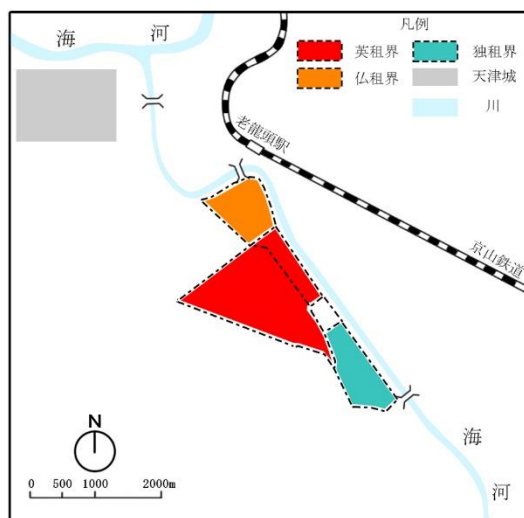
1860 天津租界



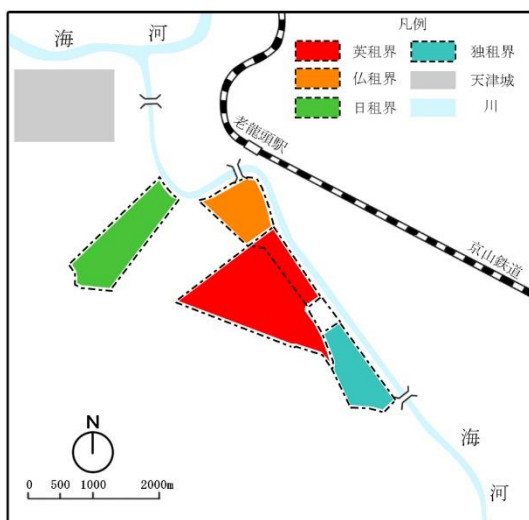
1861 天津租界



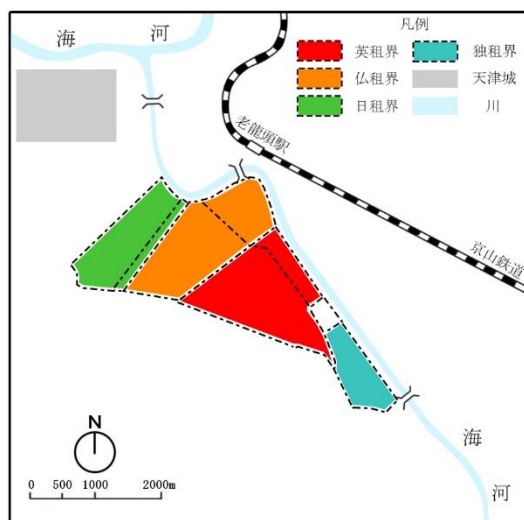
1895 天津租界



1897 天津租界

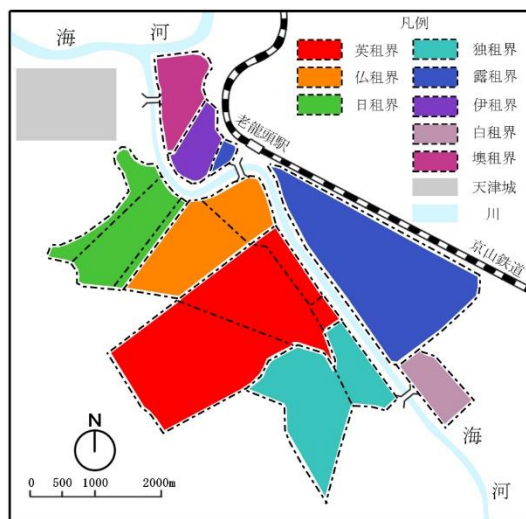
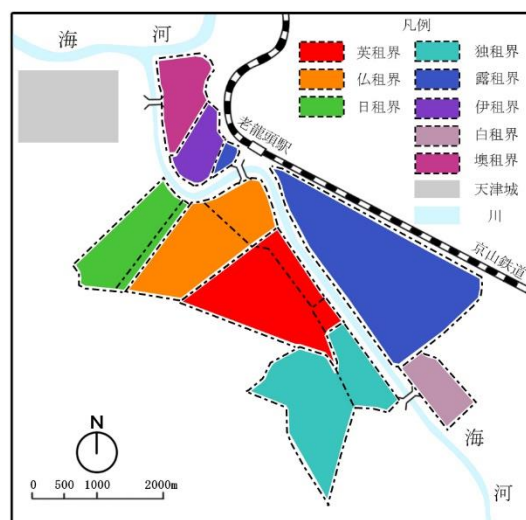
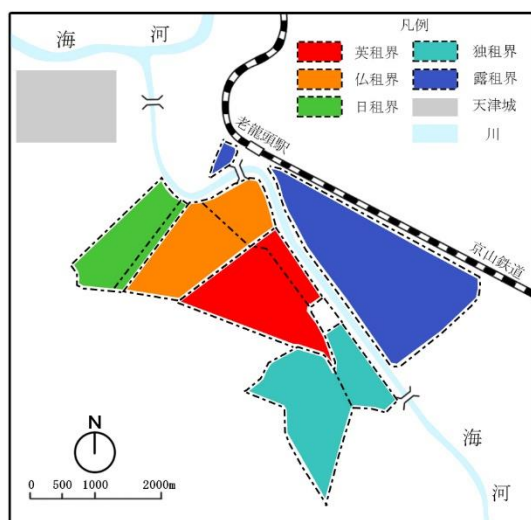


1898 天津租界



1900 天津租界

# 第一章





## 第二章 歷史保護制度

### 序

中国の文明は、紀元前1600年商王朝まで遡ることができる。当時より現在に至るまで約4000年間において、歴史的遺産である大量の歴史的建造物、芸術品、古代器物、名勝史跡等及び無形の民俗、芸能等が保存されてきた。これらの歴史的遺産を保護するために、中国では、文物保護法、非物質文化遺産法、歴史文化名城名鎮名村保護条例（以下、「名城条例」とする）、風景名勝区保護条例等法律や法令が制定された。

これらの法律や法令のうち、本研究が検証する租界の歴史的建造物に関連する制度は、文物保護法による文物保護単位制度、ならびに歴史文化名城名鎮名村保護条例による歴史文化名城制度がある。

日本では、歴史的遺産を保護するため、文化財保護法を制定し、有形文化財、無形文化財、伝統的建造物群等を日本における文化的財産として保護している。

これらの法令のうち、有形文化財の指定と登録制度、伝統的建造物群保存地区制度が、外国人居留地での歴史的建造物と関連が深く、中国における歴史保護制度と比較可能と考える。

本章では、中国における歴史保護制度に構成された法律や法令の歴史沿革を整理し、特に歴史的景観に関わる文物保護法と名城条例の内容を詳細に検証する。

また、それらを日本における歴史的建造物としての有形文化財、伝統的建造物保存地区として保存する方法と対比させることにより、中国の歴史保護制度の特徴を明らかにする。

本章の構成は以下となっている。

2-1 においては、中国の歴史保護制度の沿革を整理する。

2-2 においては、本研究で検討する租界との関連が最も深い法令として、文物保護単位制度と歴史文化名城制度の内容を明かし、両制度の特徴を総括する。

2-3 においては、中国の歴史保護制度と比較するため、日本における歴史保護制度の歴史沿革を整理する。特に、有形文化財の指定制度と登録制度、ならびに伝統的建造物群保存地区の指定制度を検証する。

2-4 においては、日中両国における歴史保護制度の構成、また、面的な保護制度と点的な保護制度という視点から両制度を比較する。

## 2-1 歴史保護制度の形成

### 2-1-1 中華人民共和国以前の古物保護（1949年以前）

中国では、古代から古物を保存する習慣が記録されている。商王朝（約 B.C. 1600 年～B.C. 1046 年）と周王朝（B.C. 1046 年～B.C. 256 年）の時代、王は国民を統治するため、前王朝の青銅器など器物を自身の正統性の証拠として保存する考えがあった。また、漢王朝の王室は、前王朝の書籍や絵画など古物を保存するために特別な機関を設立した。唐王朝と宋王朝の時代には、古代の青銅器や石の彫刻を研究する金石学が成立した。これから、古物の収集や保存など行為は、王室だけが担うのではなく民間にもその役割が展開した。その当時、古物収集の取引市場に現れ始める。清王朝の時代には、古物市場は非常に盛んとなり、当時の古物は「古董」や「古玩」とよばれ、財産や文化を誇示するための道具となった。しかし、当時の古物は階級支配の象徴、或いは個人的な趣味の道具として保存され、これら古物の保護が当時の政府

によって法律的に保護される対象とはなっていなかった。

阿片戦争の後、皇室の古物は大量に海外に流出し、清政府はそれを食い止めるために古物保護のための法令<sup>注1</sup>を制定した。それは古物に関する法律の一つであったが、保護制度としては不完全なものであった。中国の第一部の歴史的遺存を保護する法律が制定されたのは、中華民国（1912-1949）が成立した後のことであった。

中華民国の時期は、一般的に内憂外患の時代と言われる。当時の中国が直面していたのは、清王朝という封建的な王朝の終末、共産党と国民党の権力や権利の闘争、欧米諸国の政治干渉と不平等条約、第二次世界大戦などといった課題であった。これら課題が背景として大きくあり、当時の中国にとっては、古物の保護制度の制定は重要視されておらず、その制度的な発展は非常に緩慢であったと言える。古物を保護する最初の法律である「古物保存法」は、1930年6月2日に制定された。

古物保存法は、全部で14条の規定により構成されている。当該法律は、古物を法律的に位置づけること、またその古物を中心として法構成が展開されていた。古物保存法では、古物の管理機関、政府所有の古物、個人所有の古物、及び埋蔵している古物の登録、管理及び保存方法について規定された。

古物保護法を補完するため、1931年7月3日に「古物保存法実施細則」が制定された。当該細則は、主に古物の登録に関する事項が規定されたが、古物の保護方法に関する規定は未だ十分ではなかった。また、中華民国政府は1932年に「中央古物保管委員会組織条例」を制定した。古物保存法においては古物の範囲を定めていなかったため、1935年6月に「暫定古物の範囲及び種類の大綱」<sup>注2</sup>が制定され、古物を古生物、史前遺物、建造物、絵画、彫刻、銘文、書籍、通貨、祭器、兵器、器具、雑貨の12類に分類された。（具体的な内訳は付録2-1に示す。）しかし、1937年、中国と日本の戦争が全面的に勃発する。この時期に中華民国政府により「非常時期の古物保存と管理の方法」<sup>注3</sup>が制定されたが、当時の社会情勢から実際には古物の保護事業は停滞し、中華民国の歴史保護制度は有効に施行されなかった。

## 2-1-2 「文物保護管理暫時条例」（1961年）

1949年中華人民共和国は成立した当初、14年間にわたる日中戦争、また5年間の中国国内での内戦により、中国の歴史的遺産は、歴史的建造物の破壊、貴重な芸術品と書籍資料が海外への流出、歴史的遺産の管理における混乱など多くの課題に直面していた。同時に、中華民国の法律や条例が廃止され、中国にとっては、歴史保護制度を制定しなおすことが喫緊の課題となっていた。これらの課題から、1950年に中央人民政府政務院<sup>注4</sup>により「珍貴文物図書における輸出禁止の暫時方法」<sup>注5</sup>、「古跡、珍貴文物、書籍及び希有生物の保護方法」<sup>注6</sup>、「革命文物の募集に関する命令」<sup>注7</sup>、「古文物建造物の保護に関する指示」<sup>注8</sup>が制定された。また翌年の1951年、文化部、内務部によって「名勝古跡の管理における職権分業の規定」<sup>注9</sup>、「地方の文物名勝古跡の保護管理方法」<sup>注10</sup>、「地方文物管理委員会における暫時の組織通則」<sup>注11</sup>が制定さ

注1 清・光緒三十二年（1906年）、「保存古物の普及方法」（保存古物推广弁法）

注2 中国語：「暫定古物的范围及种类大纲」

注3 中国語：「非常时期保管古物办法」

注4 政務院：1949年10月1日に中華人民共和国の成立から、1954年9月15日に第一期全国人民代表大会の開催までの間に、中国の最高行政機関。國務院の前身である。

注5 中国語：「禁止珍贵文物图书出口暂行办法」

注6 中国語：「古迹、珍贵文物、图书及稀有生物保护办法」

注7 中国語：「关于征集革命文物的命令」

注8 中国語：「中央人民政府政務院关于保护古文物建筑的指示」

注9 中国語：「关于管理名胜古迹职权分工的规定」

注10 中国語：「关于地方文物名胜古迹的保护管理办法」

注11 中国語：「地方文物管理委员会暂行组织通则」

## 第二章

れた。

1953年から1957年までを、中国では第一次国民経済五年計画の時期としていた。この時期には、都市と農村の大規模建設に伴って、大量の古墳、遺跡が発見された一方、これらの古墳、遺跡、及び戦争の被害から免れた歴史的建造物の多くが破壊し続けられた。この事情をくい止めるため、同五年間において、中央人民政府政務院により「基本建設工事中において歴史及び革命文物の保護に関する指示」<sup>注12</sup>、中央人民銀行総行により「歴史価値又は芸術価値がある古金銀器物の保護に関する通知」<sup>注13</sup>、国務院<sup>注14</sup>により「農業生産建設において文物の保護に関する通知」<sup>注15</sup>が制定された。

これらは、建国初年において、中国が直面していたそれぞれの課題に対し、短期的に制定された法令であり、系統的な歴史保護制度となっていなかった。ただし、これらの法令から、「古物」という呼び方から「文物」という呼び方へと転換され、法令上、学術上、統一され用いられることとなる。また、これらの法令において総括された文物の範囲と保護方法は、その後の法令の基盤となった。

1961年3月4日、国務院は「文物保護管理暫時条例」<sup>注16</sup>（以下、暫時条例とする）を制定した。暫時条例は、当時、文物を保護する法令の基盤であったとともに、暫時条例そのものもそれ以降に制定される文物保護法の前身となる。

暫時条例は18条で構成されており、文物を中心に制定された法令である。暫時条例により、法令の保護範囲が明確化された。具体的な内訳を以下に示す。

- ① 歴史事件、革命活動、重要な歴史人物に関わり、記念価値と歴史価値がある建造物、遺跡、記念物。
- ② 歴史的、芸術的、科学的な価値がある古代遺跡、古墳、古建造物、古石窟と寺院、石刻。
- ③ 各時代に価値がある芸術品、工芸品。
- ④ 革命に関する文献、歴史的、科学的価値がある古い書籍。
- ⑤ 各時代の社会制度と生活を反映できる代表的な実物。

これらの文物の保護において、暫時条例では、概ね、表 2-1-1 に示すように規定されていた。

表 2-1-1 暫時条例における文物の保護方法

内容	参考条目
国境内の地下文物は、国が所有する。	第一条
革命遺跡、記念建造物、古建造物、古石窟と寺院、古代遺跡、古墳において、その価値により、 <b>国家重点文物保護単位、省級文物保護単位、市県級文物保護単位</b> と指定する。	第四条
各同級の文物保護単位において、それぞれの <b>保護範囲</b> を指定し、 <b>保護標識</b> を設置し、基本情報を記入している <b>文書</b> を作成することとする。	第五条
文物保護単位の管理において、当該文物保護単位の所在地の人民委員会 <sup>注17</sup> が行うこととする。また、人民委員会は人民公社 <sup>注18</sup> 、国家機関、学校、団体に委任し、これらの団体がその管理を行うことができることとする。	第五条

注12 中国語：「中央人民政府政務院关于在基本建设工程中保护历史及革命文物的指示」、1953年

注13 中国語：「中国人民银行总行关于保护具有历史艺术价值的古金器物的通知」、1954年

注14 国務院は、国の最高権力機関の執行機関及び最高行政機関である。日本の内閣に相当する。

注15 中国語：「国务院关于在农业生产建设中保护文物的通知」、1956年

注16 中国語：「文物保护管理暂行条例」

注17 人民委員会は、1954年「中華人民共和国憲法」により、地方各等級の行政機関と指す。即ち地方政府である。文化大革命の時期に、人民委員会は革命委員会と変更した。更に、1978年「中華人民共和国憲法」の改正により、地方各等級の革命委員会は人民政府と変更した。

注18 人民公社、農村に存在し、工業、農業、商業等の経済活動を統一する末端行政機関である。

各等級の人民委員会は、文物保護単位を都市計画に位置づける。	第六条
文物保護単位に関わる建設工事は、文物保護単位の具体的な保護方法を制定することとなっている。	第七条
また、建設工事がする前、当該地区の遺跡を探索しなければならない。	第八条
文物保護単位の修繕、維持において、復旧又は現状を維持する原則を規定する。また、文物保護単位の修繕は許可を求めることを規定する。	第十一条
文物保護単位に指定された記念建造物、古建造物は、博物館に所蔵し、または見学地として利用できる。その以外の用途は許可が必要であることを規定する。	第十二条
各地方の文化行政部門は、文物に関する商業行為を管理する。また、文化行政部門は文物を探し集めることと規定する。	第十三条
文物は海外に輸出禁止とする。	第十四条
文物の保護に対する貢献がある個人と団体に奨励し、文物を破壊、窃盗、密輸することを処罰することを規定する。	第十五条

以上から、暫時条例の特徴として、以下の点が指摘できる。

- ① 文物の範囲が条例に明確に規定された。
- ② 文物保護単位の保護制度が提示された。暫時条例は文物保護単位の保護と都市計画の関係を明確し、その管理、維持、修繕、利用などについても規定した。しかし、文物保護単位の保護制度はまた点的な保護制度に留まっていた。
- ③ 文物の所有権が明確化され、文物の全てが国の所有であることが規定され、文物の輸出も禁止された。
- ④ 暫時条例は、文物保護単位に関する規定が多く、他の種類の文物に関する規定は少ない。
- ⑤ 文物の保護における奨励と処罰に関することが規定されたが、具体的な内容までは規定されなかった。

暫時条例の実施と同時に、一回目の全国重点文物保護単位が指定された。指定された全国重点文物保護単位は 180 ヶ所あり、6 種類に分類された。これら 6 種類の内訳は、革命に関わる遺跡と記念建造物 (33 ヶ所)、古石窟と寺院 (14 ヶ所)、古建造物と歴史記念建造物 (77 ヶ所)、石刻と他 (11 ヶ所)、古遺跡 (26 ヶ所)、古墳 (19 ヶ所) である。

1963 年 4 月 17 日、国務院文化部は、暫時条例に従い「文物保護単位保護管理暫時方法」<sup>注19</sup>を制定した。当該法令は暫時条例に規定された文物保護単位において、その指定、保護措置、保護範囲、保護標識、資料の管理、保護団体の管理などに関する事項について、詳細に規定された。また、同年文化部により「革命記念建造物、歴史記念建造物、古建造物、石窟と寺院の修繕における暫時管理方法」<sup>注20</sup>、翌年、国務院文化部により「古遺跡、古墳において調査、発掘に関する暫時方法」<sup>注21</sup>が制定された。これらの法令は暫時条例を補完するものとして制定され、中国においては最初の系統的な歴史保護制度となった。

### 2-1-3 「中華人民共和国文物保護法」(1982 年)

1966 年から 1976 年までの 10 年間、中国では、「文化大革命」が起こる。この時期、「破四旧」運動が全国的に展開され大量の文物が破壊された。「破四旧」は、主に大学生、中学生に

注19 中国語：「文物保护单位保护管理暂行办法」

注20 中国語：「革命纪念建筑、历史纪念建筑、古建筑、古窟寺修缮暂行管理办法」

注21 中国語：「古遗址、古墓葬调查、发掘暂行管理办法」

## 第二章

よって構成された紅衛兵<sup>注22</sup>が主導し、中国の旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣を取り除く目的を持った運動である。当時の紅衛兵は、古来の書籍、工芸品、芸術品、古墳、仏像、孔子廟など文物を四旧と見なして破壊した。この状況に対し、1967年に中共中央<sup>注23</sup>、国務院、中央軍委<sup>注24</sup>により「国家財産を保護するため、革命を節約的に起こすことに関する通知」<sup>注25</sup>、中共中央により「プロレタリア文化大革命の時期に文物書籍の保護に関する幾つの意見」<sup>注26</sup>が提示された。これらは、文物破壊を抑制する法令であるが、文化大革命期は、中央政府の政権が未だ弱かったため、その効果は十分に果たされることは無かった。

文化大革命の後期、中国の歴史保護制度は再開された。1973年に国家文物事業管理局により「考古発掘作業の管理をさらに強化することに関する通知」<sup>注27</sup>、「館蔵文物書籍を外国への輸出商品とすることが禁止する通知」<sup>注28</sup>、1974年に国務院により「文物保護事業の強化に関する通知」<sup>注29</sup>、「文物の商業管理及び文物保護政策を徹底的な実施に関する意見」<sup>注30</sup>が制定された。これらの法令から、文物の保護と管理事業が再び展開されたことがわかる。

1976年文化大革命が終結した。1978年から中国は改革開放の政策<sup>注31</sup>が実施され、経済の成長期に入った。中国は経済の発展に伴い、都市建設が整備され、観光産業も発足した。この時期には、経済的効果を優先する考えが台頭し、多くの都市において、古建造物、遺跡、古墳、石刻が破壊され、都市の景観も大きく変貌した。

以上を背景として、1981年12月、国家基本建設委員会、国家文化事業管理局、国家都市建設総局は共同で、国務院に「我が国の歴史文化名城の保護に関する請願」<sup>注32</sup>を提出した。1982年、国務院は、当該請願を同意し、24都市を重点保護対象として歴史文化名城を指定した。当該24都市のリストを付録2-2に示した。

同年11月19日、人民代表大会常務委員会<sup>注33</sup>は中華人民共和国文物保護法（以下、1982年文物保護法とする）を実施し、それと同時に、暫時条例は廃止された。1982年文物保護法のは8章、33条により構成されている。該当法律は、暫時条例に規定された項目の殆どを再録し、更に広い範囲へと展開する法律であった。1982年文物保護法は、暫時条例より、進展した点を表2-1-2に示す。

表 2-1-2 1982年文物保護法における先進的な点

内容	参考条目
法令の等級は条例から法律に昇格され、その基本形式も異なっていた。暫時条例は「条」で区分されているが、1982年文物保護法は、「条」より上位レベルで「章」の区分が設けられ、法律の構成はより明確的に整っていった。 文物保護法は、八章から構成され、その内訳は、総則、 <b>文物保護単位</b> 、考古発掘、館蔵文物（博物館、図書館に収蔵される文物）、私人収蔵文物、文物出境（国外へ出る）、奨励と処罰、付則である。	
歴史文化遺産の概念を提示した。	第一条
文物の範囲が拡大され、古代脊椎動物の化石と古人類の化石を文物の範囲に含まれた。また、「歴史	第二条

注22 紅衛兵は、文化大革命の時期に大学生、中学生から構成されていた非政府団体。

注23 中国共産党中央委員会の略称であり、中国共産党の最高権利機関である。

注24 中国中央軍事委員会の略称であり、中国の最高軍事指導機関である。

注25 中国語：「中共中央、国务院、中央军委关于保护国家财产，解约闹革命的通知」

注26 中国語：「中共中央关于在无产阶级文化大革命中保护文物图书的几点意见」

注27 中国語：「国家文物事业管理局关于进一步加强哦股发掘工作的管理的通知」

注28 中国語：「国家文物事业管理局关于严禁将馆藏文物图书出售作外销商品的通知」

注29 中国語：「国务院关于加强文物保护工作的通知」

注30 中国語：「关于加强文物商业管理和贯彻执行文物保护政策的意见」

注31 改革開放とは、中国国内体制の改革および対外開放政策のことを指す。

注32 中国語：「关于保护我国历史文化名城的请示」

注33 中国語：全国人民代表大会は中国における最高国家権利機関及び立法機関であり。また、全国人民代表大会常務委員会では、全国人民代表大会の常設機関、全国人民代表大会と共に立法権を行使する。

事件、革命活動、重要な歴史人物に関わり、記念価値と歴史価値がある建造物、遺跡、記念物。」において、教育価値がある建造物、遺跡、記念物を増加された。	
国が所有する文物と、個人所有の文物をより明確に区別し、個人所有の文物は法律において保護されることとなった。1982年文物保護法では、内水、領海に遺存されている文物、古代遺跡、古墳、古代石窟と寺院、国が特別保護する記念建造物、古建造物、石刻、国家機関、軍隊、全民所有制企業 <sup>(注)</sup> 、事業組織 <sup>(注)</sup> が所蔵している文物を国が所有することを規定した。	第四条
文物保護単位の指定において、 <b>国が直接指定</b> することも可能となった。	第七条
<b>歴史文化名城</b> を法律に位置づけた。	第二章 第八条
文物保護単位は、専門的な団体又は個人に管理することとされた。 また、文物保護単位は保護範囲を指定すること以外、その周辺に <b>建設制限地帯</b> を指定する規定が定められる。更に、文物保護単位の修理について、「復旧の原則」が消除され、「 <b>現状を維持する原則</b> 」だけが踏襲された。	第九条 第十二条 第十四条
考古発掘において、発掘工事を申請する手続き、発掘された文物の所有権、発掘の費用に関する事項が規定された。	第三章
館蔵文物において、文物の管理、転用に関する事項が規定されている。	第四章
個人が収蔵する文物において、文物の買付、転売が禁止された。また、廃物から回収された文物、又は法律に従って没収された文物は文化管理機関に上納することとされた。	第五章
一般的な文物は、申請して海外へ出すことができる。特に歴史価値、芸術価値、科学価値がある文物は海外へ出すことが禁止された。	第六章

1982年文物保護法は、中華人民共和国において、歴史的遺存の保護に関する初めの法律であり、中国の歴史保護制度の基本法として実施されていた。当該法律の特徴として、以下の点が挙げられる。

- ① 歴史文化遺産の概念を提出した。しかし、歴史文化遺産の定義、範囲を定めなかった。
- ② 歴史文化名城を法律上において位置づけた。これから、歴史文化名城・文物保護単位の二段階保護制度が創設され、面的な保護である歴史文化名城の制度<sup>(注)</sup>が発足した。
- ③ 文物保護単位の保護について、その保護への要求がより厳格になった。
- ④ 考古発掘、館蔵文物、個人所有の文物について規定を定め、文物保護単位以外の文物も詳細に規定した。

1982年文物保護法の実施から、2002年文物保護法の改正までの20年の間、中国には、第二回、第三回歴史文化名城を指定並びに第二回、第三回、第四回全国重点文物保護単位の指定が行われた。

1986年、國務院は都市建設環境保護部、文化部が提出した「第二回国家歴史文化名城の名簿を公布する報告」<sup>注34</sup>を批准し、38の歴史文化名城を指定した。1994年、國務院は都市農村建設環境保護部、文化部提出した「第三回国家歴史文化名城の名簿を公布する請求」<sup>注35</sup>を批准し、37の歴史文化名城を指定した。

「第二回国家歴史文化名城の名簿を公布する報告」では、歴史文化保護区<sup>(注)</sup>の概念が提示され、歴史文化名城と文物保護単位の間に位置づけられた。これから、歴史文化名城の制度は、歴史文化名城、歴史文化保護区、文物保護単位という三段階の保護体系となった。

1982年第二回全国重点文物保護単位の指定は62ヶ所、1988年第三回全国重点文物保護単

注34 中国語：「关于请公布第二批国家历史文化名城名单的报告」

注35 中国語：「关于审批第三批国家历史文化名城和加强保护管理的请示」

## 第二章

位の指定は 258 ヶ所、1996 年第四回文物保護単位の指定は 250 ヶ所が指定された。これらは 1961 年の第一回指定と加え、総括 750 ヶ所が指定された。

1991 年、文物保護法は一度改正が行われたが、文物の保護と管理について内容が変更せず、罰則に関する内容のみ変更された。翌年、国家文物局<sup>注36</sup>は「中華人民共和国文物保護法実施細則」<sup>注37</sup>を公布した。当該細則は文物保護法の補充と説明として、文物保護法の実施において詳細な方法が定められた。

### 2-1-4 「中華人民共和国文物保護法」(2002 年)

1982 年文物保護法が実施されてから 2001 年までの 20 年の間、中国の経済は高速的に発展し、社会の環境も大きく変化した。一方、文物の保護においては新たなチャレンジが試みられていた。この 20 年の間、木造建造物の火災、館蔵文物の紛失、文物の密輸、野外の古墳の盗掘、闇市の発展などが絶えず、課題は増加していた。これらの状況に対し、1984 年に文化部、公安部により「古建造物の消防における管理の規則」<sup>注38</sup>、1985 年に文化部、公安部により「博物館の安全と保護における作業の規定」<sup>注39</sup>、1989 年に文化部により「文物を海外へ出すことに関する鑑定と管理の方法」<sup>注40</sup>、1990 年に国家文物局、公安部により「古墳、古遺跡における保護の強化、盗掘、密輸など犯罪活動の抑制に関する通知」<sup>注41</sup>、1992 年に国家文物局、国家工商行政管理局、公安局、税関本署により「文物市場における管理の強化に関する通知」<sup>注42</sup>など多くの規定や方法、通知が提示された。

また、都市と農村の建設に伴い、各市町村での歴史的建造物群又は歴史的建造物の破壊が進んでいた。それらを背景として 2002 年に文物保護法の改正が行われた。

2002 年に改正された文物保護法（以下、2002 年文物保護法とする）は 1982 年文物保護法を踏襲し、中華人民共和国文物保護法実施細則の内容も参考された。それより、2002 年文物保護法は多くの新しい項目を定めただけでなく、文物の分類、管理、保護など事項も更に詳細に規定した。翌年、文物保護法の改正に伴い、国務院は 2002 年文物保護法に従い「中華人民共和国文物保護法実施条例」<sup>注43</sup>（以下、実施条例とする）を制定した。実施条例は 2002 年文物保護法を補完するものとして、歴史保護に関し更に詳しく実施の方法を規定した。

2002 年文物保護法において、1982 年文物保護法より、進展した主な点を表 2-1-3 に示す。

表 2-1-3 2002 年文物保護法における先進的な点

内容	参考条目
文物の範囲が拡大され、壁画、近代の歴史的建造物が文物の範囲に加えられた。	
第二章は「文物保護単位」から「不可移動文物」となる。 第五章は「私人収蔵文物」から「民間収蔵文物」となる。 第六章は「文物の出境」から「文物の出境入境」となる。 第七章は「奨励と処罰」から「法律責任」となる。	
文物は可移動文物と不可移動文物とに分類された。 不可移動文物、古代文化遺跡、古墳、古建造物、古石窟と寺院、石刻、壁画、近代歴史的建造物を指す。不可移動文物は、全国重点文物保護単位、省級文物保護単位、市県級文物保護単位、文物保護	第二条

注36 中国語：中国の部局の一つであり、文化と旅行を管理するものである。

注37 中国語：「中華人民共和国文物保護法実施細則」

注38 中国語：「古建筑消防管理規則」

注39 中国語：「博物館安全保卫工作規定」

注40 中国語：「文物出境鑑定管理辦法」

注41 中国語：「关于在严打中加强古墓葬、古遗址保护，打击盗掘、走私文物犯罪活动的通知」

注42 中国語：「关于加强文物市场管理的通知」

注43 中国語：「中華人民共和国文物保護法實施條例」



単位に指定されない不可移動文物保護単位へと分類された。 可移動文物は、歴史の各時代の実物、芸術品、文献、原稿、書籍など移動できる文物を指す。可移動文物は、珍貴文物と一般文物とに分類された。また、珍貴文物は一級文物、二級文物、三級文物に分類された。	
国所有の文物の範囲が拡大され、国が集める文物、又は個人や団体から寄付された文物が含まれた。	第五条
文物保護単位に指定されない不可移動文物が加えられた。	第十三条
歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区に関する内容が追加された。 歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の保護計画は都市又は農村のマスタープランに位置づけることと規定された。	第十四条
保護範囲と建設制限範囲において、禁止される工事や活動が法律に明確に定められた。	第十七条 第十八条 第十九条
文物保護単位を利用する場合、その現状を変更することが禁止された。	第二十六条
館蔵文物において、文物の来源、展覧、複製、紛失に関する事項が追加された。また、1982年文物保護法に規定された文物の管理、転用に関する事項がより詳細に規定された。	第四章
民間収蔵文物において、文物の来源、寄付、商売、回収など事項が規定が追加された。	第五章
海外から中国に入る文物に関する規定が増加された。また、1982年文物保護法に規定された海外へ出す文物に関する事項がより詳しく規定された。	第六章

2002年の文物保護法における特徴について、以下の点が挙げられる。

- ① 文物は可移動文物と不可移動文物の2種類に分類され、それぞれの保護方法を個別に制定することが可能となった。また、文物保護単位に指定されていない建造物、遺跡、古墳などの歴史的遺産も保護することとなった。
- ② 歴史文化名城の制度が拡充された。歴史文化名城の制度構成として、歴史文化名城、歴史文化街区・歴史文化名鎮・歴史文化名村、文物保護単位の三段階保護体系が形成された。
- ③ 文物の保護と管理について、より詳細に規定された。

2002年文物保護法が改正されて後、4回の改正が行われた。具体的な内訳は表 2-1-4 に示す。

表 2-1-4 2007年以降の文物保護法の改正内容

時間	内容	参考条目
2007	完全に破壊された不可移動文物の再建において、省、自治区、直轄市は国務院に申請する規定が消除された。	第二十二條
	省級文物保護単位の用途変更において、国務院に申請する規定が消除された。	第二十三條
	館蔵の一級文物の移転において、国務院に申請する前、省、自治区、直轄市人民政府の文物行政部門 <sup>注44</sup> の同意を求めると規定された。	第四十條
2013	当地人民政府が非国有文物保護単位を修繕する場合、相応文物行政部門の許可を求めると規定が消除された。	第二十五條
	企業所有文物の競売において、省、自治区、直轄市の人民政府の文物行政部門は競売できるかどうか確認できない場合、国務院に審査する規定が消除された。	第五十六條
2015	発掘された文物を研究として保存する場合、国務院の許可が求められる規定が消除され	第三十四條

注44 文物行政部門とは、国家文化局、各省、自治区、直轄市における文物局、各市、県の文物局と指す。

## 第二章

	た。	
	館蔵の一級文物の交換において、国務院の文物行政部門の許可が求められる規定が削除された。	第四十一条
	文物を取り扱う店舗を設置する場合、国務院の文物行政部門の許可が求められる規定が削除された。	第五十三条
	「国務院の文物行政部門が競売許可証を発給する」から「省、自治区、直轄市の人民政府の文物行政部門が競売許可証を発給する」となった。	第五十四条
2017	文物保護単位に関連する工事において、保護措置の報告書などの内容が削除された。	第二十条
	文物を所蔵する国有団体の間、相互に文物の借用の場合、「国務院の文物行政部門の許可を求む」から、「国務院の文物行政部門に報告する」と変更した。	第四十条
	一部の文物における競売が禁止となった。	第五十六条
	省、自治区、直轄市の人民政府は、文物の販売情報を記入した管理システムを作成することとなった。	第五十七条
	一部の罰則が変更された。	第七十一条 第七十三条

以上から、2002年文物保護法の改正以来、文物の管理、保護、利用などの考え方と措置は基本的に変更されていない。しかし、2020年の現在まで18年間、中国の経済、社会、政治は急速に変化し、世界における歴史保護の考え方も変化し続けている。これから、文物保護法は、文物登録制度の制定、面的な保護制度の展開、文物の範囲の拡大などの新しい課題に直面しており、当該法律の改正と拡充が求められている。

### 2-1-5 歴史文化名城名鎮名村保護条例（2008年）

文物保護法は歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区を定めているが、具体的保護方法はまだ定まっていなかった。当時、中国は三回の歴史文化名城の指定及びその以降補充の形式で一都市ごとの指定により、110の都市が歴史文化名城として指定された。また、各省も歴史文化街区、歴史文化名鎮、名村の指定も始まった。しかし、これらの市鎮村は、歴史文化名城保護計画、及び関連の地方条例を制定する際、法律の根拠が十分準備されていなかったため、混乱が生じていた状態であった。1994年に建設部、国家文物局により「歴史文化名城の保護計画における制定の要求」<sup>(注)</sup>が提示されたが、混乱を解消する根本的な課題解決には至っていなかった。

2008年、国務院により「歴史文化名城名鎮名村保護条例」が制定された。名城条例は6章、48条により構成されている。具体的な概要を表1に示す。

表 2-1-5 名城条例の概要

第一章	総則	歴史文化名城、名鎮、名村における保護事業の原則、保護と管理の担当機関、及び条例の適用範囲等。
第二章	申請と批准	歴史文化名城、名鎮、名村における申請の条件及び指定の流れ。
第三章	保護計画	歴史文化名城、名鎮、名村における保護計画の内容、制定、審査。
第四章	保護措置	歴史文化街区、名鎮、名村及びその範囲内の他の歴史的建造物の保護要求。
第五章	法律の責任	罰則
第六章	付則	関連用語、制定機関、実施時間

名城条例は、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区といった面的な保護を強化するために制定された条例であり、文物保護法の下位法として位置付けられた。また、当該条例は、歴史文化名城、名鎮、名村の保護計画、又は各省市の地方の歴史的建造物群と歴史的建造物の保護根拠となっていた。

2017年名城条例の改正において、第二十五条、第三十九条、第四十三条が修正されたが、基本的な考えと構成は変更されなかった。

## 2-1-6 歴史保護における他の法令。

### 1. 世界遺産条約のへ加入

1972年 UNESCO 大会がパリで開かれ、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、世界遺産条約とする）が制定された。中国は1985年に世界遺産条約の締約国となり、1986年から国連 UNESCO への世界遺産の推薦を開始し、1999年には世界遺産委員会の委員国となった。

中国の初めの文化遺産注（ケアンズ決議）は万里の長城、北京と瀋陽の明・清王朝皇宮、莫高窟、秦始皇帝陵及び兵馬俑坑、周口店の北京原人遺跡の文化遺産及び泰山の複合遺産6つがある。また、2020年現在に至るまで、55の世界遺産が指定されている。

中国は世界遺産を保護するため、2002年に文化部により「世界文化遺産における保護と管理の方法」<sup>注45</sup>、2004年に文化部、建設部、文物局などにより「我が国の歴史文化遺産における保護と管理の事業を強化することの意見」<sup>注46</sup>、2006年国務院により「長城保護条例」<sup>注47</sup>など法令が挙げられる。また、2012年、文化部により「中国の文化遺産の保護に関する無錫論壇」<sup>注48</sup>が開かれた。これらの法令と会議は中国の世界遺産における保護制度の構成となっている。

### 2. 風景名勝区に関する法規

風景名勝区は、日本の名勝と記念物等の文化財に相当する。1950年に中央人民政府政務院により「地方文物名勝古跡に関する保護管理の方法」<sup>注49</sup>、1983年に城郷環境保護部、文化部により「建設工事における文物古跡と風景名勝を本氣的に保護することに関する通知」<sup>注50</sup>が挙げられる。1985年に国務院により「風景名勝区管理暫時条例」<sup>注51</sup>が制定され、中国の風景名勝区の保護と管理の法律根拠となった。当該条例は17条により構成されており、風景名勝区の定義、指定、保護計画、管理の方法、奨励と罰則などについて規定された。しかし、風景名勝区暫時条例は緊急に制定された条例であり、不足な点が多いため、2006年に風景名勝区管理暫時条例は廃止され、国務院により「風景名勝区条例」が制定された。

風景名勝区条例は全7章、52条により構成され、法律の適用対象、指定の流れ、保護計画の内容、保護、管理、利用の方法、奨励と罰則などが規定されている。現行の風景名勝区条例は1回の改正が行われ、風景名勝区における根拠条例となっている。

### 3. 非物質文化遺産

非物質文化遺産は、日本の無形文化財、民俗文化財等の無形文化財に相当する。非物質文化遺産への注目は、2005年からである。2003年の国連 UNESCO 大会では、無形文化遺産保護条約が制定され、無形文化遺産（The Intangible Cultural Heritage）への保護が発足した。中国では、The Intangible Cultural Heritage を非物質文化遺産と翻訳し、2006年に締約国とし

注45 中国語：「世界文化遗产保护管理办法」

注46 中国語：「关于加强和改善世界遗产保护管理工作的意见」

注47 中国語：「长城保护条例」

注48 中国語：「中国文化遗产保护无锡论坛」

注49 中国語：「关于地方文物名胜古迹的保护管理办法」

注50 中国語：「关于在建设中认真保护文物古迹和风景名胜的通知」

注51 中国語：「风景名胜区分管理暂行条例」

## 第二章

---

て無形文化遺産保護条約に加入した。

2005年国務院により「我が国の歴史文化遺産における保護事業の強化に関する意見」<sup>注52</sup>が公布され、同時に「国家級非物質文化遺産の代表作の申請と選定における暫時方法」<sup>注53</sup>が制定された。2006年、2008年、2011年、2014年の計4回、国家級非物質文化遺産の指定が行われ、総括1372の非物質文化遺産が指定された。これらは民間の文学、伝統的音楽、民間の踊り、伝統的芝居、演芸、伝統的体育、民間の美術、伝統的技術、伝統的薬学、民俗の10種類に分類されている。

また、2011年全国人民代表大会常務委員会から「中華人民共和國非物質文化遺産法」が提出され、非物質文化遺産の保護における法律の根拠が定められた。

### 4. 他の歴史的遺存の保護

世界遺産条約において、1992年にCultural Landscapesが世界遺産のカテゴリに加えられた。中国はCultural Landscapesを文化景観と翻訳し、現在に至るまで4つの文化景観が指定された。また、中国の学界から、郷土建築、工業遺産、農業遺産、商業老舗、文化線路等の歴史的遺産が提示されたが、それらに対応する法令はまだ制定されていない。一方、文物の登録、文物の保存技術等の保護制度については、まだ模索の段階である。

---

注52 中国語：「关于加强我国世界文化遗产保护管理工作的意见」

注53 中国語：「国家级非物质文化遗产代表作申报评定暂行办法」

## 2-2 租界に関する歴史保護制度

以上の歴史保護制度のうち、近代の租界における歴史的建造物に関する制度は、文化財保護法、文物保護法実施条例と名城条例を根拠として実施されている文物保護単位制度<sup>注54</sup>と歴史文化名城制度<sup>注55</sup>である。

文物保護単位制度は、①全国重点文物保護単位、②省級文物保護単位、③市県級文物保護単位、重要度により3つの段階に分けられる。歴史文化名城制度では、①歴史都市、②歴史地区、③歴史的建造物、範囲によって3つの段階に分けられる。歴史都市は歴史文化名城を指す。歴史地区は都市範囲内の歴史文化街区、都市範囲外の歴史的な名鎮、歴史的な名村を指す。歴史的建造物は各等級の文物保護単位、文物保護単位と指定されない不可移動文物、他の歴史価値がある歴史的建造物を指す。

本節では、主に文物保護法、文物保護法実施条例と名城条例を対象に、具体的な法文の分析と共に、文物保護単位制度と歴史文化名城制度を詳細に検証することとする。

### 2-2-1 「点」的な保護である「文物保護単位」

#### 1. 文物保護法と文物保護法実施条例

文物保護法は、1982年11月19日に第五次全国人民代表大会常務委員会の第25次会議において制定されたものである。文物保護法はこれまで5回の改正が行われ、現行の文物保護法は2017年に改正されたものである。

文物保護法の法文は全8章64条から構成されている。第一章は総則、その内容は第一条から第十二条まで、第二章は不可移動文物、その内容は第十三条から第二十六条まで、第三章は考古発掘、その内容は第二十条から第二十七条まで、第四章は館蔵文物、その内容は第二十八条から第三十七条まで、第五章は民間収蔵文物、その内容は第三十八条から第四十三条まで、第六章は文物の出境入境、その内容は第四十四条から第五十三条まで、第七章は法律責任、その内容は第五十四条から第六十三条まで、第八章は付則、その内容は第六十四条、のこととなっている。その内、歴史文化名城制度と文物保護単位制度は、第一章、第二章、全二十六条である。具体的な法文の和訳を付録2-4に示す。

文物保護法実施条例は、2003年5月13日に國務院の第五次常務會議において制定されたものである。文物保護法は2回の改正が行われ、現行の文物保護法実施条例は2016年に改正されたものである。

文物保護法実施条例の目的は、文物保護法の実施における基準と方法を具体的に定めることにある。全8章64条により構成されている。これらの内、文物保護単位制度と歴史文化名城制度に関する条文は第一章と第二章、全十九条である。具体的な内訳は、付録2-5において示す。文物保護法と文物保護条例の対応関係は付録2-6に示す。

文物保護法において、立法の目的は、第一条に明かされている。「文物保護の強化、中国民族の優秀な歴史文化遺産の相続、科学研究の促進、愛国主義と革命伝統の教育、社会主義の精神文明と物質文明の建設であること。」から、文物保護法は、国が主導する性格が強く表

注54 「文物保護単位制度」の定義では、文物保護単位制度は文物保護法に規定されている全国重点文物保護単位、省級文物保護単位、文物保護単位、文物保護単位と指定されない不可移動文物の指定、保護、管理等に関連する法律と規定によって構成されている制度を指す。

注55 「歴史文化名城制度」の定義は学術的な解釈は2つある。一つ目は、面的な保護である歴史文化名城、歴史文化街区、歴史文化名鎮、歴史文化名村の指定、保護、管理等に関連する法律と規定に構成されている制度と指す。二つ目は、面的な保護である歴史文化名城、歴史文化街区、歴史文化名鎮、歴史文化名村、並びに点的な保護である歴史的建造物において、それらの指定、保護、管理等に関連する法律と規定により構成されている制度を指す。本研究では後者を採用することとする。

## 第二章

れていると言える。

文物保護法により保護される文物は5類ある。第一類は古代の遺跡であり、「歴史的、芸術的、科学的価値がある古代文化遺跡、古墳、古建造物、古代石窟と寺院、石刻、壁画」を指す。第二類は近代遺存であり、「重大歴史事件、革命運動、著名な人物に関する、及び教育価値、歴史価値がある近代と現代の史跡、実物、代表性建造物」を指す。第三類は「各時代の工芸品と美術品」である。第四類は文字類であり、「各時代の文献資料、歴史的、芸術的、科学的価値がある原稿と書籍」を指す。第五類は文化遺存類であり、「各時代、各民族の社会制度、社会生産、社会生活を反映できる実物」を指す。また、「古代脊椎動物の化石と古代人類の化石」は文物ではないだが、文物保護法に保護するものと規定されている。

以上から、中国の文物は、日本の文化財より指定範囲が狭く、日本の文化財のうち有形文化財と埋蔵文化財に相当すると見ることができる。文物保護法において、文物の認定基準と方法については規定されなかったが、国務院文物行政部門が別途<sup>注56</sup>において明記されている。

上述した文物は、文物保護法により不可移動文物と可移動文物に分類される。第一類と第二類文物は不可移動文物である。第三類、第四類、第五類文物は可移動文物である。不可移動文物において、国家級文物保護単位、省級文物保護単位、市県級文物保護単位の三等級に分類される。可移動文物は珍貴文物（一級文物、二級文物、三級文物）と一般文物に分類される。不可移動文物と可移動文物は等級制度、指定の流れ、保護と管理の方法が別々に規定されている。

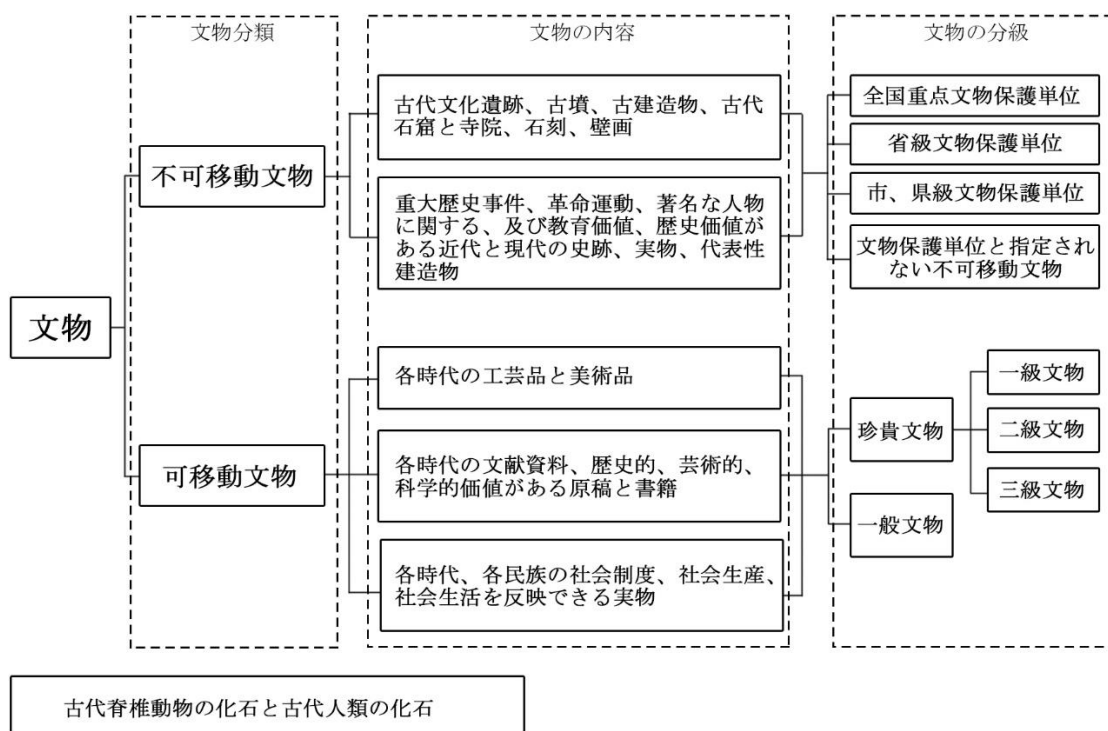


図 2-2-1 文物の分類と分級

文物は所有権により国所有文物と私人所有文物に分けられる。第五条と第六条により、国所有の文物は、「1) 中国境内の地下、水内の文物。 2) 古代文化遺跡、古墳、古代石窟と寺院、及び国が指定した記念建造物、古建造物、石刻、壁画、近代代表的な建造物。 3) 国の境内に出土した文物、国有の収蔵団体又は他の国の機関、軍隊、国有企業、公共機関が収蔵している文物、国が募集又は買った文物、 4) 個人、団体から寄贈された文物、法律が規定する他の文物」と含めている。以上に掲げるもの以外は、私人所有の文物である。国所有文物と個人所有

注56 2009年に文化部により「文物認定管理における暫時方法（文物認定管理暫行弁法）」

2018年に国家文物局により「不可移動文物の認定における指導（試行）（不可移動文物認定導則（試行）」

文物は文物保護法において保護されるが、その保護方法は異なっている。

文物保護法の第七条から第十二条まで、文物保護法実施条例の第二条、第四条、第五条の法文により、國務院の文物行政部門は、「全国の文物の保護事業を管理する」、地方の人民政府は、「全国の文物の保護事業を担当する」、「当該行政区の文物保護単位制度の実施を監督する」。地方政府の行政管理部門、投資管理部門、財政部門は文物保護単位の補助を管理する。国と地方政府の文物行政部門、教育管理部門、科学技術管理部門、新聞出版管理部門、放送管理部門は「文物保護事業の宣伝と教育を担当する」。國務院の文物行政管理部門と省級人民政府の文物行政管理部門は、文物保護の研究において、「研究計画を制定し、その研究成果を普及と使用すること」。また、公安機関、工商行政管理機関、税関、城郷建築計画管理部門は職責内に文物を保護すると規定されている。

以上から、政府の権利と義務は法令に明確に規定されている。一方、社会团体と市民は政府に協力するとだけ規定され、個人の権利義務について規定が少ないと言える。

以上から、文物の特徴は以下の点に総括できる。

- ① 文物の定義において、その指定範囲が狭く、日本の有形文化財と埋蔵文化財に相当する。
- ② 文物は状態により不可移動文物と可移動文物の2種類に分類され、両者の保護制度は異なっている。
- ③ 文物は所有権により国所有文物と私人所有文物とに分けられる。両者は何れも文物保護法において保護されているが、その保護方法は異なっている。また、国所有文物は特に提示される点において、それらを重視する程度は高いと見られる。
- ④ 文物の保護において、政府の権利義務に関する規定が多く、個人の権利義務に関する規定が少ない点から、文物保護法は国主導の性質が強いことが考えられる。

## 2. 文物保護単位制度の内容

文物保護単位制度において、文物保護法の第一章第三条と第二章は、文物保護単位の等級、指定、管理、保護等規定が定められる。また、文物保護法実施条例はこれらの規定を補完する。

### ア：文物保護単位の等級

文物保護法第一章第三条により、「不可移動文物は、歴史的、芸術的、科学的価値により、国家級文物保護単位、省級文物保護単位、市県級文物保護単位の三等級に分類される」。文物保護単位の分級基準は、日本の有形文化財における「国宝・重要有形文化財・有形文化財」の分級体系と類似し、歴史的遺存の価値により等級化される。一方、文物保護単位の等級は中国の行政管理体系との関係が深いと見ることができる。文物保護単位において、その等級は中国の行政区画によって命名され、その指定、保護、管理等事項も同等級の人民政府により行われる。

この点は中国の文物保護単位制度の特徴と言える。

### イ：文物保護単位の確定

文物保護法の第十四条により、「國務院の文物行政部門は省級文物保護単位、市県級文物保護単位から歴史的、芸術的、科学的価値が特に高いものを全国重点保護単位と選定する。また、国は価値が特に高いものを直接全国重点保護単位と指定する」、「各省、自治区、直轄市の人民政府は省級文物保護単位を指定し、國務院に報告する」、「各市、自治州、県級人民政府は市県級文物保護単位を指定し、省級人民政府に報告する」と規定されている。

## 第二章

全国級文物保護単位において、指定制度と選定制度は共同で行われ、その指定或いは選定機関は國務院の文物行政部門である。省級文物保護単位において、指定制度が行われ、その指定機関は省級人民政府である。市県級文物保護単位において、指定制度が行われ、その指定機関は人民政府である。また、各指定機関は文物保護単位を指定する場合、上位機関に報告することとなっている。文物保護単位の指定において、人民政府の上位機関は省級政府であり（市と県のレベルが違いが、文物保護法においても同等に扱われる）、省級政府の上位機関は國務院であり、國務院の文物行政部門の上位機関も國務院である（図 2-2-1）。

また、文物保護法第十四条により、「文物保護単位に指定されなかった不可移動文物は県級人民政府が記録し公布する」と規定されている。中国の文物全面調査<sup>注57</sup>により調査された不可移動文物は全部に文物保護単位と指定又は選定することではない。文物保護単位に指定、選定されない不可移動文物において、県級政府は記録し公布する。これらの不可移動文物において、県級政府がそれらの位置、外観、用途等基本情報及び写真、映像等資料を記録するだけで、

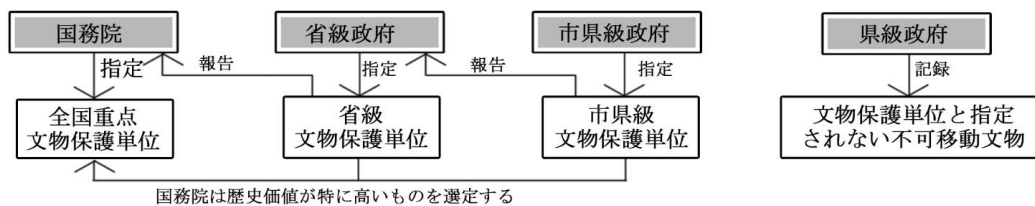


図 2-2-2 文物保護単位の指定と選定、ほかの不可移動文物の記録

完全的な保護制度はまだ制定されていない。この点は日本の登録文化財の制度と異なる点である（図 2-2-1）。

### ウ：文物保護単位の保護方法

文物保護法の第十五条「指定された各等級文物保護単位において、対応している省級人民政府又は市県級人民政府はその保護範囲を指定し、基本情報が記入している保存書類を作り、管理機構又は管理者を設置することとなっている」、第十六条「城郷建設計画部門<sup>注</sup>は文物行政部門と共に文物保護単位の保護措置を想定し、都市計画に入れる」、第十八条「必要な場合、省級人民政府の許可をもらう前提で、文物保護単位の周辺は建設制限地帯を指定することができる。」により、文物保護単位の保護手段は、保護範囲と建設制限地帯の指定、保護標識の設置、保護書類の制作、責任組織又は責任者の設置であると総括できる。

「保護範囲」は、文物保護法実施条例第九条により、「文物保護単位の本体とその周辺に指定され、重点保護の区域」と定義される。保護範囲は文物保護単位の類型、規模、用途、周囲の環境により、相応等級の人民政府から指定され、文物保護単位の完全と真実を維持する目的とする区域である。「建設制限地帯」は、文物保護法実施条例により、「文物保護単位の保護範囲以外、文物保護単位の安全及びその周辺の環境、歴史的景観を保護する目的として、建設工事を制限する区域」と定義される。建設制限地帯は、文物保護単位の類型、規模、用途、周囲の環境により、相応等級の人民政府から指定され、文物保護単位の安全、周辺の環境を保護することを目的とする区域である。ただし、建設制限地帯は必ずしも設置されるものではない。

保護範囲において、建設、爆破、試掘、発掘等工事、及び汚染がある施設と危険な活動が禁止される。建設制限範囲において、建設工事は文物保護単位の歴史的景観を破壊しないこととしている。また、汚染がある施設と危険な活動も禁止される。

注57 中国は成立から現在に至るまで3回の文物全面調査が行われたことがある。第一回は1956年、第二回は1981年から1985年まで、第三回は2007年から2011年までである。文物全面調査は国から主導する全国調査事業であり、中国の主要な文物調査手段である。



保護標識は、文物保護単位の本体の壁、或いはその周辺に独立した場所に設置され、当該文物保護単位の歴史的価値を公示し、広く証明するものである。文物保護法暫時条例の第十条において、保護標識の内容は「文物保護単位の等級、名称、指定機関、指定日、設置機関、設置日」を含む、また、民族自治地区<sup>58</sup>において、上述の内容は少数民族の言語で書くこととなっ

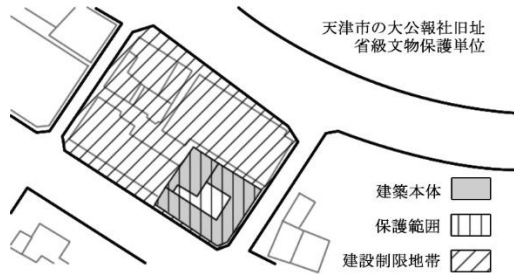


図 2-2-3 文物保護単位の保護範囲と建設制限地帯

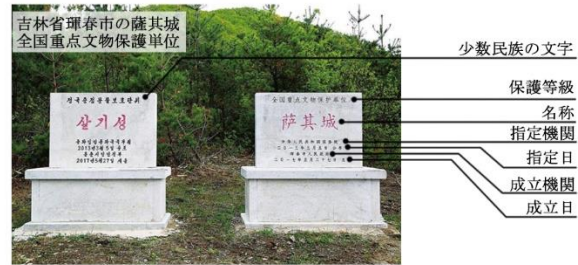


図 2-2-4 文物保護単位の保護標識

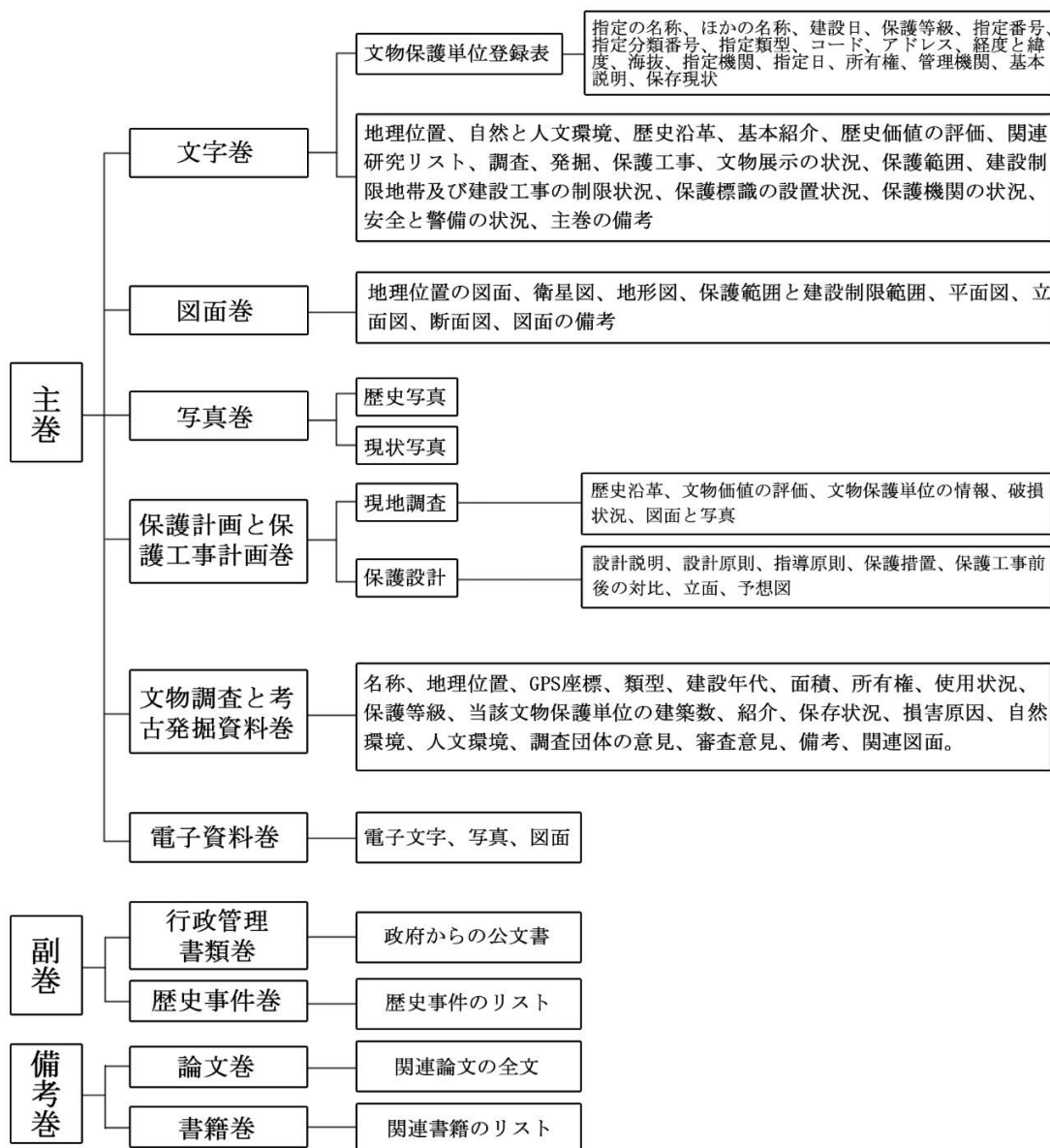


図 2-2-5 保護書類の内容

58 民族自治地区とは、漢族以外の民族が集中的に居住している区域であり、漢族以外の民族が自治している行政区域である。憲法により、民族自治地区は人口と区域の面積により、自治区・自治州・自治県の三級と分かれる。

## 第二章

ている。

文物保護単位の保護書類は、文物保護法実施条例の第十一条により「文物保護単位の記録等の科学技術資料と文献、行政管理に関する内容」を記録する書類である。保護書類は文字だけでなく、「音響映像製品、図画、拓本、電子文字の形式」も利用される。文物保護単位の保存書類は、都市により異なるところがあるため、以下では天津市を事例として具体的な内容を説明する。

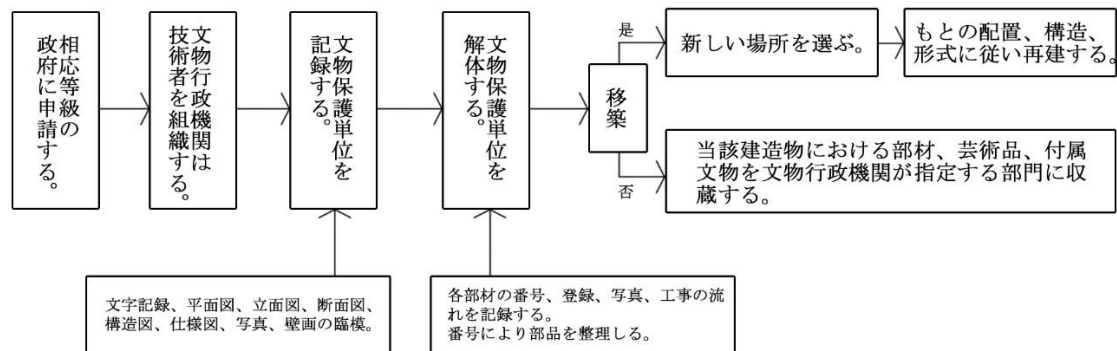
天津市における文物保護単位の保護書類は主巻、副巻、備考巻から構成されている。主巻は当該文物保護単位の文字情報、図面、写真、保護計画と保護工事の計画、文物調査と考古発掘の資料、他の電子資料を含む。副巻は当該文物保護単位の行政管理、関係の歴史事件を含む。備考巻は当該文物保護単位に関する論文、書籍を含む。各部分の詳細を図 2-2-5 に示す。

管理団体又は管理者において、文物保護法により、全ての文物保護単位には管理団体又は管理者が設置しなければならない。その管理団体或いは管理者は、県級以上の人民政府に設置或いは指定するものとし、文物保護単位の調査、保護、管理、修繕、所蔵品の保管、所蔵品の陳列、研究等事項を担当する。また、責任組織及び責任者以外に、市民保護組織を設置することも規定される。これらの組織又は個人は、文物保護単位の完成、真実、安全を保護する。

### エ：文物保護単位と都市計画の協調

各等級の人民政府は都市計画、鎮計画、村計画を制定する際、当該人民政府の城郷建設計画部門、文物行政部門は文物保護単位の保護措置を保護計画に盛り込むこととされている。即ち、文物保護単位の保護は、市・鎮・村のマスタープランの一部として位置づけられる。

文物保護法では市・鎮・村における建設工事において、「文物保護単位を避けられる工事」、「文物保護単位を避けられない工事」、「移築又は解体しなければならない工事」の3つの状況が規定されている。文物保護単位への影響の最小化を目的として、一般的な建設工事の場所選定においては、文物保護単位を避けることとされる。しかし、文物保護単位を避けることができない場合、文物保護単位を現地で保護し、工事を行う団体は保護措置を決め、相応する等級の人民政府の文物行政機関に申請しなければならない。また、部分の建設工事は、文物保護単位を移築或いは解体しなければならない。例えば、中国の長江山峡水力発電所の工事において、水没区域の文物保護単位を移築することとされる。これらの工事に対し、法律により相応の人民政府に申請しなければならない。また、移築は「現状を変更しない原則」に従うとする。移築或いは解体の流れについて図 2-2-6 に示す。



### オ：文物保護単位の維持と修繕

文物保護法の第二十一条により、「国有文物保護単位の維持、修繕は使用者が行うこととする。非国有文物保護単位の維持、修繕は所有者が行うこととする」とある。文物保護単位の維

持と修繕は、その使用者或いは所有者により行われ、その費用も一般的に使用者或いは所有者による負担とされる。また、所有者がその負担能力が不足する場合、政府からの援助を受けることができる。但し、文物保護単位の使用者或いは所有者は文物保護単位の修繕義務を持っているが、直接的に修繕することはできない。同法同条によれば「文物保護単位の修繕において、

表 2-2-1、各等級の文物保護工事の資格証明証の資格基準と適用範囲				
	一級	二級	三級	仮定級
資格基準	文物管理機関に登録した法人。 十年以上の文物保護工事経験。 独立で一級工事を5件以上或いは独立での二級工事を10件以上を実施したことがある。 工事の品質は合格。	文物管理機関に登録した法人。 六年以上の文物保護工事経験。 独立で二級工事を5件以上或いは独立での三級工事を10件以上を実施したことがある。 工事の品質は合格。	文物管理機関に登録した法人。 三年以上の文物保護工事経験。 独立で三級工事を5件以上或いは独立での四級工事を10件以上を実施したことがある。 工事の品質は合格。	文物管理機関に登録した法人。
	法人代表者と技術人員は文物保護意識が強い。 団体の工事水準が国内における同業者より高い。 社会的信望が優れる。	法人代表者と技術人員は文物保護意識が強い。 団体の工事水準が省内における同業者より高い。 社会的信望が優れる。	法人代表者と技術人員は文物保護意識が比較的強い。 国から交付した文物保護工事資格証明書を持つプロジェクト・リーダーは3人以上。	法人代表者と技術人員は文物保護意識が比較的強い。
	技術担当者は高級技術職で、15年以上の文物保護工事管理経験がある。また、国から発給された文物保護工事資格証明書を持つこと。 国から発給された文物保護工事資格証明書を持つプロジェクト・リーダーは5人以上。 文物保護工事に関する技術人員が完備する。 国から発給された文物保護工事資格証明書を持つ人員は20人以上。	技術担当者は高級技術職で、10年以上の文物保護工事管理経験がある。また、国から発給された文物保護工事資格証明書を持つこと。 国から発給された文物保護工事資格証明書を持つプロジェクト・リーダーは5人以上。 文物保護工事に関する技術人員が完備する。 国から発給された文物保護工事資格証明書を持つ人員は15人以上。		技術担当者は高級技術職で、5年以上の文物保護工事管理経験がある。また、国から発給された文物保護工事資格証明書を持つこと。 国から発給された文物保護工事資格証明書を持つプロジェクト・リーダーは3人以上。 文物保護工事に関する技術人員が完備する。 国から発給された文物保護工事資格証明書を持つ人員は10人以上。
		完全な工事技術、経営管理制度、品質監理体系を持つこと。また、工事の品質、進行、費用がコントロールできること。	比較的完全な工事技術、経営管理制度を持つこと。また、工事の品質、進行、費用がコントロールできること。	比較的に完全な工事技術、経営管理制度を持つこと。また、工事の品質、進行、費用がコントロールできること。
	文物保護工事に関する設備が完備する。	文物保護工事に関する設備が完備する。	文物保護工事に関する設備が比較的に完備する。	文物保護工事に関する設備が比較的に完備する。
	00 万元 (約 1600 万円) の成立資本金。	70 万元 (約 1100 万円) の成立資本金。	50 万元 (約 800 万円) の成立資本金。	50 万元 (約 800 万円) の成立資本金。
	適用範囲	全国重点文物保護単位及び国家文物局指定する重要文物の修繕、移築、再建等工事。	全国重点文物保護単位の維持、補強等工事。 省級文物保護単位における修繕、移築、再建等工事。 市県級文物保護単位及びまた文物保護単位に指定されなかった不可移動文物における移築、再建等工事。	省級文物保護単位の維持、補強等工事。 市県級文物保護単位及びまた文物保護単位に指定されなかった不可移動文物における修繕工事。

## 第二章

当該文物保護単位の指定人民政府に申請することとなっている。文物保護単位の指定されない不可移動文物の修繕において、当該不可移動文物を公布した人民政府により申請する。修繕、移築、再建の工事は資格証明書が発給した団体に行わせること」とある。

以上から、文物保護単位の維持、修繕において、管理者（指定人民政府）、担当者（所有者或いは使用者）、実行者（専門団体）、修繕費用（使用者、所有者、指定人民政府）等事項が規定されている。

また、資格証明書において、文物保護法実施条例の第十五条から第十七条までにおいて、資格証明書の用途、申請要求、発給の流れが規定されている。建築に関する工事では文物行政管理部門からの文物保護資格証明証と建設行政管理部門からの資格証明書が必要とする。建築以外の工事では文物行政管理部門の文物保護資格証明書のみ必要とする。文物保護資格証明証の申請要求は、「1) 文物博物専攻の技術職務を得る人員、2) 文物保護工事に必要な設備、3) 法律、法令に規定された他の条件」、の3点が規定されている。文物保護資格証明書の発給において、「省級人民政府または国務院の文物行政管理部門が申請を受ける」。許可する場合、相応等級の文物保護工事の資格証明書を発給する。許可しない場合、書面で申請者に理由を説明する。資格証の等級とその適用範囲は表 2-2-1 に示す。

文物保護単位の保護と維持において、「現状を変更しない原則」に従うこととする。また、完全に破壊されてしまった文物保護単位において、再建せず遺跡を保護することとする原則も規定されている。特殊な原因で再建する場合は、省級人民政府或いは国務院に申請することとなっている（文物保護法第二十に条に参照）。

### カ：文物保護単位の利用

文物保護法の第二十六条において、文物保護単位の利用において、「現状を変更しない原則と従うとする」、「不可移動文物を破壊、改築、増築、解体する行為が禁止される」と規定されている。また、文物保護単位の安全を加える建造物、構造物において、当地人民政府はこれらを撤去することとなっている。これらの法文は、文物保護単位の基本的な利用要求を定めるものである。

国有の文物保護単位において、一般的に博物館、保管所、観光施設として利用する。これらのものは「譲渡、抵当することが禁止」とされる。他の用途として使用する場合、法律に規定されている人民政府に申請しなければならない。国有以外の文物保護単位において、指定政府に報告することとなっている。これらは「外国人に譲渡、抵当することが禁止」、本国人に譲渡、抵当することが指定政府に報告することとなっている。

### 3. 文物保護単位制度の特徴

文物保護単位を指定する際には、その歴史的遺産の歴史的重要度から、全国重点文物保護単位、省級文物保護単位、市県級文物保護単位の3段階に規定されている。各等級政府は相応レベルの文物保護単位に指定する際、上級人民政府に報告することとなっている。これらから、文物保護単位の指定において、階層的な指定と報告の仕組みが構成されている。この構成は、国の行政管理体制においても相似的な関係を成している。

文物保護単位の保護において、「四有原則」が実施されている。即ち、全ての文物保護単位において、上述した「保護範囲（個別には建設制限地帯を加える）」、「保護標識」、「保護書類」、「責任組織或いは責任者」を設定しなければならないという原則である。

「保護範囲」と「建設制限地帯」は人民政府によって指定され、建設工事と公共活動を制限するものである。「保護標識」は人民政府により設置され、公衆にその歴史的価値を公示するものである。「保護書類」は人民政府により制定され、公開されるものではない。「責任組織」

と「責任者」も人民政府により指定されるものである。上述した4つの保護手段は、全て人民政府により主導される内容である。

市民保護組織に関する規定もあるが、該当組織に関しても人民政府機関が管理するものであり、一般市民が有する権限は限られていると言える。

以上から、文物保護単位の制度には、以下の特徴があると言える。

- ① 点的な性質を持っている。
- ② 国の行政管理体制に深く関連する。
- ③ 歴史価値によりの等級化される。
- ④ 国は文物保護事業を主導し、市民はそれに協力する。

## 2-2-2 「面」的な保護である「歴史文化名城」

### 1. 文物保護法

文物保護法の第十四条において、「歴史文化名城は、文物が豊かに保存され、重大な歴史価値と革命意義がある都市を指す。」、「歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区は、文物が豊かに保存され、重大な歴史価値と革命意義がある街区、鎮、村を指す。」と定められており、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区等の用語が定義されている。また、「国務院は歴史文化名城を指定する」、「省級人民政府は歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区を指定する。」により、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の指定機関が規定されている。更に、「国務院は歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区に対する具体的な保護方法を制定すること」により、国務院は、歴史文化名城名鎮名村保護条例を制定している。

### 2. 歴史文化名城名鎮名村条例

歴史文化名城名鎮名村保護条例（以下、名城条例とする）は、2008年4月2日に国務院により公布された第524号条例である。同年7月1日に実施された。名城条例は2017年に一回目の改正が行われた。城条例の法文は全6章、48条により構成されている。第一章は総則、その内容は第一条から第六条まで、第二章は申請と許可、その内容は第七条から第十二条まで、第三章は保護計画、その内容は第十三条から第二十条まで、第四章は保護措置、その内容は第二十一条から第三十六条まで、第五章は法律責任、その内容は第三十七条から第四十六条まで、第六章は付則、その内容は第四十七条と第四十八条まで、となっている。具体的な法文の和訳は付録2-6に示す。

文物保護法では、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区が法律において位置づけられているが、それらに関する条文は第十四条のみであり、それ以外の条文はすべて文物保護単位に関するものとなっている。文物保護法は、文物保護単位を中心に扱われていることから、点的な保護制度という性質が強いものと見ることができる。一方、文物保護法の下位法として位置付く名城条例は、その第一条により「歴史文化名城、名鎮、名村における保護と管理の強化、中華民族の優秀的な歴史文化遺産の相続を目的とする。」から、当該条例は歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村といった面的な保護を強化することを目的とする条例である。

### 3. 歴史文化名城制度の内容

本研究で検証する歴史文化名城制度とは、面的な保護対象としての歴史文化名城、歴史文化

## 第二章

名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区、並びに点的な保護対象である歴史的建造物により構成されている制度である。

### ア：歴史文化名城制度の構成

歴史文化名城制度は、①歴史都市、②歴史地区、③歴史的建造物といった3段階の保護制度により構成されている。それらの構成を図2-2-7に示す。歴史都市は、中国全土で135の歴史文化名城を指す。歴史地区は、都市範囲の歴史文化街区と都市範囲以外の歴史文化名鎮、歴史文化名村を指す。歴史的建造物は、文物保護法により規定されている不可移動文物と名城条例により規定されている他の歴史的建造物（以下、他の歴史的建造物）<sup>注59</sup>を指し、不可移動文物は各等級の文物保護単位及びまだ文物保護単位に指定されない不可移動文物を分類している。

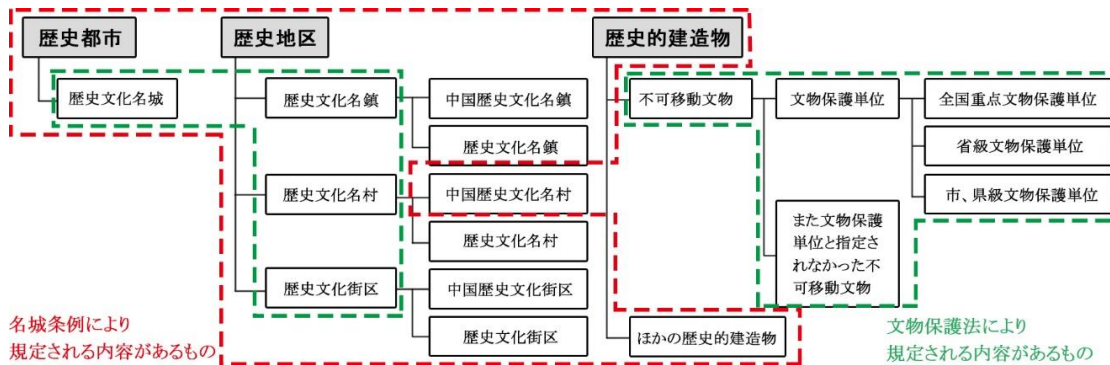


図2-2-7 歴史文化名城制度の構成

### イ：歴史都市、歴史地区、歴史的建造物における等級

歴史都市、即ち歴史文化名城に関し、本研究において検証するものは、国務院が指定する135の都市であり、それらには等級はない<sup>注60</sup>。

歴史地区のうち、名城条例の第十一条により、「指定された歴史文化名鎮、歴史文化名村から、…特に高いものを…中国歴史文化名鎮、中国歴史文化名村と選定できる。」という規定があり、歴史文化名鎮、歴史文化名村は二段階に等級がわかる。

歴史文化街区では、2014年に住房及び城郷建設部が公布した「中国歴史文化街区における認定に関する通知」<sup>注61</sup>により、中国歴史文化街区という概念が提示されている。また、2015年に住房及び城郷建設部と文物局が「第一回中国歴史文化街区の名簿」<sup>注62</sup>を公布し、30の中国歴史文化街区を指定した。

以上より、歴史文化街区も中国歴史文化街区と歴史文化街区と区分される。但し、この区分は名城条例において定められておらず、具体的な保護措置が規定されていない状態である。

歴史的建造物では、文物保護法により規定されている不可移動文物の等級に関しては、節2-2-1において既に概観した。名城条例により規定されている他の歴史的建造物は、それを管理する地方によって等級の定め方が異なっている。第三章において検証する上海と武漢では、それぞれの地方条例により、これらの他の歴史的建造物を上海では四つの級、武漢では二つの級に等級が定められている。具体については、第三章において細見することとする。

注59 名城条例の第六章第四十七条により、ほかの歴史的建造物は市県級人民政府に指定する歴史価値があり、歴史的景観、地方の特色を反映でき、文物保護単位に指定されなく、不可移動文物に登録されない建造物、構造物と指す。

注60 1986年に「第二回歴史文化名城の名簿報告について通知」（原名：国务院批转城乡建设环境保护部、文化部关于请公布第二批国家历史文化名城名单报告的通知）により、歴史文化名城は国務院に指定する歴史文化名城と各省、自治区、直轄市に指定する省級歴史文化名城の二等級と分かれることが提案された。そのため、多くの省、自治区が自分の省級歴史文化名城を指定したことがあるが、国レベルの法律や法令が制定されない。本稿が提示する歴史文化名城は省級歴史文化名城を除くとする。

注61 原名：住房和城乡建设部、国家文物局关于开展中国历史文化街区认定工作的通知

注62 原名：住建部国家文物局公布第一批中国历史文化街区

### ウ：歴史都市、歴史地区、歴史的建造物における申請と指定

歴史都市と歴史地区における申請条件と必要な資料に関しては、歴史文化名城の第七条と第八条において規定されている。申請条件は、「1) 文物が豊か保存されるもの、2) 歴史的建造物が集中的に保存されるもの、3) 歴史的な形態と景観を保存しているもの、4) 政治、経済、文化、交通、軍事の中心地になったことがあるもの、または当地建造物の文化特色、民族特色を反映できるもの」、「また、歴史文化名城の申請において、当該都市には2つ以上の歴史文化名城が必要とする」、とされている。必要な資料は、「1) 歴史沿革、地方の特色、歴史文化の価値における説明、2) 伝統的な形態と歴史的景観の現状、3) 保護範囲、4) 不可移動文物、他の歴史的建造物、歴史文化街区の明細書、5) 保護の実情、目標、要求、」と規定されている。但し、歴史文化街区の申請については規定において定められていない。

歴史都市の指定において、各省級人民政府が上述の申請条件を満足する都市を国務院に推薦し、国務院の建設管理部門と文物管理部門が共同で当該申請を審査した後、国務院により最終的に歴史文化名城として指定される。また、上述の申請条件を満足する都市が、歴史文化名城に申請しない場合、国務院の建設管理部門と文物管理部門は勧告、又は強制的に当該都市を歴史文化名城と指定することができる。

歴史地区において、市県級人民政府が申請条件を満足する鎮、村を省級人民政府に対し推薦し、省級の保護管理部門と文物管理部門が共同で当該申請を審査した後、省級人民政府によって最終的に歴史地区として指定される。また、上述の申請条件を満足する鎮、村は歴史文化名鎮、名村に申請しない場合、省級人民政府の保護管理部門と文物管理部門は勧告、又は強制的に当該鎮、村を歴史文化名鎮、名村に指定することができる。

以上より、歴史文化名鎮、歴史文化名村における申請と指定を担当する人民政府は、歴史文化名城を担当する人民政府より一段レベルが低い構成となっていると言える。また、歴史文化街区の申請と指定において、名城条例の第四十七条によって、歴史文化街区の用語説明からも、その指定は省級人民政府により行われることのみが規定されている。

歴史的建造物については、不可移動文物に関して節 2-2-1 に述べたように文物保護法に従って保護される。名城条例により規定されている他の歴史的建造物の確定方法は、地方により異なっているため、第三章に具体的に細見するものとする。

歴史都市、歴史地区において指定と選定の構成を図 2-2-8 に示す。

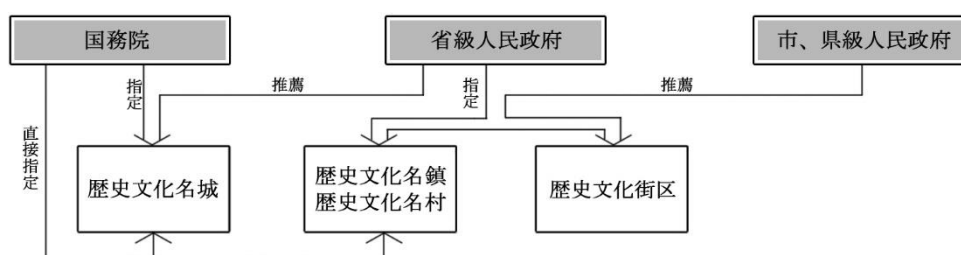


図 2-2-8 歴史文化名城、歴史文化街区、歴史文化名鎮、歴史文化名村において指定と選定

### エ：歴史都市、歴史地区、歴史的建造物の保護

歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村の保護における主要な保護手法は、市、県人民政府が制定する都市計画による。指定された歴史文化名城は、担当する市級人民政府の城郷計画部門により、一年以内にその保護計画を策定し、省級人民政府に審査されてから、国務院に報告する。指定されて歴史文化名鎮、名村は、担当する県級人民政府の城郷計画部門により、一年以内にその保護計画が策定され、省級人民政府に審査される。また、中国歴史文化名鎮、

## 第二章

中国歴史文化名村の保護計画は国務院に報告する必要がある。保護計画の内容は、名城条例の第九条により、1) 保護原則、保護内容、保護範囲、2) 保護措置、開発程度、建設制限、3) 伝統的な形態と景観の保護要求、4) 歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の核心保護範囲と建設制限地帯、5) 保護計画の実施案、といった5点が規定されている。

歴史都市において、歴史文化名城の 1) 都市内部及び周辺の山と川、2) 都市における伝統的な形態、3) 歴史文化街区及び他の歴史価値がある街区、4) 都市内部の歴史的建造物、5) 歴史的環境、6) 無形的な歴史的遺産が保護対象とされている。つまり、歴史文化名城は、上記に挙げるものには影響しない前提で、都市開発や都市建設を行うことができる。また、表2-2-2では、他に禁止されること及び申請しなければならない活動について示した。

歴史地区において、歴史文化名鎮、名村では、1) 鎮、村の内部及び周辺の山と川、2) 鎮、村における伝統的な形態、3) 鎮、村内部の歴史的建造物、4) 歴史的環境、5) 無形な歴史的遺産が保護対象となる。歴史文化街区では、1) 街区における伝統的な形態、2) 街区内部の歴史的建造物、3) 歴史的環境が保護対象となる。歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区は相応の保護計画により、核心保護範囲と建設制限範囲が画定されることが定められている。

表 2-2-2 歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区における各「範囲」の制限

		歴史文化名城	歴史文化名鎮	歴史文化名村	歴史文化街区
保護範囲	禁止される活動	1) 石、鉱物の採掘工事。 2) 指定された緑地、川と湖、道路を占有する工事。 3) 爆発性もの、燃えやすいもの、放射性もの、有毒もの、腐食ものを生産又は貯蔵する工場、倉庫。 4) 歴史的建造物に落書きをすること。	1) 石、鉱物の採掘工事。 2) 指定された緑地、川と湖、道路を占有する工事。 3) 爆発性もの、燃えやすいもの、放射性もの、有毒もの、腐食ものを生産又は貯蔵する工場、倉庫。 4) 歴史的建造物に落書きをすること。	1) 石、鉱物の採掘工事。 2) 指定された緑地、川と湖、道路を占有する工事。 3) 爆発性もの、燃えやすいもの、放射性もの、有毒もの、腐食ものを生産又は貯蔵する工場、倉庫。 4) 歴史的建造物に落書きをすること。	
	申請必要活動	1) 緑地、川と湖の自然状態を変化させる活動。 2) 核心保護範囲における撮影、大規模イベント等の活動。 3) 他の歴史的形態、景観、または歴史的建造物に影響する活動。	1) 緑地、川と湖の自然状態を変化させる活動。 2) 核心保護範囲に撮影、大規模イベント等の活動。 3) 他の歴史的形態、景観、または歴史的建造物に影響する活動。	1) 緑地、川と湖の自然状態を変化させる活動。 2) 核心保護範囲に撮影、大規模イベント等の活動。 3) 他の歴史的形態、景観、または歴史的建造物に影響する活動。	
核心保護範囲			1) 既存の歴史的建造物、構造物において、分類保護を行うこと。 2) 歴史的建造物の高さ、規模、外観、形態、色彩の変更を禁止。 3) 公共施設以外の新築、増築は禁止。 4) 公共施設の新築、増築は申請が必要。 5) 主要な出入口に保護標識を設置すること。 6) 消火施設の整備。	1) 既存する歴史的建造物、構造物において、分類保護を行うこと。 2) 歴史的建造物の高さ、規模、外観、形態、色彩の変更を禁止。 3) 公共施設以外の新築、増築は禁止。 4) 公共施設の新築、増築は申請が必要。 5) 主要な出入口に保護標識を設置すること。 6) 消火施設の整備。	1) 既存する歴史的建造物、構造物において、分類保護を行うこと。 2) 歴史的建造物の高さ、規模、外観、形態、色彩の変更を禁止。 3) 公共施設以外の新築、増築は禁止。 4) 公共施設の新築、増築は申請が必要。 5) 主要な出入口に保護標識を設置すること。 6) 消火施設の整備。
建設制限範囲			新築する建造物と構造物については、保護計画に制定されている建設制限の規制に即すること。	新築する建造物と構造物については、保護計画に制定されている建設制限の規制に即すること。	新築する建造物と構造物については、保護計画に制定されている建設制限の規制に即すること。



歴史文化名鎮、歴史文化名村の保護範囲において、禁止事項及び申請しなければならない活動、及び歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の核心保護範囲と建設制限範囲における制限について表 2-2-2 に示す。

歴史的建造物において、各等級の文物保護単位及びまだ文物保護単位に指定されていない不可移動文物は、文物保護法の規定に従うものとする。他の歴史的建造物では、名城条例の第三十一条から、三十五条までにおいて、その管理、維持と修繕、建設工事における場所選定、歴史的建造物の使用等の側面から規定されている。具体的な内容について以下に示す。

i : 他の歴史的建造物の管理

市県級人民政府は 3053 の他の歴史的建造物に対し保護標識を設置し、基本情報が記入された保護書類を作成する。この保護書類には、1) 建造物の様式特徴、歴史特徴、建設年代、歴史的価値の程度、2) 建造物に関する技術資料、3) 建造物の利用現状と所有権、4) 建造物の修繕、外装、内装における文字、図面、写真、映像等資料、5) 建造物の測量記録といった内容が記入されることが定められている。

ii : 他の歴史的建造物の維持と修繕

歴史的建造物の使用者が行う。また、県級以上の人民政府は、歴史的建造物の維持、修繕に対し助成することができる。歴史的建造物の移築、解体等工事が禁止されている。

iii : 建設工事における敷地の選定

建設工事における敷地の選定において、その規定は文物保護単位の規定と類似している。

建設工事の敷地選定においては、基本的に歴史的建造物を避けることとされている。避けられない場合は、市県級人民政府の城郷計画管理部門と文物管理部門に申請して後、歴史的建造物を移築せずに工事を行うこととされている。特殊な要因により、歴史的建造物を移築又は解体しなければならない場合、市県級人民政府の城郷計画管理機関は文物管理部門と共に、省級人民政府の保護管理部門と文物管理部門に申請することが定められている。

iv : 他の歴史的建造物の利用

他の歴史的建造物において、外観における装飾、諸設備の設置、構造の変更、用途の変更等について、市県級人民政府の城郷計画管理部門と文物管理部門に申請しなければならないことが定められている。

#### 4. 歴史文化名城制度の特徴

歴史文化名城制度は、歴史都市、歴史地区、歴史的建造物という三段階の保護体系から構成されている制度である。そのうちに、歴史都市、歴史地区は面的な保護であり、歴史的建造物は点的な保護である。三者は相互に関連しており、歴史都市の範囲には歴史地区があり、歴史地区の範囲には歴史的建造物があるという状態となっている。この点は、文物保護単位制度とは異なっている。歴史地区において、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区のうちに、国は価値が特に高いものを選定する制度があり、この点は文物保護単位制度と類似している。歴史的建造物において、名城条例により他の歴史的建造物という概念が提出され、文物保護単位制度に補充として他の歴史的建造物を保護する。

また、歴史文化名城制度は都市計画とも深く関係付けられている。第 3 節の「エ」から、歴史都市、歴史地区の保護において、主に市県級人民政府から制定した保護計画を通して実施されていることがわかる。歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史保護街区における

## 第二章

---

保護措置は、保護内容の確定、保護範囲（核心保護範囲、建設制限地帯）の画定、各「範囲」における工事や活動の制限、歴史的建造物における外観、歴史的景観の維持等事項が挙げられる。これらの保護措置は、主に保護計画を通して実施する内容である。

更に、名城条例の内容は、政府主導の性質を持つ点は文物保護法と共通している。歴史都市、歴史地区における指定、保護計画の作成、保護措置の実施等は各等級の人民政府により主導され、各等級の人民政府の保護管理部門と文物管理部門が担当する。歴史的建造物において、名城条例に位置づけられた歴史的建造物の保護も市民に関する規定が少なく、歴史的建造物の使用者における修理、維持の義務のみ規定されている状態である。

以上から、歴史文化名城制度に関する特徴は、以下に挙げることができる。

- ① 保護する範囲によって、歴史都市、歴史地区、歴史的建造物の三段階の保護体系から構成されている。
- ② 歴史都市、歴史地区は面的保護であり、歴史的建造物は点的な保護である。
- ③ 歴史地区において、その価値から二段階の保護体系から構成されている。
- ④ 国は歴史都市、歴史地区の指定、保護を主導し、市民に関する規定が少ない。

## 2-3 日本の歴史保護制度

### 2-3-1 日本の歴史保護制度の形成

#### 「古器旧物保存方」

近世以前の日本における文化財は、皇室、貴族、武家、寺社あるいは素封家等の所有物として保護、保存され、文化財という概念やそれを保護する制度や法律は存在しなかった。日本の文化財保護制度は、明治期に公布された「古器旧物保存方」まで遡ることができる。明治維新以後、欧化主義や廃仏毀釈の運動の中で、寺社所有の宝物、建築が大量に破壊される状況に対応するため、明治政府は「古器旧物保存方」の太政官布告を公布した。それは近代日本において最初の歴史保護に関する法令と言える。しかし、古器旧物保存方の保護範囲は「古器旧物」、つまり文化財単体の保護にとどまり、体系的な歴史保護制度とはなっていなかった。

#### 「古社寺保存法」

明治30年には「古社寺保存法」が制定された。この法律が制定される背景には、明治21年、宮内省内に設置された臨時全国宝物取調局が、全国において行なった宝物調査がある。当該調査は古社寺を中心とし、10年間で21万5000点以上の宝物が登録された経緯がある。調査された宝物、及びそれらを保存している古社寺を保護するため、古社寺保存法が制定された。

古社寺保存法の内容は全20条により構成されており、古社寺の建造物と宝物を中心として制度が構成されている。当該法律には、古社寺の建造物と宝物における保存金の下付と出願制度が制定され、古社寺の建造物と宝物の維持・修理の資金が制度的に保証された。古社寺保存法において、特別保護建造物と国宝という概念が提示され、特に歴史の証徴又は美術の模範となる建造物と宝物を重点保護対象としていた。特別保護建造物と国宝において、処分や差押は禁止され、神職と住職が監守義務を担うものと規定されている。また、保存金と補給金の管理、特別保護建造物と国宝の窃取、破壊等行為の刑罰についても規定されている。

古社寺保存法は古社寺及びその建造物と宝物に限れた法律であるが、当該法律は文化財を保護しようという考え方を提示しただけではなく、文化財の指定、管理、公開、助成、罰則等の事項も規定した保護制度であった。また、古社寺保存法は、神社や寺などの歴史的建造物を保護する最初の法律であった。

#### 「国宝保存法」

昭和初期の経済不景に伴い、幕府時代に大名家等が保存していた財宝が散逸し、長期間放置されていた旧城郭も修理を要する状況となっていた。これに対し、古社寺のみが保護対象となっていた古社寺保存法を発展拡充する必要性が認識された。これらを背景に、昭和4年、国宝保存法が実施され、同時に古社寺保存法が廃棄された。

国宝保存法は全25条より成り（その中の6条は省略された）、古社寺保存法をベースとして制定された法律である。国宝保存法の保護範囲において、古社寺の建造物と宝物から、全社会における特に歴史の証徴又は美術の模範となるべきものに拡充された。その他においても、国宝保存法は以下の点において、古社寺保存法を改訂したことが確認できる。

- i : 古社寺以外の国宝所有者にお対し保護、管理、公開についての義務が規定された。
- ii : 国宝の輸出や移出においては主務大臣の許可が必要となることが規定された。
- iii : 指定された国宝の解除に関する事項が規定された。
- iv : 罰則について禁錮の年限及び罰金の額が変更された。

## 第二章

v : 国宝保存法は古社寺保存法より権利と義務が拡大された。

国宝保存法には、古社寺保存法に規定されていた古社寺の建造物や国宝の指定、管理、公開、助成、罰則等の事項が継承されており、古社寺保存法の拡充法と考えることができる。

### 文化財保護法以前のその他の法律

文化財保護法に影響が最も大きい法律は、大正8年に制定された「史跡名勝天然記念物保存法」と、昭和8年に制定された「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」と言える。

前者は日本の考古学の発展に伴って発見された古墳及び埋蔵物を保護するために制定された法律であり、そこで規定された史跡名勝天然記念物は、後に整備される文化財保護法の史跡名勝天然記念物と埋蔵文化財の前身と考えられる。

後者は国宝保護法において指定されていない美術工芸品と建造物において、輸出や移出には主務大臣の許可が必要となることを規定する法律である。当該法律は国宝保存法を補完するものとして国宝の指定から外れた歴史遺産を保護していた。

### 昭和25年の文化財保護法

文化財保護法の制定の背景は、第二次世界大戦により国宝や史跡名勝天然記念物の指定、美術工芸品の認定が停滞し、戦後経済の疲弊及び社会的混乱により、大量の歴史的建造物が破壊され、社寺や個人が所有していた宝物も海外に流出していた状況があった。その状況に対して、昭和25年、文化財保護法が実施された。同時に国宝保存法と史跡名勝天然記念物保存法が廃止された。

昭和25年の文化財保護法（以下「昭和25年文化財保護法」）は「文化財」という概念が提出され、国宝保存法の保護対象であった建造物と宝物及び史跡名勝天然記念物保存法の保護対象であった史跡、名勝、天然記念物を文化財という範疇として統一的に扱い、更に、昭和25年文化財保護法において無形文化財が追加される。有形文化財、無形文化財、史跡名勝天然記念物の三種類の文化財が法律に位置づけられた。

当該法律の第一章第二条において、文化財は以下のように定義されている。

**有形文化財**：「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値が高いもの及び考古資料」<sup>注63</sup>を指す。

**無形文化財**：「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値が高いもの」<sup>注64</sup>を指す。

**史跡名勝天然記念物**：「史跡、名勝、天然記念物」<sup>注65</sup>を指す。

昭和25年文化財保護法では「埋蔵文化財」という概念も提示され、「史跡に指定された土地以外の土地において埋蔵物たる文化財」を指す。しかし、当該法律に規定していた埋蔵文化財は有形文化財の範囲に包摂され、指定制度までは設けられなかった。

国宝保存法に規定された重要な建造物や宝物を国宝として指定できる制度は昭和25年文化財保護法にも継承され、重要な有形文化財を重要文化財に、重要な史跡名勝天然記念物を特別史跡名勝天然記念物に指定できる制度という二段階指定制度となった。しかし、昭和25年文化財保護法においては、無形文化財、埋蔵文化財については、その二段階指定制度の対象とは

注63 昭和25年文化財保護法の第二条第一項

注64 昭和25年文化財保護法の第二条第二項

注65 昭和25年文化財保護法の第二条第三項

ならなかった。

昭和 25 年文化財保護法は、以下の点において国保保存法から変更された。

i : 法律の保護範囲及び保護対象が具体的に指摘された。国宝保存法では大まかに建造物と宝物を保護することが規定されたが、昭和 25 年文化財保護法では文化財の種類、各種類の保護対象が詳細に規定され、法律に位置付けられた。

ii : 保護対象の範囲は、社寺や個人が所有するものから、社会全般において歴史的価値が高いものまで拡張されたい。それに伴い、文化財の所有者の利益も尊重され、損害を受けた者に対し、文化財保護や修理による補償制度も定めていた。

iii : 文化財保護委員会が新設され、文部省の外部組織として文化財の指定、管理、解除、保護、公開、調査等事項を担当する。また、文化財保護委員会の構成、任期、罷免、給与等の事項についても詳細に法律に規定された。

iv : 文化財事務局、文化財専門審議会、国立博物館、研究所、事務局出張所等の文化財に関する政府機関が新設され、それらの職能と権限の根拠規定を定めた。

昭和 25 年文化財保護法では、文化財の概念が提示され、その範囲が拡張され、文化財を保護するための制度も更に詳細に規定された。また、当該法律では二段階の指定制度が提示され、現在まで運用されている。しかし、昭和 25 年文化財保護法において、有形文化財の保護は、まだ単体保護の形式であり、文化財の指定も国主導の性質を持つ制度であった。

### 昭和 29 年の文化財保護法

昭和 25 年文物保護法を補完するため、昭和 29 年に文物保護法は改正された。昭和 29 年の文物保護法（以下「昭和 29 年文化財保護法」）では新設された内容は少なく、主に昭和 25 年文化財保護法に定められた文化財の種類及びそれらの指定制度が改正された。

昭和 29 年文化財保護法には、重要文化財の管理組織制度が設けられ、史跡天然記念物については、地方公共団体を管理組織として指定する制度が重要文化財にも適用された。昭和 25 年文化財保護法に定められた無形文化財は、二段階指定制度として改正され、重要無形文化財が設けられた。また、民俗資料及び埋蔵文化財も有形文化財から独立し、民俗資料においては二段階の指定制度が設けられ、埋蔵文化財は独立した章として規定された。

昭和 29 年文化財保護法は、歴史的建造物や建造物群に関する改正は多くは無いが、二段階の指定制度の普及において重要な改正であったと考えられる。

### 昭和 50 年の文化財保護法

昭和 30 年代後半から日本は高度経済成長期に入り、日本の市町村の経済発展に伴い、古来の町並みや集落は急速に変貌した。町並みを形成する歴史的建造物及び周囲環境を保存するための市民運動が地方から起こり、全国に展開した。これらの市民運動により、昭和 43 年から昭和 48 年まで 6 年間で、金沢市、倉敷市、南木曾町等の 11 市町が歴史保護条例を策定し、地方における制度が制定された。また、都市開発に伴って埋蔵文化財の破壊、生活方式の変化によって風俗習慣の変容、文化財の修理技術及び技術者の不足は、当時の文化財保存における深刻な課題となっていた。以上を背景として、昭和 50 年に文化財保護法は改正される。

昭和 50 年の文物保護法（以下「昭和 50 年文化財保護法」）では、文化財の保護範囲が拡充され、「これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む」と「その他の学術上価値の高い歴史資料」といった内容が追加された。民俗資料は民俗文化財に改め、重要有形文化財と重要無形文化財の指定制度が法律に位置づけられた。また、伝統的建造物群

## 第二章

保存地区の制度を新設され、従前の有形文化財の単体保護から、文化財と一体をなしてその価値を形成している環境を含む広域保護になった。伝統的建造物群保存地区について、従来の国主導の指定制度ではなく、市町村とその住民が主体となって伝統的建造物群保存地区を画定し、国はそのなかで特に重要なものを重要伝統的建造物群保存地区を選定するという新しい選定制度が創立された。

### 平成8年の文化財保護法

平成期に入り、日本の経済発展はさらに進んだ。急速に進む都市開発により、都市に存在している文化遺産、特に明治以降に建設された近代建築は破壊、消滅の危機に直面していた。東京を例とすると、1980年に調査された歴史的価値があると認定された歴史的建造物1016件は、1990年までで477件に減少し、半数以上の歴史的建造物が解体された。この状況に対し、平成8年文化財保護法は一部改正が行われた。

当該改正において最も重要な内容は、文化財登録制度の創設である。文化財登録制度は、平成8年の文化財保護法（以下「平成8年文化財保護法」）により、重要文化財以外の有形文化財の歴史的建造物のうち、「その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。」という制度であり、厳格な文化財選定制度を補完する比較的容易に文化財として登録できる保護制度である。所有者は登録物件の届出を提出し、国や地方公共団体がその物件に関する指導、助言、勧告等をもたらえる構成となっている。文化財登録制度は、伝統的建造物群保存地区の保護制度と類似し、市民主導のボトムアップ的な性質を持つ制度と言える。

また、近代化遺産の重要性についても認められ、明治以降の歴史的建造物にとどまらず、堰堤、橋梁、隧道など土木構造物も有形文化財の範囲に取り入れられた。

### 景観法と平成16年の文化財保護法

大規模開発によって日本の都市景観が急激に変化した状況に対し、都市景観の保存運動は全国的に展開された。それらを背景として、平成16年に国土交通省、農林水産省、環境省によって提案され、景観法が制定された。それに伴い、文化財保護法には文化的景観という新しい文化財概念が追加され、その文化財として価値が特に高いものを重要文化的景観として制定する制度も導入された。

景観法は「都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため」<sup>注66</sup>制定された法律であり、景観計画区域及び景観地区を定めている。当該法律は、有形文化財を単体で保護するだけでなく、都市、農山漁村等において良好な景観が形成されている特定の区域を保護対象としている。平成16年の文化財保護法（以下「平成16年文化財保護法」）において新設された文化的景観とは、景観計画区域又は景観地区のうちに特に重要なものを選定する制度である。都市の歴史的環境保護において重要な一環であり、前者は国土交通省により管理され、後者は文部省により管理されるものとされた。

また、登録制度の導入により、その登録できる範囲は歴史的建造物から、歴史的建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物等にも展開された。しかし、この登録制度は、有形な文化財のみに適用され、無形な各種文化財までは登録の範囲に含まれていない状態である。

#### 2-3-2 外国人居留地に関する保護制度

現行の文化財保護法において、文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文

注66 景観法の第一条

化的景観、歴史的建造物群の6種類に分類されている。また、文化財以外には、埋蔵文化財、文化財の保存技術も文化財保護法において位置づけられる。具体的には図2-3-1に示す。外国人居留地に関するものは有形文化財、伝統的建造物群保存地区の2種類が挙げられる。これらの文化財の数量、指定、登録又は選定の基準を表2-3-1に示す。

表2-3-1 外国人居留地に関する文化財の種類、数量、指定、決定、登録又は選定の基準参考文献  
(2019年1月1日現在)

	確定方法	等級	数量	基準
有形文化財	指定	国宝	226 (289棟)	重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの。
	指定	重要文化財	2497 (5033棟)	1、意匠的に優秀なもの。 2、技術的に優秀なもの。 3、歴史的価値の高いもの。 4、学術的価値の高いもの。 5、流派的又は地方的特色において顕著なもの。
	登録	登録文化財	12261	1、国土の歴史的景観に寄与しているもの。 2、造形の規範となっているもの。 3、再現することが容易でないもの。
伝統的建造物群保存地区	選定	重要伝統的建造物群保存地区	118	伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いもの。

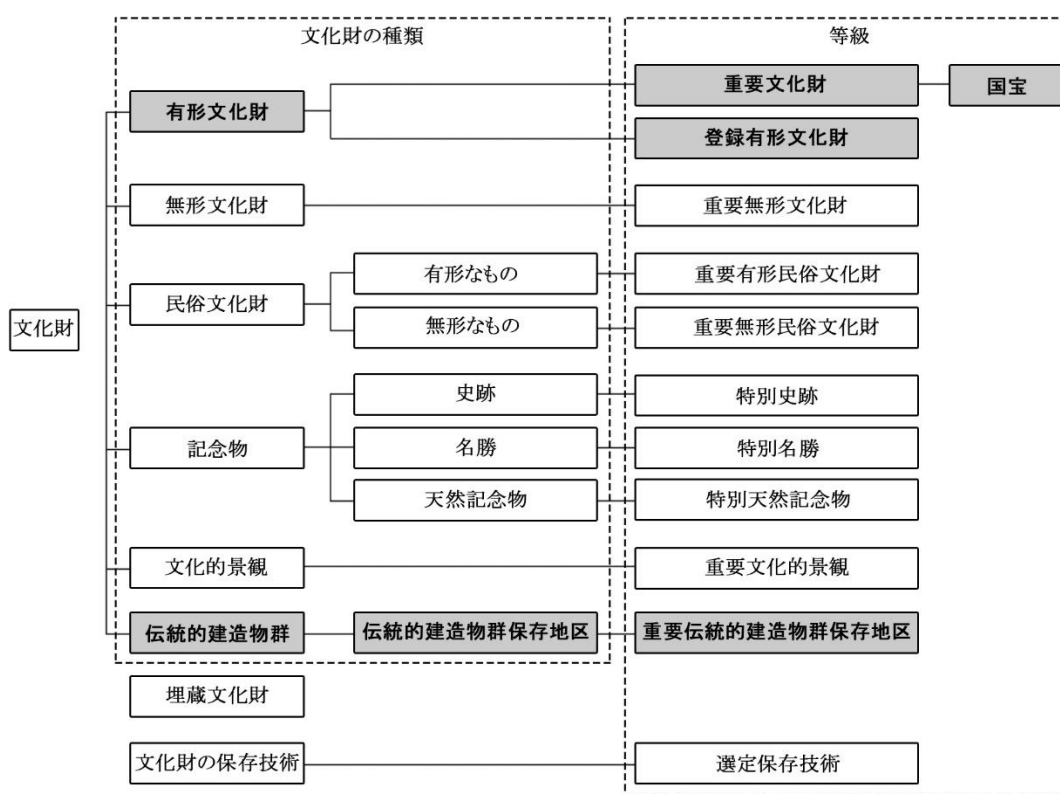


図2-3-1 文化財の種類

### 1. 有形文化財

有形文化財は建造物と美術工芸品の2種類に分類され、本研究では歴史的建造物を扱うため、有形文化財のみを検証する。有形文化財では国宝・重要文化財・有形文化財の3段階の指定制度及び登録制度が実施されている。指定制度は、文化財建造物のうちに重要なものを重要

## 第二章

文化財として指定され、重要文化財のうち「世界文化の見地から価値の高いもの」<sup>注67</sup>を国宝と指定する制度である。国宝と重要文化財において修理、管理、保護、調査に関する規制は同じであるが、両方の重要性和歴史的価値は異なる。

### ア：国宝、重要文化財の指定

国宝又は重要文化財において、文部科学大臣が国宝、重要文化財を指定する。国が主導する指定制度として実施されている。指定の流れのいて、文部科学大臣は指定予定の有形文化財のことを文化審議会に諮問し、文化審議会の審議と答申を経て指定に至る。また、文部科学大臣は当該指定の旨を官報で公示し、当該重要文化財又は国宝の所有者に通知し、指定書を公布する。指定書には当該国法又は重要文化財の、1) 名称及び員数、2) 指定された年月日、3) 構造及び形式、4) 指定書の記号番号、5) 所在の場所、6) 所有者の氏名又は名称及び住所が記入される。有形文化財における指定の流れを図 2-3-2 に示す。



図 2-3-2 有形文化財における指定の流れ

### イ：国宝、重要有形文化財の管理をする者

国宝と重要文化財の管理をする者とは、1) 建造物の所収者、2) 所収者に選任された管理責任者、3) 文化庁長官により指定された管理団体という 3 形態が規定されている。文部科学省は歴史的建造物における所収者と管理責任者、及びその氏名、住所を記録し、上述の情報が変更される場合は、新しい所有者と管理責任者が 20 日以内に文部科学省に届け出すこととなっている。また、国宝や重要文化財が滅失、毀損した場合は 10 日以内、位置の変更については 20 日以前に、建造物の管理をする者から文部科学省に届出を提出することとなっている。このように、全ての国宝と重要文化財は明確な個人や団体により管理されることが保証されており、その保護状態と位置についても文部科学省が把握できる仕組みとなっている。

### ウ：国宝、重要文化財の修理及び現状の維持

国宝、重要文化財を管理する者は、当該建造物の修理を行うものとし、文化庁は、その費用の負担を堪えない所有者、又は管理責任者、又は管理団体に対して補助金を交付する。国宝、重要文化財を管理する者は、当該建造物を修理しようとする場合、30 日前に文化庁長官に届出を提出することが定められている。国宝や重要文化財が毀損された場合、文化庁長官はその保存のため当該建造物の管理をする者に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができ、国は国宝や重要文化財の修理における費用の全部又は一部を負担する。

国宝、重要文化財を管理する者は、現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化庁長官は国宝、重要文化財の管理が適当でないとき認定する場合、国宝、重要文化財を管理する者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置、その他管理に関し必要な措置を命じる、又は勧告することができる。

国宝、重要文化財の歴史的建造物を管理する者は、当該建造物における管理、修理、環境保存の状況を文化庁に報告する義務がある。文化庁長官は必要と認める時、調査に当たる者を定め、建造物に立ち入ってその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

注67 文化財保護法の第二十七条の2



文化庁は文化財保護法に基づき、国宝と重要文化財建造物の保護事業についてのガイドブックを作成している。そこでは、国宝及び重要文化財における調査と指定、修理と技術、整備と活用、現状変更の届出・助成について詳細に解説されている。表 2-3-2 では、文化財保護法の法文に基づいて、上述したガイドブックの内容を参照し、国宝及び重要文化財における管理と修理等についての規定について概略をまとめた。

表 2-3-2 国宝及び重要文化財における管理と修理等について規定

管理	建造物の所有者、或いは所有者に任ずる管理責任者、管理団体が当該建造物を管理する。		
	文化庁長官は所有者、管理責任者、管理団体に必要な指示をすることができる。		
	重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。		
	重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損する時は、所有者、管理責任者或いは管理団体は 10 以内に文化庁長官に書面で届け出なければならない。		
修理	建造物の所有者、又は管理責任者、又は管理団体が当該建造物を修理する。		
	修理に着手しようとする日の三十日前までに、文化庁長官にその旨を届け出すこと。		
	文化庁長官は所有者、管理責任者、管理団体に命令又は勧告できる。		
修理と現状変更	届出が必要な行為	保存修理に伴う復元的行為。	
		保存管理上の行為。	
		活用のための行為。	
		建造物隣接地又は適下における大規模な掘削。	
		その建造物が本来想定していない重物の搬入。	
	届出が不要な行為	文化財がき損しているときに、同材種、同技法による原状への回復。	
		毀損や災害などに伴う応急的な修理。	
		居住施設である文化財の内部で日常的に火気を使用する場合。	
		イベント等の一時的な催しのため文化財の内部や隣接地に仮設物を設ける場合。	
		避雷針や火災報知設備などの設置。	
		仮設的な建具などの設置。	
		建造物の内部に、備員の詰所や売店等のブースを仮設する場合。	
		電気、給排水、衛生、空調などの設備を更新したり、設ける場合。	
	手摺りやスロープなどを設ける場合。		
助成	税制優遇	譲渡所得	場合によって異なっている。
		相続税	財産評価額の 70/100 を控除。
		地価税	非課税。
		固定産税、特別土地保有税、都市計画税	非課税。
	補助	多額の経を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない修理。	補助対象経費の 50~85%。
		防災施設整備、環境保全事業。	補助対象経費の 50~85%。
		維持管理の万全を期するために、所有者又は管理団体が行う事業。	補助対象経費の 50%。
他	国指定文化財を所有又は管理する公益法人が行う保護のために行う修理・防災施設等の事業に要する費用。	1 万円以上~所得金額の 40%-5 千円まで	
調査	建造物の管理する者が当該建造物における管理、修理、環境保存の状況を文化庁に報告する義務がある。文化庁長官は必要と認める時、調査に当たる者を定め、建造物に立ち入ってその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。		

## エ：有形文化財の登録

文化財登録制度とは、国及び地方公共団体に指定されていない有形文化財(建造物)のうち、「保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの」<sup>注68</sup>を登録原簿に登録し、緩やかな規制を加えるとともに、税制上の支援を行う制度である。

文化財保護法により、建造物の登録においては、主に建造物の所有者、地方公共団体の教育委員会、文化庁が関係する。図 2-3-3 に示すように文化庁、地方公共団体、各学会における有

注68 文化財保護法の第五十七条

## 第二章

形文化財への調査に基づき一部の建造物を登録候補物件として選定する。

また、有形文化財建造物の所有者の申請により、当該建造物を登録候補物件と選定することが可能である。文化庁は登録候補物件について諮問案を作成し、地方公共団体の教育委員会に照会する。教育委員会は建造物の所有者と連絡・調整した後、文化庁に回答する。更に、文化庁審議会は登録の諮問・答申を行い、これらの登録候補物件を登録原簿に登録する。登録された有形文化財建造物において、文化庁はその結果が官報で告示し、建造物の所有人に通知して、登録証と登録プレートを交付する。

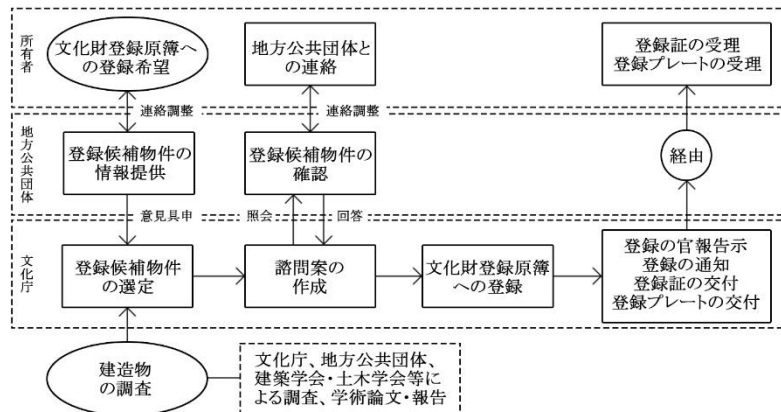


図 2-3-3 有形文化財の登録の流れ

### オ：登録有形文化財建造物の保護

文化財保護法において、登録有形文化財建造物の内容について、管理をする者の認定、修理と現状変更、助成措置等ことが規定されている。管理をする者における規定は、重要文化財と同じく、所有者、管理責任者、管理団体の3形態が規定されている。また、滅失、毀損、場所変更、大規模の現状変更と修理等の規定は、重要文化財と同様の内容である。但し、登録有形文化財建造物では、小規模の現状変更、修理は届出の必要はないことが規定される。

登録有形文化財建造物に関しても、重要文化財と同じようなガイドブックが文化庁によって作成されている。表 2-3-3 は、文化財保護法に基づいて、そのガイドブックを参照し、概要をまとめたものである。

表 2-3-3 登録文化財建造物に関する規定

管理	建造物の所有者、或いは所有者に任ずる管理責任者、管理団体が当該建造物を管理する。		
修理と現状変更	届出が必要な場合	建造物の滅失。10 日以内に報告しなければならない。	
		建造物の毀損。10 日以内に報告しなければならない。	
	届出がない場合	建造物における大規模外観変更（通常望見できる範囲の4分の1以上）。	
		移築。	
助成	補助	保存・活用に必要な修理等の設計監理費	設計監理費の50%
		地方公共団体などが行う地域活性化事業にかかる費用	費用の50%
	税制優遇	相続税	相続財産評価額の30%
		固定資産税	税金の50%

### カ：有形文化財制度の特徴

有形文化財制度においては、点的な保護の性質を持ち、指定制度と登録制度の二種類の制度が重複的に実施されている。

指定制度は保護対象の歴史的価値により、国宝、重要文化財、有形文化財の3段階の保護体

系から構成されるものである。国宝、重要文化財の指定と解除は、建造物の所収者に通知しなければならないが、その担当するものは文化庁であり、地方自治団体及び個人との関係が浅いと言える。また、重要文化財の修理、現状変更及び公開は建造物の所有者又は管理責任者、管理団体から行われることであるが、文化庁の監理と許可が不可欠こととなっている。そのため、所有者は国からの税制優遇や援助を受けているが、所有者の権利は比較的低い。更に、国宝、重要文化財の修理、維持等ことは文化庁からの専門的な技術指導を受け、徹底的な保護が行われる。しかし、国宝、重要文化財の指定条件は厳格であり、有形文化財制度により保護されるものは数少ない状態である。

一方、登録制度は、指定制度を拡充するために導入された制度である。登録有形文化財建造物の選定及び解除は、指定制度と同じく文化庁により行われるが、当該制度は所有者の登録希望を重視し展開されるため、所有者により主導される制度と言える。また、登録有形文化財建造物制度は、比較的緩やかな規制を通して実施され、小規模的な修理や小規模な外観変化或いは内装変更、応急措置等において、所有者が届出を提出せず行うことができる。更に、登録有形文化財建造物においては、税制優遇だけでなく、登録有形文化財建造物を活用した地域活性化事業においても助成がある。以上の点から、登録制度は、1) 歴史保護の範囲が広く、2) 公衆の保護意識を啓発し、3) 歴史的建造物の活用を促進できるという特徴をもつと言える。

以上から、有形文化財保護制度について、以下のような特徴を挙げることができる。

- ① 点的保護の性質を持つ。
- ② 指定制度は歴史的価値により等級がある。
- ③ 登録有形文化財建造物制度は指定制度が拡充された制度である。
- ④ 国や地方からの補助が明確に規定されている。
- ⑤ 指定制度は国主導の制度であり、登録制度は所収者主導の制度である。
- ⑥ 指定制度は厳格な保護制度であり、国の権限が優先され、所収者の権限が比較的弱い。登録制度は緩やかな保護制度であり、所有者の権限が権利や権限が比較的優先される。
- ⑦ 指定された有形文化財の数は少ないが、登録制度により保護される登録有形文化財建造物は数多い。

## 2. 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物とは、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」<sup>注69</sup>と定義されており、6種類の文化財の一つである。各市町村はこれらを保護するため、都市計画区域又は準都市計画区域内において伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」とする）を定めることされる。当該伝統的建造物群保存地区において、国は市町村の申請に基づき、この区域の全部又は一部で特に歴史的価値が高いものを重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重要伝建地区」とする）として選定する。伝建地区・重要伝建地区の2段階の保護体系が実施されている。

### ア：伝建地区の決定及び重要伝建地区の選定

市町村は伝統的建造物群について、文化庁の経費補助を受けることができ、歴史的建造物群の歴史や現状を調査し、文化財としての歴史的価値を把握し、保存のための方策を検討する。保存方策を実施するため、市町村は保存条例を制定し、文化庁に報告する。保存条例の内容において、1) 伝建地区の決定、2) 保存計画の手続き、3) 現状変更の規制内容や許可の基準、4) 経費の補助、5) 保存審議会の設置、6) 保存のために必要な措置、が定められる。市町村

注69 文物保護法、第二条の六

## 第二章

は上述の保存条例に従い審議会が設置される。この審議会は伝建地区の決定、決定後の調査、審議、建議等を担当する。都市計画区域又は準都市計画区域内の伝建地区は都市計画法により決定され、都市計画区域又は準都市計画区域外の伝建地区は、上述の保存条例により決定される。その決定も文化庁に報告することとなっている。決定された伝建地区の対し、保護計画を策定及び公示する。保護計画に内容において、1) 保存の基本方針、2) 伝統的建造物等の決定、3) 建造物の保存整備計画、4) 伝建地区の環境整備計画等が定められる。

重要伝建地区の選定において、市町村は重要伝建地区の選定希望を文化庁に申し、文化庁が当該申出を答申、諮問した後、重要伝建地区として選定される。伝建地区の確定及び重要伝建地区の選定の流れについて、図 2-3-4 に示す。

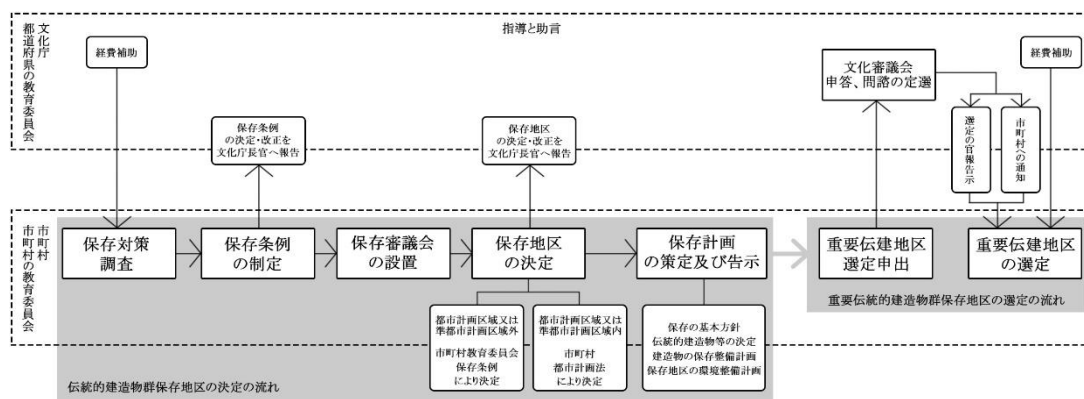


図 2-3-4 伝建地区の確定及び重要伝建地区の選定の流れ

### イ：伝建地区及び重要伝建地区の保護

伝建地区を保護するため、当該市町村は保存条例と保存計画を制定する。保存条例は市町村により制定された地方の条例であり、保存条例を通して、伝建地区の管理者と監督者（保存審議会）が設置され、伝建地区の情報（伝建地区の範囲、面積、位置）、保存の方法（保存計画の内容、現状変更の制限、各活動への補助）も定められる。地方の保存条例における決定と改正は文化庁へ報告しなければならない。保存計画は保存条例又は都市計画法により決定されるものであり、保存計画を通して、保護に基本方針、保護対象の決定及び歴史的建造物と地区内の環境における整備計画が定められている。保護条例の決定と改正は文化庁への報告が必

表 2-3-4 伝建地区及び重要伝建地区における優遇措置

経費補助	保存修理	伝統的な景観を維持しながら、時代に合わせた生活環境の整備を行うこと。	修理事業	現状を維持する修理すること。 復原的手法を用い、伝統的建造物を健全な状態に直すこと。 必要に応じて耐震補強を行うこと。
			修景事業	伝統的建造物以外の建造物や地区内に新築される建造物が歴史的風致と調和するよう、外観を整備するために行われるもの。
	買い上げ	伝建地区内の土地や建築物のうち、緊急的な保護措置を要するものについては、市町村が保存活用計画を検討して買い上げ、公開施設、案内施設、交流施設などとして整備する。		
		防災	消火施設の設備 地区全体のシロアリ駆除。 危険の石垣の積み直し。	
	説明板等の設置	市町村は伝建地区の位置、価値、範囲を説明する看板を設置する。		
税制優遇	国税	伝建地区内にある土地における地価税		非課税
		重要伝建地区の伝統的建造物と敷地における相続税		30%控除
	地方税	重要伝建地区内の伝統的建造物における固定資産税		非課税
		重要伝建地区内の伝統的建造物及び伝統的以外の建造物における固定資産税		適宜免除又は軽減

要となる。

また、国から伝建地区に対する優遇措置には、経費補助と税金優遇がある。経費補助では、保存修理、買い上げ、防災、説明板の設置等事業が経費補助ができる。税制優遇では、地価税、相続税、固定資産税等税金が一定の控除がある。具体的な内訳を表 2-3-4 に示す。

#### ウ：伝建地区保存の制度的特徴

伝建地区保存の制度的特徴は、文化財としての伝統的建造物群を保護するため、保護対象の歴史的価値により、重要伝建地区と伝建地区の2段階の保護体系が定められている。伝建地区の選定、保護条例及び保護計画の制定、保存審議会の設置等事項を担当するのは市町村の教育委員会であるため、伝建制度は市町村が主体となっており、当該制度は市町村により主導される制度だと言える。また、重要伝建地区と伝建地区において、主要な保護方法は市町村に制定される保存条例と保護計画であり、伝建地区の範囲も都市計画と連携して決定されているため、伝建制度は都市計画との関連が深いと見ることができる。更に、伝建地区の目的である「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している景観を保存するため」、及び保存計画に規定される修理事業と修景事業から、制度上は、伝統的建造物群だけでなく、区域内の他の建造物、構造物、歴史風致を形成するものも全体的に保護されることになる。

以上より、伝建地区保存の制度的特徴について、以下の点が挙げられる。

- ① 面的保護の性質を有する。
- ② 2段階の選定制度。
- ③ 市町村が主導する制度である。
- ④ 市町村が策定する保存計画により実施される。
- ⑤ 国や地方からの補助、市民への助成が明確に規定されている。

## 第二章

### 2-4 両国の歴史保護制度の比較

#### 2-4-1 両国における歴史保護制度の構成

中国の歴史保護制度に関する法律や法令において、文物保護法、非物質文化遺産法、歴史文化名城名鎮名村保護条例、風景名勝区条例等が挙げられる。これらの法律や法令は、それぞれが個別に、文物、非物質文化遺産、歴史文化名城、名鎮、名村、風景名勝区を保護する。

即ち、中国においては、保護すべき対象が増える毎に、新しい概念が提示され、それに対応する法令が作成されてきた。また、中国における文物は概念的に対象範囲が狭く、対象も絞られている。中国の文物という概念は、日本の有形文化財、埋蔵文化財のみに対応する概念である。

一方、日本の歴史保護制度に関する法律は、単一の文化財保護法である。その保護対象は文化財として定義される。日本の文化財は概念的に対象範囲が広く、保護対象の種類も多い。制定当初の文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4種類であったが、現在では7種類となっている。このように、「文化財保護法」という一つの法律の中で、随時対象を追加して保護する考え方がある。

中国と日本の歴史的遺産に関する対応関係を表 2-4-1 に示す。

表 2-4-1 中国と日本の歴史的遺産に関する対応関係

中国の法律や法令	保護対象		日本における対応する保護対象	日本の法律
文物保護法	文物	可移動文物	有形文化財、埋蔵文化財	文化財保護法
		不可移動文物		
非物質文化遺産法	非物質文化遺産		無形文化財、民俗文化財	
風景名勝区保護条例	風景名勝		史跡名勝天然記念物	
			重要文化的景観	
歴史文化名城 名鎮名村保護条例	歴史文化名城		伝統的建造物群	
	歴史文化街区			
	歴史文化名鎮 歴史文化名村			
	他の歴史的建造物			
			文化財の保存技術	

本研究で検証する租界や外国人居留地に関するものにおいて、中国では、点的な保護である不可移動文物、歴史建築及び面的な保護である歴史文化名城、歴史文化街区が挙げられる。日本では点的な保護である建築類の有形文化財と面的な保護である伝統的建造物群が挙げられる。

図 2-4-1 に示すように、中国では、面的な保護と点的な保護の相互関係は、点的な保護が面的な保護に含まれる関係となっており、その保護範囲によつての3段階に保護体系が構成されている。歴史文化名城は、複数の歴史文化街区を含み、歴史文化街区は複数の不可移動文物と他の歴史的建造物を含む。日本では、有形文化財と伝統的建造物群との関係は相互に独立した関係となっており、相互の関係は薄いと言える。

また、中国では、歴史文化街区はその歴史的価値により、中国歴史文化街区・歴史文化街区の2段階の保護体系となっている。不可移動文物はその歴史的価値により、全国重点文物保護単位・省級文物保護単位・市級文物保護単位という3段階の保護体系となっている。日本では、伝統的建造物群を保護するために、地方行政が伝統的建造物群保存地区を画定する。また、伝統的建造物群保存地区はその歴史的価値により、重要伝統的建造物群保存地区・伝統的建造

物群保存地区の2段階の保護体系により構成されている。有形文化財はその歴史的価値により国宝・重要文化財・有形文化財の3段階保護体系により構成されている。この点は、中国と日本の制度上の構造的相違点と言える。

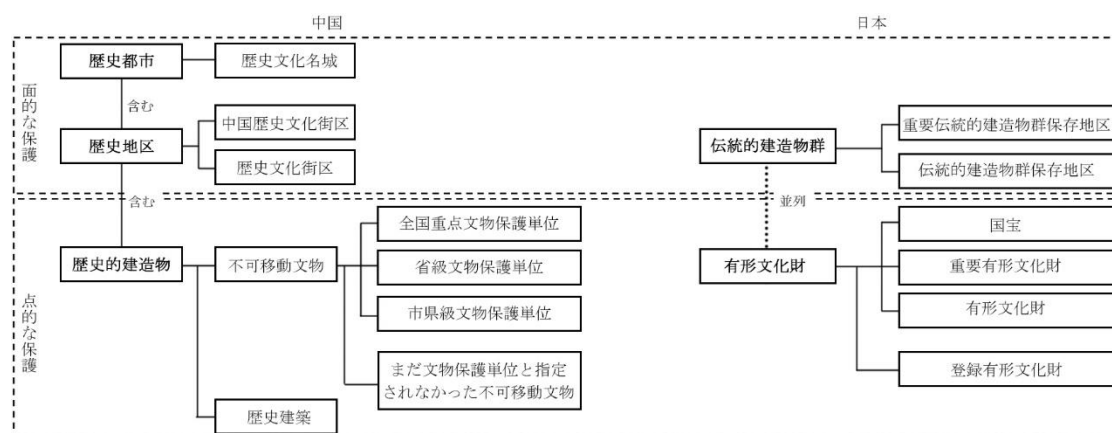


図 2-4-1 日中両国における歴史保護制度の体系対比

### 2-4-2 「面」的な保護制度

中国では、面的な保護は歴史文化名城と歴史文化街区である。歴史文化名城は、中国独自の歴史保護概念で、国が主導する性質を持つ。歴史文化名城では、原則的な保護措置や方法が定められており、都市計画におけるマスタープランと連携することが前提となっており、都市の形態、自然環境、歴史的な遺産それぞれをどのように保存・開発されるかが規定されている。また、歴史文化名城の保護条例とその実施計画の関係については、都市本体だけではなく、都市内に管轄されている歴史文化街区、更には歴史文化名村、歴史文化名鎮の保護についても、マクロな視点からコントロールされる関係となっている。そのなかで、歴史文化街区は、歴史文化名城における重点保護範囲として、その保護においても歴史文化名城における規定と共通する考え方を持つと言える。

歴史文化名城について、国が直接的に指定、又は省級人民政府からの申請に基づいて指定することとされ、国が主導する性質を持っている指定制度である。一方、歴史文化街区は、日本の伝建地区と同じく、地方主導の性質を持っている制度である。節 2-2-2 に述べたように、一般的な歴史文化街区では、申請機関は市県級人民政府、指定機関は省級人民政府であり、両者は全て地方レベルの人民政府であり、そこには国の参与はない。また、中国歴史文化街区の選定においても、日本の重要伝建地区の選定と同じく、国が地方からの推薦に基づいて選定するものである。中国歴史文化街区の選定においては、国がその選定に参加しているが、地方主導の性質は変わらないと言える。以上の点については、中国の歴史文化街区の制度と日本の伝建地区の制度との共通点だと言える。但し、中国歴史文化街区という概念は、まだ法律において位置づけられておらず、その選定の基準が具体的に規定されない状態であるため、中国の歴史文化街区における2段階の保護体系は、まだ不完全な状態であると言える。

歴史文化名城制度は、日本の伝建地区と類似しており、法律、条例と実施計画に従って目標対象を保護している。歴史文化名城と歴史文化街区の保護方法として、全国において統一された法律（文物保護法）及び保護条例（名城条例）と、各地方政府ごとの保護計画（歴史文化街区）が施行されている。一方、日本では、文化財保護法は全国統一の法律であるが、保護条例と保護計画の何れも地方行政により制定されるものである。この点から、伝建地区の保護に

## 第二章

関しては地方自治の性質が強いと言える。また、中国の歴史文化名城、歴史文化街区と日本の伝建地区の保護制度は、保護計画や保存計画を用いて保護方策を実施する点について、両国の面的な保護における都市計画との関係が深い点において、共通する点であると言える。

中国の文物保護法及び名城条例と日本の文化財保護法との対比から、保護対象に対して、指定の流れを確定し、保護計画を制定し、保護範囲を定め、現状変更と規制内容の基準及び保存のため必要な措置を規定する点に関しても、両国における共通点と言える。一方、両国にお

表 2-4-2 日中両国における面的な保護制度の対比

		中国		日本
保護対象		歴史文化名城	歴史文化街区	伝建地区
等級		①歴史文化名城	② 中国歴史文化街区 ②歴史文化街区	② 重要伝建地区 ②伝建地区
	①段階目	国が直接指定する。 国が省級人民政府からの申請に基づいて指定する。	地方政府の推薦、国の住房城郷建設部、国家文物局により中国歴史文化名城と選定する。	文部科学大臣が、市町村の申出に基づいて選定する。
	②段階目	—	市県級人民政府からの申請に基づいて省級人民政府が指定する。	市町村の教育委員会により定められる。
保護対象の確定	①段階目確定基準	1) 文物が豊か保存されるもの。 2) 歴史建築が集中的に保存されるもの。 3) 歴史的な形態と景観を保存しているもの。 4) 政治、経済、文化、交通、軍事の中心地になったことがあるもの、または当地建造物の文化特色、民族特色を反映するもの。 また、歴史文化名城の申請において、当該都市には2つ以上の歴史文化名城があることが条件となる。	規定なし。	1) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの。 2) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの。 3) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの。
	法律根拠法令基準	i 文物保護法 ii 名城条例 iii 中国歴史文化街区における認定に関する通知（告示） iv 各都市の保護計画		i 文化財保護法 ii 重要伝統的建造物群保存地区選定基準（告示） iii 各市町村の保存条例 iv 各市町村の保存計画
保護	関係機関	国務院の建設管理部門と文物管理部門 地方政府の保護管理部門と文物管理部門		市町村教育委員会 保存審議会
	法律の内容	歴史文化名城、歴史文化街区の定義 関係機関		伝建地区の定義 関係機関 指定の流れ 原則的な保護方法
	条例の内容	保護原則 歴史文化名城における指定基準 指定の流れ 保護計画 現状変更と規制内容の基準 保存のため必要な措置		保護計画 現状変更と規制内容の基準 審議会の設置 保存のため必要な措置
	告示の内容	歴史文化街区の選定基準がない		重要伝建地区の選定基準
	計画の内容	1) 保護原則、内容、範囲 2) 保護措置、開発程度、建設制限 3) 伝統的な形態と景観の保護要求 4) 歴史文化街区における核心保護範囲と建設制限地帯及びその制限内容 5) 保護計画の実施方法		1) 基本の方針 2) 保存物件の特定 3) 建造物の整備計画 4) 環境の整備計画 5) 所有者の助成
助成	必要な資金が助成される。		建造物の整備への資金補助 環境の整備への資金補助 税金優遇措置	



る相違点において、中国では、文物保護法において面的な保護に関する内容が少なく、名城条例はそれを補完する関係にあり、面的保護の内容が詳しく規定されている。一方、日本では、文化財保護法は、面的な保護である伝建地区の定義や関係機関等が規定され、更に伝建地区の選定等の原則が提示されており、各市町村は文物保護法に基づいて、伝建地区の保存計画を制定し、具体的な保存方法が規定される。

また、中国の歴史文化名城、歴史文化街区と日本の伝建地区における管理機関も異なっている。中国では、歴史文化名城や歴史文化街区の管理は市、県級人民政府国の保護管理部門と文物管理部門が管理している。国レベルの法律や法令は、審議会などに類似する会議体が規定することはできない。一方、日本では、伝建地区を管理するため、審議会が設置されており、伝建地区の決定、決定後の管理を担当する。

更に、保護対象の確定基準において、中国では、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村が名城条例に明確的に規定されており、中国歴史文化街区、歴史文化街区の確定基準が明確されていない。日本では、重要伝建地区と伝建地区の確定基準が文物保護法及び地方の景観条例や保存計画により明確的に規定されている。

中国の保護計画と日本の保存計画の対比から、両国とも基本的な方針を制定し、保護対象を確定し、歴史的建造物及びこれと一体をなす環境を保護することとなっている。しかし、具体的な内容においては、中国では、核心保護範囲と建設制限地帯を定め、新築、増築、建造物の現状変更を制限しており、建造物や環境に対する造作を「禁止」することにより保護しようとする考え方が強く表れている。一方、日本では、現状変更を「禁止」により制限するだけでなく、修景基準などを設けることにより歴史的建造物以外の建造物及び周辺の環境の整備にも注目し、歴史的景観を維持しその環境を保全するための「指導」や「誘導」といった調整行為によって全体環境を保護しようとする考え方がある。

また、中国の制限内容においては、建造物の現状変更、公共性の建設工事に関する規定が多く、都市再開発と協調する目的が見られる。一方、日本では、歴史的建造物の復元、歴史的建造物以外の建造物における修景に関する内容が多く、伝建地区における歴史的環境を保持し活用する目的が大きくあると言える。

金銭的な助成については、中国では人民政府が設置する財政予算や保護基金が規定されているが、具体的な実施方法はまだ規定されていない。日本では歴史的建造物や歴史的環境の整備への資金補助、税金優遇措置等が規定されている。これらから、中国では、各レベルの人民政府が管理する側面によって歴史的環境保護の実施がなされているが、日本では伝建地区に住む住民の権利や彼らの要望に応えながらそれらの施策が実施されると言える。

何れの相違点においても、中国と日本における土地や建造物の所有権についての構造的相違が、その背景に大きくあることが指摘できる。

### 2-4-3 「点」的な保護制度

文物保護法、名城条例、文物保護法を整理すると、中国における点的な歴史保護は、文物保護法における不可移動文物と、名城条例により指定される歴史的建造物が挙げられ、日本では文化財保護法における有形文化財が挙げられる。

中国の不可移動文物の保護において、文物保護法に基づき文物保護単位制度が実施されている。当該制度は、不可移動文物を歴史的価値によって、全国重点文物保護単位、省級文物保護単位、市県級文物保護単位という 3 段階に指定し、中国の行政体系と対応し実施されている。また、省級文物保護単位と市級文物保護単位は、地方行政により指定されるものであるが、国務院、省級、市県級人民政府は、互いに監督、報告の義務があり、制度的に深く関係づいて

## 第二章

いる。以上から、文物保護単位制度は国により主導され、地方行政がそれに協力する構成となっている制度である。名城条例により指定される歴史的建造物については、歴史文化名城制度の一環として、歴史文化街区の範囲において、不可移動文物として指定に至らない歴史的建造物である。それらを決定する方法は地方行政により異なっており、地方行政が主導し指定するものであると言える。

一方、日本における有形文化財の指定制度において、国宝、重要文化財は国により指定され、国が主導する性質は前述の文物保護単位制度と共通している。しかし、この有形文化財の指定制度は、日本の行政体系との連携や、地方公共団体との関係が中国ほど関係づいているとは言えない。日本でも都道府県・市指定文化財があるが、これらの文化財の指定、管理、保護方法は地方により実施されたものであり、全国的に統一されたものではない。日本における国指定・都道府県指定・市指定有形文化財の間には、中国で行われている報告や監督の相互体系がなく、中国における全国級・省級・市県級文物保護単位の指定や管理において構造的に異なっている。また、有形文化財の登録制度は日本における独自の制度であり、建造物の所有者により主導される制度である。中国では最も類似しているものは名城条例により規定されている他の歴史的建造物であるが、その指定基準、指定方法や考え方がまだ全国で統一されていない。これらの点は、両国における相違点と言える。

中国と日本の法令との対比から、各等級の文物保護単位及び国宝、重要文化財に対する保護において、両国とも、国により主導され、管理者が設置され、厳格的な現状変更と規制内容を設置する点は共通している。両国の相違点としては、中国では、「四有」の原則に従い、管理者が設定され、保護範囲と建設制限地帯が設定され、保護標識が設置され、保護書類が作成されることとされている。「四有」とは相応する等級の人民政府により設置・管理されるものである。歴史的建造物の所有者と使用者に関する保護内容は修理と維持等の事項しか規定されていない。また、保護対象の保護範囲と建設制限地帯における制限内容は、上述の面的な保護制度にて確認した通り歴史文化名城、歴史文化街区の核心保護範囲と建設制限範囲とは類似し、建造物の現状変更、公共性の建設工事に関する規定が多く、都市開発と協調させようとする目的が見られる。以上の点から、中国の文物保護単位における保護は、そこに住む住民との関係が深いとは言えない。一方、日本では、文物保護法の内容として、所有者による修理や現状変更に関する規定が多く、建造物を保護するための公開や調査等規定もある。この点から、日本の有形文化財の保護は、国によって主導されるものであるが、そこに住む住民との関係は中国よりも深いと言える。

中国の不可移動文物を保護する制度を補完するものとして、名城条例により指定される他の歴史的建造物が提示された。名城条例による建造物の指定は歴史的建造物を保護する上で有効ではあるが、他方、地方が制定する保護方法？条例？は不可移動文物の指定と類似している。日本の登録有形文化財建造物制度では、厳格な指定制度ではなく、緩やかな指定制度に基づいており、保護や活用を促す助成措置ももつ柔軟な制度であり、それは中国にはない制度である。

助成措置において、不可移動文物及び名城条例により指定される他の歴史的建造物は、上述した歴史文化名城、歴史文化街区と同じく、政府により設定された財政予算や保護基金により規定されているが、具体的な実施方法はまだ規定されていない。一方、日本では、国宝、重要文化財及び登録有形文化財において、資金助成の金額、諸税控除等について詳しく規定されている。

表 2-4-3 日中両国における点的な保護制度の対比

		中国			日本	
		不可移動文物		他の歴史的建造物	有形文化財	
保護対象		文物保護単位	文物保護単位の指定に至らない不可移動文物	地方により異なる。	指定制度	登録制度
等級		①全国重点文物保護単位 ②省級文物保護谷 ③市県級文物保護単位	①文物保護単位の指定に至らない不可移動文物	地方により異なる。	①国宝 ②重要文化財 ③有形文化財	① 登録有形文化財
保護対象の確定	①段階目	国務院により指定する。又は国務院が省級文物保護単位、市級文物保護単位から選定する。	県級人民政府により記録する。	地方により異なる。	文部科学大臣により指定される。	文部科学大臣により、個人や地方自治団体の申請に基づいて登録される。
	②段階目	省級人民政府により指定され、国務院に報告する。	—	—	文部科学大臣により指定される。	—
	③段階目	市県級人民政府により指定され、省級人民政府に報告する。	—	—	規定なし。	—
	① 段階目 確定基準	規定なし。	規定なし。	地方により異なる。	1) 意匠的に秀なものの。 2) 技術的に秀なものの。 3) 歴史的価値の高いもの。 4) 学術的価値の高いもの。 5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。及び各時代又は類型の典型なもの。	1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの。 2) 造形の規範となっているもの。 3) 再現することが容易でないもの。
	②段階目 確定基準	規定なし	—	—	重要文化財のうち極めて秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの	—
	法律根拠法令基準	i 文物保護法	i 文物保護法	i 名城条例 ii 地方条例	i 文化財保護法 ii 国宝及び重要文化財建造物指定基準（告示）	i 文化財保護法 ii 登録有形文化財登録基準（告示）
保護対象の保護	関係機関	国務院の文物行政部門 地方の文物行政部門及び城郷建設計画部門	国務院の文物行政部門 地方の文物行政部門及び城郷建設計画部門	保護管理部門と文物管理部門	文部科学省 文化庁	文化庁 地方の教育委員会
	法律の内容	1) 定義 2) 関係機関 3) 保護範囲と建設制限地帯 4) 管理者 5) 保護標識 6) 保護書類 7) 現状変更と規制内容の基準 8) 保存のため必要	1) 定義 2) 関係機関 3) 現状変更の制限	—	1) 定義 2) 関係機関 3) 管理者 4) 現状変更と規制内容の基準 5) 保存のための調査	1) 定義 2) 関係機関 3) 管理者 4) 現状変更と規制内容の基準

## 第二章

	な措置				
条例の内容	—	—	1) 定義 2) 関係機関 3) 保護標識 4) 保護書類 5) 現状変更と規制 内容の基準	—	—
告示の内容	—	—	—	指定基準	登録基準
助成	必要な資金を助成する。			1) 保護のための補助。 2) 税金優遇措置。	1) 保存や活用のため必要な補助。 2) 税金優遇措置。

## 付録

付録 2-1 「暫定古物の範囲及び種類の大綱」に規定された古物の範囲

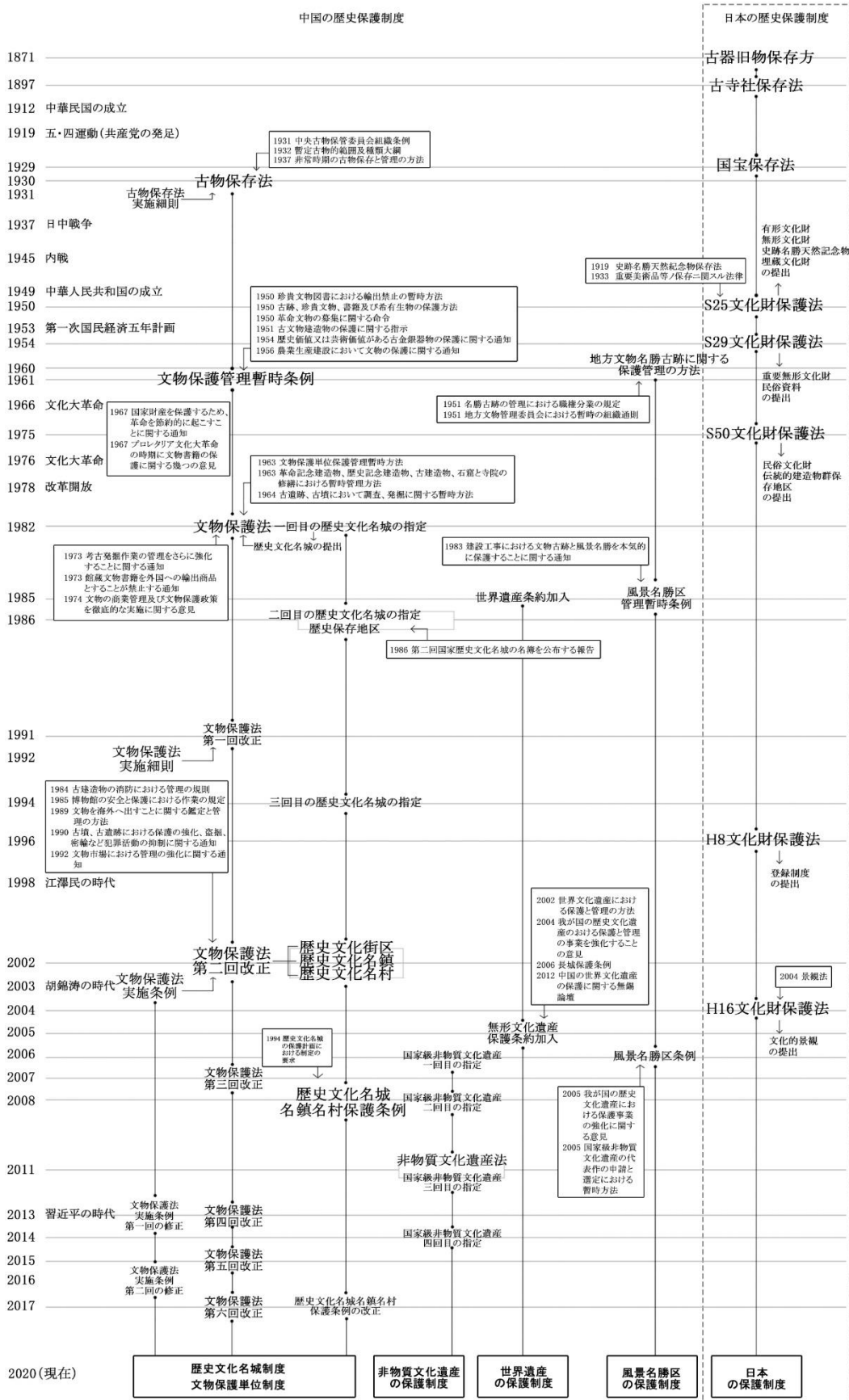
古生物	古代の動物、植物の遺跡、遺骸、化石等
先史遺物	先史の人類の遺跡、遺物、遺骸等
古建造物	城壁、関所、宮殿、役所、書院、住宅、庭園、寺と塔、祠、墓、橋、ダム、及び他の遺跡等
絵画	前代の画家の作品及び宮殿、寺、墓の壁画、刺しゅう、漆画等
彫刻	建築の彫刻及び宗教的、民族的、儀式的な彫刻、塑像、金銀、石、竹、木、骨、角、歯、焼き物等から成す彫刻
銘文	甲羅、骨、金銀、石、竹、木、煉瓦、瓦等に彫刻する文字
書籍	竹簡、木簡、書籍、ファイル、契約書及び金銀、石に書かれた文字等
通貨	古貝、金属の刀状通貨、金銀の錠、札等交換の媒介
祭器	車、軍艦、馬具、冠、服装、帯、飾り物、織物等
兵器	攻撃、防衛の器具、処刑の道具等
器具	礼器、楽器、農具、工具、儀式的道具、模型、日常の飲食器、儀式的器、文房具、おもちゃ、芝居の道具等
雑貨	以上に挙げられない古物

## 第二章

付録 2-2 歴史文化名城のリスト

	時間	都市
第一回 歴史文化名城の指定	1982	北京市、承德市、大同市、南京市、蘇州市、揚州市、杭州市、紹興市、泉州市、景德鎮市、曲阜市、洛陽市、開封市、荊州市、長沙市、広州市、桂林市、成都市、尊儀市、昆明市、大理市、ラサ市、西安市、延安市
第二回 歴史文化名城の指定	1986	天津市、保定市、済南市、商丘市、安陽市、南陽市、武漢市、襄陽市、潮州市、重慶市、閬中市、宜賓市、自貢市、鎮遠市、麗江市、シガツェ市、韓城市、榆林市、武威市、張掖市、敦煌市、銀川市、カシュガル市、フフホト市、上海市、徐州市、平遥市、瀋陽市、鎮江市、常熟市、淮安市、寧波市、歙県市、寿县市、豪州市、福州市、漳州市、南昌市
第三回 歴史文化名城の指定	1994	正定市、邯鄲市、新絳市、代県、祁県、ハルビン市、吉林市、集安市、衢州市、臨海市、長汀市、贛州市、青島市、聊城市、鄒州市、臨淄市、鄭州市、浚県、随県、鐘祥市、岳陽市、肇慶市、佛山市、梅州市、雷州市、柳州市、瓊山市、樂山市、都江堰市、瀘州市、建水市、巍山市、江孜市、咸陽市、漢中市、天水市、同仁県
補充	2001	山海関区、鳳凰県
	2004	濮陽市
	2005	安慶市
	2007	泰安市、海口市、金華市、績溪市、トゥールーフアン市、トックス市、無錫市
	2009	南通市
	2010	北海市
	2011	宜興市、嘉興市、太原市、中山市、蓬萊市、会理市
	2012	庫車市、伊寧市
	2013	泰州市、会澤県、煙台市、青州市
	2014	湖州市、チチハル市
	2015	常州市、瑞金市、惠州市
	2016	温州市、高郵市、永州市
	2017	長春市、龍泉市
2018	蔚县	

付録 2-3 歴史保護制度の歴史沿革



## 付録 2-4 文物保護法の和訳

第一章、総則	
第一条	文物保護の強化、中国民族の優秀な歴史文化遺産の相続、科学研究の促進、愛国主義と革命伝統の教育、社会主義の精神文明と物質文明の建設であること。
第二条	この法律で「文物」とは、次に掲げるものをいう。 1) 歴史的、芸術的、科学的価値がある古代文化遺跡、古墳、古建造物、古代石窟と寺院、石刻、壁画。 2) 重大歴史事件、革命運動、著名な人物に関する、及び教育価値、歴史価値がある近代と現代の史跡、実物、代表性建造物。 3) 各時代の工芸品と美術品。 4) 各時代の文献資料、歴史的、芸術的、科学的価値がある原稿と書籍。 5) 各時代、各民族の社会制度、社会生産、社会生活を反映する実物。 また、古代脊椎動物の化石と古代人類の化石は、この法律により保護される。
第三条	古代文化遺跡、古墳、古建造物、古代石窟と寺院、石刻、壁画、近代と現代の史迹と代表性建築等不可移動文物は、歴史的、芸術的、科学的価値により、国家級文物保護単位、省級文物保護単位、市県級文物保護単位の3等級に分類される。 各時代の重要実物、芸術品、文献資料、原稿、書籍、代表的実物等可移動文物は、珍貴文物と一般文物に分類される。珍貴文物は一級文物、二級文物、三級文物に分類される。
第四条	文物の保護原則は、その保護を主とする。救急を第一とすること。合理的に利用すること。管理を強化すること。
第五条	中国内の地下または水内の文物、古代文化遺跡、古墳、古代石窟と寺院、及び国が指定した記念建造物、古建造物、石刻、壁画、近代代表的な建造物は国が所有する。国所有の文物保護単位の所有権は、依存する土地の所有権と使用権の変更により変更してはならない。 また、次に掲げるものは国が所有する。 1) 国の境内に出土した文物。 2) 国有の収蔵団体又は他の国の機関、軍隊、国有企業、公共機関が収蔵している文物。 3) 国が募集又は買った文物。 4) 個人、団体から寄贈された文物。 5) 法律が規定されている他の文物。
第六条	集団及び個人に所有する記念建造物、古建造物、先祖伝来の文物は、法律に保護されている。また、団体と個人は法律の規定により文物を保護すること。
第七条	全ての機関、団体、個人は文物を保護する義務がある。
第八条	國務院の文物行政部門は全国の文物の保護事業を管理する。各地方政府は当該行政区の文物保護単位制度の実施を担当する。 県級以上の人民政府は当該行政区の文物保護単位制度の実施を監督する。
第九条	基本建設と観光事業の発展は文物を損壊しないように行うこと。 公安機関、工商行政管理部門、税関、城郷建設計画部門、他の国家機関は文物の保護事業を努める。
第十条	各地の文物保護の予算は、当地政府の財政予算、博物館、記念館、他の文物保護単位からの所得、及び個人、団体からの寄贈を受けることができる。 博物館、記念館、他の文物保護単位からの所得、及び個人、団体からの寄贈は歴史保護以外の事業に転用を禁止する。 国は文物保護社会基金を支援する。
第十一条	国は文物保護における宣伝教育に努め、全国民の保護意識を強め、文物保護に関する科学研究を支援し、文物保護の科学水準を向上させること。
第十二条	奨励に関すること。
第二章、不可移動文物	
第十三条	國務院は省級文物保護単位、市県級文物保護単位から歴史的、芸術的、科学的価値が特に高いものを全国重点保護単位と選定する。また、国は価値が特に高いものを直接全国重点保護単位と指定する。 各省、自治区、直轄市の人民政府は省級文物保護単位を指定し、國務院に報告する。 各市、自治州、県級人民政府は市県級文物保護単位を指定し、省級人民政府に報告する。 文物保護単位に指定されなかった不可移動文物は県級人民政府が登録し公布する。



<p>第十四条</p>	<p>歴史文化名城は文物が豊かに保存され、重大な歴史価値と革命意義がある都市と指す。国務院は歴史文化名城を指定する。</p> <p>歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区は、文物が豊かに保存され、重大な歴史価値と革命意義がある街区、鎮、村と指す。省級人民政府は歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区を指定する。</p> <p>歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区所在地の県級以上の人民政府は歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の保護計画を制定し、当地のマスタープランに組み込むこと。</p> <p>国務院は歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区に対する具体的な保護方法を制定すること。</p>
<p>第十五条</p>	<p>指定された各等級文物保護単位において、対応している省級人民政府又は市県級人民政府はその保護範囲を指定し、基本情報が記入している保存書類を作り、責任組織又は責任者を設置することとなっている。全国重点文物保護単位の保護範囲、保存書類は省級人民政府に指定され、国務院に報告する。</p> <p>県級以上の人民政府は各等級の文物保護単位に対して、具体的な保護措置を制定して公布すること。</p>
<p>第十六条</p>	<p>各等級の人民政府が都市計画が制定する前、城郷建設計画部門は文物行政部門と共に文物保護単位の保護措置を想定し、都市計画に組み込むこと。</p>
<p>第十七条</p>	<p>文物保護単位の保護範囲において、建設工事、又は爆破、試掘、発掘が禁止される。ただし、特別の状況で建設工事、又は爆破、試掘、発掘をしなければならない場合、文物保護単位の安全を保護し、上級の人民政府に許可をもらう前提で、文物保護単位の指定単位の許可をもらうことと規定される。また、全国重点文物保護単位の場合、国務院に許可をもらう前提で、省級人民政府の許可をもらうこととされる。</p>
<p>第十八条</p>	<p>必要な場合、省級人民政府の許可をもらう前提で、文物保護単位の周辺は建設制限地帯を指定することができる。</p> <p>建設制限地帯に行う建設工事は文物保護単位の歴史的景観を破壊しないこととなっている。建設工事の計画は文物保護単位の指定政府の文物保護部門の許可を求め、城郷建設計画部門の許可をもらうこととする。</p>
<p>第十九条</p>	<p>文物保護単位の保護範囲と建設制限地帯において、文物保護単位に汚染する施設及び危害を加える活動が禁止される。既存の汚染がある施設は期限内に整備することを規定する。</p>
<p>第二十条</p>	<p>建設工事の場所選定は文物保護単位を避けること。避けない場合、できるだけ現地保存とする。現地保存とする場合、建設工事の団体は保護措置を制定し、文物保護単位の指定政府の文物行政機関に申請する。</p> <p>現地保存できなく、移築又は解体が行われなければならない場合、省級人民政府に申請することとする。省級文物保護単位の移築又は解体は国務院に申請する。全国重点文物保護単位は解体禁止、移築では国務院に申請する。また、解体された国有文物保護単位の壁画、彫刻、物材は文物行政部門が指定している収蔵機関に収蔵される。</p>
<p>第二十一条</p>	<p>国有文物保護単位の維持、修繕は使用者が行うこととする。非国有文物保護単位の維持、修繕は所有者が行うこととする。当地政府は修繕能力を持たない所有者に援助する。修繕能力を持つ所有者が修繕しない場合、当地政府は修繕すし、費用は所有者に負担する。</p> <p>文物保護単位の修繕において、当該文物保護単位の指定政府に申請することとなっている。文物保護単位に指定されない不可移動文物の修繕において、当該不可移動文物を公布した人民政府により申請する。修繕、移築、再建の工事は資格証明書が発給した団体に行わせること。</p> <p>文物保護単位の修繕、維持、移築は現状を変更しない原則に従うことを規定する。</p>
<p>第二十二条</p>	<p>完全に破壊した文物保護単位において、遺跡保護を行い、再建禁止とする。特別な状況で再建する場合、省級人民政府の文物行政機関が省級人民政府に申請する。全国重点文物保護単位の再建の場合、省級人民政府が国務院に申請する。</p>
<p>第二十三条</p>	<p>国有文物保護単位は博物館、保管所、観光施設と利用する。その以外の用途を利用する場合、市県級文物保護単位では、市県級人民政府の文物行政機関が省級人民政府の許可を求め、市県級人民政府に申請する。省級文物保護単位では、省級文物保護単位の文物行政機関が省級人民政府に申請する。全国重点文物保護単位では、省級人民政府が国務院に申請する。文物保護単位に指定されない不可移動文物では、県級人民政府に報告とする。</p>
<p>第二十四条</p>	<p>国有文物保護単位を譲渡、抵当することが禁止とする。博物館、保管所、観光施設と利用している文物保護単位は企業の資産として経営することは禁止とする。</p>

## 第二章

---

第二十五条	非国有文物保護単位を外国人に譲渡、抵当とすることは禁止する。 非国有文物保護単位の譲渡、抵当、用途変更は指定政府の文物行政部門に報告することを規定する。
第二十六条	文物保護単位に活用において、現状を変更しない原則と従うとする。使用者は建造物及びその付属施設の安全を担当し、不可移動文物を破壊、改築、増築、解体する行為を禁止する。 当地政府は文物保護単位に危害を加える建造物、構造物を調査して処置する。必要な場合これらの建造物、構造物を撤去する。

付録 2-5 文物保護法実施条例の和訳

第一章、総則	
第一条	文物保護法実施条例は文物保護法に従い制定する。
第二条	全国重点文物保護単位の補助及び地方文物の補助は県級以上の人民政府の文物行政管理部門、投資管理部門、財政部門が共同に管理する。
第三条	<p>国有の博物館、記念館、文物保護単位における公共事業の所得は以下に掲げる用途に使うこととする。</p> <p>1) 文物の保管、陳列、修復、募集。</p> <p>2) 国有の博物館、記念館、文物保護単位の修復と建設。</p> <p>3) 文物の安全警備。</p> <p>4) 考古調査、探査、発掘。</p> <p>5) 文物の研究、宣伝。</p>
第四条	文物保護事業の宣伝と教育は、文物行政部門、教育管理部門、科学技術管理部門、新聞出版管理部門、放送管理部門と行わせる。
第五条	国務院の文物行政管理部門と省級人民政府の文物行政管理部門は、文物保護における科学技術の水準を高めるために、研究計画を制定し、その研究成果を普及と使用することとなっている。
第六条	奨励は機関は人民政府とその文物行政管理部門から授与する。
第二章、不可移動文物	
第七条	<p>歴史文化名城において、国務院の建設行政管理部門と文物行政管理部門と共に国務院へ申請し、国務院が指定する。</p> <p>歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区において、省級人民政府の建設行政管理部門と文物行政管理部門と共に省級人民政府へ申請し、省級人民政府が指定する。</p> <p>歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の保護計画は文物の保護要求に即する。</p>
第八条	<p>保護範囲、保護標識、保存書類、責任組織又は責任者の設置において、全国重点文物保護単位と省級文物保護単位では、一年以内に省級人民政府に行われるとする。</p> <p>市県級文物保護単位では、一年以内に市県級人民政府に行われるとする。</p>
第九条	<p>保護範囲は、文物保護単位の本体とその周辺に指定され、重点保護の区域である。</p> <p>文物保護単位の範囲は文物保護単位の種類、規模、用途及び周辺環境の歴史的、現実的状況に従い画定することとなっている。文物保護単位の真実と完成を保護するため、その周辺に一定的な安全距離を保持する。</p>
第十条	文物保護単位の保護標識の内容は、文物保護単位の等級、名称、指定機関、指定日、設置機関、設置日等内容を含む。民族自治地区の文物保護単位では、上述の内容を標準の中国語と当地民族の言語で書くとする。
第十一条	文物保護単位の保護書類の内容は、文物保護単位の記録等の科学技術資料と文献、行政管理に関する内容を含む。保護書類は文字、音響映像製品、図画、拓本、電子文字の形式と利用する。
第十二条	<p>国有文物保護単位では、県級以上の人民政府が設置した組織又は指定する組織に管理させる。他の文物保護単位では、県級以上の人民政府が設置した組織、又は指定の組織、個人に管理される。</p> <p>企業や公共機関に使用されている文物保護単位において、当該企業や公共機関が市民保護組織を設置する。企業や公共機関に使用されていない文物保護単位において、当地の村民委員会又は住民委員会が市民保護組織を設置する。文物行政管理機関は上述の市民保護組織に援助する。責任組織は健全な規則や制度を制定し、防犯施設を設置し、防衛器具を装備する警備を設置することとなっている。</p>
第十三条	<p>建設制限地帯とは、文物保護単位の保護範囲以外、文物保護単位の安全及びその周辺の環境、歴史的景観を保護する目的として、建設工事を制限する区域である。</p> <p>文物保護単位の建設制限地帯は、文物保護単位の種類、規模、内容及びその周辺環境の歴史的、現実的な状況に従って画定することとなっている。</p>
第十四条	建設制限地帯の指定において、全国重点文物保護単位では、省級人民政府の許可をもらい、省級人民政府の文物行政管理部門と城郷計画行政管理部門と共に指定する。省級文物保護単位、県級文物保護単位では、省級人民政府の許可をもらい、当該文物保護単位の指定政府の文物行政管理機関と城郷計画行政管理部門と共に指定する。

## 第二章

第十五条	文物保護単位の修繕、移築、再建工事において、文物行政管理部門から相応等級の文物保護工事資格証明書、及び建設行政管理部門から相応等級の資格証明書を受けた団体に行わせることとする。その内に、建築に関係がない工事において、文物行政管理部門から相応等級の文物保護工事資格証明書を受けた団体に行わせることとする。
第十六条	文物保護工事の資格証明書を申請する条件は以下に掲げるものとする。 1) 文物博物専攻の技術職務を得る人員。 2) 文物保護工事に必要な設備。 3) 法律、法令に規定された他の条件。
第十七条	資格証明書の発給において、省級人民政府または国務院の文物行政管理部門が申請を受ける。文物行政管理部門は30日以内に許可が否かを返事する。許可する場合、相応等級の文物保護工事の資格証明書を発給する。許可しない場合、書面で申請者に理由を説明する。文物保護工事の資格等級における標準と申請の流れは国務院の文物行政管理部門に制定させる。
第十八条	文物行政管理部門は文物保護単位の修繕計画と工事設計案を審査する前、上級人民政府の文物行政管理部門の意見を求めると規定される。
第十九条	全国重点文物保護単位の安全と歴史的景観に影響する建造物、構造物において、省級人民政府が処分する。 省級文物保護単位、市県級文物保護単位の安全と歴史的景観に影響する建造物、構造物において、指定政府が処分する。 文物保護単位と指定されない不可移動文物保護単位の安全と歴史的景観に影響する建造物、構造物において、県級人民政府が処分する。

付録 2-6 文物保護法と文物保護法実施条例の対応関係

文物保護法		文物保護法暫時条例	
<b>第一章、総則</b>			
第一条	立法の目的	第一条	法律の根拠
第二条	文物の範囲及び文物の認定基準の制定 機関		
第三条	文物の分類と等級		
第四条	文物保護の基本的な方針		
第五条	国に所属する文物の範囲		
第六条	団体及び個人所有の文物の規定		
第七条	機関、団体、個人の文物保護義務		
第八条	文物の保護と管理の担当機関		
第九条	経済発展と歴史保護の関係		
第十条	経費の規定	第二条	経費の管理機関
		第三条	経費の用途
第十一条	文物保護における宣伝と教育	第四条	宣伝と教育を行う機関
		第五条	歴史保護の研究に関する規定
第十二条	奨励	第六条	奨励の授与機関
<b>第二章、不可移動文物</b>			
第十三条	各等級の文物保護単位の指定		
第十四条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化 文化名村、歴史文化街区の指定	第七条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化 名村、歴史文化街区の指定機関
第十五条	保護範囲、保護標識、保存書類、管理 組織或いは管理者の設置等文物保護単 位の管理に関する規定	第八条	保護範囲、保護標識、保存書類、管理組 織又は管理者の設置の制定機関
		第九条	保護範囲の規定と説明
		第十条	保護標識の規定と説明
		第十一条	保存書類の規定と説明
		第十二条	管理組織又は管理者の設置に関する規定 と説明
第十六条	都市計画と文物保護単位の関係		
第十七条	物保護単位の保護範囲の制限事項		
第十八条	建設制限地帯	第十三条	建設制限地帯の説明
		第十四条	建設制限地帯の指定
第十九条	汚染施設の規定		
第二十条	建設工事の場所選定		
第二十一条	文物保護単位の維持と修繕及び担当団 体	第十五条	文物保護単位の修繕、移築等工事を引き 受ける団体への要求
		第十六条	文物保護工事の資格証明書の申請
		第十七条	文物保護工事の資格証明書の発給
		第十八条	文物保護単位の修繕計画と工事設計案
第二十二条	完全に破壊した文物保護単位の規定		
第二十三条	文物保護単位の利用		
第二十四条	国有文物保護単位を資産としての規定		
第二十五条	非国有文物保護単位を資産としての規 定		
第二十六条	文物保護単位の使用者への要求と監督 機関	第十九条	文物保護単位の保存における監督機関の 説明。

## 第二章

### 付録 2-7 歴史文化名城名鎮名村保護条例の和訳

第一章、総則	
第一条	歴史文化名城、名鎮、名村における保護と管理の強化、中華民族における優秀な歴史文化遺産を永存することを目的とする。
第二条	歴史文化名城、名鎮、名村の申請、許可、計画、保護は当該条例に適用する。
第三条	歴史文化名城、名鎮、名村を、科学的に計画、厳格的に保護の原則に従ってする。歴史文化名城、名鎮、名村において、伝統的な形態及び景観、それらの真実と完全を維持すること。中華民族の優秀な伝統文化を受け継ぎながら、経済社会の発展と歴史文化遺産の保護をつり合わせる事。
第四条	国は歴史文化名城、名鎮、名村に補助金を交付する。 歴史文化名城、名鎮、名村が所在する県級以上の人民政府は、実情に従い保護資金を財政予算に入れる。国は企業、公共団体、社会団体、個人が歴史文化名城、名鎮、名村の保護事業に参加することを励ます。
第五条	国務院建設管理部門と文物管理部門は全国の歴史文化名城、名鎮、名村を保護と管理する。地方の各等級の人民政府は当該行政区の歴史文化名城、名鎮、名村を保護と管理する。
第六条	県級以上の人民政府は、歴史文化名城、名鎮、名村の保護に対し、特別な貢献がある団体と個人に顕彰と奨励を与える。
第二章、申請と指定	
第七条	以下に掲げる要件を持つ都市、鎮、村は歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村を申請できる。 1) 文物が豊か保存されるもの。 2) 歴史建築が集中的に保存されるもの。 3) 歴史的な形態と景観を保存しているもの。 4) 政治、経済、文化、交通、軍事の中心地になったことがあるもの、または当地建造物の文化特色、民族特色を反映できるもの。 また、歴史文化名城の申請において、当該都市には2つ以上の歴史文化名城が必要とする。
第八条	歴史文化名城、名鎮、名村の申請材料は以下に掲げるものとする。 1) 歴史沿革、地方の特色、歴史文化の価値における説明、 2) 伝統的な形態と歴史的景観の現状。 3) 保護範囲。 4) 不可移動文物、歴史建築、歴史文化街区の明細書。 5) 保護の実情、目標、要求。
第九条	歴史文化名城は省級人民政府から申請される。国務院の建設管理部門は文物管理部門と共に、関連部門、専門家を集め、当該申請を論証し、審査意見を提出し、国務院に報告するから、国務院は歴史文化名城を指定する。 歴史文化名鎮、名村は市県級人民政府から申請される。省級人民政府に指定される保護管理部門は同級の文物管理部門と共に、関連部門、専門家を集め、当該申請を論証し、審査意見を提出し、省級人民政府に報告するから、省級人民政府は歴史文化名鎮、名村を指定する。
第十条	第七条に提示した条件に即する都市が申請しない場合、国務院の建設管理部門は文物管理部門と共に当該都市に申請しようと提案できる。該当都市がまだ申請しない場合、建設管理部門は文物管理部門と共に直接に国務院に提案して、国務院から該当都市を歴史文化名城と指定させる。 第七条に提示した条件に即する鎮、村が申請しない場合、省級人民政府の保護管理部門は同級文物管理部門と共に当該鎮、村が所在する県級人民政府に申請しようと提案できる。県級人民政府がまだ申請しない場合、保護管理部門は文物管理部門と共に直接に省級人民政府に提案して、省級人民政府から該当鎮、村を歴史文化名鎮、歴史文化名村と指定させる。

第十一条	国务院の建設管理部門と文物管理部門と共に、指定された歴史文化名鎮、歴史文化名村から、歴史的、芸術的、科学的価値が特に高いものを、専門家の論証してから、中国歴史文化名鎮、中国歴史文化名村と選定する。
第十二条	指定された歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村において、保護不当のため、歴史的価値が損害された場合、指定機関が当該歴史文化名城、名鎮、名村を危機に瀕するものとして公布する。所在地の市県級人民政府に期限内に保護措置を取らせる。
<b>第三章、保護計画</b>	
第十三条	指定された歴史文化名城において、歴史文化名城の人民政府は歴史文化名城の保護計画を制定する。指定された歴史文化名鎮、歴史文化名村において、所在地の県級人民政府は歴史文化名鎮、歴史文化名村の保護計画を制定する。これらの保護計画は指定後一年以内に制定することとなっている。
第十四条	保護計画は以下に掲げるものを含むこととする。 1) 保護原則、保護内容、保護範囲。 2) 保護措置、開発程度、建設制限。 3) 伝統的な形態と景観の保護要求。 4) 歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の核心保護範囲と建設制限地帯。 5) 保護計画の実施案。
第十五条	歴史文化名城、歴史文化名鎮における保護計画の期限は、所在都市、鎮のマスタープランを一致とする。歴史文化名村における保護計画の期限は、その農村計画を一致とする。
第十六条	保護計画を上級機関に送付して審査を受ける前、保護計画の制定機関は関連機関、専門家、市民の意見を受けることとなあてている。必要な場合は公聴会を行う。上級人民政府に送付する書類は上述の意見における採用状況と理由を付ける。公聴会が実施された場合、公聴会の記録も書類に付ける。
第十七条	省級人民政府は保護計画を審査と批准する。保護計画の制定機関は批准した保護計画を国务院の建設管理機関と文物管理機関に報告する。
第十八条	保護計画の制定機関は期限内に保護計画を公示する。
第十九条	批准された保護計画は修正禁止とする。必要の場合、保護計画の制定機関は批准機関に申請することとなっている。修正された保護計画は第十六条の規定に従い再び審査される。
第二十条	国务院の建設管理部門は文物管理部門と共に、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村の保護計画の実施を監督と審査する。県級以上の人民政府は、当該行政区域における保護計画の実施を監督と審査し、その保護現状を評価する。
<b>第四章、保護措置</b>	
第二十一条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村は整体保護の原則に従い、その伝統的な形態、景観、スケールが保護される。また、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村が依存する自然環境も保護される。
第二十二条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村の所在地における県級以上の人民政府は当地の経済、社会の状況に基づいて、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村の人口を控え、インフラストラクチャと居住環境を改善する。
第二十三条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村における建設工事は、保護計画の規定に即し、歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村の真実と完全を破壊しなく、伝統的な形態と歴史的景観を破壊しないこととする。
第二十四条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村の保護範囲において、1) 石、鉱産の採掘工事、2) 指定された緑地、川と湖、道路を占用する工事、3) 爆発性もの、燃えやすいもの、放射性も

## 第二章

	の、有毒もの、腐食ものを生産又は貯蔵する工場、倉庫、4) 歴史的建築に落書きをすること、は禁止される。
第二十五条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村において、以下に掲げるものが相応の手続きを取り扱うこととする。 1) 緑地、川と湖の自然状態が変わる活動。 2) 核心保護範囲に撮影、大規模イベント等の活動。 3) 他の歴史的形態、景観、または歴史建築に影響する活動。
第二十六条	歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の建設制限地帯において、新築された建造物、構造物は保護計画に規定された制限要求に即する。
第二十七条	歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の核心保護範囲内の建造物、構造物において、実情に従って別々に保護措置を行うこと。また、歴史建築において、本来の高さ、規模、外観、形態、色彩を変更しないこと。
第二十八条	歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の核心保護範囲において、新築、増築工事が禁止する。ただし、必要なインフラストラクチャと公共施設を新築又は増築する場合、この限りでない。必要なインフラストラクチャと公共施設を新築又は増築する工事において、市県級人民政府の城郷計画管理部門は文物管理部門の意見を求めるから、工事団体に建設工事計画許可証と郷村建設計画許可証を発給する。
第二十九条	第二十八条に規定された建設工事において、審査機関は関係専門家を集め論証する。その審査結果を市民に公示して意見を求める。公示期限は20日以上とする。また、審査機関は利害関係者に、公聴会を行うと要求する権利があることを通知する。 利害関係者は公聴会を行うと要求する場合、利害関係者は公示期限内に提出し、審査機関は公示が満期した後公聴会を行う。
第三十条	市県級人民政府は歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の核心保護範囲の出入口に標識を設置する。標識の設置、移動、修正、破壊が禁止される。
第三十一条	歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区の核心保護範囲内において、消防施設、消防通路は関連消防技術基準に従い設置する。関連消防技術基準に合せられない場合、市県級人民政府の公安消防機関は同級の城郷計画管理部門と共に防災案を制定する。
第三十二条	市県級人民政府は歴史建築における保護標識と基本情報を記入する保護書類を設置する。保護書類は1) 建築の様式特徴、歴史特徴、建設年代、希有程度、2) 建築に関する技術資料、3) 建築の利用現状と所有権、4) 建築の修繕、外装、内装における文字、図面、写真、映像等資料、5) 建築の測量記録、を含む。
第三十三条	歴史建築の所有者は、保護計画の要求に従い歴史建築を維持、修繕する。県級以上の地方政府は保護資金から歴史建築の維持、修繕に援助する。所有者は維持、修繕の能力がない場合、当地政府は保護措置を行うとする。歴史建築は、移築、解体が禁止される。
第三十四条	建設工事の場所選定は歴史建築を避けること。避けない場合、できるだけ歴史建築を移築しないこととし、市県級人民政府の城郷計画管理部門と文物管理部門に申請する。建設工事で歴史建築を移築又は解体しなければならない場合、市県級人民政府の城郷計画管理部門は文物管理部門と共に、省級人民政府の保護管理部門と文物管理部門に申請する。移築、解体の費用は建設団体に担われる。
第三十五条	歴史建築に対して、外装、後付施設、その構造と用途を変更する工事において、市県級人民政府の城郷計画管理部門と文物管理部門は許可しなければならない。
第三十六条	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村の保護範囲内において、文物の保護に関する活動は、文物の保護に関する法律、法令に従い行うこと。
<b>第五章、法律責任（内容は略とする）</b>	



第六章、付則	
第四十七条	<p>この条例の用語において以下に説明する。</p> <p>歴史建築：市県級人民政府に指定する歴史価値があり、歴史的景観、地方の特色を反映でき、文物保護単位に指定されなく、不可移動文物に登録されない建造物、構造物。</p> <p>歴史文化街区：省級人民政府に指定された文物が豊かに保存され、歴史建築が集中的に保存され、真実的、完全に伝統的な形態と景観が反映でき、一定的な規模がある街区。</p> <p>歴史文化街区の保護方法は国務院の建設管理部門と文物管理部門に制定させる。</p>
第四十八条	<p>本条例は 2008 年 7 月 1 日から実施する。</p>



### 第三章 租界の保護制度

### 序

中国では、第二章に概説した歴史文化名城制度と文物保護単位制度等、国レベルでの歴史保護制度以外に、一部の都市においては、これらの歴史保護制度に従いつつ、その地方独自の実情に基づき地方レベルの歴史保護制度を制定することがある。本章では、近代の租界から発展した歴史文化名城である上海と武漢を事例とし、これら 2 都市が実施している地方レベルの保護制度を詳細に検証する。また、日本の居留地から発展した都市である函館、神戸等における保護制度を検証し、中国と日本の保護制度の対比から、両国における地方制度の特徴を明らかにする。

本章では、以下の構成により上記を検証する。

3-1 では、中国租界であった上海と武漢が現行する保護条例を検証し、条例により保護された歴史的建造物について、その指定の流れ、保護等級、保護方法等の内容についてまとめる。

3-2 では、日本外国人居留地であった函館等の都市が実施している保存計画を検証する。

3-3 では、上海と武漢の保護条例と函館の保存計画の対比から、両国における地方レベルでの歴史保護制度の特徴を検証する。

### 3-1 租界都市である上海市と武漢市の保護制度

上海市と武漢市両市とも 1986 年に歴史文化名城として指定された。その指定を受け、上海市では 2003 年に「上海市歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例」<sup>注1</sup>（以下、上海条例）、武漢市では 2013 年に「武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例」<sup>注2</sup>（以下、武漢条例）をそれぞれ制定している。以下では各市の条例の歴史地区と歴史的建造物に対する指定内容について概観する。

#### 3-1-1 上海市の歴史保護条例

上海条例は、2002 年 7 月 22 日に上海市第十一次人民代表大会常務委員会の第 41 次会議において制定され、2003 年 1 月 1 日に実施されたものである。当該条例は三回の改正が行われ、現行の上海条例は 2019 年の改正である。

上海条例の内容は全 6 章、51 条により構成されている。第一章は総則、その内容は第一条から第八条まで、第二章は保護対象の確定、その内容は第九条から第十四条まで、第三章は歴史風貌区の保護、その内容は第十五条から第二十四条まで、第四章は優秀歴史建築の保護、その内容は第二十五条から第四十二条まで、第五章は法律責任、その内容は第四十三条から第四十九条まで、第六章は付則、その内容は第五十条と第五十一条である。具体的な法文の和訳は付録 3-1 に示す。

上海条例の保護対象は、歴史文化街区として指定には至らないが歴史的価値のある区域、及び不可移動文物として指定には至らないが歴史的価値がある建造物である。この歴史的価値のある街区は「歴史風貌区」、歴史的価値がある建造物は「優秀歴史建築」とされる。つまり、上海条例は、歴史地区（歴史風貌区）と歴史的建造物（優秀歴史建築）の 2 段階の保護体系と

---

注1 上海市人民代表大会常務委員会「上海市历史风貌区和优秀历史建筑保护条例」,2003/1/1 に実施、2019/9/26 に修正する  
和訳：上海市人民代表大会常務委員会「上海市歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例」

注2 武漢市人民代表大会常務委員会「武汉市历史文化风貌街区和优秀历史建筑保护条例」,2013/2/1 に実施する  
和訳：武漢市人民代表大会常務委員会「武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例」

なっている。歴史風貌区は2019年に新たに設定された概念であり、その前身は歴史文化風貌区である。2019年の改正に伴い、歴史文化風貌区以外には、風貌保護街坊、風貌保護道路、風貌保護河道<sup>注3</sup>が追加され、本来の歴史文化風貌区とあわせて歴史風貌区と総称される。本研究が対象とする租界を保護する制度として、上記分類のうち歴史文化風貌区と優秀歴史建築が調査対象となる。

### ア：歴史文化風貌区の確定

上海市の歴史文化風貌区は、歴史的建造物が集中的に保存され、建造物の意匠、街区の空間形態と景観が上海市の文化特色が体现している区域と指す<sup>注4</sup>。歴史文化風貌区の指定において、上海条例の第十一条により、上海市都市計画部門により提案され、上海市の房屋土地管理部門<sup>注5</sup>、文物管理部門<sup>注6</sup>、歴史文化風貌区が所在する区人民政府（市県級人民政府）の意見を受け、専門家委員会の審査を受けた後、上海市（省級人民政府）が指定する。歴史文化風貌区は省級人民政府により指定されるため、名称は異なるが歴史文化風貌区と国の指定する歴史文化街区とは扱いが同じである<sup>注7</sup>。



図 3-1-1 上海歴史文化風貌区における指定の流れ

### イ：歴史文化風貌区の保護

上海条例の第十六条により、歴史文化風貌区に対して、上海市都市計画部門は、指定された歴史文化風貌区の保護計画を制定する。保護計画の内容として、1) 当該地区における歴史的景観の特色及びその保護基準、2) 当該地区における核心保護範囲及び建設制限地帯、3) 当該地区における用途地域及び建造物の周辺環境の保護要求、4) 当該地区における歴史的建造物の保護要求、5) 当該地域に歴史的景観に相応しくない建造物の調整要求、6) 当該区域における風貌保護道路、風貌保護河道の保護要求、7) 他の都市計画における関係要求が規定されている。上述した内容から、歴史文化風貌区の保護計画は、名城条例に規定されていない歴史文化街区に関する内容を補完する役割を持ち、歴史地区における核心保護範囲及び建設制限地帯の確定と制限要求、歴史的景観の保存目標、歴史的建造物や他の物件の保護基準を規定している。

また、上海条例では歴史文化風貌区における核心保護範囲と建設制限範囲の制限要求、用途地域と建造物の用途変更、室外の施設の設置要求、不可移動文物や優秀歴史建築以外の歴史的価値のある建造物の扱い方が規定されている。

核心保護範囲では、1) 街区形態、建造物の外観・色彩を無断で変更しないこと、2) 新築と増築が禁止、但し、公共施設、建造物における附属施設が許可を受けたら新築できる。改修は現状を維持或いは復原のこと、3) 道路の新設を禁止し、改修は現状を維持或いは復原のこと、

注3 上海条例における歴史文化街坊とは、歴史的建造物が集中的に保存されている、または歴史的な景観が見られる小規模の街区を指す。歴史文化道路は、道路の両側に歴史的建造物が集中的に保存され、形態、規模、道路幅に歴史的的特色が残る道路である。歴史保護河道は、歴史的資源が豊富に残り、河岸の形態や空間に歴史的的特色が残る川を指す。

注4 「上海市歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例」、第二章、第8条。

注5 国又は地方の行政機関の一つであり、土地の利用、建造物の所有権、使用権を管理する部局。具体的には国家土地管理局、上海市土地管理局、上海市房屋管理局等である。

注6 国又は地方の行政機関の一つであり、文物の保存、利用、修繕等を管理する部局。具体的には国家文物局、上海市文化及旅行局等である。

注7 上海市のマスタープランにおいて、上海市の歴史文化風貌区と歴史文化街区は概念として同じであるが呼び名が異なる。一般的には、歴史文化風貌区が多く用いられる。

### 第三章

4) 工場新設を禁止し、歴史的景観を阻害する既存工場は移転することが規定されている。

建設制限地帯では、1) 新築、増築、改築等工事は歴史的風貌に調和すること、2) 道路新設、拡張、改修は歴史的景観を破壊しないこと、3) 汚染がある企業は禁止、既存の汚染がある工場は移転することが規定されている。

以上から、核心保護範囲と建設制限地帯は、両範囲とも建築に関する工事、道路に関する工事、関連工場や企業について制限が規定されている。また、核心保護範囲における制限要求は建設制限地帯により厳しい規制となっていると言える。

また、歴史文化風貌区における用途地域が、変更禁止、範囲内用途地域に相応していない建造物に対して調整しなければならないことも規定されている。室外の後付設備において、広告や看板が歴史的景観に調和することが規定されている。不可移動文物や優秀歴史建築以外の歴史的価値がある建造物は、暫時的に「保存建造物」として確定し保護することとなっている。

#### ウ：優秀歴史建築の確定

上海市における優秀歴史建築は、築後 30 年以上の建造物という基準があり、意匠的な特色、科学的価値又は歴史的価値がある建造物を指す<sup>注8</sup>。優秀歴史建築は、上海市都市計画部門と房屋土地管理部門によって提案される。上海市文物管理部門、建造物の所有者及び歴史文化風貌区のある行政区の意見を受け、専門家委員会の審査を受けた後、上海市が指定する。また、建造物の所有者、使用者、直接所有や使用をしていない団体或いは個人が、優秀歴史建築を推薦することができ、この点は地方条例の特徴と言える。



図 3-1-2 上海市優秀歴史建築における指定の流れ

#### エ：優秀歴史建築の保護

指定された優秀歴史建築に対して、保護範囲と建設制限地帯が定められる。優秀歴史建築の保護範囲において、建造物の新築は禁止され、優秀歴史建築に附属する施設の新設は、上海市計画資源管理部門と房屋管理部門の許可を求めなければならない。優秀歴史建築の建設制限地帯において、建造物の新築、増築、改築は、歴史的建造物に調和することが求められ、優秀歴史建築における周辺の景観に影響を与えないことが求められる。上海市房屋管理部門は定期的に優秀歴史建築の保護現状において調査を行い、調査の内容を保護資料として記録することとなっている。

また、上海市の優秀歴史建築には歴史的、科学的、芸術的な価値により、4 等級に分類される。外観、構造、間取、内装への造作制限の内容は等級ごとに異なる。一級優秀歴史建築では、外観、構造、間取、内装の変更が禁止される。二級優秀歴史建築では、外観、構造、間取、重要内装の変更が禁止される。三級優秀歴史建築では、外観、構造、重要内装の変更が禁止される。四級優秀歴史建築では、外観、重要内装の変更が禁止される。優秀歴史建築の外部では、広告物の掲出が禁止され、看板や照明設備が歴史的建造物に調和することが求められる。優秀歴史建築の内部では、給排水に関する設備やエレベーターの設置において建築物への保護が求められる。爆発物や可燃物も優秀歴史建築に放置することが禁止される。

注8 「武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例」、第二章、第9条。

更に、優秀歴史建築の用途は、無断で変更することが禁止されている。用途変更が必要な場合は、市房屋管理部門と市計画資源管理部門に許可を求めることとされている。優秀歴史建築の用途が当該建造物における当初の用途と異なる場合、当該建造物の影響程度により現用途を調整することとされている。

### 3-1-2 武漢市の歴史保護条例

武漢条例は、2012年9月25日に武漢市第十三次人民代表大会常務委員会の第5次会議により制定され、2012年12月3日湖北省第十一次人民代表大会常務委員会の第33次会議により批准され、2013年2月1日に実施されたものである。

武漢条例は、上海条例の約10年後に施行された。その内容においては上海条例との類似点が多くある。保護の考え方は共通するが、詳細な内容は異なっている。

武漢条例の内容は全6章、57条から構成される。第一章は総則、その内容は第一条から第十一条まで、第二章は歴史文化風貌街区及び優秀歴史建築の確定、その内容は第十二条から第十七条まで、第三章は歴史文化風貌街区の保護、その内容は第十八条から第二十九条まで、第四章は優秀歴史建築の保護、その内容は第三十条から第四十八条まで、第五章は法律責任、その内容は第四十九条から第五十五条まで、第六章は付則、その内容は第五十六条と第五十七条である。具体的な法文の和訳は付録3-2に示す。

武漢条例の保護対象は上海条例と同じく、歴史文化街区の指定に至らないが歴史的価値がある区域、及び不可移動文物の指定に至らないが歴史的価値がある建造物である。武漢では、この歴史的価値がある街区は「歴史文化風貌街区」、歴史価値がある建造物は「優秀歴史建築」とされる。上海と同じく、歴史地区（歴史文化風貌街区）と歴史的建造物（優秀歴史建築）の2段階の保護体系となってる。前者は上海市の歴史文化風貌区と名称が類似し、また後者は名称が同じであるが、いずれも市県級人民政府の指定であるため、上海市が指定する省級ランクの指定とは異なる。また、武漢条例では、上海条例に規定されている風貌保護街坊、風貌保護道路、風貌保護河道等ものが規定されていない。この2段階保護体系も過去の租界を保護する主要的な手段であるため、武漢の歴史文化風貌街区と歴史的建造物を本研究の対象とする。

#### ア：歴史文化風貌区の確定

武漢市の歴史文化風貌区の定義は、上海条例と類似しており、歴史的建造物や古跡が集中的に保存され、歴史的建造物の意匠、街区の空間形態及び景観が、武漢市の歴史的景観を体現する区域と指す<sup>注9</sup>。武漢市の保護条例において上海市と異なる主な点は、歴史文化風貌街区の指定において、都市計画部門、房屋土地管理部門、文物管理部門が共同で提案する点が大きく異なる。上海市では都市計画部門が提案し、房屋土地管理部門、文物管理部門が意見を提示するという指定プロセスを経るが、武漢市では提案段階でそれらが組織的に一体となり指定内容を作成し、意見のプロセスは省略されている。



図 3-1-3 武漢歴史文化風貌街区における指定の流れ

注9 「武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例」、第二章、第12条。

イ：歴史文化風貌街区の保護

歴史文化風貌街区の保護においても、武漢市では上海市よりも内容や方法において類似点が多いが、その詳細においては若干異なっているものもある。

まず、武漢市は上海市と同じ、市計画管理部門が指定された歴史文化風貌街区の保護計画を制定する。武漢条例の第十九条において、保護計画の内容として、1) 当該地区における歴史的景観の特色及びその保護基準、2) 当該地区における保護範囲及び建設制限地帯、3) 当該地区における用途地域及び土地の開発強度、建築の高さ、空間の形態、周辺環境についての保護要求、4) 当該地域に歴史的景観に相応しくない建造物の調整要求、5) 実施案、6) 他の都市計画における関係要求と規定されている。

以上の内容から、武漢市における史文化風貌街区の保護計画は、上海市における歴史文化風貌街区の保護計画と対比から、内容の詳細が若干異なっているが、双方の基本的な考え方が同一であり、何れも歴史文化街区に関する保護内容を補完する役割を果たしている。歴史地区における核心保護範囲及び建設制限地帯の確定と制限要求、歴史的景観の保存目標、歴史的建造物や他の物件の保護基準が規定されている。

武漢市歴史文化風貌街区は、上海市と同じく二等級に区別され、その範囲が確定されることとなっている。上海市では核心保護範囲と建設制限地帯であり、武漢市では、保護範囲と建設制限範囲である。両市での名称は異なるが、基本的な考え方が同じである。また、武漢市歴史文化風貌街区における保護範囲と建設制限地帯の制限要求も、上海市と若干異なる。

保護範囲では、1) 本来の街区形態、歴史的建造物の外観と色彩を変更しないこと、2) 新築や増築等工事は歴史的景観に調和させること、改修は現状を維持或いは復原のこと、3) 道路の改修は歴史的な様子に復原させること、4) 工場新設を禁止し、歴史的景観を阻害する既存工場は移転することが規定されている。

建設制限地帯では、1) 新築、増築、改築等工事は歴史的風貌に調和すること、2) 道路新設、拡張、改修は歴史的景観を破壊しないこと、3) 汚染がある企業は禁止、既存の汚染がある工場は移転することが規定される。

以上から、武漢市歴史文化風貌街区における保護範囲では、上海市よりも規制の内容が若干緩いが、両方の建設制限地帯における規制に関しては同じことが確認できる。

武漢市歴史文化風貌街区では、建造物の改造が必要な場合、市計画管理部門、房屋管理部門、文物管理部門の許可を受けると行うこととなっている。室外の後付設備において、広告や看板が歴史的景観に調和することが求められている点は上海市と近似する。

ウ：優秀歴史建築の確定

優秀歴史建築においては、建造物の年代基準が異なり、武漢市では築後 50 年以上という指定基準となっている。指定の流れにおいても、意見のプロセスが省かれ、提案・意見を行う組織が共同で提案する流れとなっており、歴史文化風貌区と同じ構造である。建造物の所有者、使用者、直接所有や使用をしていない団体や個人も優秀歴史建築を推薦できる仕組みは同じだが、指定の際に建造物の所有者の意見を聞くプロセスは省かれている。



図 3-1-4 武漢市優秀歴史建築における指定の流れ



エ：優秀歴史建築の保護

武漢市では、優秀歴史的建造物を保護するために、市房屋管理部門は関連機関に依頼し、全市における優秀歴史建築の一つごとに保護図則<sup>注10</sup>を制定する。保護図則には、歴史的建造物における保護範囲、保護、修繕、使用の具体的な要求が記入されている。その保護要求は書面として建造物の所有者や使用者に交付され、所有者や使用者は保護図則により規定されている要求に従い建造物を保護、修繕、利用する。

武漢市の優秀歴史建築も分級保護が行われているが、2等級に分類されるのみである。一級優秀歴史建築では、外観、構造、間取、内装の変更が禁止される。二級優秀歴史建築では、外観、構造、間取、重要内装の変更が禁止される。この分類は、上海市より大まかな分類となっている。

武漢市により指定された優秀歴史建築には、保護範囲のみ確定され、建設制限地帯が設けられないこととされる。その保護範囲において、新築、改築、増築等工事が市房屋、文物、建設管理部門の許可を受けなければならない。新築、改築、増築された建造物における高さ、規模、立面、材料、色彩は歴史的建造物に調和とすることが求められる。また、爆破や発掘等の工事、或いはガス、給排水、通電、通信等の配管や配線に関する工事が房屋管理部門の指導下に行うこととなっている。優秀歴史建築の室外において、看板や灯具等の後付設備の設置は保護図則に従って行い、建造物の意匠や周辺環境と調和することが求められる。

保護図則以外には、優秀歴史建築に関する保存のための書類を作成することが規定されている。保存書類の内容として、1) 優秀歴史建築の技術資料、利用状況、所有権、2) 修繕、内

表 3-1-1 上海条例と武漢条例の内容

		上海市 歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例	武漢市 歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例
歴史文化風貌(街)区	核心保護範囲(上海市保護範囲(武漢市))	街区形態、建造物の外観・色彩を無断で変更しないこと。 新築と増築が禁止。但し、公共施設、建造物における附属施設が許可を受けたら新築できる。改修は現状を維持或いは復原のこと。 道路の新設を禁止し、改修は現状を維持或いは復原のこと。 工場新設を禁止し、歴史的景観を阻害する既存工場は移転すること。	本来の街区形態、歴史的建造物の外観と色彩を変更しないこと。 新築や増築等工事は歴史的景観に調和させること。改修は現状を維持或いは復原のこと。 道路の改修は歴史的な様子に復原させること。 工場新設を禁止し、歴史的景観を阻害する既存工場は移転すること。
	建設制限地帯	新築、増築、改築等工事は歴史的風貌に調和すること。 道路新設、拡張、改修は歴史的景観を破壊しないこと。 汚染がある企業は禁止、既存の汚染がある工場は移転すること。	新築、増築、改築等工事は歴史的風貌に調和させること。 道路新設、拡張、改修は歴史的景観を破壊しないこと。 汚染がある企業は禁止、既存の汚染がある工場は移転すること。
	ほかの事項	用途地域の変更は禁止。 広告は歴史的景観に調和させること。 消防設備は上海市の基準に一致させること。	広告は歴史的景観に調和させること。 消防設備は武漢市の基準に一致させること。
優秀歴史建築	保護範囲	新築は禁止。 優秀歴史建築の付属施設を無断で設置設置しないこと。	新築、増築、改築、用途の変更、広告や灯具等後付設備の制限は保護図則に従って行う。
	建設制限地帯(上海市)	新築、増築、改築は優秀歴史建築の外観に調和する。	-
	保護等級と等級の制限内容	一級：外観、構造、間取、内装の変更禁止。 二級：外観、構造、間取、重要内装の変更禁止。 三級：外観、構造、重要内装の変更禁止。 四級：外観、重要内装の変更禁止。	一級：外観、構造、間取、内装の変更禁止。 二級：外観、構造、間取、重要内装の変更禁止。
	ほかの事項	広告の設置を禁止し、灯具など後付設備は優秀歴史建築の外観に調和させること。 優秀歴史建築の所有者は建造物の修理義務を果たすこと。 優秀歴史建築の保護方法、及びその保護現状の調査結果を書面で所有者に通知すること。	看板、灯具等後付設備は優秀歴史建築の外観に調和させること。 房屋管理部門は優秀歴史建築において保護図則を作成し、優秀歴史建築の建造物情報、保護範囲、保護、修理、使用に関する規則を記入すること。 保護図則の内容を書面で所有者に通知すること。

注10 武漢市の保護図則とは、優秀歴史建築の位置や構造、形態などの基本的な建造物の情報、建造物の保護内容が記入されている書類を指す。

### 第三章

装等に関する文字、図面、写真、映像等資料、3) 当該建造物の歴史沿革、歴史事件、地名典故、名人の軼事等、4) 他の保存すべき資料である。

以上により、武漢市の優秀歴史建築において、上海市よりその規制は緩やかであるが、その資料の整理、保護、修繕、利用方法については、具体的な内容がより詳しく規定されている。

上海市と武漢市における歴史地区と歴史建造物の具体的な対比を表 3-1-1 に示す。

#### 3-1-3 地方の歴史保護制度の特徴

中国の上海市と武漢市により実施されている地方レベルの歴史保護制度から、以下に掲げる点が総括できる。

まず、地方の歴史保護制度は、国が実施する歴史保護制度を補完する役割を果たす。国の歴史保護制度により、歴史文化街区、各等級の文物保護単位が指定されているが、これらのものが歴史的遺産のうち一部の少数に限られており、歴史的、科学的、芸術的価値が、格段に高くはなすそれらに指定されるに至らな歴史的建造物がまだ大量にありそれらは十分に保護されていなかった。その状況に対して、地方が保護条例を制定し、歴史文化街区、文物保護単位に指定されていないものを保護している。

つぎに、地方の歴史保護制度は、国の歴史保護制度がもつ特徴と類似している。第二章において検証した歴史文化名城制度は、歴史都市、歴史地区、歴史的建造物の3段階の保護体系によって構成されている制度である。地方の歴史保護制度において、上海市と武漢市は、両市とも歴史地区と歴史的建造物の2段階の保護体系により構成されている(図 3-1-2)。

さらに、歴史地区や歴史的建造物に対する確定や保護等について基本的な考え方も、国の歴史保護制度の考え方と類似している。上海市と武漢市における地方レベルの歴史地区、歴史的建造物の確定は、当該都市により主導され、トップダウン的な性質を持っている点において国の歴史保護制度と類似している。但し、地方の歴史保護制度では、市民が歴史的建造物を推薦できるため、地方の歴史保護制度は、国の歴史保護制度より市民の権限が高いと言える。地方レベルにおける歴史地区の保護方法として、国の歴史文化街区と類似し、都市計画との関係が深く、2等級の範囲(上海市では核心保護範囲、建設制限地帯。武漢市では保護範囲、建設制限地帯)が設けられ、そこでの諸規制は等級により異なっている。歴史的建造物の保護において、歴史的、科学的、芸術的価値によって歴史的建造物の等級を区分し、保護書類を作成し、保護標識を設置し、保護範囲及び建設制限地帯の設置等に関する事項が設定される点において、文物保護単位制度と類似している。但し、地方の歴史的建造物の保護が、文物保護単位制度より更に詳しく、原則的なものだけでなく、実践的な内容も多いことが確認できる。

表 3-1-2 歴史文化名城の制度の三段階の保護体系及び上海と武漢の二段階の保護体系

		国の歴史保護制度		地方の歴史保護制度			
関連法律 及び条例		文物保護法(1982) 歴史文化名城名鎮各村保護条例(2008)		上海市歴史風貌区と 優秀歴史建築保護条例(2003)		武漢市歴史文化風貌街区と 優秀歴史建築保護条例(2013)	
	国の 三段階の 保護体系	歴史都市	歴史文化名城 (1982)	—	—	—	—
		歴史地区	歴史文化街区 (2002)	歴史文化名鎮 —— 中国歴史文化名鎮 (2002) 歴史文化名村 —— 中国歴史文化名村 (2002)	歴史風貌区 上海市は、省級政府であるため、指定されている歴史文化風貌区は国の歴史文化街区と同一とする。	歴史文化風貌区 (2003)	歴史文化風貌街区 (2013)
歴史的建造物	文物保護単位 (1982)	全国重点文物保護単位 省級文物保護単位 市県級文物保護単位	優秀歴史建築 (2003)	一級優秀歴史建築 二級優秀歴史建築 三級優秀歴史建築 四級優秀歴史建築	優秀歴史建築 (2013)	一級優秀歴史建築 二級優秀歴史建築	地方の 二段階の 保護体系

### 3-2 外国人居留地である函館市の歴史保護制度

中国における租界の歴史的環境を保護する歴史保護制度の特徴をより明確化させるため、本節では日本の函館市を事例として、そこで実施されている歴史保護制度の特徴をまとめる。函館市の歴史保護制度は、面的な保護制度である伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」とする）と、点的な保護制度である北海道及び函館市によって指定された有形文化財により構成されている。その根拠法令は函館市景観条例、北海道文化財保護条例、函館市文化財保護条例である。

#### 3-2-1 景観条例と伝統的建造物群保存地区

日本では、1960年代に経済が急速な成長期に入る。急速な都市化と同時に、古来の町並みや集落は急速に変貌し、町並みの保存運動が各地方においてそこに住む住民たちによって始められ、全国的に展開した。1975年「文化財保護法」の改正が行われ、伝統的建造物群という新しい概念の文化財が同法において位置付けられた。伝統的建造物群保存地区は、その地区に建つ歴史的建造物だけではなく、それら周辺の歴史的環境も面的に保護する制度である。

1978年、旧北海道庁函館支庁庁舎を、北海道の開拓村へ移築するという動きに対し、市民の反対運動が興った。市民運動体「函館の歴史的風土を守る会（歴風会）」が発足し、歴史的建造物や歴史的環境における学習活動や啓発活動が自発的に展開された。この市民運動により、地域住民の歴史保護の意識が高められただけでなく、函館市の歴史的保護政策も推進されることとなった。1982年から函館市西部地区において伝統的建造物群の調査が行われ、歴史保護制度の策定も始められた。1988年、函館市は「函館市西部地区歴史的景観条例」を制定し、伝統的建造物群保存地区の範囲と保護計画が確定された。1989年、文化財保護法により、函館市の伝統的建造物群保存地区は、重要伝統的建造物群保存地区の選定された。

1995年には、函館市西部地区歴史的景観条例が廃止され、函館市都市景観条例（以下「景観条例」）は、伝建地区の保護制度における根拠条例の一つとしてが施行されてきた。景観条例は景観法に従い、自然と歴史により育まれた都市の個性を保護する目的を持つ法令である。当該条例の法文は全11章、54条により構成されている。そのうち伝建地区に関するものは、第五章の第25条、第26条、第27条である。伝建地区の決定機関、保存計画の内容、伝建地区における現状変更行為の制限について規定されている。

函館市の教育委員会が伝建地区を定め、伝建地区が定められる際には保存計画も策定されることとなっている。保存計画において、景観条例の下、以下に掲げる内容が規定されている注1。

- (1) 伝建地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 伝建地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定に関する事項
- (3) 伝建地区内における建築物その他の工作物および環境物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 伝建地区内における建築物その他の工作物および環境物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 伝建地区の保存のため必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関する事項

注1 景観条例、第5章第26条第2項

### 第三章

また、伝建地区において制限される現状変更行為は以下に掲げる内容となっている<sup>注2</sup>。

- (1) 建築物その他の工作物の新築，増築，改築，移転または除却
- (2) 建築物その他の工作物の修繕，模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

1988年に函館市によって伝建地区の保護計画が制定された。それらは、5部構成となっている。第一部では、伝建地区の経緯、現状、基本的考え方、伝建地区の範囲とその特性等、伝建地区の基本的な状況が説明されている。ここでは、伝建地区の保護計画が、住民の意識を尊重し、彼らの財産を保証し、彼らの生活が歴史的建造物の保護によって低下しないよう目的が定められている。この点は、地元の住民が政府の保護制度を支持する基盤となっていると考えられる。

第二部では伝統的建造物及び環境物件の選定である。伝建地区に保存されているものは、伝統的建造物や工作物だけではなく、堀割、石垣、樹木など周辺環境を形成する事物、即ち環境物件も含まれている。保護計画の別表には、伝統的建造物と工作物の番号、所在地、建築年、構造、規模、写真、概要、または環境物件の番号、種別、員数、所在地等情報が記載されている。

第三部では伝統的建造物及び環境物件の保存整備計画である。保存整備計画は、「景観条例」によって提唱されている「まもる」、「そだてる」、「つくる」の3つの考え方に従っている。「ま

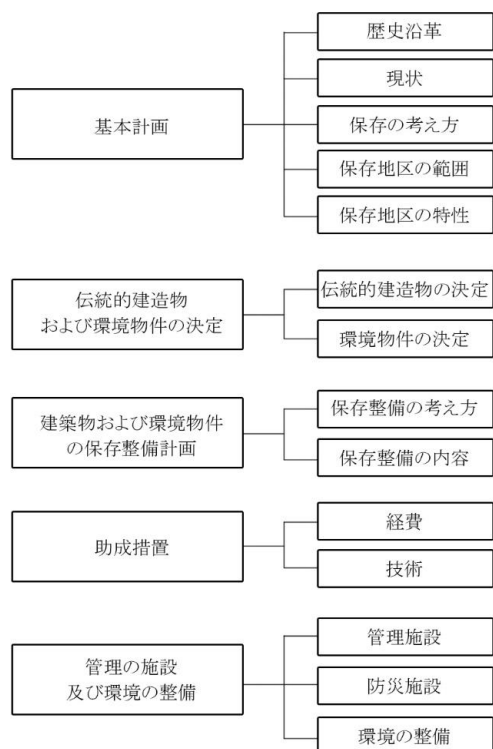


図 3-2-1 保存計画の内容

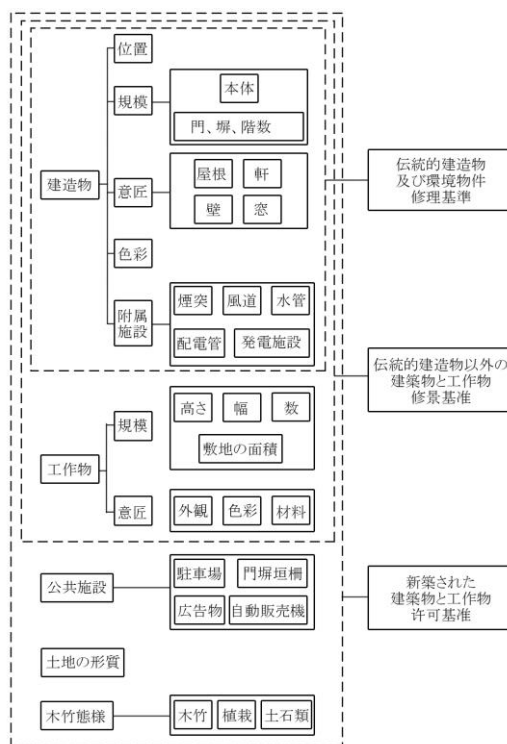


図 3-2-2 保存整備計画の詳細

もる」とは、函館らしい伝統的建造物を末永くまもること。「そだてる」とは、伝統的建造物以外の建築物やその他の工作物については、伝統的景観と調和させること。「つくる」とは、伝建地区の歴史的文化的な環境を後世に伝え残すとともに、地区の伝統を活かした生活環境の整備することとされている。これら3つの考え方に対応して、それぞれ3つの基準、具体的には修理基準、修景基準、許可基準が設定されている。「修理基準」とは、伝統的建造物及び環境物件における外観を維持又は復旧するための基準である。「修景基準」とは、伝統的建造物以外の建造物と工作物において、新築、増築、改築または修繕と模様替え等について、歴史的景観に調和するための基準である。「許可基準」とはこれら2つの基準を基本としつつ、地区の歴史的風致と調和し、風土条件に適合し、地区の活力を高めるような新しい建築物、その他の工作物を許可するための基準である。具体的な内容と基準を図3-2-2に示す。

第四部では伝統的建造物及び環境物件の助成措置である。函館伝建地区への助成措置において、経費の補助は、建築物その他の工作物および環境物件の管理、修理、修景、復旧または景観形成に要する経費の1/2から4/5までの補助がある。技術的援助とは、建築物その他の工作物および環境物件の保存をはかるため、建築物等の管理、修理、修景および修復事業等に必要となる技術的な支援が定められている。

第五部では管理施設、防災施設、ならびに環境整備施設である。管理施設には、伝建地区の歴史的景観と調和する標識、案内板、説明板などの施設を指す。防災施設は、主に火災の早期発見、初期消火、延焼防止などの消防設備を指す。環境整備施設とは、市民の生活の質を向上させるための生活環境整備を指す。

以上のことから、函館伝建地区の保護計画には以下の特徴があることが考えられる。

まず、伝統的建造物の保護及び環境の整備には、伝建地区の住民たちの権利と利益に基づくものとなっている。つぎに、歴史的な景観が重視されている。保護計画には、歴史的建造物や工作物の保護する一方、伝建地区全体の歴史的景観が都市開発によって破壊されないように伝統的建造物以外の建築物や工作物、または地区の活力を高めるために新築の建築物や工作物に対し、かなり詳細な規制が行われている。さらには、保護計画では地区の活力を高めることが重視されている。保護計画は単純に歴史的風致の維持ではなく、独自の個性と魅力をもつ地区として発展させる目的も併せ持つ。

### 3-2-2 北海道文化財保護条例及び函館市文化財保護条例

#### 1. 北海道文化財保護条例

北海道文化財保護条例は、1955年11月30日に施行され、2005年まで4回の改正が行われた。当該条例は、文化財保護法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財を保護するために制定され、北海道文化財の指定、保護、管理等内容について規定している。北海道文化財保護条例の内容は全7章、40条により構成されている。第一章は総則、その内容は第1条から第3条まで、第二章は道指定有形文化財、その内容は第4条から第19条まで、第三章は道指定無形文化財、その内容は第20条から第25条まで、第四章は道指定有形民俗文化財及び道指定無形民俗文化財、その内容は第26条から第30条まで、第五章は道指定史跡名勝天然記念物、その内容は第31条から第36条まで、第六章は罰則、その内容は第37条から第39条まで、第七条は補則、その他が第40条となっている。そのうち、建造物に関するものは第一章、第二章、全19条である。

北海道文化財保護条例の第4条により、北海道教育委員会は、北海道内にある重要有形文化財以外の有形文化財のうち、重要なものを北海道指定有形文化財（以下「道指定有形文化財」とする）として指定することができる。道指定有形文化財における指定の流れは、重要文化財の

### 第三章

指定と概ね同じである。但し、その指定機関と審議機関は、北海道教育委員会と北海道文化審議会となっている。

道指定有形文化財の管理者は、1) 所収者、2) 所収者に選任された管理責任者の2者が規定

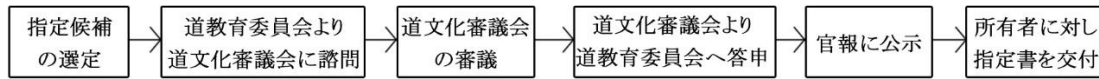


図 3-2-3 道指定有形文化財における指定の流れ

されており、管理団体に関しては規定されていない。また、所有者の変更、管理責任者の氏名と住所の変更についての規定は、重要文化財と同じく教育委員会に届出を提出することが規定されている。但し、重要文化財では20日以内の期限が規定されている一方、道指定有形文化財は具体的な期限が規定されておらず、「すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない」とだけ規定されている。

道指定有形文化財における修理及び現状の維持に関する規定に関しても、重要文化財と類似している。道指定有形文化財の管理者は、当該建造部の修理を行うものとし、北海道教育委員会は、費用の負担を堪えない所有者、又は管理責任者、又は管理団体に対して補助金を交付する。道指定有形文化財の管理者は当該建造物を修理しようとする場合、或いは建造物の全部又は一部が滅失、毀損された場合は、すみやかに北海道教育委員会に届出を提出することが規定されている。道指定有形文化財が毀損した場合、北海道教育委員会は、その保存のため当該建造物の管理者に対し、その修理について必要な勧告をすることができ、北海道は道指定有形文化財の修理における費用の全部又は一部を負担することが規定されている。

道指定有形文化財の管理者は現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合は、北海道教育委員会の許可を受けなければならない。また、北海道教育委員会は国宝、重要文化財、道指定有形文化財の管理が適当でないと判断する場合、管理者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設、その他保存施設の設置、その他管理に関して必要な措置を勧告することができる。また、建造物の管理者は当該建造物における管理、修理、環境保存の状況を北海道教育委員会に報告する義務がある。

以上により、国宝・重要文化財と道指定有形文化財において、それぞれの相違点は以下に挙げることができる。

- ① 国宝・重要文化財の監督機関は文化庁、道指定有形文化財の監督機関は北海道教育委員会。両者における行政の等級が異なっている。
- ② 文化財の修理において、国宝・重要文化財では30日前に届出を提出することが規定されているが、道指定有形文化財では具体的な期限が規定されていない。両者における届出規定の厳格さに差がある。
- ③ 国宝・重要文化財では、文化庁長官が必要と認めるとき、管理者に命令と勧告することができる。道指定有形文化財では、北海道教育委員会が管理者に命令する権限はなく、勧告までに留まる。また、国宝・重要文化財では、文化庁長官が必要と認めるとき、建造物に立ち入って実地調査ことができる。北海道教育委員会はその権限がない。これら2点から、両管理機関の権限が異なっている。

また、国宝・重要文化財では、文化財保護法に基づいて、他の法令が制定され、修理と現状変更、助成措置等について、具体的な実施方法が規定されているが、道指定有形文化財では関係法令が制定されていない。

以上から、道指定有形文化財における保護の厳格さは国宝・重要文化財より緩やかであるが、

その管理、修理、現状の維持の考え方とやり方については国宝・重要文化財のそれと類似している。

## 2. 函館市文化財保護条例

函館市文化財保護条例は 1962 年 4 月 1 日に実施され、2005 年まで六回の改正が行われた。当該条例は、文化財保護法、及び北海道文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財を保護するために制定され、函館市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」とする）の指定、保護、管理等内容について規定している。函館市文化財保護条例の内容は全部 23 条により構成される。

函館市文化財保護条例の第 4 条により、函館市教育委員会は委員会は、市内に存する有形文化財のうち、重要なものを函館市指定有形文化財に指定することができる。函館市指定有形文化財における指定の流れは道指定有形文化財の指定とは大体同じである。但し、その指定機関と審議機関は市教育委員会と市文化審議会となっている。また、当該指定を所収者への通知において、指定書に関する規定がない。



図 3-2-4 市指定有形文化財における指定の流れ

市指定有形文化財の管理をする者は道指定有形文化財と同じ、1) 所収者、2) 所収者に選任された管理責任者、の 2 つ状況と規定されている。また、所有者の変更、管理責任者の氏名と住所の変更について規定も道指定有形文化財と同じ、「すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない」と規定されている。

市指定有形文化財における修理及び現状の維持に関する規定は道指定有形文化財より簡略と見られる。まず、市有形文化財では、修理に関する内容が規定されていない。但し、市指定有形文化財の全部又は一部が滅失、毀損する場合、所有者や管理責任者がすみやかに市教育委員会に届け出すことが規定されている。また、市教育委員会が市指定有形文化財に対して、修理、管理方法、保存施設の設置などに関する必要な勧告などことも規定されていない。更に、市指定有形文化財の管理をする者は現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市教育委員会の許可を受けなければならないことが道指定有形文化財が同じであるが、函館市文化財保護条例において、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」が規定されている点は道指定有形文化財より、規定が緩いとは言える。最後、道指定有形文化財では、建造物の管理する者が当該建造物における管理、修理、環境保存の状況を道教育委員会に報告する義務がある。市指定文化財はこの内容が規定されていない。

以上により、市指定有形文化財の規定は道指定有形文化財より、その厳格さが緩く、それに関する規定も簡略されている。しかし、市指定有形文化財において、その管理をする者を明確的に規定され、現状変更や保存に及ぼす行為も法律の側面から制限される。この点から、市有形文化財保護条例が歴史的建造物を一定の程度に保護していることとは言える。

### 3-3-3 日本における地方の保護制度の特徴

日本の外国人居住地とした伝建地区における保護と活用方法について、次の 3 点に要約できる。第一、伝建地区の歴史保護制度は、市民の正当な利益と生活環境を非常に重視している。その原因で、歴史保護制度は地元住民の支持を得て政策を効率的に実施することができる。第

### 第三章

二、伝建地区における保存計画には詳細の保護基準を制定された。保存計画には伝統的建造物だけではなく、歴史的建造物以外の建築、及び将来に新築の可能性のある建築に対し、3つの種類の基準を制定され、伝建地区の歴史風貌を失わない前提として街区の質を改善できる。第三、保存計画では、伝建地区に既存している各種の建築における規模、意匠、分布により、異なる用途の区域が画定された。一部分は経済及び観光の価値を開発しながら、他の部分が市民の生活環境を保護している。2つ区域は違い方法を用いて街区の活力を促進することを見られる。

上述した函館伝建地区の保護制度及び実施方法は日本の土地制度の関係が深いと考えられる。建築の所有者は建築又は建築所在している土地に対して使用权と所有権があるため、市民は自分が住んでいる区域に密接な権利と義務が存在している。その原因で、前世紀70年代経済高速成長期に、市民は自発的に組織を作り、歴史的町並みの無断開発を反対し、政府が歴史保護制度を作ることを促進することが実現できる。同時に、私有制の土地制度が歴史的町並みの住民に土地を控える権利を与えるため、政府が制度を制定する過程に住民の利益を重視しなければならない状態になると考えられる。

一方、日本の私有制の土地制度は不足なところもある。函館が伝建地区の範囲を定めるとき、地元の住民の意欲は伝建地区の範囲に影響を与えた。伝建地区の保護制度の実施は建造物の新築、改築等工事を制限することがあるため、一部分の住民は自分の建築や土地を伝建地区の範囲に入ることが反対することも現状であった。それも現在の伝建地区の境界が不揃であり、保護範囲が拡大することが難しい原因の一つと考えられる。

また、中国の文物保護単位制度においても、省級文物保護単位と市県級文物保護単位が中国地方政府により指定されているものであるが、これらの各等級の文物保護単位は国により統一的な法律である文化財保護法により規定されており、その指定と管理も各等級の人民政府により監督・報告体系が存在するため、各等級の文物保護単位制度を国レベルの保護制度に分類する。函館における道指定有形文化財と市指定有形文化財は、地方自治体である北海道や函館市により制定された法令により指定されたものであるため、地方主導の性質を持っている。そのため、本稿では、道指定有形文化財と市指定有形文化財を地方レベルの保護制度に分類する。この点も日本における歴史保護制度の特徴である。

#### 3-3 日中両国における地方の保護制度の対比

上海市と武漢市では、文物保護法と名城条例に従い、それぞれが上海条例と武漢条例を制定している。両条例では、文物保護法により規定される歴史文化街区、不可移動文物（各等級の文物保護単位及びまた文物保護単位と指定されない不可移動文物）を補完して、面的な保護制度である上海の歴史文化風貌区、武漢市の歴史文化風貌街区、ならびに点的な保護制度である優秀歴史建築を規定している。一方、北海道では北海道文化財保護条例が制定され、函館市は文化財保護法に従い、景観条例及び函館市文化財保護条例を制定している。面的な保護制度においては、函館市は伝統的建造物群保存地区を定め、点的な保護制度において、北海道が指定する道指定有形文化財、函館市が指定する函館市指定有形文化財がある。またそれらの制度の下に、伝統的建造物群を構成する伝統的建造物も保存されている。



表 3-3-1 上海市と武漢市及び函館市における地方制度の構成

		上海市	武漢市	函館市
面的保護	法規	上海市歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例	武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例	文化財保護法 景観条例
	内容	歴史文化風貌区	歴史文化風貌街区	伝統的建造物群保存地区
点的保護	法規	上海市歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例	武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例	北海道文化財保護条例 函館市文化財保護条例 景観条例
	内容	優秀歴史建築	優秀歴史建築	道指定有形文化財 市指定有形文化財 伝統的建造物

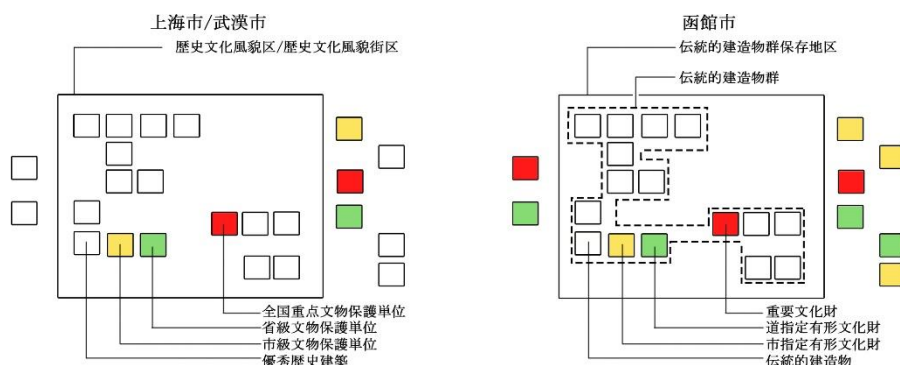


図 3-3-1 上海市・武漢市と函館市における歴史地区と歴史的建造物の関係の説明図

図 3-3-1 は上海市と武漢市における歴史地区及び函館市における歴史地区と歴史的建造物の関係を示した図である。この図により示すとおり、上海市と武漢市ならびに函館市では、歴史地区（歴史文化風貌区、歴史文化風貌街区、伝統的建造物群保存地区）の範囲内において、何れも各レベルの歴史的建造物が保存されている。但し、上海市と武漢市の歴史地区は各等級の歴史的建造物が集中的に保存される区域であるため、上海市と武漢市の歴史地区はそれぞれの市が指定する優秀歴史建築との関係が深だけでなく、文物保護法により指定された各等級の文物保護単位との関係も深いと言える。また、優秀歴史建築は、文物保護単位を補完するものであるため、必ずしも歴史文化保護区や歴史文化保護街区に位置するわけではなく、保護区以外に散在することもある。一方、函館市の歴史地区は伝統的建造物により構成されている「建造物群」を保存するものであり、伝統的建造物は全て伝建地区内にある。また、伝統的建造物群保存地区内にも道指定有形文化財、函館市指定有形文化財があるが、これらの有形文化財は他とは独立した条例において規定されているため、伝統的建造物群保存地区との関係は浅いと言える（図 3-3-2）。

一方、上海市と武漢市により確定された地方レベルの歴史地区（上海市の歴史文化風貌



図 3-3-2 上海市・武漢市と函館市における歴史地区と歴史的建造物の関係

### 第三章

---

区、武漢市の歴史文化風貌街区）と国指定の歴史文化街区、地方レベルの歴史的建造物（それぞれの優秀歴史建築）と国指定の不可移動文物との関連は浅く、地方レベルの歴史地区・歴史的建造物は国指定を補完しているに過ぎない。また、函館市における道指定有形文化財及び函館市指定有形文化財は、国指定の国宝・重要文化財・登録有形文化財を補完する点は上海市・武漢市と類似している。但し、函館市に定められた歴史地区（伝統的建造物群保存地区）及びその範囲内の伝統的建造物における根拠法令は、国レベルの文化財保護法であるため、函館市の伝統的建造物群保存地区は、国の歴史保護体系との関係においては、上海市・武漢市より深いと言える（図 3-3-2）。

## 第四章 近代建築の保存現状

序

第二章と第三章において、中国における国の歴史保護制度及び地方の歴史保護制度について既に概観した。本章では、上海市と武漢市で保存されてきた近代租界の歴史的景観及び租界範囲内の歴史的建造物の保護現状を調査し、第二章、第三章で概観した歴史保護制度の下において、近代租界の歴史的環境がどの様に保護されているのかについて、隣地調査をもとに具体的に明らかにする。また、日本で保存されてきた外国人居留地の保護実態との対比から、両国での歴史保護制度の実施状況及び制度の課題について検証する。

本章の構成は以下の通りである。

4-1 では、上海市と武漢市の歴史地区及び歴史的建造物の保護実態を隣地調査から明らかにする。調査は2018年5月20日～6月3日まで行った。

4-2 では、函館市の歴史地区及び歴史的建造物の保護実態を隣地調査から明らかにした。調査は2018年2月20日～2月27日まで行った。

4-3 では、上記の調査結果と考察をもとに、日中両国の対比を通して、中国の歴史地区及び歴史的建造物の保護における課題を検証する。

4-1 上海市と武漢市の租界における保護現状

4-1-1 歴史地区及び歴史的建造物の数

上海市の歴史文化風貌区は、都市部12ヶ所、周辺部32ヶ所（合計44ヶ所）が指定されている。また、全国重点文物保護単位29件、省級文物保護単位238件、市県級文物保護単位402件が指定されている。上海条例による優秀歴史建築は1058件指定されている。

武漢市では歴史文化街区5ヶ所、歴史文化風貌街区11ヶ所が指定されている。また、全国重点文物保護単位29件、省級文物保護単位108件、市県級文物保護単位145件が指定されている。武漢条例による優秀歴史建築は193件指定されている。それらの内訳と指定根拠の関係を表4-1-1と示す。両市での租界に関する歴史地区及びその位置は図4-1-1に示す。

表 4-1-1 上海市と武漢市の歴史地区及び歴史的建造物の確定数

		指定根拠	上海市	武漢市
歴史地区	歴史文化街区	文物保護法名城条例	44	5
	歴史文化風貌区	地方条例		—
	歴史文化風貌街区		—	11
歴史的建造物	全国重点文物保護単位	文物保護法	29	29
	省級文物保護単位	文物保護法	238	108
	市県級文物保護単位	文物保護法	402	145
	優秀歴史建築	地方条例	1058	193

調査対象範囲は、上海市では人民広場歴史文化風貌区（図4-1-1の3）、バンド歴史文化風貌区（図4-1-1の4）の2地区、武漢市では江漢路歴史文化街区（図4-1-1の5）、青島路歴史文化風貌街区（図4-1-1の6）の2地区とした。調査内容は、歴史地区の位置や形態等、地区内の歴史的建造物の外観調査を行った。

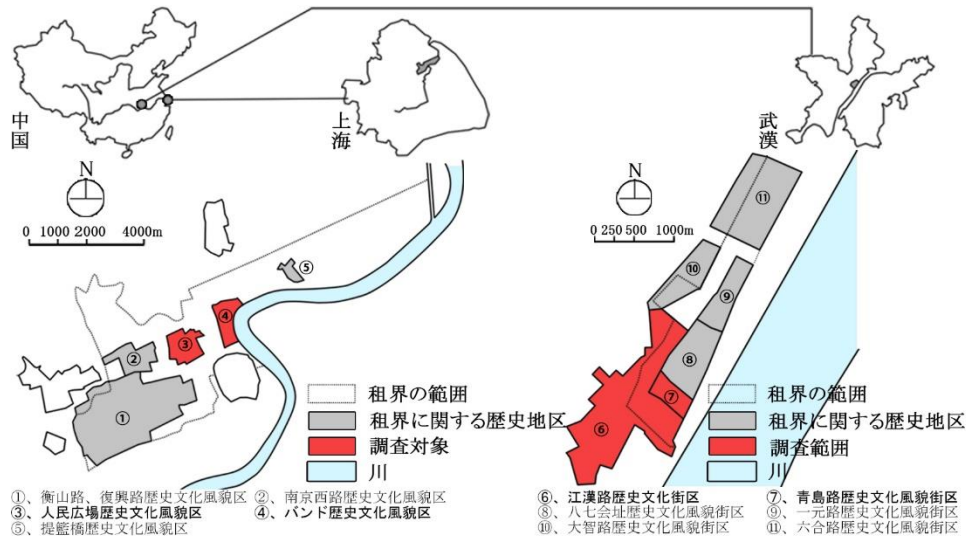


図 4-1-1 上海市と武漢市における租界範囲と歴史地区の分布

図 4-1-2 は上海市と武漢市の歴史地区の範囲と歴史的建造物の分布を示している。調査範囲では、指定された歴史的建造物は、上海市では 157 件、武漢市では 79 件、合計 236 件ある。以下、調査対象地区の特徴とそこにある歴史的建造物の内訳を示す。

③人民広場歴史文化風貌区（上海市）：中央部に公園があり、公園に面する近代の商業建築が文物保護単位と優秀歴史建築に指定されている。同区には全国重点文物保護単位 2 件、省級文物保護単位 11 件、市県級文物保護単位 1 件、優秀歴史建築 7 件ある。

④バンド歴史文化風貌区（上海市）：黄浦江<sup>(25)</sup>沿いの地区である。全国重点文物保護単位である近代建築は銀行が多く、全てが黄浦江に沿って分布する。内陸部ではそれらを補完するように上海条例による優秀歴史建築が多く分布する。同区には全国重点文物保護単位 18 件、省級文物保護単位 11 件、市県級文物保護単位 0 件、優秀歴史建築 107 件ある。

⑥江漢路歴史文化街区（武漢市）：歩行街と中山大道を軸とした歴史地区である。文物保護単位はこれら両軸に沿いながら歴史地区全体に点在している。武漢条例による優秀歴史建築は、歩行街沿い及び歩行街と中山大道の交差点北部にある居住地区に多く分布する。同区には全国重点文物保護単位 5 件、省級文物保護単位 10 件、市県級文物保護単位 6 件、優秀歴史建築 41 件ある。

⑦青島路歴史文化風貌街区（武漢市）：江漢路歴史文化街区に隣接している長方形の歴史地区である。同区の歴史的建造物は上海市のバンド歴史文化街区と類似し、長江の沿岸に全国重

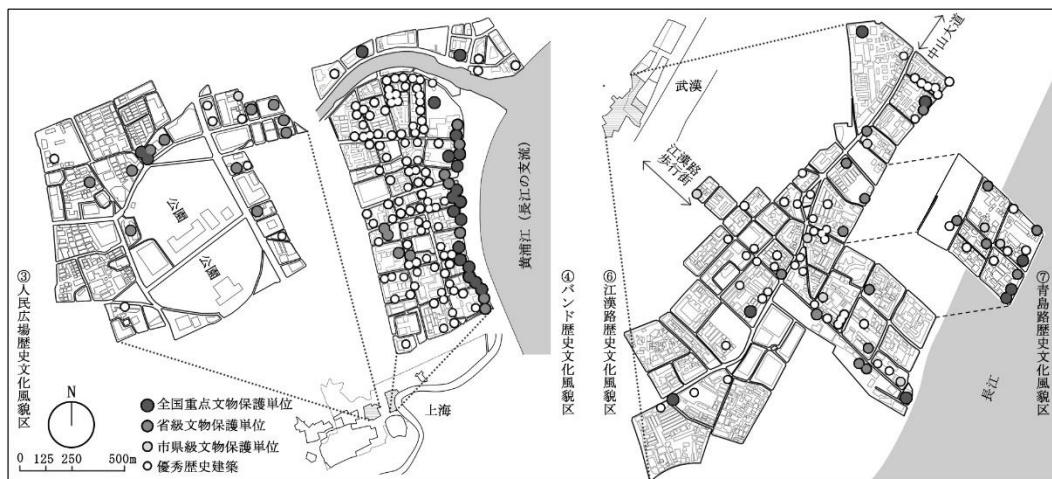


図 4-1-2 歴史地区の形態及び文物保護単位と優秀歴史建築の分布図

## 第四章

表 4-1-2 外観変化に関する規定

	上海市				武漢市			
	増築	改築	後付設備	保護標識	増築	改築	後付設備	保護標識
国家重点文物保護単位	禁止	禁止	規定なし。	設置の規定あり。	禁止	禁止	規定なし。	設置の規定あり。
省級文物保護単位	禁止	禁止	規定なし。	設置の規定あり。	禁止	禁止	規定なし。	設置の規定あり。
市県級文物保護単位	禁止	禁止	規定なし。	設置の規定あり。	禁止	禁止	後付広告は禁止。	設置の規定あり。
優秀歴位建築	禁止	禁止	後付広告は禁止。 他の後付設備等は歴史的建造物に調和させる。	設置の規定あり。	禁止	禁止	後付広告と後付灯具は歴史的建造物に調和させる。	設置の規定あり。

表 4-1-3 歴史的建造物の外観変化

		保護建築総数	増築	改築	後付設備	保護標識未設置	調査不可	
上海市	人民広場	国家重点文物保護単位	2	0	0	1	2	0
		省級文物保護単位	11	0	0	7	11	1
		市県級文物保護単位	1	0	1	1	1	0
		優秀歴位建築	7	0	0	3	6	0
		合計	18	0	0	4	7	0
武漢市	江漢路	国家重点文物保護単位	5	0	0	1	0	0
		省級文物保護単位	10	0	0	6	1	0
		市県級文物保護単位	6	0	2	4	3	0
		優秀歴位建築	41	4	8	27	15	0
		合計	107	2	16	48	45	4
青島路	国家重点文物保護単位	3	0	0	1	0	0	
	省級文物保護単位	6	0	0	0	1	1	
	市県級文物保護単位	2	0	1	1	0	0	
	優秀歴位建築	6	0	2	4	0	0	
		合計	236	6	30	108	98	7

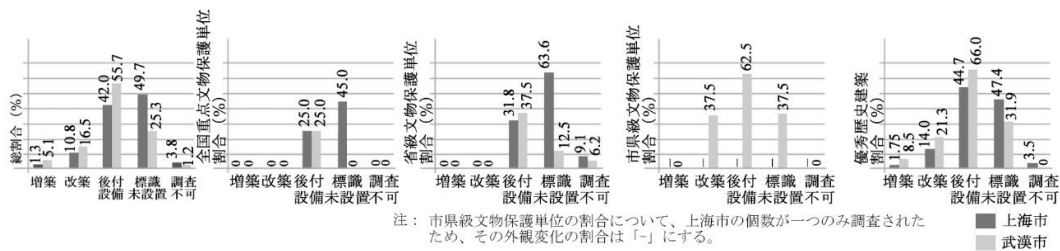


図 4-1-3 上海市と武漢市における歴史的建造物の外観変化の割合

点文物保護単位と省級文物保護単位が建ち並び、内陸部では武漢条例による優秀歴史建築がある。同区には全国重点文物保護単位 3 件、省級文物保護単位 6 件、市県級文物保護単位 2 件、優秀歴史建築 6 件ある。

### 4-1-2 歴史的建造物の保護

隣地調査から、歴史的建造物の外観に影響を及ぼす要因として大きく 3 つの点が確認できた。具体的には「増築 (写真 4-1-1)」、「改築 (写真 4-4-2)」、「後付設備 (写真 4-4-2)」である。以上の 3 点に加え、歴史的建造物にはその指定レベル等を示す保護標識が掲示することが定められているが (写真 4-4-3、写真 4-4-4)、その掲示の無いケースが確認できたため、それ

らを「標識未設置」として計上した。保護標識は指定建造物であることを公的に示し、保護意識を啓発する役割を果たす重要な要素と考えたためである。これら外観上の課題は、いずれの都市の歴史建造物にも共通する項目といえ、これら 4 つの指標は文物保護法および地方条例において禁止等の規定がある項目でもある。具体的な内容は表 4-1-2 に示す。なお外観が直接確認できないものは「調査不可」とした。これらの指標からそれぞれの件数を表 4-1-3 にまとめた。

更に、図 4-1-3 では各等級の文物保護単位と優秀歴史建築における外観変化の割合を個別に抜き出し、両市ごとに比較した。

### (1) 増築

表 4-1-2 でも示したように、上海市と武漢市では、文物保護法と地方条例から、各等級の文物保護単位と優秀歴史建築への増築行為が禁止されている。調査した 236 件の歴史的建造物のうち、増築は優秀歴史建築において 6 件（上海市 2 件、武漢市 4 件）確認できた。これらは全て屋上に設置された仮設建築物であり、居住用に増築されたものと見られる（写真 4-1-1）。両市での増築数は少ないが、仮設のため材料や工法が既存建造物とは異なり、増築された部分は歴史的建造物の意匠と調和しない状態となっている。一方、これらはいずれも歴史的建造物の外観に悪影響を与えるだけでなく、防災上や防火上の課題もある。以上の点から、両市の行政管理には不徹底な部分があると言える。



写真 4-1-1、上海市と武漢市の増築事例

### (2) 改築

文物保護法において、文物保護単位の破壊、改築、増築、解体は禁止されている<sup>(26)</sup>。また、上海条例と武漢条例においても優秀歴史建築の外観を変更する行為は禁止されている<sup>(27)</sup>。しかし、調査した 236 件のうち、改築は 30 件（うち市県級文物保護単位において 4 件（上海市 1 件、武漢市 3 件）、優秀歴史建築では 26 件（上海市 16 件、武漢市 10 件））が確認でき、全体の 12.7%において改築が確認できた。

図 4-1-3 から、改築率は上海市 10.8%、武漢市 16.5%となっている。更に詳細に見ると、保護等級によっても改築率が異なっていることがわかる。両市とも文物保護単位における改築は少ない。上海市では、全国級と省級の改築がない、市県級の改築は 1 件のみ確認できる。地方条例に指定された優秀歴史建築も改築は禁止されているが、14.0%に改築が認められる。これより、上海の文物保護単位における保護状況は良く、条例の指定する優秀歴史建築では必ずしも良いとは言えない。一方、武漢市では国級と省級の改築がないが、市県級では 3 件があり、37.5%に改築が確認できる。更に地方条例に指定された優秀歴史建築では 21.3%が認められる。市県級文物保護単位と優秀歴史建築の保護において上海市より良好でない状況が指摘できる。

両市の改築は、いずれもが低層部（特に 1 階部分）への改築であり、その殆どが商業店舗への用途変更となっている。歴史的建造物への外観の改築はいずれの保護レベルでも禁止され

## 第四章

ているため、そもそも基準自体が存在しない。結果的に、経済的効果を優先した使用者独自の判断による改築が加えられ、景観的な混乱が生じている。これらは両市に共通した状況である。

### (3) 後付設備

後付設備は、歴史的建造物の外部に既存意匠への配慮なく後付けられた広告や看板、あるいは室外機等を指す。表-4-1-2 に示すように、後付設備の扱いは、文物保护单位での規定が両市で異なる。上海市では後付設備に関する規定はない。武漢市では市県級文物保护单位に広告、看板への禁止までに留まっており室外機等その他には規定はない。また、優秀歴史建築に対する後付設備の扱いについては、上海市では優秀歴史建築に広告を設置することが禁止され、他の後付設備が建造物意匠との調和が求められている<sup>注1</sup>。武漢市では広告と灯具が建造物意匠との調和が求められ、他の後付設備に関する規定がない<sup>注2</sup>。しかし、これら調和の基準は明確に示されていないため、実態的には両市とも使用者による独自の判断で設置されている。

現地調査から、後付設備は108件（上海市の文物64件、武漢市44件）が確認され、総数の約50%の設置率となっている。その点により、後付設備は両市において普通の現象と言える。全国重点文物保护单位での設置率は、両市において同じであるが、省級文物保护单位、優秀歴史建築の設置率は武漢市が高い。（上海市の市県級文物保护单位が1件しかないため、件数が少ないことから両市における明確な比較はできない。）以上から、後付設備の設置率からみると武漢市のほうが課題は大きく保護状況は悪いと言える。

後付設備は、経済的効果への要求あるいは室内環境への要求から設置されるため、使用者にとっては最も身近で重要な事項と言える。しかし、両市とも地方条例において建造物との調和を求めているが、その基準が明確でなく、設置の際の手続きも整っていないため、結果的に全

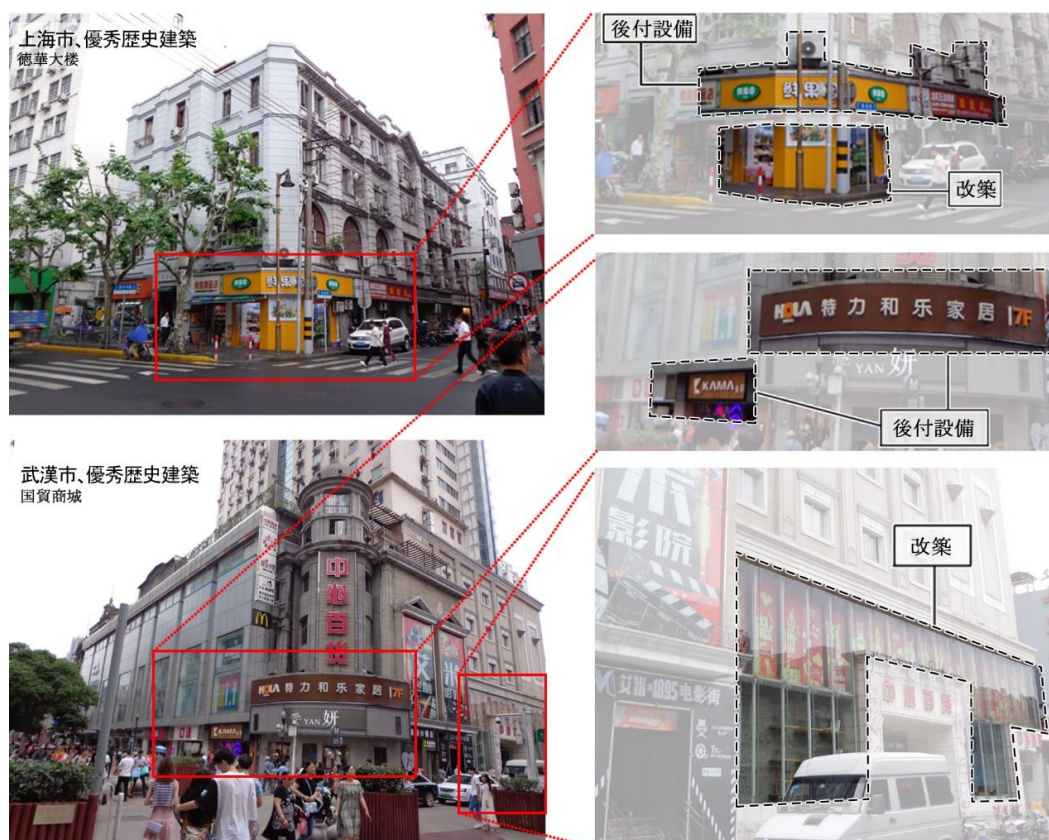


写真 4-1-2 上海市と武漢市における改築と後付設備の事例

注1 「上海市歴史風貌区及び優秀歴史建築保護条例」、第四章、第31条。

注2 「武漢市歴史文化風貌街区及び優秀歴史建築保護条例」、第四章、第39条。



体の保護状況を悪化させている。この点も両市共通の課題と言える。

#### (4) 保護標識未設置

歴史的建造物の保護標識の様式を写真 4-1-3、4 に示す。各等級の文物保護単位の保護標識は同じ規格であり、写真 4-1-3 に示す通りとなっている。両市条例で指定される優秀歴史建築では、標識の素材・色彩は異なるが、掲示内容は同じであり、その事例を写真 4-1-4 に示す。

文物保護法、地方条例いずれにおいても、指定された歴史的建造物には保護標識の設置が求められている<sup>注3</sup> (表-4-1-2)。しかし、図 4-1-3 に示す通り保護標識を設置していない「保護標識未設置」は、上海市 49.7%、武漢市 25.3%となっており上海市が武漢市の約 2 倍に達している。内訳を詳細にみると、上海市では全国重点文物保護単位は 45.0%、省級の文物保護単位は 63.6%、優秀歴史建築は 47.4%が確認でき、いずれも未設置率は高い。一方、武漢市では全国級、省級文物保護単位での未設置率は低いが、市県級文物保護単位と優秀歴史建築での未設置率が約 30%を超える。保護標識は、当該建造物の歴史的価値を公示し広く証明するものである。しかし、上海市では各等級の歴史的建造物の半数が保護標識未設置であり、一般住民への周知や意識の高まりを低下させ、管理状況も悪いと言わざるを得ない。武漢市では、保護等級が高い全国級、省級文物保護単位で未設置率が低いが、保護等級が低い市県級文物保護単位と優秀歴史建築での未設置率は高く、自らが指定した歴史的建造物にもかかわらず、その管理が不徹底となっている点が指摘できる。



写真 4-1-3、上海市と武漢市における文物保護単位の保護標識

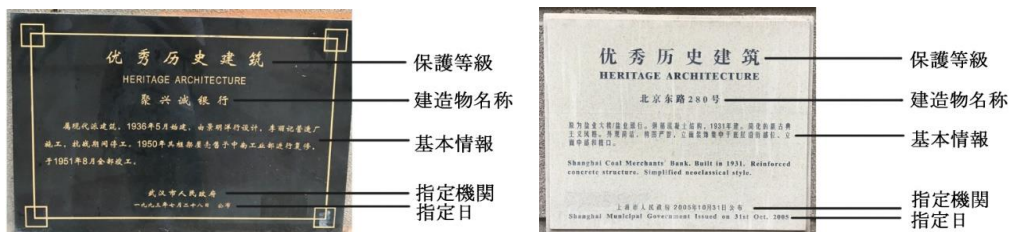


写真 4-1-4、上海市と武漢市における優秀歴史建築の保護標識

#### 4-1-3 歴史的景観の整備

上海市と武漢市における歴史的景観はどのように保護されているのかを解明するために、歴史的建造物以外の建造物の現状に対する調査を行った。上海市と武漢市における歴史地区の面積が大きいいため、以下では、上海と武漢で調査された 4 つの歴史地区において、歴史的建造物と歴史的建造物以外の建造物が同じ程度に建設された区域を事例として、図 4-1-4 に示している A・B・C・D 四点における歴史的建造物周辺の建造物の現状を検討する。その結果として、これらの建造物について、以下の課題が指摘できる。

注3 「中華人民共和国文物保護法」、第三章、第 15 条。「上海市歴史風貌区及び優秀歴史建築保護条例」第二章、第 11 条。「武漢市歴史文化風貌街区及び優秀歴史建築保護条例」第二章、第 15 条。

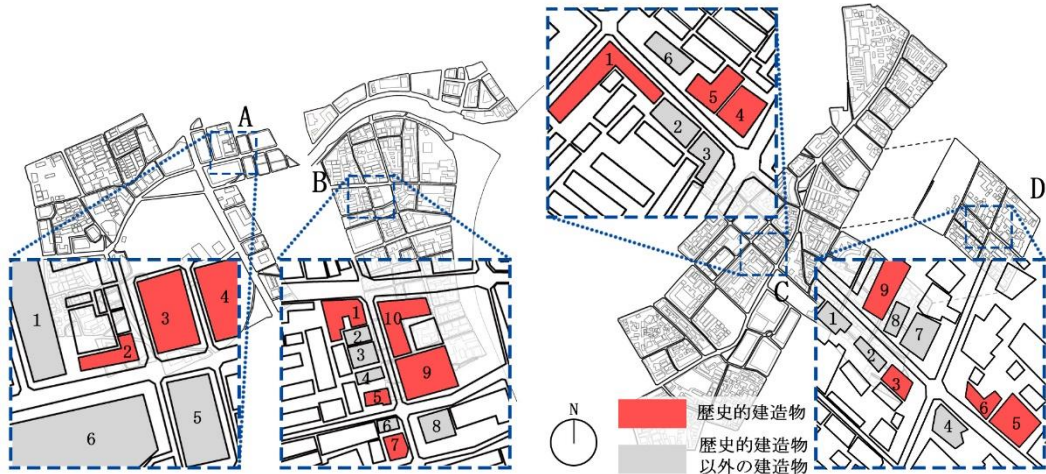


図 4-1-4 歴史的景観に対する調査の区域

建造物の高さにおいて、歴史地区における建造物が描く輪郭線であるスカイライン (Skyline) から構成される眺望景観は歴史的景観において重要な要素であり、歴史地区範囲と周辺に新築された高層の建造物は伝統的な眺望景観に影響する可能性があると言える。上海市と武漢市における対象地区内に建築の高さが保護計画によって制限されている点は、両市とも建造物の高さを控えることを意識しているものと考えられる。しかし、調査した歴史地区の範囲において、高い建造物が複数確認できる。その事例として、A・B・Dの3点では歴史的建造物の周辺に特に高い建造物 (A-6は60階、B-8は26階、D-4は27階) が建てられている。これらの建造物が歴史的建造物との距離も近い、建造物の外観や材料も近代の租界建築と調和しているとは言えず、歴史地区における歴史的景観に影響している。

経済の発展、街区の活力を高めるために土地の容積率を上げる意図があったことが想定できるが、高層の建造物の外観、意匠、及び歴史的建造物との距離等について検証したかどうかは定かではない。都市景観として遠景、中景、近景に配慮した破綻のない全体計画を事前に検証し、それらを個々の建築物に対応させ、具体的な設計へと展開させなければならないと考える。

後付施設において、節 4-1-2 に検討した歴史的建造物と同じく、歴史的建造物以外の建造物においても後付設備の課題が存在している。上海市と武漢市で調査した 4 つの歴史地区において、広告物や看板が、その様式、色彩、形状寸法において歴史的景観に調和していない現状



写真 4-1-5 後付設備の現状

が多数確認できる。具体的には、B-2に示す通り、現代的な様式である電光式の屋外広告物が歴史地区に利用されている事例が挙げられる。これらと同様の事例は多数か確認できる。電光式の屋外広告物が現代の店舗にとって、集客において強力な訴求力をもつが、近代の中国には存在せず、その形態、材料においても、近代に形成された租界の景観に調和しているとは言いがたく、全体的な景観への影響が大きくあると言える。また、商業区に位置する建造物において、C-2の様な規模が大きく、色彩も鮮やかな広告物、及びB-6、D-1、D-5において確認できる形態などは、周辺の歴史的景観には調和しているとは言えない。そもそも、調和をさせようという考え方そのものが欠落しているとも言える。この様な看板が設置されている事例は数多く確認でき、歴史的景観の保全に対し影響が大きくあると言える。広告物以外の後付設備においても、建造物の外部に掛かるエアコンの室外機、窓から伸び出す物干し竿、後付の防犯格子など、何れもそれぞれに相応した修景基準がなく、歴史的景観に大きく影響していると言わざるを得ない。

以上は歴史的建造物が集中的に保存されている区域の現状であり、建造物の高さについて制限が徹底されなく、後付設備が具体的な基準がない課題が指摘できる。また、上海市と武漢市に指定された歴史地区の範囲は幅広いが、歴史的建造物が集中しない区域において、建造物の意匠、規模、後付設備などについて、歴史地区以外の区域と同じ設置状況となっているのが現状で、それらを修景的に規制されている様子は十分確認できない。歴史的景観を維持または復原するための修景計画がなく、歴史的景観に調和しているとは言えない。これらの点から、中国の歴史地区の確定及び保護は、歴史的建造物の保護については重視されているが、全体的な都市景観としてきめ細やかな修景計画をたててそれを実行するという動きが十分でないことがわかる。



写真 4-1-6 歴史的建造物が集中しない区域の現状



写真 4-1-7 A 点の建造物及び周辺の景観

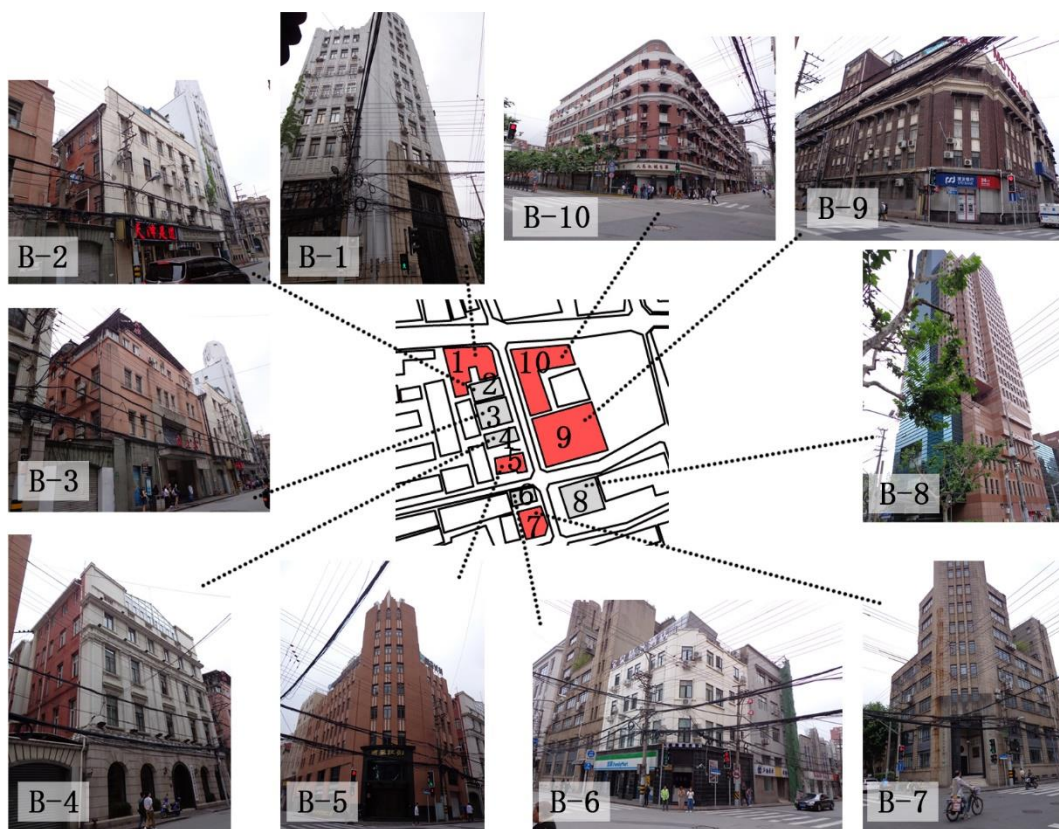


写真 4-1-8 B 点の建造物及び周辺の景観



写真 4-1-9 C 点の建造物及び周辺の景観



写真 4-1-10 D 点の建造物及び周辺の景観

4-2 函館市の外国人居留地における保存現状

4-2-1 伝統的建造物群保存地区及び歴史的建造物の数

函館は日本の北海道の南部、津軽海峡の北部に位置し、本州と北海道を結ぶ交易路において重要な港であり、太平洋からアジア大陸への重要な拠点でもあった。図 4-2-1 に示すように、函館の伝統的な建造物群保存地区（以下、「伝建地区」とする）は、函館西部の弥生町、大町、元町、末広町、豊川町に位置し、南西側には函館山、北東側には函館港、指定地区全体が「コ」の字の形態となっている。函館の伝建地区は、港の周辺における金森倉庫群周辺の区域（以下「金森倉庫区域」）及び旧函館区公会堂周辺及び函館ハリストス正教会復活聖堂周辺の区域（以下「公会堂区域」という）の 2 地区に分けられている。伝建地区の面積は約 14.5 ヘクタールで、重要文化財は 4 件、登録有形文化財は 2 件（伝建地区の範囲外）、道指定有形文化財は 2 件、函館市指定有形文化財は 1 件、その他の伝統的建造物は 52 件が保存されている。

金森倉庫区域は函館の港湾の南東に位置し、函館伝建地区への入り口となっている。現存の伝統的建造物において、伝統的建造物が 15 件がある。金森倉庫区域は長方形の区域であり、その北西側には函館港に沿い並ぶ赤レンガの倉庫、南東側には伝統的な上下和洋折衷建築がある。当該区域は金森倉庫から改造された洋物店を中心に、周囲の土産店、海産品店、レストラン、ホテルなど施設、及び南東に位置している物産店やレストラン等観光サービス施設に改修された上下和洋折衷建築が加わり、函館市の特色及び歴史文化をテーマとする観光地が建設された。

公会堂区域は函館山の麓に位置し、重要文化財が 4 件、道指定有形文化財が 2 件、函館市指定有形文化財が 1 件、伝統的建造物が 37 件がある。公会堂区域は「コ」文字形態となっている。函館山と港の間には「大三坂」と「基坂」という 2 つ坂道があり、洋風の住宅建築が道路の両側に建つ。函館山の等高線に沿う道路の両側には洋風住宅や教会、寺、公会堂が建ち、それらは歴史的建造物群として保存されている。公会堂区域は観光地として観光客を魅了しているが、金森倉庫区域より落ち着いた雰囲気となっている。この地域には、レストランや軽食店は少数あるが商業建築は殆んど見られない。それに対して、当該区域には幼稚園、中学校、病院などの公共施設が建てられ、地元の市民の生活空間の一部として機能していることがわかる。また、ハリストス正教会、旧函館公会堂、旧北海道庁函館支庁庁舎、旧

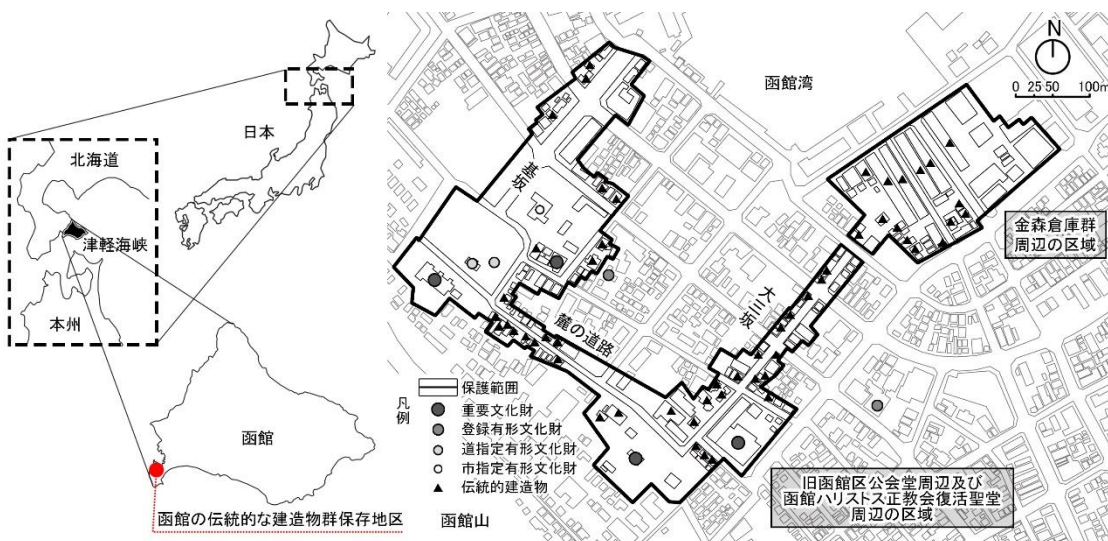


図 4-2-1 函館の伝建地区における位置と範囲

イギリス領事館など有名な歴史的建造物もこの地区に含まれており、それらは現在博物館や教会などの公共施設として一般市民に公開され、地域の活力を育む地区となっている。

以上より、函館市は、伝建地区において保護と開発のバランスを保つため、伝建地区を機能的に2地区に分類している。金森倉庫区域では、街路の形状と歴史的建造物の外観を変化させない考え方にに基づき、函館の特色及び歴史的な文化をテーマとする観光地として整備されている。一方、公会堂区域では、地元住民の生活環境を重視し、地元住民の生活が観光により著しい混乱を最小限に抑えるながら、保存されてきた歴史的公共建築を活用し、伝建地区の歴史や文化を観光客に伝えている。

また、函館の伝建地区内の伝統的建造物は、一部が重要文化財、道指定有形文化財、函館市指定有形文化財として指定されている。各指定等級の歴史的建造物が混在している点は中国の上海市と武漢市と類似していると言える。

#### 4-2-2 歴史的建造物の保護

函館の歴史的建造物についても、中国租界と対比するため、「増築」、「改築」、「後付設備」と3つの点における調査を行った。また、「保護標識」において、文化財保護法や他の法令において規定されないため、「保護標識」はここで検討しないこととする。上述した4つの指標は文化財保護法及び地方条例において禁止等の内容は表4-2-1に示す。

表 4-2-1 外観変化に関する規定

	増築	改築	後付設備	保護標識
国宝・重要文化財	文化庁長官の許可を受けなければならない。	文化庁長官の許可を受けなければならない。	影響が軽微なものについては許可を受ける必要ない。	設置の規定なし。
登録有形文化財	文化庁長官の許可を受けなければならない。	小規模：自由 大規模：文化庁長官の許可を受けなければならない。	影響が軽微なものについては許可を受ける必要ない。	設置の規定なし。
北海道指定有形文化財	道教育委員会の許可を受けなければならない。	道教育委員会の許可を受けなければならない。	影響が軽微なものについては許可を受ける必要ない。	設置の規定なし。
函館市指定有形文化財	市教育委員会の許可を受けなければならない。	市教育委員会の許可を受けなければならない。	影響が軽微なものについては許可を受ける必要ない。	設置の規定なし。
伝統的建造物	現状維持または復原修理とする。	現状維持または復原修理とする。	周辺に調和する	設置の規定なし。

調査結果から、増築の事例は2件(写真4-2-1)、両者とも有形文化財に指定されていない一般的な伝統的建造物である。遺愛幼稚園では、寒冷地の気象に対応するため、玄関両側に付属施設が増築されている。当該構造物は当初から計画されたものでなく付加的に増築されたものであるため、その規模も小さく、色彩も目立たないものとなっており、歴史的建造物の外観への影響はあまり無い。カトリック元町教会では、現在聖堂、司祭館、附属門柱と附属石堀



写真 4-2-1 函館の伝建地区における増築の事例

## 第四章

---

が保存対象となっている。聖堂の南側に会館が付加的に新築されている。新しい会館はその規模、材質、意匠が聖堂と違いが大きくあり、歴史的建造物の景観にある程度の影響があると考えられる。

改築された事例は4件が挙げられ（写真4-2-2）、全て有形文化財には指定されていない一般的な伝統的建造物である。東家住宅は外壁材と開口部は改変されているが、持ち送りや歯飾り等近代の意匠が残っている。大野家住宅は2階の外壁が下見板張りから人造石に改修されている。佐藤理容院は部分的に意匠変更が施されている。小形家住宅は外観意匠が変更されているが、建設当時の形態は残されている。以上から、函館市の伝建地区において、歴史的建造物における改造は少ないが、改造が存在しないわけではない。また、それら改造された伝統的建造物は、一部の歴史的意匠が保存され、建設当時の形態も維持されているため、復原が可能と言える。

後付設備については、主に広告物、商店の看板などが確認できる。写真4-2-3に示すように、これらの看板や広告物は歴史的景観に影響しないように、そのサイズが小さく、色彩も目立たず、形態も歴史的建造物の意匠に調和している。また、写真4-2-3のラ・コンチャでは、そのエアコンの室外機がみられない（このベントキャップはエアコン用ではない）。エアコンの室外機など町並みの景観に影響がある後付設備に対し、目立たないよう設置しようとする配慮が町並み全体にみられる。



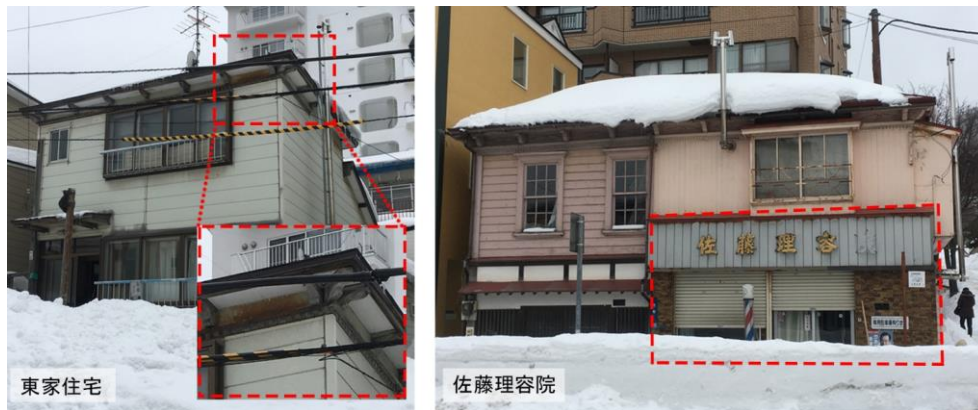


写真 4-2-2 函館の伝建地区における改築の事例



写真 4-2-3 函館の伝建地区における外部施設の事例

## 第四章

### 4-2-3 歴史的景観の整備

伝建地区において、歴史的建造物以外の建造物についても調査を行った。以下では、歴史的建築物と歴史的建造物以外の建造物が同じ程度に建設されていたA、B、Cの3点について具体的に説明する。3点のそれぞれの位置は図5に示す。表2は3点の建物の層数、用途、色彩、屋根の様式等建築の特徴をまとめたものである。また、伝統的建造物について建築の様式と建設年を記録している。

図6は、A、B、Cの3点の範囲に洋風建築を含む各伝統的建造物及び周囲の普通の建築の特徴を示している。屋根の様式について、3点の範囲に洋風建築は、主に切妻造と寄棟造として使われる。現地調査により、伝建地区内の伝統的建造物以外の建築は、周辺の屋根に参照して屋根の様式を選択することが多いのではないかと考えられる。



図 4-2-2 A・B・C 三点の位置

表 4-2-2 区域内の建造物の特徴

番号	類型	建設年	階数	用途	色彩		屋根
					1階	2階以上	
A-1			2	ホテル	黄褐色		陸屋根
A-2			2	住宅	灰色		陸屋根
A-3	ZY-1	1910	2	商店	赤レンガの色		切妻造
A-4	HY	1908	2	商店	深褐色	深緑	寄棟造
A-5			2	レストラン	ガラス	白色	寄棟造
A-6			2	住宅	深褐色	灰色	寄棟造
A-7	HY	1909	2	住宅	深褐色	浅緑	寄棟造
A-8			2	住宅	深褐色		切妻造
A-9	ZY-1	1909	1	商店	赤レンガの色		切妻造
A-10	ZY-1	1909	1	商店	赤レンガの色		切妻造
B-1	H	1925	2	レストラン	深褐色		寄棟造
B-2	H	1921	2	食品店	黄色		寄棟造
B-3			2	商店	灰色		寄棟造
B-4			2	寺	白色		陸屋根
B-5			2	住宅	深褐色	灰色	寄棟造
B-6	HY	1921	2	住宅	深褐色	白色	寄棟造
B-7			2	住宅	黄褐色		寄棟造

番号	類型	建設年	階数	用途	色彩		屋根
					1階	2階以上	
B-8			2	住宅	灰色		寄棟造
B-9	HY	1921	2	住宅	白色	灰色	寄棟造
B-10			2	住宅	白色		寄棟造
C-1	H	1935	2	住宅	深褐色		寄棟造
C-2			2	住宅	黄色		陸屋根
C-3			2	食品店	白色		陸屋根
C-4			2	住宅	灰色		陸屋根
C-5			2	住宅	灰色		寄棟造
C-6	HY	1922	2	住宅	深褐色	ピンク	寄棟造
C-7	H	1922	2	住宅	深褐色		寄棟造
C-8	MY	1922	2	住宅	白色		寄棟造
C-9	H	1922	2	住宅	深褐色		寄棟造
C-10			1	住宅	灰色		寄棟造
C-11			3	食品店	白色		陸屋根

凡例： ZY-1： 1類棟瓦造建造物 ZY-2： 1類棟瓦造建造物  
 MY-1： 1類木造建造物 ZY-2： 2類木造建造物  
 H： 和風建造物 HY： 和洋折衷建造物

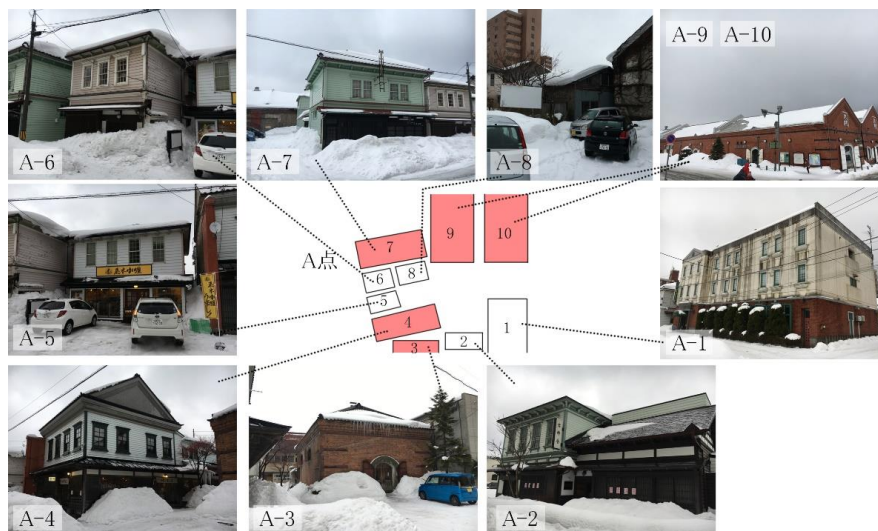


写真 4-2-4 A 点の建造物及び周辺の景観

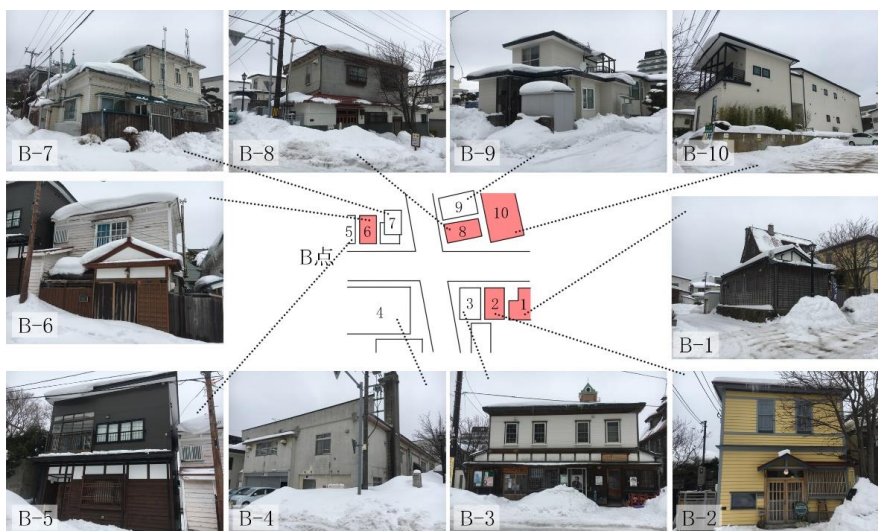


写真 4-2-5 B 点の建造物及び周辺の景観

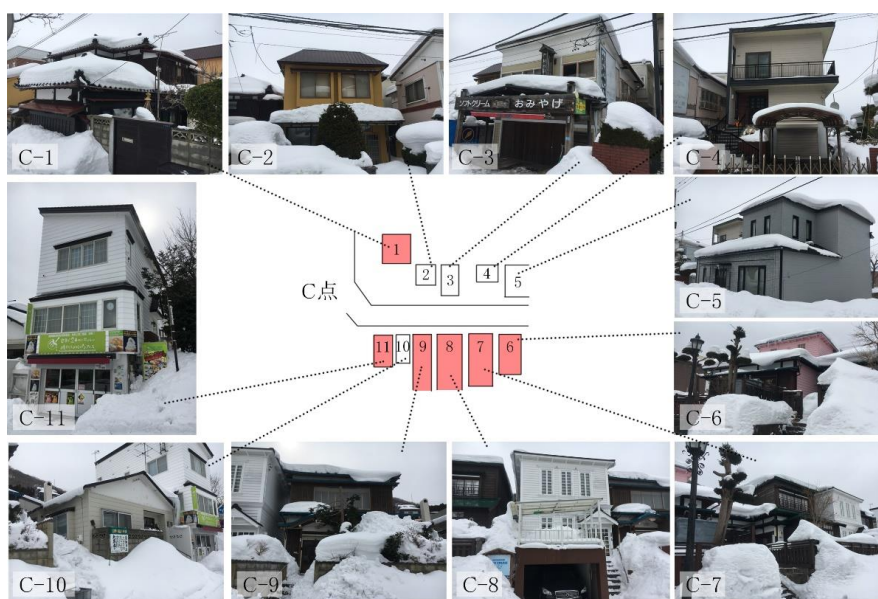


写真 4-2-6 C 点の建造物及び周辺の景観

## 第四章

色彩について、洋風建築のうち、特に木造洋風建築と上下和洋折衷建築の二階の部分は、青、緑、ピンク、黄色など鮮やかな色で塗るのが函館市の洋風建築の特徴と言える。A、B、Cの3点の伝統的建造物以外の建築には、B-7を除いて主に灰色や白等目につかない色が使用されている。これらの色彩選択は、洋風建築を強調し、周囲の歴史景観への影響を控える意図があるものと考えられる。

建築の高さについて、伝統的建造物やその他の建築物が殆ど2階建てであることがわかる。A、B、Cの3点の洋風建築は、A-11、A-12のみが1階である。これら2つは元の用途が倉庫であったものを現在の用途に改造されているため、建築の高さとしては周囲の2階建ての建築物と大きく変わらないことが確認できる。3点のうち、洋風建築以外の建築物はB-4、C-11が3階建てであるが、伝統的建造物とは距離が離れており、歴史的景観に対する影響は少ないと考えられる。

以上の特徴から、伝建地区内の洋風建築において、外観は変化することが少なく、壁に破損や汚れなど殆ど確認できない、これは伝統的建造物に対し十分管理されていることを示すと言える。建造物の内部には実用性を重視し、現在の用途に応じるための改造が見える。しかし、現地調査により、改造の程度が最も激しい商業用建築さえ、観光の集客及び経済的効果から、函館の歴史における特色がある要素を取り入れていることが多く確認できた。以上で検証した屋根様式、建築色彩、建物の高さなどの特徴から、伝統的建造物の周辺の建築物はこれら3つの点において伝統的建造物及び伝建地区の歴史的景観に調和し建築されているものと見られる。

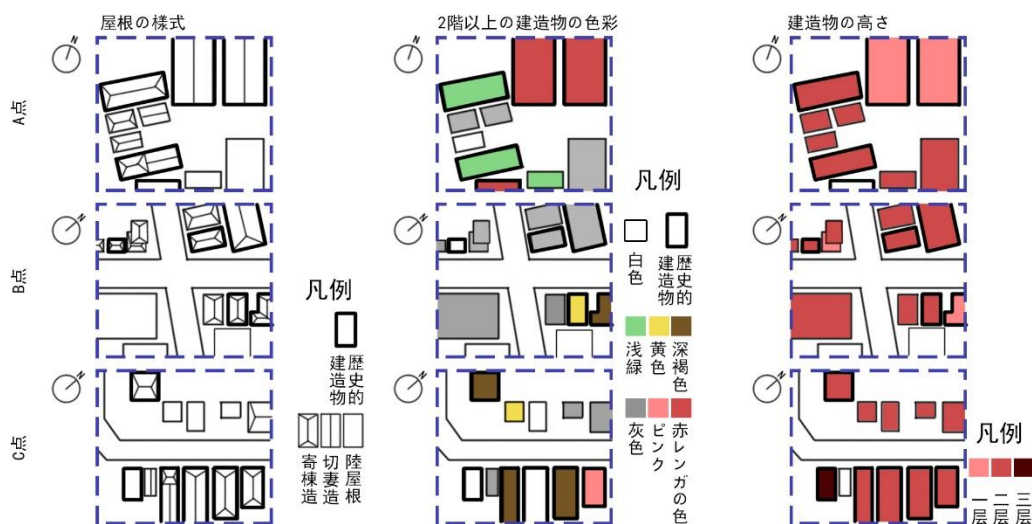


図 4-2-3 各種類の歴史的建造物の特徴と分布

### 4-3 租界と外国人居留地における保護現状の対比

保護区域の範囲から見ると、中国では保護対象となっている租界の面積は大きく、保存されている歴史的建造物の数も多い。そのため各都市は歴史的建造物が集中的に保存される区域を適切に保護するために、保護区域の中にさらに複数の歴史地区を確定することが定められている。上海市と天津市では、両市とも過去の広い租界区域を、歴史的景観が良好に保存されてきた区域を分けて保護を行っている。一方、日本では、伝統的建造物群保存地区として保護されている区域は行政区ごとに定められており、面積や規模、歴史的建造物の数も中

国より規模は小さい。

また、中国租界を保護する歴史地区は、旧城区に位置するため、一部の区域における公共施設や都市基盤が十分整備されていない部分を確認される。しかし、日本の歴史地区における公共施設や都市基盤は、指定する自治体の他の地区と差がなく、むしろより景観に配慮した整備がなされている。

更には、中国の歴史地区における歴史的建造物以外の建築物は、歴史的景観に配慮されておらず調和していない建築物が、日本より多い傾向が本研究の比較により確認できた。

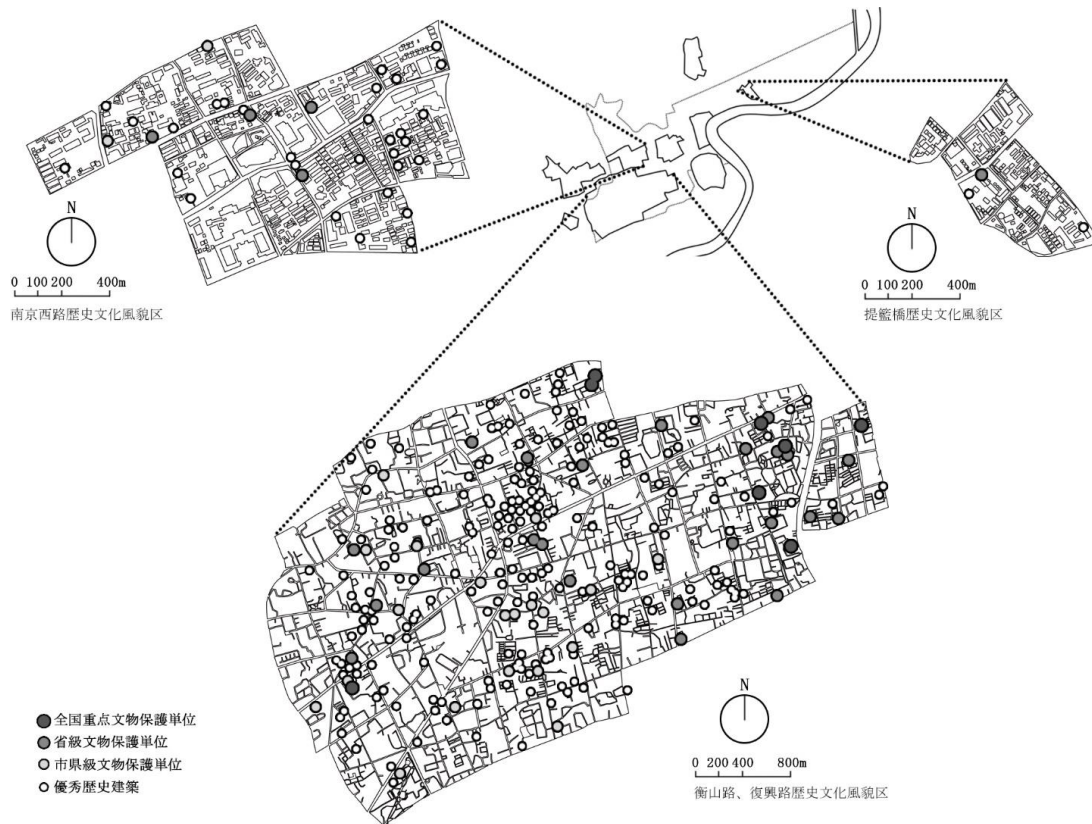
歴史的建造物について見ると、中国で保存されてきた歴史的建造物は、殆どが石造や煉瓦造の洋風建築であるが、日本では石造、煉瓦造に加え、木造の洋風建築や和風建築、折衷様式の建築もある。

歴史的建造物の外観においては、中国では外部に設置している広告、看板、エアコンの室外機等の後付設備が多く設置されており、建造物の1階の部分における改造も多く施されている。それらの配置や改造の様子は、全体的な歴史的景観への配慮は見られない。一方、日本では外部に設置している後付設備もあるが、その色彩、材料、サイズ、設置位置などにおいて適度に控えられ、歴史的建造物に調和する様に設置され、全体的に修景されている。また、日本の歴史的建造物における外部改造が少ないが、内部の改修は多い。

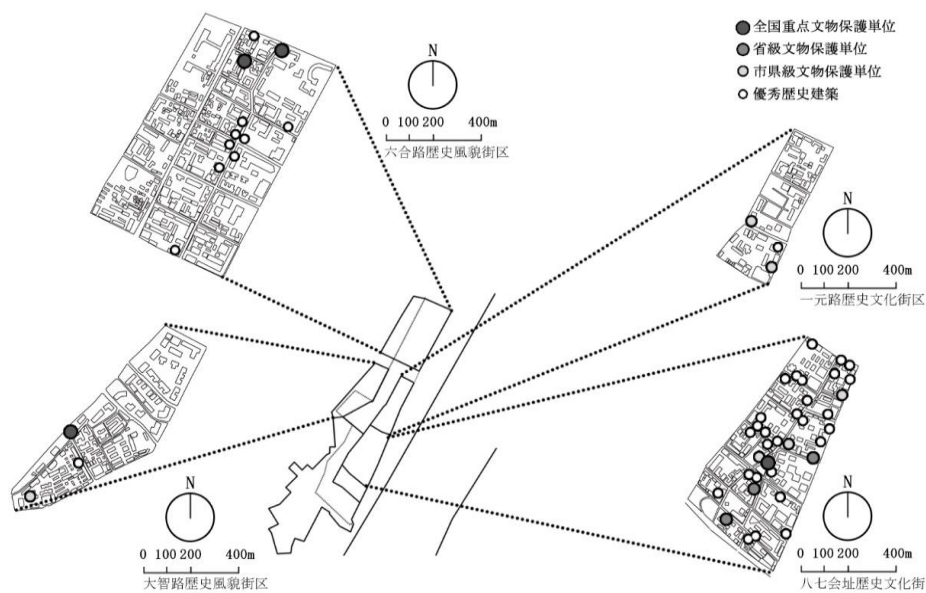
## 第四章

### 付録

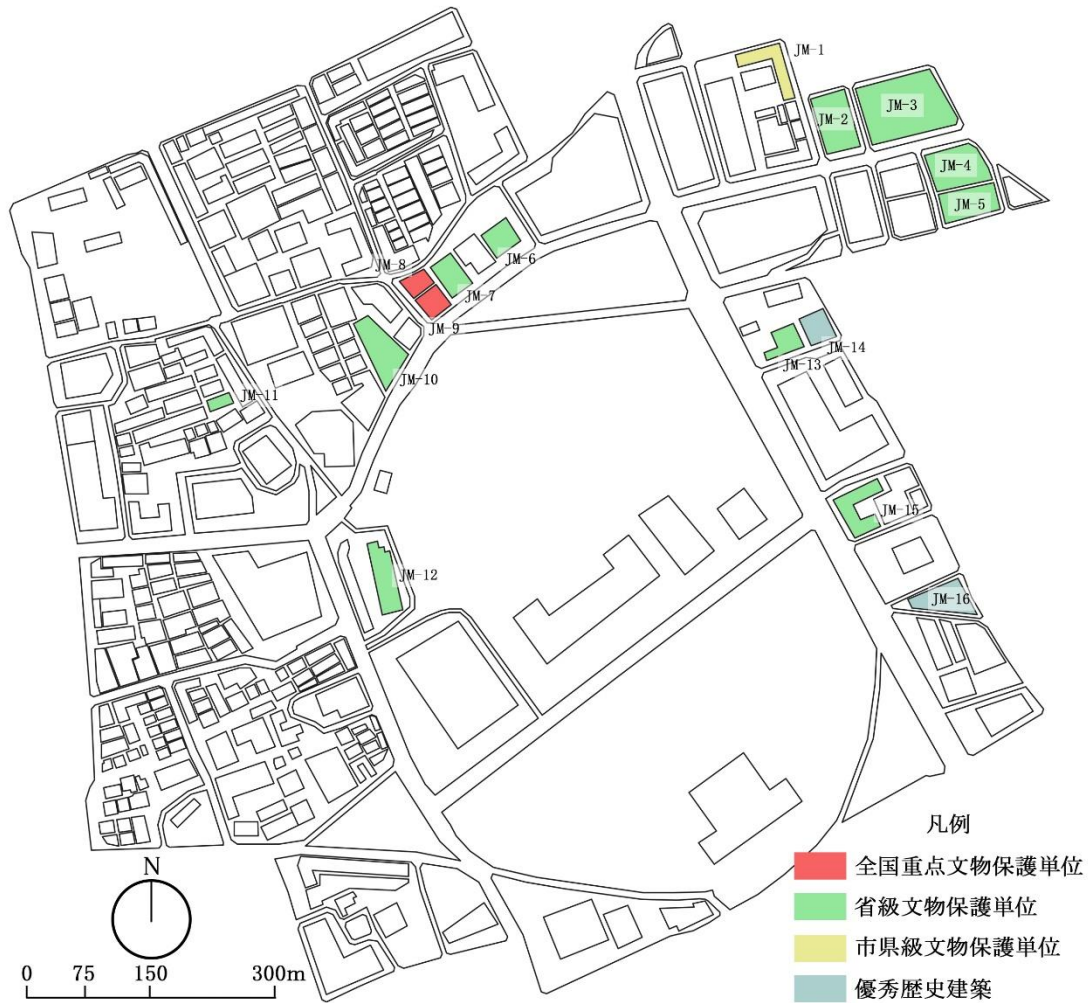
付録 4-1 上海市における歴史地区の形態及び文物保護単位と優秀歴史建築の分布図



付録 4-2 武漢市における歴史地区の形態及び文物保護単位と優秀歴史建築の分布図




付録 4-3 人民広場の調査資料




番号	JM-1					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市县级文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識		


番号	JM-2					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市县级文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識		

#### 第四章

番号	JM-3					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	JM-4					調査不可
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	JM-5					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿	●	
外観	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識			


番号	JM-6					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	JM-7					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			



番号	JM-8					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	JM-9					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	JM-10					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	JM-11					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	JM-12					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


#### 第四章


番号	JM-13					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	JM-14					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	JM-15					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		●
変更	改築			保護標識		


番号	JM-16					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	JM-17					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

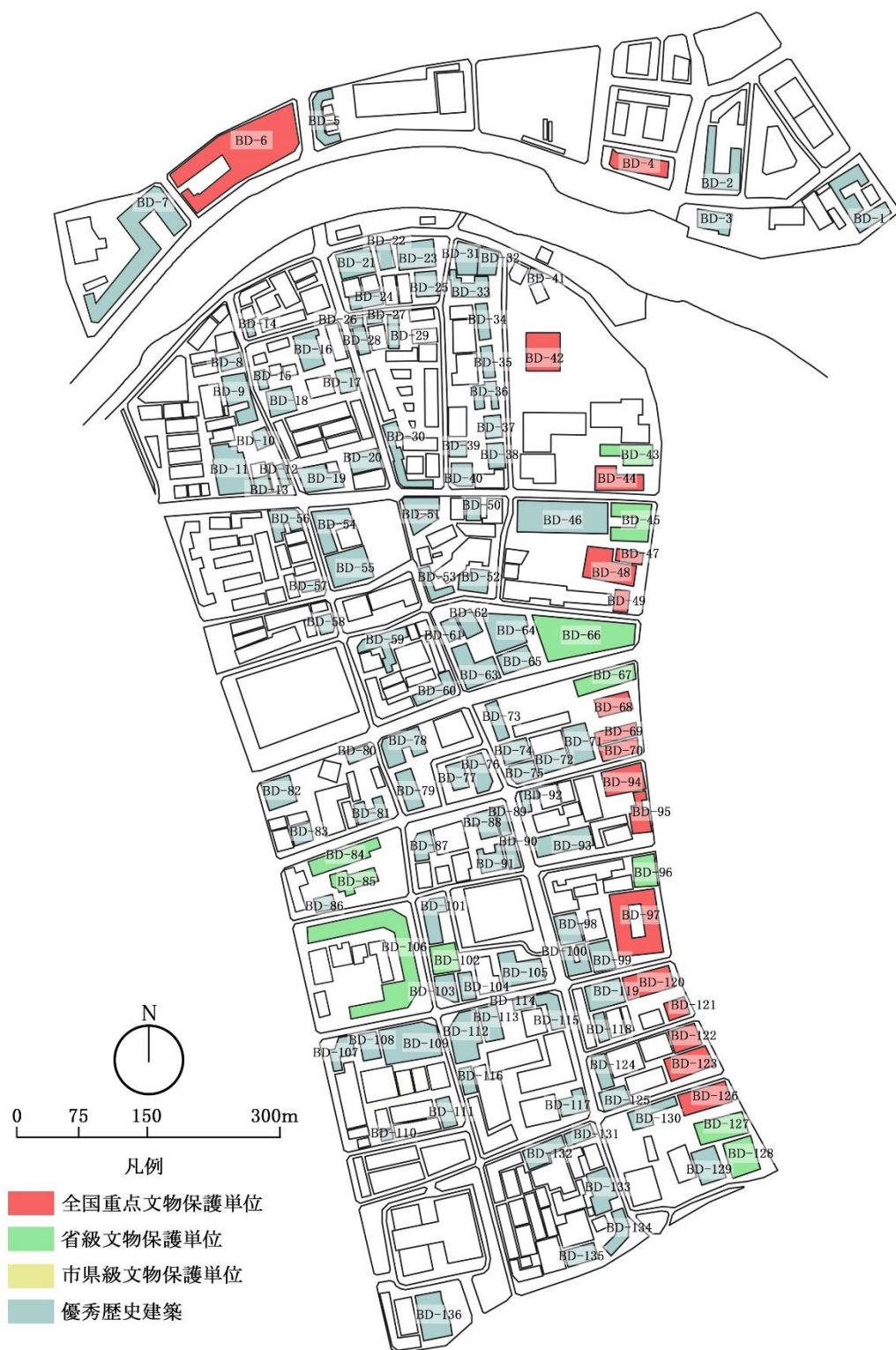
番号	JM-18					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	JM-19					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			

番号	JM-20					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位	●		室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿	●	
外観	増築		防犯格子	●		
変更	改築		保護標識			


番号	JM-21					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


付録 4-4 バンドの調査資料




番号	BD-1					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-2					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-3					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子	●		
変更	改築		保護標識			

番号	BD-4					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-5					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識	●		


## 第四章


番号	BD-6					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-7					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識			


番号	BD-8					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-9					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-10					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-11					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-12					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-13					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-14					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-15					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●		保護標識		


## 第四章

番号	BD-16					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識			


番号	BD-17					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子	●		
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-18					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-19					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-20					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識			




番号	BD-21					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			


番号	BD-22					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			

番号	BD-23					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子	●	
変更	改築		保護標識			


番号	BD-24					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識			


番号	BD-25					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築			防犯格子	●	
変更	改築		保護標識	●		


#### 第四章


番号	BD-26					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築	●	保護標識			


番号	BD-27					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築	●	保護標識			

番号	BD-28					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観変更	増築		防犯格子	●		
	改築	●	保護標識	●		


番号	BD-29					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	BD-30					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観変更	増築		防犯格子	●		
	改築		保護標識			

番号	BD-31					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-32					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-33					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	BD-34					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	BD-35					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


## 第四章


番号	BD-36					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	BD-37					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-38					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-39					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-40					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-41					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			


番号	BD-42					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	BD-43					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	BD-44					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		

番号	BD-45					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		

#### 第四章


番号	BD-46					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-47					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-48					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-49					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-50					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識	●		

番号	BD-51					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-52					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築	●		防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-53					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築	●		防犯格子		
変更	改築		保護標識			


番号	BD-54					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識			

番号	BD-55					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


## 第四章

番号	BD-56					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-57					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	BD-58					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-59					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●		保護標識		


番号	BD-60					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		●
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●		保護標識		●




番号	BD-61					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観変更	増築		防犯格子	●		
	改築	●	保護標識			


番号	BD-62					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	BD-63					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			


番号	BD-64					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			


番号	BD-65					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			


#### 第四章


番号	BD-66					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-67					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-68					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-69					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-70					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-71					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-72					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-73					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-74					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-75					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


#### 第四章


番号	BD-76					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-77					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-78					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-79					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-80					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	BD-81					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	BD-82					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			

番号	BD-83					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	BD-84					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			

番号	BD-85					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			


## 第四章

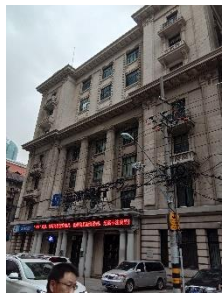
番号	BD-86					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-87					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-88					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-89					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-90					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-91					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-92					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-93					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-94					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●

番号	BD-95					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


#### 第四章

番号	BD-96					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-97					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			

番号	BD-98					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-99					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	BD-100					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		




番号	BD-101					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-102					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	BD-103					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識	●	


番号	BD-104					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		


番号	BD-105					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識	●	


## 第四章


番号	BD-106					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		

番号	BD-107					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-108					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-109					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	BD-110					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		●
外觀	増築			防犯格子		●
変更	改築	●		保護標識		●

番号	BD-111					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築	●	保護標識			


番号	BD-112					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		

番号	BD-113					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			

番号	BD-114					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	BD-115					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


#### 第四章


番号	BD-116					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-117					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-118					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-119					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-120					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-121					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-122					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			

番号	BD-123					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-124					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-125					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

#### 第四章


番号	BD-126					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-127					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-128					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-129					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-130					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			

番号	BD-131					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	BD-132					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築			防犯格子	●	
変更	改築		保護標識			

番号	BD-133					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

番号	BD-134					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			

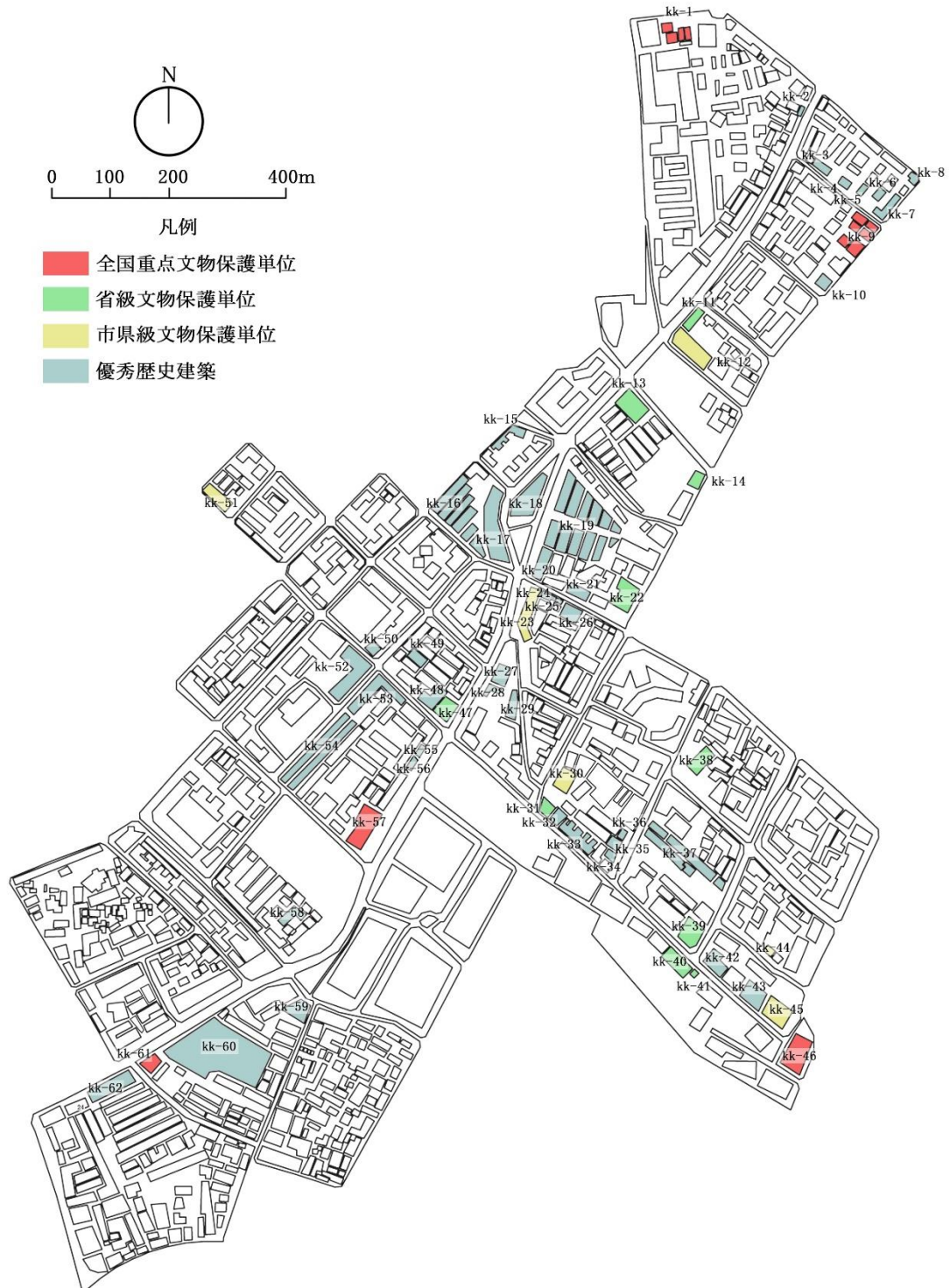
番号	BD-135					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

## 第四章


番号	BD-136					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築		保護標識	●		




付録 4-5 江漢路の調査資料




#### 第四章


番号	KK-1					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-2					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識			


番号	KK-3					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	KK-4					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-5					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-6					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	KK-7					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築	●	保護標識			


番号	KK-8					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	KK-9					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	KK-10					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			


#### 第四章


番号	KK-11					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子	●		
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-12					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-13					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位	●		室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-14					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子	●		
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-15					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識	●		

番号	KK-16					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突	●	
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築	●	防犯格子	●		
	改築	●	保護標識			


番号	KK-17					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	KK-18					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識			


番号	KK-19					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築	●	防犯格子			
	改築		保護標識	●		


番号	KK-20					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		

## 第四章


番号	KK-21					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観変更	増築	●		防犯格子		
	改築			保護標識		


番号	KK-22					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識	●	


番号	KK-23					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築	●		保護標識	●	


番号	KK-24					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識	●	


番号	KK-25					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識	●	

番号	KK-26					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-27					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-28					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-29					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築	●		防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-30					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			


## 第四章

番号	KK-31					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	KK-32					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	KK-33					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		●
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	KK-34					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		●


番号	KK-35					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		●
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築			保護標識		




番号	KK-36					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-37					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-38					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-39					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位	●		室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-40					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位	●		室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


## 第四章


番号	KK-41					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-42					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-43					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-44					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-45					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			

番号	KK-46					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-47					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-48					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識			


番号	KK-49					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	KK-50					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


#### 第四章


番号	KK-51					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識			


番号	KK-52					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識	●		

番号	KK-53					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識	●		


番号	KK-54					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識			


番号	KK-55					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			

番号	KK-56					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


番号	KK-57					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-58					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			

番号	KK-59					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	KK-60					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			


## 第四章

番号	KK-61					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	KK-62					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

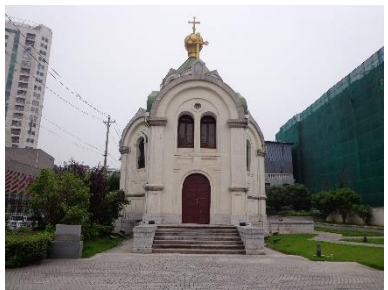
付録 4-6 青島路の調査資料




番号	TD-1					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備		広告物	
	省級文物保护单位				室外機	
	市県級文物保护单位				煙突	
	優秀歴史建築	●			物干し竿	
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	●		


## 第四章

番号	TD-2					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	TD-3					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	TD-4					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築	●	保護標識	●		


番号	TD-5					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		●
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	TD-6					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外觀	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識			




番号	TD-7					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位	●		煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	TD-8					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子	●		
変更	改築	●	保護標識	●		

番号	TD-9					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


番号	TD-10					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		

番号	TD-11					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築		防犯格子			
変更	改築		保護標識	●		


#### 第四章


番号	TD-12					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

番号	TD-13					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

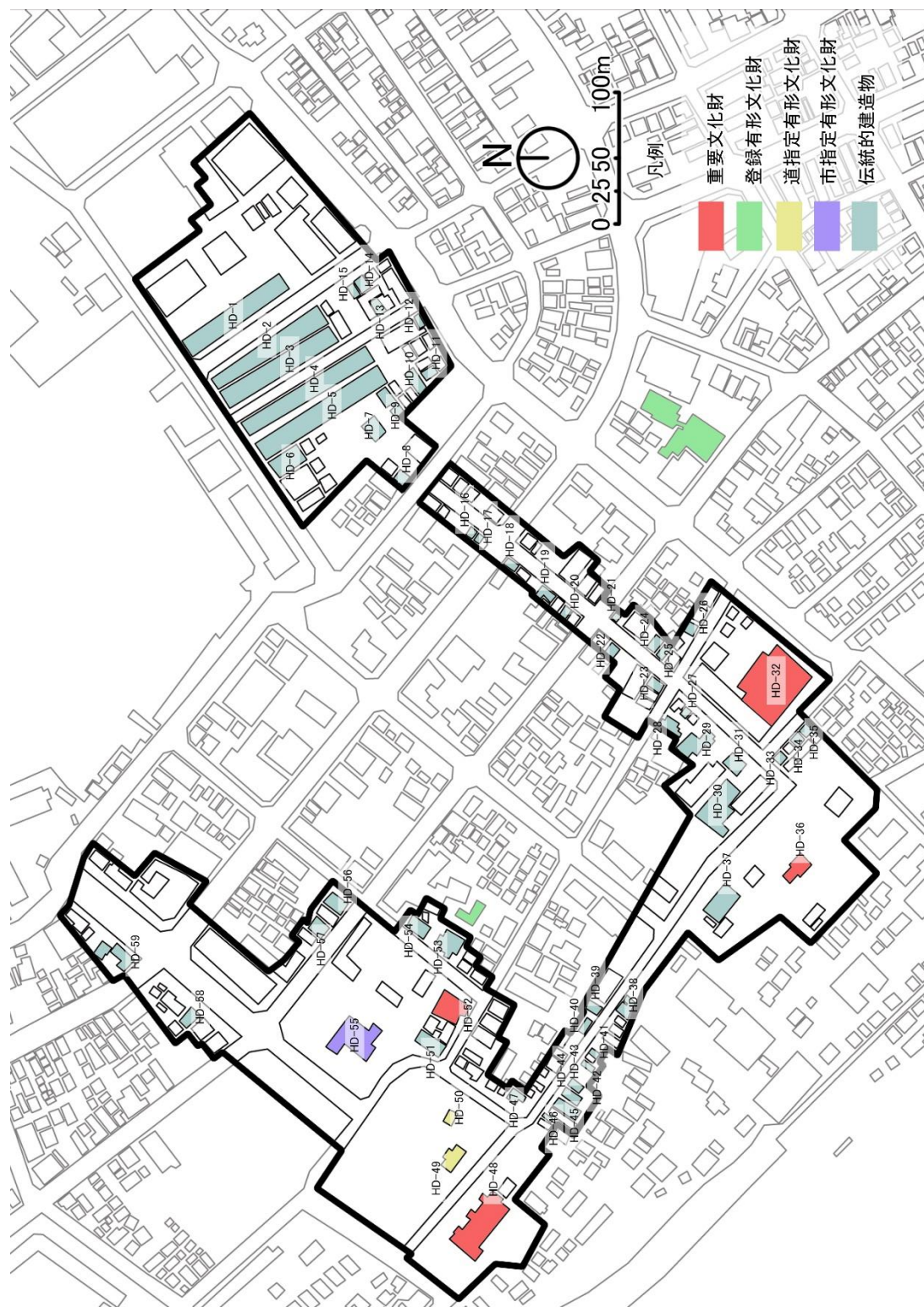
番号	TD-14					
保護等級	全国重点文物保护单位	●	後付設備	広告物		
	省級文物保护单位			室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		


番号	TD-15					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	●		

番号	TD-16					
保護等級	全国重点文物保护单位		後付設備	広告物		
	省級文物保护单位	●		室外機		
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識			


番号	TD-17					
保護 等級	全国重点文物保护单位		後付 設備	広告物	●	
	省級文物保护单位			室外機	●	
	市県級文物保护单位			煙突		
	優秀歴史建築	●		物干し竿	●	
外観 変更	増築			防犯格子		
	改築	●		保護標識	●	


付録 4-7 元町広末町伝統的建造物群保存地区の調査資料




番号	HD-1					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-2					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-3					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-4					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-5					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


## 第四章


番号	HD-6					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-7					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物	●	
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-8					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-9					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突	●	
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-10					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物	●	
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-11					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-12					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-13					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		●
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-14					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		●
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-15					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


## 第四章

番号	HD-16					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-17					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-18					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-19					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-20					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識	-		




番号	HD-21					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物	●	
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突	●	
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築	●	保護標識	●		


番号	HD-22					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突	●	
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	-		


番号	HD-23					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突	●	
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築	●	保護標識	-		


番号	HD-24					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	-		

番号	HD-25					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築		防犯格子			
	改築		保護標識	-		


## 第四章


番号	HD-26					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-27					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突	●	
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-28					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-29					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-30					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築	●		防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-31					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-32					
保護等級	重要文化財	●	後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-33					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-34					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-35					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築	●	保護標識	-		


## 第四章


番号	HD-36					
保護等級	重要文化財	●	後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-37					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築	●		防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-38					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-39					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物	●	
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-40					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-41					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識		-


番号	HD-42					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識		-


番号	HD-43					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識		-


番号	HD-44					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識		-


番号	HD-45					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観変更	増築			防犯格子		
	改築			保護標識		-


## 第四章


番号	HD-46					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-47					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-48					
保護等級	重要文化財	●	後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-49					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財	●		煙突		
	伝統的建造物			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-50					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財	●		煙突		
	伝統的建造物			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-51					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-52					
保護等級	重要文化財	●	後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-53					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-54					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		


番号	HD-55					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財	●		煙突		
	伝統的建造物			物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

## 第四章

番号	HD-56					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-57					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-58					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物	●	
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		

番号	HD-59					
保護等級	重要文化財		後付設備	広告物		
	道指定有形文化財			室外機		
	市指定有形文化財			煙突		
	伝統的建造物	●		物干し竿		
外観	増築			防犯格子		
変更	改築		保護標識	-		



## 第五章 歴史保護制度における課題

### 5-1 中国の歴史保護制度の評価

上海市と武漢市は、両市とも歴史文化名城であり、歴史地区及び建造物を保護するために文物保護法と名城条例に則り地方条例を作成している。国が主導する歴史文化名城の制度は国の権限が強く働くため、省や市の関係部門が作成した保護制度にはその意向が有効に反映される。各都市の都市計画部門、文物管理部門、房屋土地管理部門が相互に協力し、近代租界の歴史的街区の規模、用途を全体的に計画し、歴史的建造物の保護と活用の計画を確定することができる。本研究が調査対象とした上海市と武漢市もこれら基本的な方針通りに制度設計がなされている。

しかし、現地調査の結果から、歴史文化名城の制度において、以下の3点の課題が明らかとなった。

1. 文物保護法、地方条例によって、増築と改築の禁止が明確に規定されている。しかし上海市と武漢市のいずれでも増築や改築された歴史的建造物が、臨地調査によって確認された。増築や改築といった禁止行為が制度上の規定に留まり、そもそもの基準自体が存在しない背景がある。制度を厳格化する或いは実態に応じた増築や改築の基準を策定するなどの対策が求められる。
2. 国の法律と地方の条例は、歴史的建造物の保護を重視するが、歴史的建造物の使用者に対する指導や手続きの整備が十分ではない。そのため、経済的効果を優先し、使用者独自の判断によって、歴史的建造物の意匠にまで影響する改築や後付設備の設置が行われている。使用の実態調査を踏まえ、歴史的建造物と調和する修景手法の具体的な提示などきめ細やかな指導や手続きの整備が求められる。
3. 文物保護法、両市の地方条例においては、いずれも歴史的建造物に対し保護標識を設置することが規定されている。しかし臨地調査から両市では未だ多くの歴史的建造物において保護標識が未設置である。保護標識はその歴史的建造物の位置付けを広く示す重要な要素である。それら設置を徹底することにより、歴史的建造物に対する意識向上を図ることが求められる。

以上の課題から、歴史文化名城の制度は、国が強く主導する性格を持つため、歴史的建造物が効果的に保護される面はある。しかし、臨地調査からは必ずしもそれらが徹底されているとは言えない。これらは使用者による、経済的効果や生活環境への要求など使用の実態上やむを得ない側面もある。それら実態を踏まえ、政府の方針と使用者の要求が相互にどのようにきめ細かく調和させることができるかを制度として盛り込むことが今後の課題と考えられる。

また、制度を運用する政府自身の歴史的建造物の保護や管理、実施の強化、制度を更新していく方法についても今後の課題だと言える。

### 5-2 日本の歴史保存制度の評価

本研究で行った函館市内の歴史地区の調査から、外国人居住地が基となった伝建地区における保護と活用方法について、以下の3点が指摘できる。

1. 伝建地区における歴史保護制度は、市民の利益と生活環境を非常に重視している。そのため、歴史保護制度は地元住民の支持を得て政策を効率的に実施することができている。
2. 伝建地区における保存計画においては、保存を実施し管理する方法、助成制度等にお

いて、詳細な基準が制定されており、修景手法も整備されている。当該基準は保存計画において伝統的建造物だけでなく、歴史的建造物以外の建造物や構造物にも適用され、それらの計画の下に伝建地区全体における歴史的景観の維持や復元が行われている。

3. 伝建地区における既存の建造物は、その規模、意匠、用途により、多様な利活用の方法が実施されている。

このように、伝建地区に対し、歴史的価値を理解し、歴史的資源を有効活用し、経済面や観光面から市街地の活力を促進し、市民の生活環境を保全することができている。

上述した函館伝建地区の保護制度及び実施方法は、日本の土地所有制度の仕組みに深く関係していると考えられる。土地や建築物の所有者は、その建築又は建築所在している土地に対して使用権と所有権があるため、市民は自分が住む地区に対し、自らの権利と義務が発生する。それらが背景となり、1970年代の経済高速成長期において、市民が自発的に組織を立ち上げ、歴史的町並みが開発により損なわれることに反対をし、政府が伝建地区という歴史保護制度を策定するに至った経緯がある。同時に、土地の私有制度が歴史的町並みを構成する土地においてもその住民に土地の所有権があるため、政府は制度を制定する過程において、住民の利害に配慮し制度設計を行うという前提がある。

一方、土地の私有制度にはデメリットもある。函館市が伝建地区の範囲を定める際、地元住民による指定への意欲は、伝建地区の指定範囲に影響を与えたと考えられる。伝建地区の保護制度の実施は、建造物の新築や改築等の工事を制限する面があるため、一部の住民は自分の建築物や土地が伝建地区の範囲内に入ることを反対したことも考えられる。結果的に現在の伝建地区の範囲が不揃いとなり、保護範囲を拡大することを困難にしている要因の一つと考えられる。

中国における租界の区域においては、インフラの整備不足、コミュニティによる管理不足、住民の収入不足等の社会問題があるが、中国の都市土地の国有制度は、歴史的保護区の保護、整備、開発等の事情をコントロールし易いと言える。これらの側面から、中国政府によるトップダウンの制度は、日本の土地の私有制度を前提とした伝建地区保存制度における課題を解決することができると考えられる。

以上により、中国の歴史的地区の保護は、外国の国情の差異に基づきつつ、外国の保護方法の経験を検証し、自国の優勢性を発揮することができると考えられ、租界やその他の歴史的地区に対する保護制度を改善していくことが可能であると考えられる。

### 5-3 中国の歴史保護制度に関する課題と考察

本研究において行った中国と日本における歴史保護制度の比較分析から、中国の歴史保護制度に対し、以下の課題が指摘できる。

中国の歴史地区及び歴史的建造物における指定方法が形骸化している可能性がある。中国に現行する歴史保護制度の殆どは、国や地方政府が主導する指定制度のみとなっている。指定制度は、歴史地区及び歴史的建造物を厳格に保護できる一方、その柔軟性に欠け、保護に対し住民の参与も十分とは言えない。日本における登録有形文化財制度を事例とした柔軟な保護制度導入の可能性について検討する必要がある。

歴史保護制度の内容において、丁寧な指導や誘導の基準を設定する必要があると考えられる。日本の伝統的建造物群保存地区の保存計画では、歴史的建造物だけでなく、建造物の附属施設、その他の工作物、公共施設、土地の形質、植栽の状況などに対しても、非常に詳細に規定されている。そのため、日本の伝統的建造物群保存地区における建築工事は、これら

## 第五章

---

詳細な基準によって、有効に歴史的景観を維持復元することができる。中国の歴史保護制度における具体的な実施方法は、政府により制定された各種類の都市計画である。その内容としては、歴史地区に建造物の新築、改築、増築等工事に関する規定が多いが、歴史的景観に関わる広告物等の後付設備、及び公共施設の整備等に関する規定が少なく、詳細な基準もない。歴史的建造物と調和する修景手法の具体的な提示などきめ細やかな指導や誘導、その手続き等の整備が求められる。

歴史的建造物だけでなく、周辺の歴史的建造物以外の建造物に対しても基準を整備する必要がある。中国に現行する歴史保護制度は主に歴史的価値がある建造物と構造物に注目し、その周辺に新築された建造物や環境に影響ある物件への関心が不足していると言える。歴史的景観に対し、多視眼的に様々なレベルでの調和を前提に総合的な制度設計が行われなければならない。国により制定された法律や法規にはこれらの建造物や環境物件に関する規定があるが、その実施段階で履行が徹底されていない点が指摘でき、改善が求められる。

図版リスト・出典、表リスト、写真リスト

1、図版リスト・出典

番号	名前	出典	番号	名前	出典
<b>序章</b>			図 2-4-1	日中両国における歴史保護制度の体系対比	筆者自作
図 0-5-1	中国の行政体系	筆者自作	付録 2-3	歴史保護制度の歴史沿革	筆者自作
図 0-6-1	論文の構成	筆者自作	<b>第三章</b>		
<b>第一章</b>			図 3-1-1	上海歴史文化風貌区における指定の流れ	筆者自作
図 1-1-1	1843 上海租界	参考文献【1】	図 3-1-2	上海市優秀歴史建築における指定の流れ	筆者自作
図 1-1-2	1848 上海租界	参考文献【1】	図 3-1-3	武漢歴史文化風貌街区における指定の流れ	筆者自作
図 1-1-3	1849 上海租界	参考文献【1】	図 3-1-4	武漢市優秀歴史建築における指定の流れ	筆者自作
図 1-1-4	1860 天津租界	参考文献【1】	図 3-2-1	保存計画の内容	函館市伝建地区保存地区に基づいて作成
図 1-1-5	鎮江租界	参考文献【1】			
図 1-1-6	1861 武漢租界	参考文献【1】	図 3-2-2	保存整備計画の詳細	函館市伝建地区保存地区に基づいて作成
図 1-1-7	九江租界	参考文献【1】			
図 1-1-8	広州租界	参考文献【1】	図 3-2-3	道指定有形文化財における指定の流れ	筆者自作
図 1-1-9	1861 上海租界	参考文献【1】	図 3-2-4	市指定有形文化財における指定の流れ	筆者自作
図 1-1-10	1861 天津租界	参考文献【1】	図 3-3-1	上海市・武漢市と函館市における歴史地区	筆者自作
図 1-1-11	1863 上海租界	参考文献【1】		と歴史的建造物の関係の説明図	
図 1-1-12	1895 天津租界	参考文献【1】	図 3-3-2	上海市・武漢市と函館市における歴史地区	筆者自作
図 1-1-13	1895 武漢租界	参考文献【1】		と歴史的建造物の関係	
図 1-1-14	1896 武漢租界	参考文献【1】	<b>第四章</b>		
図 1-1-15	1900 上海租界	参考文献【1】	図 4-1-1	上海市と武漢市における租界範囲と歴史地区	筆者自作
図 1-1-16	蘇州租界	参考文献【1】		区の分布	
図 1-1-17	杭州租界	参考文献【1】	図 4-1-2	歴史地区の形態及び文物保護単位と優秀歴史	筆者自作
図 1-1-18	1898 武漢租界	参考文献【1】		建築の分布図	
図 1-1-19	1898 天津租界	参考文献【1】	図 4-1-3	上海市と武漢市における歴史的建造物の外	筆者自作
図 1-1-20	1897 天津租界	参考文献【1】		観変化の割合	
図 1-1-21	1893 上海租界	参考文献【1】	図 4-1-4	歴史的景観に対する調査の区域	筆者自作
図 1-1-22	1898 武漢租界	参考文献【1】	図 4-2-1	函館の伝建地区における位置と範囲	筆者自作
図 1-1-23	1899 上海租界	参考文献【1】	図 4-2-2	A・B・C 三点の位置	筆者自作
図 1-1-24	1901 天津租界	参考文献【1】	図 4-2-3	各種類の歴史的建造物の特徴と分布	筆者自作
図 1-1-25	1902 天津租界	参考文献【1】	付録 4-1	上海市における歴史地区の形態及び文物保	筆者自作
図 1-1-26	鼓浪嶼租界	参考文献【1】		護単位と優秀歴史建築の分布図	
図 1-1-27	アモイ租界	参考文献【1】	付録 4-2	武漢市における歴史地区の形態及び文物保	筆者自作
図 1-1-28	重慶租界	参考文献【1】		護単位と優秀歴史建築の分布図	
図 1-1-29	1903 天津租界	参考文献【1】	付録 4-3	人民広場の調査資料	筆者自作
図 1-1-30	1914 上海租界	参考文献【1】	付録 4-4	バンドの調査資料	筆者自作
図 1-1-31	1901 天津租界	参考文献【1】	付録 4-5	江漢路の調査資料	筆者自作
図 1-1-32	1903 天津租界	参考文献【1】	付録 4-6	青島路の調査資料	筆者自作
図 1-1-33	1902 武漢租界	参考文献【1】	付録 4-7	元町広末町伝統的建造物群保存地区の調査	参考文献【74】
図 1-1-34	1907 武漢租界	参考文献【1】		資料	
図 1-1-35	中国の租界都市及び日本の外国人居留地の	筆者自作			
	位置				
付録 1-1-1	中国における租界の歴史沿革	筆者自作			
付録 1-1-2	上海租界の変遷	筆者自作			
付録 1-1-3	武漢租界の変遷	筆者自作			
付録 1-1-4	天津租界の変遷	筆者自作			
<b>第二章</b>					
図 2-2-1	文物の分類と分級	筆者自作			
図 2-2-2	文物保護単位の指定と選定、ほかの不可移	筆者自作			
	動文物の記録				
図 2-2-3	文物保護単位の保護範囲と建設制限地帯	筆者自作			
図 2-2-4	文物保護単位の保護標識	筆者自作			
図 2-2-5	保護書類の内容	天津の調査			
図 2-2-6	移築或いは解体の流れ	筆者自作			
図 2-2-8	歴史文化名城、歴史文化街区、歴史文化名	筆者自作			
	鎮、歴史文化名村において指定と選定				
図 2-3-1	文化財の種類	筆者自作			
図 2-3-2	有形文化財における指定の流れ	筆者自作			
図 2-3-3	有形文化財の登録の流れ	参考文献【73】			
図 2-3-4	伝建地区の確定及び重要伝建地区の選定の	参考文献【74】			
	流れ				

## 2、表リスト

番号	名前
<b>第一章</b>	
表 1-0-1	中国における租界の位置、存在時間及びその面積
表 1-3-1	函館市における歴史的建造物の様式分類及びその特徴
<b>第二章</b>	
表 2-1-1	暫時条例における文物の保護方法
表 2-1-2	1982 年文物保護法における先進的な点
表 2-1-3	2002 年文物保護法における先進的な点
表 2-1-4	2007 年以降の文物保護法の改正内容
表 2-1-5	名城条例の概要
表 2-2-1	各等級の文物保護工事の資格証明証の資格基準と適用範囲
表 2-2-2	歴史文化名城、歴史文化名鎮、歴史文化名村、歴史文化街区における各「範囲」の制限
表 2-3-1	外国人居留地に関する文化財の種類、数量、指定、決定、登録又は選定の基準参考文献
表 2-3-2	国宝及び重要文化財における管理と修理等について規定
表 2-3-3	登録文化財建造物に関する規定
表 2-3-4	伝建地区及び重要伝建地区における優遇措置
表 2-4-1	中国と日本の歴史的遺産に関する対応関係
表 2-4-2	日中両国における面的な保護制度の対比
表 2-4-3	日中両国における点的な保護制度の対比
付録 2-1	「暫定古物の範囲及び種類の大綱」に規定された古物の範囲
付録 2-2	歴史文化名城のリスト
付録 2-4	文物保護法の和訳
付録 2-5	文物保護法実施条例の和訳
付録 2-6	文物保護法と文物保護法実施条例の対応関係
付録 2-7	歴史文化名城名鎮名村保護条例の和訳
<b>第三章</b>	
表 3-1-1	上海条例と武漢条例の内容
表 3-1-2	歴史文化名城の制度の三段階の保護体系及び上海と武漢の二段階の保護体系
表 3-3-1	上海市と武漢市及び函館市における地方制度の構成
<b>第四章</b>	
表 4-4-1	上海市と武漢市の歴史地区及び歴史的建造物の確定数
表 4-1-2	外観変化に関する規定
表 4-1-3	歴史的建造物の外観変化
表 4-2-1	外観変化に関する規定
表 4-2-2	区域内の建造物の特徴
写真 4-2-4	A 点の建造物及び周辺の景観
写真 4-2-5	B 点の建造物及び周辺の景観
写真 4-2-6	C 点の建造物及び周辺の景観

### 3、写真リスト

番号	名前
<b>第一章</b>	
写真 1-2-1	上海市と武漢市に保存された歴史的建造物の例 1
写真 1-2-2	上海市と武漢市に保存された歴史的建造物の例 2
写真 1-2-3	上海市と武漢市に保存された歴史的建造物の例 3
写真 1-3-1	函館市における歴史的建造物の事例
<b>第四章</b>	
写真 4-1-1	上海市と武漢市の増築事例
写真 4-1-2	上海市と武漢市における改築と後付設備の事例
写真 4-1-3	上海市と武漢市における文物保護単位の保護標識
写真 4-1-4	上海市と武漢市における優秀歴史建築の保護標識
写真 4-1-5	後付設備の現状
写真 4-1-6	歴史的建造物が集中しない区域の現状
写真 4-1-7	A 点の建造物及び周辺の景観
写真 4-1-8	B 点の建造物及び周辺の景観
写真 4-1-9	C 点の建造物及び周辺の景観
写真 4-1-10	D 点の建造物及び周辺の景観
写真 4-2-1	函館の伝建地区における増築の事例
写真 4-2-2	函館の伝建地区における改築の事例
写真 4-2-3	函館の伝建地区における外部施設の事例

---

## 参考文献

### 中国語文献

- 【1】 費成康（1991），「中国租界史」，上海社会科学院出版社  
和訳：中国租界史
- 【2】 李晓东（2002年），「文物保护法概论」，学苑出版社  
和訳：文物保護法概論
- 【3】 王景慧 阮儀三·王林（1999年），「历史文化名城保护理论与规划」，同济大学出版社  
和訳：歴史文化名城保護理論と計画
- 【4】 张松（2008年），「历史城市保护学导论」，同济大学出版社  
和訳：歴史都市保護学の概論
- 【5】 张松（2015年），「当代中国历史保护读本」，中国建筑工业出版社、2016  
和訳：当代中国歴史保護読本
- 【6】 吴欣钥（2017年），「成都历史文化名城保护计划编成创新探索」135-140，规划师（11）  
和訳：成都市の歴史文化名城保護計画における作成及び摸索
- 【7】 周德钧（2009），「汉口租借的一项社会学考察」，天津教育出版社  
和訳：漢口租界における歴史社会的な考査
- 【8】 吴志伟（2012年），「上海租界研究」，学林出版社  
和訳：上海租界について研究
- 【9】 国家文物局（2009年）「中国文化遗产事业法规文件汇编」，文物出版社  
和訳：国家文物局，「中国文化遗产事業における法律の集合」
- 【10】 上海同济城市规划设计研究院有限公司（2019年），「兰州市历史文化名城保护规划」137，建筑遗产（2）  
和訳：蘭州市の歴史文化名城保護計画について研究
- 【11】 赵中枢（2002年），「中国历史文化名城的特点及保护的若干问题」35-38，城市规划（07）  
和訳：中国歴史文化名城の特点及び保護の若干問題
- 【12】 赵中枢（2001年），「从文物保护到历史文化名城保护——概念的扩大与保护方法的多样化」33-36，城市规划（10）  
和訳：文化財の保護から歴史文化名城の保護に進化する一概念の拡大と保護方法の多元化
- 【13】 全国人民代表大会常务委员会「中华人民共和国文物保护法」，1982/11/19に実施し、2017/11/4修正する。  
和訳：全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和国文物保護法」
- 【14】 国务院「历史文化名城名镇名村保护条例」，2008/7/1  
和訳：國務院「歴史文化名城名鎮名村保護条例」
- 【15】 上海市人民代表大会常务委员会「上海市历史风貌区和优秀历史建筑保护条例」，2003/1/1に実施、2019/9/26に修正する  
和訳：上海市人民代表大会常務委員会「上海市歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例」
- 【16】 武汉市人民代表大会常务委员会「武汉市历史文化风貌街区和优秀历史建筑保护条例」，2013/2/1  
和訳：武漢市人民代表大会常務委員会「武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例」
- 【17】 武汉市人民政府「武汉市优秀历史建筑分级保护及评审管理办法」，2013/12/30  
和訳：武漢市人民政府「武漢市優秀歴史建築における分級保護及び指定と管理の方法」
- 【18】 林林（2016年），「历史建筑保护制度的历程与反思」16-17，工程技术（6）  
和訳：歴史的建造物の保護制度の沿革と反省
- 【19】 吕祺（2019年），「历史文化名城保护中现存不足点及解决措施」87-88，建材与装饰（13）  
和訳：歴史文化名城の保護制度における不足及び解決措置
- 【20】 兰伟杰, 胡敏, 赵中枢（2019年），「历史文化名城保护制度的回顾、特征与展望」30-35，城市规划学刊（02）  
和訳：歴史文化名城の保護制度の反省、特徴、展望
- 【21】 傅舒兰（2018年），「日本《景观法》制定过程的基础研究——聚焦关键人物西村幸夫及其方法框架」145-151，国际城市规划（33）  
和訳：日本の「景観法」の制定経緯における基礎研究—西村幸夫及びその方法システムを注目して
- 【22】 余思奇（2016年），「传统建造物群保存地区制度」12，小城镇建设（10）  
和訳：伝統的建造物群保存地区の制度



- 【23】 侯晓颖,丁永为(2015年),「日本教育委员会制度的变迁——从1948年到2014年」34-44,外国教育研究(42)  
和訳:日本教育委員会制度の変遷—1948年から2014年まで
- 【24】 张松(2015年),「日本历史景观保护相关法规制度的特征及其启示」49-58,同济大学学报(社会科学版)(26)  
和訳:日本歴史的景観における保護制度の特徴及びその啓発
- 【25】 李玲(2014年),「历史建筑保护激励机制的研究」,华南理工大学  
和訳:歴史的建造物における保護促進方法に関する研究
- 【26】 王心邑(2013年),「日本传统建造物群保存地区」35-40,北京规划建设(04)  
和訳:日本における伝統的建造物保存地区
- 【27】 张松(2013年),「日中两国历史街区保护实践的分析与比较」57-62,北京规划建设(03)  
和訳:日中両国における歴史的保護区の分析及び比較
- 【28】 汤丁峰(2012年),「优秀近现代建筑认定标准研究」,华南理工大学  
和訳:優秀的な近代建造物の認定基準に関する研究
- 【29】 张松(2012年),「历史文化名城保护的制度特征与完善路径」49-50,小城镇建设(10)  
和訳:历史文化名城の保護制度における特徴及びその改善経緯
- 【30】 张松(2012年),「历史文化名城保护的制度特征与现实挑战」5-11,城市发展研究(19)  
和訳:历史文化名城の保護制度の特徴及び課題
- 【31】 赵一苇(2011年),「我国不可移动文物认定与保护制度之完善」,南京大学  
和訳:我が国の不可移動文物の認定及びその保護制度の改善に関する研究
- 【32】 邓超(2011年),「日本文化财保护制度的历史审视」,华中师范大学  
和訳:日本における文化財保護制度の歴史反省
- 【33】 吴云,沈济黄,徐雷(2011年),「日本“传统建造物群保存地区”制度中的调查研究工作机制及其对我国的启示」77-81,  
国际城市规划(26)  
和訳:日本「伝統的建造物群保存地区」の保護制度における調査研究の方法及び我が国への啓発
- 【34】 张松(2011年),「历史文化名城保护制度建设再议」46-53,城市规划(35)  
和訳:历史文化名城の保護制度の再議論
- 【35】 张松(2009年),「中外城市遗产保护的制度比较与经验借鉴」114-127,城市与区域规划研究(02)  
和訳:中国と外国における歴史遺産の保護制度の比較及び経験
- 【36】 袁芳(2008年),「历史文化名城保护与开发的中外法律制度比较研究」,广西师范大学  
和訳:历史文化名城の保護と開発における中国と外国の法律制度の比較
- 【37】 周星,周超(2007年),「日本文化遗产的分类体系及其保护制度」121-139,文化遗产(01)  
和訳:日本の文化遺産の分類システム及びその保護制度
- 【38】 王信(2007年),「美国旧建筑再利用制度安排及对上海的借鉴」,同济大学  
和訳:アメリカの歴史的建造物の活用制度及び上海への啓発
- 【39】 李奇伟(2007年),「汉口法租界历史性建筑保护与再利用研究」,华中科技大学  
和訳:漢口のフランス租界の歴史的建造物の保護及び活用に関する研究
- 【40】 刘晔(2006年),「历史文化名城保护与城市更新研究」,天津大学  
和訳:历史文化名城保護及び都市更新に関する研究
- 【41】 黄媛(2006年),「汉口原租界区历史建筑表皮保护的现状调查及问题研究」,华中科技大学  
和訳:漢口租界の歴史的建造物における表面材料の保護現状について調査及び課題に関する研究
- 【42】 李军(2005年),「中国历史文化名城保护法律制度研究」,重庆大学  
和訳:中国の历史文化名城の保護制度に関する研究
- 【43】 张松(2003年),「日本历史城镇和传统街区保护实践」77-79,小城镇建设(04)  
和訳:日本の歴史的町並み及び伝統的建造物群の保護経験
- 【44】 邱静雯(2003年),「历史文化名城保护制度比较研究」166-169+180,中州学刊(01)  
和訳:历史文化名城の保護制度の比較研究
- 【45】 张松(2001年),「日本历史环境保护的理论与实践——法律、政策与公众参与」84-88,华中建筑(04)  
和訳:日本の歴史的景観の保護理論及び実践—法律、政策、市民参与
- 【46】 张松(2000年),「日本历史环境保护的理论与实践」44-48,清华大学学报(自然科学版)(S1)  
和訳:日本の歴史的景観の保護理論及び実践
- 【47】 王林(2000年),「中外历史文化遗产保护制度比较」49-51+61,城市规划(08)  
和訳:中国と外国における歴史文化遺産の保護制度の比較

---

## 日本語文献

- 【48】 田中重光 (2005), 「近代・中国の都市と建築—広州・黄埔・上海・南京・武漢・重慶・台北」, 相模書房
- 【49】 大里浩秋, 孫安石 (2006), 「国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海」, 御茶の水書房
- 【50】 大山梓 (1967), 「旧条約における開市開港の研究」, 鳳書堂
- 【51】 大川三雄, 川向正人, 初田亨, 吉田 (1997), 「近代建築の系譜」, 彰国社
- 【52】 西村幸夫 (1997), 「街並みづくり物語」, 古今書院
- 【53】 布野修司 (2019), 「世界都市史事典」, 昭和堂
- 【54】 大里浩秋, 孫安石 (2006年), 「中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海」, 御茶の水書房
- 【55】 馬茲辰, 三宅論 (2018年), 「中国西安市古城区における歴史的環境保全に関する研究」, 690-696, 都市計画論文集 (53)
- 【56】 王揚, 松本邦彦, 澤木昌典 (2018年), 「歴史的市街地における保全・活性化事業によるコンバージョン店舗の誘発に関する研究: 中国・天津市の五大道歴史文化街区を対象として」, 784-791, 都市計画論文集 (53)
- 【57】 松本邦彦, 澤木昌典 (2017年), 「店舗へのコンバージョンが歴史的市街地の保全と活性化に与える影響」, 1226-1231, 都市計画論文集 (52)
- 【58】 川端将貴, 松本邦彦, 澤木昌典 (2017年), 「重要文化的景観選定地区における歴史的建造物の保全に関する研究」, 53-56, 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集 (15)
- 【59】 宮脇勝, 唐圻亮 (2014年), 「中国上海市における外国人居留地の歴史的景観キャラクタライゼーションに関する研究: イギリス人居留地を対象として」, 25-32, 都市計画論文集 (49)
- 【60】 張伊欣, 原田和典 (2012年), 「歴史遺産を活用した都市計画についての研究: 中国の曲阜市と日本の熊本市におけるサインシステムの構築に関する研究」, 10-13, 日本デザイン学会研究発表大会概要集 (59)
- 【61】 周霏, 柴田祐, 澤木昌典 (2011年), 「中国・上海市における「老洋房」と商業開発に関する研究」, 57-60, 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集 (9)
- 【62】 陳雲蓮, 大場修 (2010年), 「上海共同租界における日本人による都市開発過程と施設配置の実態: 上海の都市形成に関する研究」, 2047-2054, 日本建築学会計画系論文集 (75)
- 【63】 大里浩秋, 孫安石 (2006年), 「中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海」, 御茶の水書房
- 【64】 林宜徳, 畔柳昭雄 (2004年), 「中国山東省烟台市における歴史的建造物の保護制度に関する研究: アジアの歴史的文化遗产の保護に関する調査研究」, 223-230, 日本建築学会計画系論文集 (576)
- 【65】 小林史彦, 川上光彦 (2003年), 「伝統的建造物群保存地区制度の運用過程における実施施策の内容」, 87-94, 日本建築学会計画系論文集 (68)
- 【66】 李斌, 舟橋國男, 鈴木毅, 木多道宏 (2000年), 「上海市の里弄・新村における居住領域意識に関する研究」, 163-170, 日本建築学会計画系論文集 (65)
- 【67】 葉華, 浅野聡, 戸沼幸市 (1997年), 「中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究: 名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題」, 195-203, 日本建築学会計画系論文集 (494)
- 【68】 張松, 西村幸夫 (1997年), 「上海外灘歴史地区の景観保全計画に関する研究」, 125-130, 日本建築学会計画系論文集 (496)
- 【69】 泉田英雄 (1991年), 「アジアのコロニアル建築に関する研究」, 東京大学
- 【70】 村田 明久 (1990年), 「外国人居留地の建設過程と計画手法に関する研究」, 89-101, 日本建築学会計画系論文報告集 (414)
- 【71】 大山梓 (1960年), 「安政条約と外国人居留地: 日本外交史研究 幕末・維新時代」, 111-123, 国際政治 (14)
- 【72】 田中啓爾 (1938年), 「地図類より観たる函館居留地の変遷」, 588-612, 陸水学雑誌 (8)
- 【73】 文化庁有形文化財: [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei\\_kenzobutsu/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/) 2019年10月
- 【74】 函館市ホームページ: <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/> 2019年7月
- 【75】 函館市史デジタル版: [http://archives.c.fun.ac.jp/hakodateshishi/shishi\\_index.htm](http://archives.c.fun.ac.jp/hakodateshishi/shishi_index.htm) 2019年7月